

新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する
監視・影響調査報告書

平成 21 年 11 月 26 日

男 女 共 同 参 画 会 議

監視・影響調査専門調査会

目 次

1. 「生活困難」とは何か	1
2. はじめに～なぜこの問題を取り上げるのか	1
(経済社会の変化のもとで顕在化しつつある女性の生活困難リスク)	1
(生活困難層の多様化・一般化とそこに潜む男女共同参画をめぐる問題)	2
(本調査のねらい)	2
3. 経済社会の新たな潮流	2
(1) 家族の変容	2
(単身世帯とひとり親世帯の増加)	2
(主たる生計の担い手の変化)	3
(2) 雇用・就業をめぐる変化	3
(非正規雇用の増加)	3
(非正規雇用をめぐる諸問題)	3
(3) グローバル化	4
(定住外国人の増加)	4
(国際結婚と外国人の親を持つ子どもの増加)	4
4. 経済社会の変化のもとで生じている生活困難の実態	4
(1) 生活困難をめぐる動向	4
(生活困難層の増加と多様化・一般化)	4
(女性に多くみられる生活困難)	5
(経済的困難がもたらす社会的排除)	6
(2) 分野別にみた生活困難をめぐる実態と支援ニーズ	6
(ひとり親世帯)	6
(子ども)	7
(若者)	8
(高齢者)	8
(国際結婚、在留外国人女性とその子ども)	9
(女性と労働をめぐる問題)	9
(DV等の女性に対する暴力被害等)	10
(生活上の障害を抱える人々)	11
(その他の生活困難をめぐる実態)	11
5. 男女共同参画の観点からみた生活困難の現状と背景	12
(1) 生活困難をめぐる状況～困難の複合化・固定化・連鎖	12
(2) 生活困難を生み出す要因	12
ア. 女性が生活困難に陥る背景	12
(妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響)	12
(女性の就業構造)	13

(女性に対する暴力等の影響)	13
(背景にある固定的性別役割分担意識)	13
イ. 男性特有の状況	14
(男性の孤立や日常生活自立の困難)	14
(男性役割のプレッシャー)	14
ウ. 男女共通にみられる状況	15
(成育家庭をめぐる問題)	15
(学歴の影響)	15
(自尊感情の侵害による社会不適応)	15
(雇用構造をめぐる問題)	15
(生活上の障害)	16
(外国籍)	16
(地域ネットワークの弱体化)	16
6. 生活困難の防止・生活困難者支援に関する課題と関連する施策	17
(1) 課題の検討に当たっての基本的視点	17
(生活困難の中にある男女共同参画をめぐる問題への着目)	17
(女性の生活困難の防止に不可欠な男女共同参画施策の推進)	17
(女性のライフコースを通じたエンパワーメントの支援)	17
(2) 課題ごとの関連施策	19
ア. 自立に向けた力を高めるための課題	19
① 若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実	19
② 教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実	21
③ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実	24
④ 高齢期における経済的自立や社会参画の実現に向けた取組の推進	25
イ. 雇用・就業の安定に向けた課題	27
① 雇用の場の改革	27
② 女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備	30
ウ. 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題	34
① 困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり	34
② 生活困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組	35
③ 国際化に対応した支援体制の強化～国際結婚や在留外国人とその子どもへの支援...	37
エ. 支援基盤の在り方等に関する課題	38
① 家庭や地域における男女共同参画の推進	38
② 自立概念の捉えなおしと支援チャンネルの多様化	39
③ 制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援	40
(3) 施策の全体的な傾向	44
ア. 男女別の状況やニーズの反映、男女別データの有無	44
イ. 関連する主体や施策との連携	44
ウ. 施策の実績・効果等の把握の有無及び男女別把握の有無	44

7.	男女共同参画の課題の視点からみた生活困難の防止・生活困難者支援の取組	46
	（1）「生活困難」をどうとらえるか	46
	（2）基本的な考え方	46
	ア．経済社会の新たな潮流と社会システム再構築の必要性	46
	（経済社会の新たな潮流）	46
	（セーフティネット再構築の必要性）	47
	（男女共同参画社会実現の必要性）	47
	イ．個人のエンパワーメントの必要性	47
	（男女のエンパワーメントに向けた取組）	47
	（多様な主体の連携）	48
	ウ．世代間連鎖を断ち切る必要性	48
	（生活困難の世代間連鎖）	48
	（世代間連鎖を断ち切る必要性）	48
	（3）今後の取組と課題	48
	ア．横断的に見た課題と取組	48
	（「生活困難」のより具体的な把握と対策）	48
	（男女共同参画社会の実現と生活困難の防止）	49
	（政策の企画から評価までのプロセスにおける男女別視点の導入）	49
	イ．中長期的課題	50
	ウ．分野別にみた当面の課題と取組	51
	（自立に向けた力を高めるための課題）	51
	（雇用・就業の安定に向けた課題）	53
	（安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題）	54
	（支援基盤の在り方等に関する課題）	55
	資料 1. 参考図表（関連データ）	56
	資料 2. 関連施策ヒアリングについて	106
	資料 3. 関連施策一覧表	108
	資料 4. 生活困難を抱える男女に関する支援機関・団体ヒアリング結果のとりまとめ	125

1. 「生活困難」とは何か

本検討では、「生活困難」を経済的困難に加え、教育や就労等の機会を得られない、健康を害する、地域社会において孤立するなどの社会生活上の困難も含めた広い概念として捉える。

特に、自分の力だけでは乗り越えられない何らかの不利な状況（健康、教育、家庭の事情等）を抱えるために、個人あるいは世帯として経済的な自立の困難に直面している状態を中心に検討する。併せて、経済的な困難から派生して、あるいはそれ以外の何らかの不利な状況にあるために、地域社会で人間関係を保てずに孤立したり必要なサービスを受容できなかったりする社会生活を営む上での困難も含めて捉える。

2. はじめに～なぜこの問題を取り上げるのか

結婚や家族をめぐる変化、雇用・就業をめぐる変化、グローバル化など経済社会が大きく変化する中、ひとり親世帯、不安定雇用者、外国人、障害者等、生活に困難を抱える人々の状況は多様化かつ深刻化していると考えられる。加えて昨今の金融危機に端を発した経済あるいは雇用情勢の急激な悪化が、生活困難を抱える人々をさらに生み出し、またその状況を悪化させてしまっていることが懸念される。

このうち女性が生活困難に陥りやすいという問題については、かつては見えにくい問題であったものが経済社会の変化のもとで顕在化しつつある。また、雇用情勢が厳しくなったりグローバル化が進む中、生活困難を抱える層の多様化・一般化が進みつつあるが、その状況や背景には男女共同参画の観点から留意すべき点がみられる。

（経済社会の変化のもとで顕在化しつつある女性の生活困難リスク）

- 女性の生活困難は、単身女性世帯や母子世帯には以前からみられた問題であったが、配偶者による扶養がある標準世帯モデルの陰に隠れて見えにくい問題であった。
- しかし、単身世帯やひとり親世帯が急増し、また配偶者である男性の雇用不安も増す中において、女性が自ら生計を維持する必要性が増しつつある。このような中、経済的な困難に直面し、またそれから派生して様々な困難を抱える女性が増加していると考えられる。
- 女性の生活困難の背景には、男女共同参画社会の進展が道半ばであるといった問題が根底にある。雇用・就業場面における男女間の格差が、女性に経済的な困難をもたらしている。自ら選ぶ場合も少なくないが、女性は出産をきっかけに7割が離職し、非正規雇用が多いなど、いまだ女性が持てる能力を發揮して必要に応じて自身で生計を維持していける社会環境が十分には整っていない。
- なお、女性自身が生計維持のための収入を得る道が十分開かれていない中で男性の雇用が不安定になることは、経済面あるいは生活面が安定しない家庭の増加につながって子どもの教育や養育の環境に大きな影響を及ぼす。そのため女性の生活困難は、次世代に連鎖する極めて由々しき問題として捉えることができる。

(生活困難層の多様化・一般化とそこに潜む男女共同参画をめぐる問題)

- 経済のグローバル化、産業構造の変化などにより雇用情勢の厳しさが増す中、女性のみならず、主たる生計の担い手である男性についても不安定な雇用が増加し、生活困難に陥るリスクが高まっている。
- また、若年層における無業や不安定雇用の増大が、キャリアの積みにくさや長期的な経済的困難につながることを懸念されている。この問題については、これまでは男性イメージで語られることが多く、男女間で問題の様相が異なることについてあまり焦点が当てられてこなかった。
- 他方、国際化の進展のもとで、国際結婚や外国人労働者の急増がみられる中、在留外国人女性とその子どもの社会適応の困難など、新たに目配りすべき問題が生じている。

(本調査のねらい)

- 以上を踏まえ、本調査においては、新たな経済社会の潮流のもと、女性、男性それぞれのライフスタイルや置かれている状況が大きく変容してきたことを踏まえながら、新たに生じてきた、あるいは顕在化・深刻化しつつある生活困難の所在とその実情を探り、その背景にある男女共同参画をめぐる問題について検証、考察する。
- このことにより、生活困難防止のための施策について、女性が生活困難に陥るリスクを低減するなど、男女それぞれの状況に応じた効果的な取組の方向性を明らかにすることを旨とする。

3. 経済社会の新たな潮流

(1) 家族の変容

(単身世帯¹とひとり親世帯の増加)

- 未婚・離婚の増加や高齢化の進展により単身世帯とひとり親世帯が増加し、中でも単身世帯は今後も急増していく見込みとされている。推計²によれば、約20年後の2030年には全世帯に占める単身世帯の割合は37.4%に上り、男性の約3割、女性の約2割が50歳時点で一度も結婚したことがない「生涯未婚」の状態になると予測されている(図表1～3)。また、高齢単身世帯も増加し大きな割合を占めつつあるが、その数は女性が圧倒的に多い(図表4)。
- 離婚の場合、親権を担うのは女性が大半であり、国勢調査によれば、平成17年の母子世帯数(母子のみの世帯)は約75万世帯³となっている(図表5～7)。

¹ 本稿では一人暮らしの世帯を「単身世帯」と称しているが、統計においては「単独世帯」という呼称を用いている場合がある。資料1参考図表(関連データ)の呼称は各資料の呼称に拠っている。

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2008年3月推計)」

³ 国勢調査の母子世帯は、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どもから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)である。母と子ども以外の同居者もいる世帯も含めた母子世帯(父のいない児童(満20歳未満の子ども)もあって、未婚の者)がその母によって養育されている世帯)の推計世帯数は平成15年で約123万世帯とされている(厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成15年度))。

(主たる生計の担い手の変化)

- 家族や雇用・就業をめぐる状況が変化してきた中、いわゆる「主たる生計の担い手」が女性である割合が増えつつある。総世帯数に占める女性の単身世帯の割合は、平成8年の11.3%から平成18年の13.2%に上昇している(図表8)。二人以上の勤労世帯において女性が世帯主である割合も、平成6年の4.8%から平成16年の8.0%に伸びている(図表9)。
- また、現状では世帯主であることが多い既婚男性についても、その雇用形態が非正規雇用等である割合が、平成9年は1割に満たなかったものが平成19年には15%となっている(図表10)。

(2) 雇用・就業をめぐる変化

(非正規雇用の増加)

- 我が国においては1990年代以降、女性並びに若年層を中心として非正規労働者が急速に増えてきた。いまや女性に占める非正規労働者の割合は半数を超え、男性についても2割に届く水準になっている(図表11~13)。
- かつて非正規雇用は、主婦(女性)が家計補助のため家事・育児との両立を図る働き方として、あまり問題としては捉えられてこなかった向きがある。しかし、近年においては未婚層や男性においても非正規労働者比率の上昇がみられ(図表14)、自ら生計を担うにもかかわらず、その人自身が低収入で不安定な非正規雇用という層が増えていると考えられる。

(非正規雇用をめぐる諸問題)

- 非正規雇用については、働き方の一つとしてパートタイム労働や派遣労働を自発的に選択する場合がある反面、「正社員として働ける会社がなかったから」等の非自発的な理由によってやむをえず選択している場合も少なくなく、若い年齢層を中心に他の就業形態への転換希望を持つ者も多い(図表15, 16)。
- 非正規雇用をめぐる問題は、次のような問題や状況があることが指摘されている。
 - 相対的に低賃金で雇用が不安定になりがちである(図表17)と共に、被用者保険制度の適用外となる場合がある、頼るべき家族がいない場合には生活困難に陥りやすい。
 - 一度非正規雇用になると多くが有期契約であり、その状態を繰り返しやすい。非正規労働者の多くは女性であることから、その傾向は女性の方が強い(図表18, 19)。
 - 非正規労働者は、職場における教育訓練など能力開発の機会を持ちにくく(図表20)、その結果、キャリアの形成や自尊感情が阻害されてしまう場合があるとの指摘もある。
 - 能力開発の実施状況について、勤務先が実施した訓練と自己啓発とに分けて見ると、パート、アルバイトの雇用形態の者は、勤務先が実施した訓練の受講機会が少ないだけでなく、自己啓発の実施も少ない状況にある。特に女性では正規従業員

及びその他非正規の労働者の状況に比べても、パート・アルバイトでは自己啓発の機会をもつ者が少ないという状況がある（図表 20）。

- 男性は非正規労働者の方が有配偶者の割合が低く、非正規雇用の場合は経済的に安定しないため、結婚して家族を形成することへの障害がより大きいと考えられる（図表 21）。
- 最近では、経済情勢の悪化に伴い、いわゆる「派遣切り」等により、非正規労働者の雇止めや解雇が発生していることや、社宅や寮に入居していた労働者が、仕事と共に住居を失う事例がみられるなど、非正規雇用をめぐる問題が深刻化している（図表 22）。

（3）グローバル化

（定住外国人の増加）

- 1990 年の出入国管理及び難民認定法の改正により、来日する外国人が急増し、来日目的の多様化、定住化、居住地域の広域化が生じている。平成 19 年末現在、外国人登録者数は 215 万人で、総人口の 1.7%を占める。そのうち女性は男性の約 1.1~1.2 倍とやや多い（図表 23, 24）。

（国際結婚と外国人の親を持つ子どもの増加）

- 国際結婚が 1980 年代半ば以降急増し、その約 8 割が夫は日本人で妻は外国人という組み合わせである（図表 25）。平成 19 年では年間婚姻件数に占める国際結婚の割合は約 5.6%⁴に上る。
- 国際結婚の増加のもとで、外国人の親を持つ子どもも増加している。平成 18 年では、日本に生まれる子どもの約 30 人に 1 人が「少なくとも一方の親が外国人」という状況になっている（図表 26）。

以上のような家族の変容、雇用・就業をめぐる変化、グローバル化といった新たな経済社会の潮流のもとで、家族による扶養や企業による安定雇用等のセーフティネットから漏れてしまう層が増え、既存の制度枠組みによる対応では不十分な生活困難層が生じていると考えられる。

4. 経済社会の変化のもとで生じている生活困難の実態

（1）生活困難をめぐる動向

（生活困難層の増加と多様化・一般化）

- 平均的な生活水準から一定の割合の所得以下の状態にある人がどの程度いるかを示す指標である相対的貧困率⁵をみると、我が国は 1998 年の 14.6%から 2007 年の 15.7%

⁴ 厚生労働省「人口動態統計」（平成 19 年）

⁵ 「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（収入から税・社会保険料を差し引き、社会保障給付を加えた額を、世帯の人数の平方根で割って調整した値。世帯構成員の所得水準を示す。）の中央値の 50%未満の所得の人口が全人口に占める割合。

に上昇している（図表 27）。

- 国民生活基礎調査を特別集計したところ、年齢層別では、高齢者（65 歳以上）の相対的貧困率は以前から高いが、1995 年と 2007 年との 2 時点を比較すると、近年は勤労世代（20～64 歳）及び子ども（20 歳未満）で相対的貧困率が上昇している（図表 28）。なお、勤労世代（18-65 歳）の相対的貧困率は 12.3%（2000 年代半ば）であり、OECD 諸国の中でも高い水準となっている（図表 29）。
- 生活保護の被保護世帯数・保護率⁶は近年上昇傾向にあり、平成 18 年度は 108 万世帯、保護率は 11.8%である（図表 30）。保護率は地域によって大きく異なっており（図表 31）、生活保護につながる背景には、その個人の問題だけではなく各地域の産業構造の影響が大きいと考えられる。
- 生活保護を受給する世帯類型としては従来から高齢者世帯、傷病者・障害者世帯、母子世帯が多いが、最近の傾向として、50 代の男性で生活保護を受給する人々が増えている（図表 32, 33）。終身雇用制の崩壊や未婚・離婚の増加など家族の変容の影響の現れとみられるが、このような層が今後さらに増えていくことが懸念される。

（女性に多くみられる生活困難）

- 相対的貧困率には、男女間や配偶関係、世帯類型によって大きな違いがみられる。男女共同参画の視点において着目すべきポイントとして、次のことが挙げられる（図表 34～37）。
 - ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が相対的貧困率が高く、その差は高齢期になるとさらに広がる。ただし近年、勤労世代の男性の未婚者の相対的貧困率の上昇が見られ、平成 19 年では、勤労世代の未婚者において、男性の貧困率が女性の貧困率を上回る状況もみられる（図表 36）。
 - 高齢単身世帯、勤労世代の単身世帯で相対的貧困率が高く、中でも女性の方が厳しい状況にある。
 - 母子世帯で、また特に離別者での相対的貧困率が高く、その影響が母子世帯の子どもにもみられる。
- 生活保護世帯に占める割合は高齢者世帯が高いが、世帯保護率でみると母子世帯が高い（図表 38）。生活保護受給者を性別、年齢別にみると、高年齢者の受給者数が多いという特徴に加え、20 代、30 代、40 代では母子世帯の被保護世帯が多いことが影響して、女性の受給者数が男性のそれを大きく上回っている（図表 39）。生活保護を受給する母子世帯が多い背景には、地域産業の衰退や景気の悪化によって世帯が経済的な困窮に陥って、離婚に至るケースがあることもヒアリングでは指摘されている。
- このように、我が国においては女性において生活困難に陥るリスクが高いと考えられる。

⁶ 生活保護の受給状況がそのまま我が国における生活困難層の状況を表すものではないことに留意が必要である。

(経済的困難がもたらす社会的排除⁷)

- 経済的な困難は、それだけではなく社会的に生活していく上での必需品やサービス、人間関係などのネットワーク等から排除されやすい状況をもたらしやすい。
- 先行研究⁸によると、我が国では世帯所得 400～500 万円を境としてそれ以下の所得階級において、上記の必需品等を持つことができない割合が高まる傾向がみられており、経済的困難と日常生活での困難や孤立等の社会的排除とは密接な関係にあると考えられる (図表 40)。

(2) 分野別にみた生活困難をめぐる実態と支援ニーズ

本節では、経済社会の変化のもとで生じている生活困難の実態について、既存の統計・調査等の関連データや支援機関・団体等に対するヒアリング結果をもとに取りまとめている。関連データについては、参考図表 (資料 1) を参照されたい。

(ひとり親世帯)

- 日本の母子世帯の就労率は 8 割を超えて高いにもかかわらず、年間就労収入は 100 万円未満が約 3 割、100 万円以上 200 万円未満が約 4 割を占める (図表 41)。背景には、結婚生活期における就業中断や育児等との両立のために選べる職種が臨時・パート等非正規雇用が多くなりがちであることが影響していると考えられる。また、母子世帯の非正規労働者比率は近年上昇傾向にある (図表 42)。
- 母子世帯の相対的貧困率は高く (図表 35)、約 12% が生活保護を受給している (図表 38)。なお、低所得だが生活保護を受給していない母子世帯も多いと考えられる。
- 母子世帯の母の年代別に、非正規労働者比率と無業者比率を算出し、有配偶の女性の同様の値と比べてみると、有配偶の女性が 20 代～40 代にかけて無業者から非正規労働者へとシフトしていくのに対し、母子世帯の母は年代の影響を受けずに、20 代から 50 代までほぼ一定して多くが非正規労働者として就業していることが分かる (図表 43)。
- 特に厳しい状況にあるのが離婚等による生別母子世帯である。生別母子世帯の持ち家率は約 3 割と低い。夫からの養育費をもらっている者も約 2 割にすぎない⁹。
- ヒアリングによれば、経済的な困窮がきっかけで離婚に至り、離婚後も多重債務などの問題を引きずるケースがあるという。また、家計を維持するために母親が長時間労働や多重就労をせざるをえず、身体をこわしたり、時間的にも精神的にも子どもに十分に対応できない母子世帯があるといった問題も指摘されている。

⁷ 社会的排除概念とは、従来の物質・貨幣の多寡を問題にする貧困概念に比べて、社会関係・つながりをも問題にするという意味で多次的であるとともに、ある一時点における分配等の結果を問題にする貧困・相対的剥奪概念に比べて、困難な状態に陥る過程やメカニズムを問題にするもの (Berghman 1995) (菊池英明「社会的排除—包摂」とは何か—概念整理の試み」(日本ソーシャルインクルージョン推進会議編集『ソーシャル・インクルージョン 格差社会の処方箋』補論1, 平成 19 年 1 月))

⁸ 阿部彩「相対的剥奪の実態と分析:日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労(社会政策学会誌第 16 号)』法律文化社(平成 18 年 9 月 30 日)、pp.251-275.

⁹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成 18 年度全国母子世帯等調査結果報告(平成 18 年 11 月 1 日現在)」(平成 19 年 10 月)

- 母子生活支援施設に入所している、あるいは生活保護を受給している母子世帯の状況をみると、特に困難を抱える母子世帯の背景には、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）や病気・障害の問題があったり、外国籍の母が増加したりする傾向がみられるとの調査結果もある（図表 44～47）。
- 父子世帯については、平均的には母子世帯よりも経済水準は高いものの、就労収入が年間 200 万円未満の世帯も約 15%ある（図表 41）。父子世帯は「家事」等に関する悩みを持ちやすい傾向もみられるが（図表 48）、周囲に相談者がいなかったり、公的支援等の対象になりにくかったりすることで、孤立してしまうことが懸念される。

（子ども）

- 我が国における子ども（17 歳以下）の相対的貧困率¹⁰は上昇傾向にあり、1998 年と 2007 年の二時点を比較すると、13.4%から 14.2%へと上昇している（図表 27）。
- 国民生活基礎調査を特別集計したところ、世帯類型では母子世帯の子どもの相対的貧困率が高い（図表 35）。また、単純な比較はできないが、我が国においては、子どものいる世帯の相対的貧困率が、税・社会保障制度等による再分配前よりも再分配後の方がむしろ高いという、他の OECD 諸国とは異なる傾向もみられている（図表 50）。
- 子どもへの教育費支出は、ひとり親世帯において、また所得階層が低い世帯において相対的に少ない（図表 51, 52）。先行研究¹¹やヒアリングにおいても、成育した家庭の経済的困窮や家庭環境の不安定が子どもの教育・学習の不足に影響し、就業等での不利な状況をもたらす、生活困難の次世代への連鎖の問題が指摘されている。東京都の調査¹²では、児童虐待が行われた家庭では経済的困難を抱える家庭が多いことを示す結果もみられている。
- また就業構造基本調査（平成 19 年）の特別集計によると、世帯の所得が高いほど、世帯の子（35 歳未満）が高等教育（専門学校、短大・高等専門学校、大学、大学院）を卒業する比率が高い関係が見て取れる。しかもその関係は、5 年前に比べ、強まる傾向にある（図表 53¹³）。
- また、ヒアリングにおいては、定時制高校等において親の失職や離婚、病気などによる経済的困窮により働きながら学ぶことを余儀なくされる子どもや教育費負担ができないために高校を辞める子どもなどの問題もあることが指摘された。
- 困難を抱える子どもに対し、児童福祉法に基づき支援を行う乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設は平成 19 年 10 月 1 日現在で全国 774

¹⁰ 「子どもの相対的貧困率」とは、子どもがいる世帯の所得をもとに世帯人員数で調整して算出した等価可処分所得が、全人口における等価可処分所得の中央値の 50%未満の所得水準にある子どもが全子どもに占める割合をいう。

¹¹ 池谷秀登「自立と自己実現に向けた福祉事務所の支援」（浅井春夫、松本伊知朗、湯澤直美『子どもの貧困』明石書店、平成 20 年 4 月 15 日）：生活保護世帯の子どもで高校進学率が低いという調査結果を紹介。

¹² 東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」（平成 17 年 12 月）

¹³ 「高等教育」には大学、大学院の他、専門学校、短大・高等専門学校を含んでおり、集計対象となった 2002 年、2007 年の数値とも男性よりも女性の方がこれらの卒業率が高くなっている。

施設、定員は 43,164 人である。福祉施設など社会的養護のもとで育った子どもが施設等を退所し自立するに当たっては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などで支援が行われている。ヒアリング調査によると、自立援助ホームに来る子ども達の多くは被虐待の経験があり、大人不信を抱え、保護された施設等での集団生活になかなかなじみず飛び出し、失敗し、行き場がなくなって入ってくるケースが見られるという。基本的な生活スキルが身につけていなかったり、人間関係がうまく作れない、社会の仕組みが分からないなど社会性に乏しいことなども指摘されている。

（若者）

- ここ数年は若年者の非正規化に歯止めがかかり、フリーター等の数も平成 10 年代半ば頃のピーク時に比べて減少してきた（図表 54）。しかし、最近の金融危機のもとでの内定取消しなど、若年雇用をめぐる情勢が再び厳しくなっている。
- フリーターを含む非正規については、女性の方が、また相対的に低い学歴の者の方が多い（図表 55～57）。相対的に低い学歴である者、または高校や高等教育機関からの中途退学者において、フリーターになっている割合が高いという研究結果¹⁴もある。ヒアリングでの指摘なども踏まえると、経済的な問題からアルバイトをしなければならぬために学業継続ができないための中退、高校在学中の妊娠による中退などの問題もある。
- いわゆる「ニート」については、現状では家族に支えられて生活できる場合であっても経済的に自立できないという点で潜在的な困難層と捉えることができる。そして、「ニート」については、女性の問題が見えにくい。ヒアリングで指摘されたことであるが自立に対する本人及び親の意識が男性に比べて女性の方が低く支援に結び付きにくいといったことが考えられる。実際、若者の自立を支援する機関につながるのも男性が圧倒的に多い（図表 59）。また、ニートと同様の困難を抱えていても「家事手伝い」として潜在化している女性が非常に多い（図表 58）ことも懸念される。
- なお、ニート等は、不登校、いじめ、ひきこもり、中退や、精神科での治療等の経験が多くみられており、ヒアリング調査の結果では、学校時代の挫折体験により漠然とした社会への不安感を過剰に抱えていることなどが指摘されている。雇用問題だけでなく対人関係や精神的な問題を抱える層が少なくない（図表 60）。また、病気やけがのために仕事を探せない無業者や中年無業者の増加も懸念される（図表 61）。

（高齢者）

- 我が国においてかねてから相対的貧困率が高く、生活保護制度の保護対象としても最も占率が高いのが高齢世帯である（図表 32）。そして、高齢世帯の中でも経済的に厳しい状況にあるのが、未婚男女及び離別女性である（図表 28, 36, 62）。
- 平成 20 年に内閣府が行った調査¹⁵では、高齢期における収入レベルには、若い時期か

¹⁴ 小杉礼子・堀有喜衣「若者の労働市場の変化とフリーター」（小杉礼子編『自由の代償／フリーター』日本労働研究機構、平成 14 年 12 月 3 日）

¹⁵ 内閣府男女共同参画局「高齢男女の自立した生活に関する実態調査」（平成 20 年 6 月）

らの雇用・就業状態の影響が大きいことが分かっている。就業中断期間が長く、非正規雇用の割合が高い女性においては、年金水準等が低く、高齢期の経済基盤が脆弱な状況につながっている（図表 63）。

- また同調査によれば、高齢者が抱える困難は、経済的な困難以外にも、一人暮らしの男性が地域における人間関係や社会参加等のネットワークを持ちにくく孤立しがちな状況にあることや、高齢女性の消費者被害の多さなど、生活自立をめぐる様々なものがあることが分かっている。
- 65 歳以上人口の中で公的年金の受給権がない人は平成 16 年で 62.6 万人、比率では男性 2.7%、女性 2.4%である（図表 64）。

（国際結婚、在留外国人女性とその子ども）

- ヒアリングによれば、国際結婚をめぐる、良好な家族関係を築くケースが多くある一方、文化・価値観の違い、コミュニケーションの困難さ、DV、親の介護負担など、外国人の妻が抱える困難は大きい。在留外国人女性の一時保護の理由もDVが多く（図表 65）、その後の生活再建に向けて母語での支援を必要とするケースもある。しかし、在留資格の問題から生活再建の支援が限られることがある。また、女性が日本人のケースも含めて、国際離婚の手続きや国を超えた養育費の請求手続き等に関する相談のニーズも高まっているという。
- 他方、ヒアリングでは、一般に我が国に在住する外国人女性の職域が飲食サービス業、風俗営業、一部の製造業など狭い範囲に限られ、雇用契約も適正に交わされず低賃金であるなど不安定な条件下で働いていることが多いことを問題提起する意見もみられた。
- 在留外国人の子どもについては、親が母国の子どもを比較的大きくなってから呼び寄せるケースも含めて、不就学、学校における日本語理解をめぐる問題がある（図表 66, 67）。

（女性と労働をめぐる問題）

- 女性の非正規雇用が増加し、それはかつてのようなパート労働に従事する主婦だけではなく、若年の未婚女性においても多くなっている（図表 13, 68）。また、女性の非正規雇用は有期雇用が多く非正規雇用を繰り返しやすい傾向があり、短時間労働者の場合、相対的に低い賃金水準となっている（図表 19, 69）。さらに、アルバイト・パート労働においては年齢が高まっても、賃金（時間当たり収入）の増加は正社員の場合に比較すると上昇幅は限定的なものとなっているか、女性の中学校卒業及び高校卒業の学歴のアルバイト・パート労働者では年齢上昇とともにむしろ下がる傾向もみられる（図表 70）。
- 若年（20-24 歳層）で正規従業員として雇用されるものの比率を見ると、近年、女性の中でも中学卒業者及び高校卒業者が厳しい状況に置かれている。高等教育（専門学校、短大・高等専門学校、大学、大学院）を卒業した者のうち、正規従業員として就

業している者の割合は、平成 14 年から平成 19 年にかけて改善傾向にあり、また男女の差が縮小している。一方で、高校を卒業した女性のうち正規従業員として就業している者の比率は直近においてさらに低下し、男性との差が拡大していることに加え、女性間においても、高等教育卒業者との差も開くという状況となっている(図表 71)。

- 非正規労働者から正規従業員への移行というキャリアパスを辿った者の比率は、景気変動の影響もあろうが、男女共に、15-19 歳の年齢階層以外は平成 14 年より平成 19 年で高まっている。ただし、平成 14 年と平成 19 年の二時点間の増加幅をみると、女性よりも男性で状況の好転がみられる(図表 72)。
- 女性は出産・育児で就業中断するケースが多いが、子どもが大きくなるにつれて就業希望が増えても実際に希望する形で再就職できている人は多くない(図表 73)。また、就業する場合も、育児等との両立、就業中断の影響、税制・社会保障制度における扶養範囲との兼ね合いでの就業調整などのために女性は短時間の勤務を希望するケースが多く、その結果、非正規雇用となることが多い。しかし、そのことで不景気時などに仕事を失いやすく、生計の担い手であれば生活困窮に陥るリスクが高いと考えられる。
- 男女間賃金格差は、長期的には縮小傾向にあるものの、国際的に見ると依然として大きいことが指摘されている。男性の一般労働者¹⁶についての所定内給与の平均水準を 100 としたとき、女性の平均賃金水準は 67.8 (2008 年)¹⁷である。この要因として、昇進等の機会の均等が十分に確保されていないこと等による職階の格差や出産等により離職する女性が依然として多いこと等により生じる勤続年数の格差が指摘されている。
- ヒアリングによれば、セクシュアル・ハラスメントの被害のダメージによる退職、妊娠による派遣契約の解除など、女性であることを理由とした様々な問題も生じている。
- 経済情勢が悪化する中、妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の申出又は取得を理由とする解雇、雇止め等、不利益な取扱いに関する労働者からの相談が、近年増加傾向にあり¹⁸、懸念が高まっている。
- このように女性労働をめぐるのは、固定的性別役割分担意識とも結びつき、就業を中断する場合も多く、依然として就労機会や処遇をめぐる様々な問題が残されており、それが女性の経済的な自立基盤の不安定に結び付いている。

(DV等の女性に対する暴力被害等)

- DV等の女性に対する暴力被害の相談件数は年々増加しており(図表 76)、婦人相談

¹⁶ 短時間労働者(1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1週の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない労働者)以外の労働者をいう。

¹⁷ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2008年)結果を用い、厚生労働省が算出。

¹⁸ 厚生労働省の平成 21 年 3 月 16 日発表資料「現下の雇用労働情勢を踏まえた妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い事案への厳正な対応等について」及び「労働者からの相談及び指導等の状況」より。厚生労働省は同日付で、都道府県労働局長宛、労働者からの相談への丁寧な対応、法違反の疑いのある事案についての迅速かつ厳正な対応、法違反を未然に防止するための周知徹底等に関する通達を发出している。

所、婦人保護施設、男女共同参画センター等の支援の現場ではその対応に追われている（図表 74, 75, 77～79）。暴力の加害者は夫やパートナーに限らず、親兄弟や親族や第三者に及ぶ。

- ヒアリングによれば、暴力被害者は、親からの暴力、DV、性犯罪被害など、小さいときから暴力を受け続けて自尊感情を大きく侵害され、精神的に不安定な人も少なくなく、その回復を図って健康を取り戻すことが大きな課題となるという。
- DV被害者が自立生活に向けて抱える困難は、生活資金、体調や気持ちの回復、居所を知られるため住民票を移せないなどの問題が多い（図表 80）。
- これらを踏まえると、暴力被害者が自立に向けて生活の再建を果たすには、精神的な回復と共に、加害者からの追跡を逃れつつ経済的な自立に向けた住まいや就労先の確保などを並行して行わねばならないこともあり、その困難は極めて大きいと考えられる。
- ヒアリングにおいては、DVを受けていても、夫等から離れた後の経済的困窮を怖れて保護を求めるのが遅れるケースがあることや、婦人保護施設入所者の中には、生活上の障害を持つ人、相対的に低い学歴の人も多く、自立に向けた道のが困難な女性が一定程度いるとの指摘もみられた。他方、婦人保護施設等の入所者の中には、経済的困窮や成育した家庭の問題が背景にあって性産業に就いていた女性も少なくなく、その中で尊厳を侵害され、心身を害したり、予期しない妊娠・出産に至るケースが少なくないことも指摘された。

（生活上の障害を抱える人々）

- ヒアリングによると、障害者と認定されていない（障害者手帳は保持していない）が知的な遅れや精神的な疾患・障害により生活上の障害を抱える人々が、制度上の狭間に陥って支援につながりにくい状況があるという。
- 女性の視点では、障害のある女性が子どもを自分の手で育てたい場合にそれを支援する仕組みが不十分であること、障害があるために性暴力やDV等の被害のリスクが高まったり、知識や能力の不足のために子育ての困難を抱えるケースがあったりすること等の問題がある。また、障害のある子どもを持つ母親が負担を抱え込みがちであるという。

（その他の生活困難をめぐる実態）

- その他の生活困難者として、多重債務者、ホームレス等も挙げられる。ヒアリングによると、多重債務者の背景には近年は雇用情勢の悪化の影響が色濃いが、DV等で夫やパートナーから脅されて多重債務に陥る女性もいるという。他方、ホームレスは約1.6万人（平成19年度）であり、野宿生活の危険性ということも影響していると考えられるが、女性は約3%と少なく男性が大半を占める（図表 81）。ホームレスになった主な理由は、仕事関連や病気・けがが多いが、アパート等の家賃支払いの困難や飲酒・ギャンブルといった問題もみられる（図表 82）。

5. 男女共同参画の観点からみた生活困難の現状と背景

(1) 生活困難をめぐる状況～困難の複合化・固定化・連鎖

これまでの分析の結果分かったことは、生活困難な状況にある人々は、その困難が複合的に生じ、固定化し、また連鎖している状況にあるということである。

例えば、DV被害女性は、DV被害による身体的・精神的被害に加えて、加害者である夫等の追跡を怖れたり裁判等で多大なエネルギーをとられ、また仕事を探しても就業中断や育児の両立等のため不安定・低賃金の仕事が多く、経済困窮から子どもの養育困難に陥る場合が少なくない。また、ニート等についても、いじめ等の経験が自尊感情の低下と社会からのひきこもりをもたらし、そのために教育・学習が不足し就労機会を持ちにくく、就労しても非正規雇用中心で断続的な就労ゆえにキャリアを積み上げられず困難な状況を固定化している。さらに、家庭が経済的に困窮していたり、DVや児童虐待等で安定しない状況にあると、その子どもの教育・学習の機会が奪われ、生活困難が世代間で連鎖するといった状況が生じている。困難な状況にある家庭のもとで育った子どもは、その不利を補う家族や地域のサポート等の社会資源を持ちにくいという点でもより困難な状況に陥る可能性もある。

このように、生活困難な状況というのは、ある一時点に降って湧くように生じるものではなく、その個人のライフコースの様々な場面で生じる困難が複合化して影響力を増し、固定化し、連鎖する状況にある。このような状況を断ち切るためには、多方面の連携に基づく取組が必要であり、ライフコースを通じて、可能な限り早期からの支援が必要とされることが考えられる。

(2) 生活困難を生み出す要因

ア. 女性が生活困難に陥る背景

これまでみてきた実態を通観してみると、我が国においては女性がより生活困難に陥りやすい状況があることが分かる。では、なぜ特に女性が生活困難に陥りやすいのか。それについては次のように考察することができる。

(妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響)

- 女性は「産む性」であるゆえに、妊娠・出産・育児等といったライフイベントが女性の生活に与える影響は大きい。固定的性別役割分担意識が十分に解消されていない現状のもとでは、いまだ家事・育児並びに介護の負担が女性に偏り、女性は就業中断が生じやすく、育児等との両立のために選べる職域が限られがちである。また、例えば妊娠による高校中退など10代の妊娠は、支援が十分でないもとでは、その女性の教育機会と就労機会を同時に奪ってしまう問題をはらんでいる。
- 10代の出産・育児等に伴う教育機会の制限は、それが就業機会を狭めることにつながり、さらにはその期間の無収入・低収入のみならず、キャリアや能力開発の積み重ねを妨げ、女性に人生全般にわたって不利な状況をもたらしてしまう場合がある。

(女性の就業構造)

- 固定的性別役割分担意識や出産・育児等のライフイベントの影響のもとで女性の就業に係る行動の選択が狭まっている一方、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の浸透や支援策が不十分であり、税制・社会保障制度が女性の就業調整をもたらす影響もある中、現状では女性の雇用が非正規雇用に集中し、相対的に低収入で不安定な雇用につきやすい構造となっている。また、女性が非正規雇用につきやすい状況は、出産・育児に伴うものだけではなく、未婚の女性においても近年強まる傾向にある。
- 女性の非正規雇用としての働き方は、働き方の一つとしてパートタイム労働や派遣労働を自発的に選択する場合もある一方、身分が不安定で低収入であり、景気後退期には雇用調整の影響を受けやすいなどの問題も生じやすい。

(女性に対する暴力等の影響)

- DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、人身売買等の女性に対する暴力が、女性の尊厳を害し、様々な行動と自由を制約して、女性を困難な状況に陥れている。
- 女性に対する暴力は、被害女性の自尊心を著しく壊し、様々な身体的・精神的な不調をもたらす。そのため、その回復には一定の期間を要し、就業や社会参加を困難にしている。
- また、DV被害者が自立して生活しようとする場合には、心身の不調を抱え、加害者からの追跡を怖れて住民票を移せなかったり、夫との離婚等に伴う裁判や調停に多大なエネルギーと時間をとられることも少なくない。そのような課題を抱えながら、住宅の確保、就業機会の確保、子どもの養育問題等の複数の課題に向き合わなければならないが、仕事を探しても不安定・低賃金の仕事が多く、多重就労で生活を支えることを余儀なくされるなど、その困難は非常に大きい。
- 被害者が外国人、あるいは障害者等の場合には、女性に対する暴力に加えて言語、国籍、日常生活能力等でのハンディを抱え、その問題解決がより難しくなりやすい。加えて、それらの人々が、そのハンディゆえに暴力被害を受けやすいという状況もある。
- また、女性の性を商品化して扱う性産業の存在が、女性の尊厳を傷つけている。性産業で働くことは、女性の心身に大きな負担を負わせている場合があり、その社会復帰を困難にしていることにも留意が必要である。

(背景にある固定的性別役割分担意識)

- 家庭・地域・職場における男女共同参画が十分に進んでおらず、女性が希望に応じた就業継続や働き方を選択しにくい社会構造がある背景には、「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的な性別役割分担意識が影響している側面がある。このような状況のもと、女性は結婚・出産等に伴って就業中断や就業調整をし、夫へ生計を依存しがちで、離婚等に際して女性が自立の困難に陥りやすい。また、自立の見通し

が立たないために深刻なDV被害であっても我慢してしまうといった問題も生じている。

- 固定的な性別役割分担意識の影響は、ニート等において女性の問題が家事手伝い等として潜在化しやすく、若年期におけるキャリアや自立基盤の形成につながらないといった問題にも現れている。また、国際結婚における外国人女性をめぐる問題の背景にも、育児や介護の女性への負担の偏りなど固定的性別役割分担意識の影響がみられる。
- 世論調査¹⁹の結果によると、固定的性別役割分担意識に反対する者の割合が平成19年に初めて半数を超えるなど一定の変化がみられるが、依然として男性の過半数は賛成しているなど根強い課題であるといえる。

イ. 男性特有の状況

男性の生活困難についても、男性特有の状況がみられる。

(男性の孤立や日常生活自立の困難)

- 男性については、父子世帯が周囲に相談相手がおらず孤立しがちで家事等に関する悩みを持ちやすい、一人暮らしの高齢男性が地域でのネットワークを持ちにくく孤立しがちであるなどの傾向がみられている。核家族化等のもと、男性も介護を担うことが多くなる傾向がみられるが、慣れない家事にとまどいを持ち、介護負担が生じていることも懸念される。
- こうした男性が孤立しやすく日常生活における困難が生じる背景には、家庭・地域における男女共同参画が十分に進んでいないことが影響していると考えられる。

(男性役割のプレッシャー)

- ニート等についてのヒアリング結果によれば、いじめ等の生活経験がきっかけとなって社会的な不適応に悩む若者の中でも、特に男性の方が自立に対する意識が本人も親も強く、意識と実態との狭間で悩んでいるという。また、父子家庭が育児との両立のため仕事量を調整しようとしても周囲の理解を得にくい、悩みを周囲に相談しにくいといった問題も指摘されている。「男性が主に稼ぐべきもの」、「男性は弱音を吐いてはならない」といった男性役割のプレッシャーが、厳しい状況にある男性をより困難な状況に追い込んでしまっている懸念がある。
- 自立に対する意識の高さは極めて重要であるが、たとえ共働きでも女性が非正規雇用に就きやすい構造の下、男性側に生計維持の主たる担い手であるという責任やプレッシャーが大きいのしかかる状況がある。さらに、昨今の雇用情勢の厳しさのもとで男性の自立に対するプレッシャーが過剰に強まってしまっている懸念もある。こうした問題は、男性は非正規労働者において有配偶者の割合が低く、経済的に安定しないことが結婚を阻害している一要因になっているとみられる状況にも現われていると考えられる。

¹⁹ 「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)

- 警察庁の統計によると平成 20 年の自殺者総数 32,249 人の 7 割が男性であり、40 代、50 代の男性の自殺の原因・動機をみると、「経済・生活問題」²⁰が最も高い状況となっており（図表 83）、その背景に、男性役割へのプレッシャーが重くのしかかっていると指摘する声もある。

ウ. 男女共通にみられる状況

生活困難に陥りやすい状況を生み出す男女共通にみられる要因としては、以下のようなものが挙げられる。これらの要因は、複合的に、あるいは連鎖して生活困難の発生に関わっていることも少なくなく、また先に述べたような女性あるいは男性であるがゆえの特有の状況と相まって深刻な事態に至るケースもある。

（成育家庭をめぐる問題）

- 婦人保護施設や母子生活支援施設等の施設入所者や生活保護受給世帯の状況を見ると、成育した家庭における生活困難が子どもに影響する世代間の連鎖の問題がみられる。
- 成育家庭が経済的な困難を抱えていたり、家庭環境が安定しないために十分な教育機会を持っていない問題があることに加えて、育ってきた過程での教育・学習の不足、自尊感情の形成の不足などが、成人しても就業や社会活動に当たって不利な状況を生み出している。

（学歴の影響）

- 施設入所者や生活保護受給世帯の中には、中卒や高校中退などの相対的に低い学歴の人が比較的多く、学歴での不利が職業の選択幅を限定し、低収入な状況をもたらしやすい。

（自尊感情の侵害による社会不適応）

- いじめ・不登校の経験を持つ人やDVや児童虐待の被害者の中には、そうした経験によって自尊感情が著しく侵害され、社会生活に対する適応に困難を抱える人が少なくない。これらの人々は、就労自立以前に精神的な回復への支援が必要とされている。

（雇用構造をめぐる問題）

- 各分野でみられた生活困難の多くには、その背景に雇用の不安定があり、労働市場における非正規化の進展とそれら非正規労働者の身分が不安定でセーフティネットが不十分であることが、女性のみならず男性も含めて大きな影響を及ぼしている。
- 近年においては若年の未婚層においても非正規雇用の増加がみられるが、非正規雇用については能力開発の機会を持ちにくく雇用が断続的になりやすいなどキャリア形成が難しい側面があり、これらの層が将来にわたって不利な状況になることが懸念さ

²⁰ 原因・動機を自殺者一人について3つまで計上している。

れる。

- また、今般の経済環境の悪化がもたらした雇用情勢の急激な悪化の影響が、非正規労働者を中心に雇用の終了や調整など大きな影響をもたらし、それが生活困難者を生み出していることがヒアリングでもいくつかの団体等で指摘されており、その影響が懸念される。

(生活上の障害)

- 障害者、あるいは障害者と認定されていない（障害者手帳は保持していない）が知的な遅れや精神的な疾患・障害により生活上の障害を抱える人々が、そのことによって就業の困難を始めとした様々な困難を抱える場合がある。
- 特に、障害者手帳はないものの生活上の障害を抱えている人は、公的支援の対象になりにくいいためより難しい状況に陥ってしまう場合がある。

(外国籍)

- 在留外国人が、言語のハンディや文化的な相違のために、必要な教育や行政手続き、適正な雇用契約や支援から漏れてしまい、生活困難に陥ったり社会的に不適応な状況に陥ったりする 경우가少なくない。この問題は、在留外国人の子どもの教育等に関する問題も含めて捉えられる。

(地域ネットワークの弱体化)

- 都市化が進み地域における人間関係の希薄化が進む中、地域における相互扶助の機能が弱まってきたことも、人々が生活困難に陥るリスクを高める一因と考えられる。

6. 生活困難の防止・生活困難者支援に関する課題と関連する施策

ここでは、前章までの分析をもとに生活困難の現状及び生活困難の防止や支援施策に関する課題の整理を行い、具体的な施策の現状把握と方向性の検討を行う。

調査の対象となった施策は83施策で、監視・影響調査専門調査会が行った書面による調査とヒアリングにより聴取した内容を中心に現状分析を行った。

(1) 課題の検討に当たっての基本的視点

(生活困難の中にある男女共同参画をめぐる問題への着目)

- これまでみてきたように、我が国における生活困難をめぐるのは、男女間で問題の現れ方やその背景に違いがある。生活困難を効果的に防止するためには、男女別の観点でその状況を的確に捉え、その分析を踏まえて効果的な対策を検討していくことが重要である。
- かつて女性では問題として十分に、広く認識されてこなかった非正規雇用をめぐる問題も、そこに男性も加わるようになったことで社会的な問題として顕在化してきた側面がある。これは翻ってみれば、暗黙のうちに女性は経済的な自立を必要としない存在として社会的に捉えられ、問題が見過ごされがちであったことに他ならない。また、税制・社会保障制度等の様々な仕組みが、女性の就業活動に影響を及ぼし、現下の経済社会の変化のもと女性の生活困難リスクの顕在化に影響してきた側面もある。
- このように、生活困難の背景には固定的性別役割分担意識の問題や女性が希望に応じた働き方を選択しにくい社会構造があり、経済社会の変化のもとで固定的性別役割分担を前提とした社会制度にもひずみが生じつつあるといった男女共同参画をめぐる問題に対して、より一層敏感な視点を持って現状を捉え、今後の施策の在り方を検討していくことが必要である。

(女性の生活困難の防止に不可欠な男女共同参画施策の推進)

- 女性の生活困難を防止するためには、男女共同参画のための施策を推進し、女性が生活困難に陥りやすい要因を解消することが不可欠である。具体的には、女性が出産・育児等のライフイベントを経ながらも希望する形で就学や就業の継続を図ることができるように、固定的性別役割分担意識の解消を進め、家庭や地域における男女共同参画を推進すると共に、男女間の雇用機会均等の確保等により女性が働きやすい就業構造への改革を一層推進していくことが必要とされる。
- 加えて、女性に対する暴力は女性の尊厳を著しく傷つけ、女性の自立に向けた道のりを困難なものとするものであり、その被害の防止と被害者支援のための対策に一層力を入れていくことが必要とされる。

(女性のライフコースを通じたエンパワーメントの支援)

- 出産・育児等のライフイベントの影響を受けやすい女性については、多様なライフスタイルの選択を尊重しながらも、その持てる力を発揮して経済的自立が図られるように、女性のライフコースを通じたエンパワーメントの視点から、総合的な支援を進めることが重要である。
- 出産・育児・介護等を経ても希望に応じて就学や就業を継続したり再就職できる社会環境の整備、子どもを持ちながら安心して職業訓練を受けられる機会の充実など、女性が生活困難に陥るリスクを低める、あるいは防止するポイントに着目した取組の充実が必要とされる。また、一人暮らしが多い高齢女性が経済的な困難に陥らず、持てる意欲や能力を発揮して社会参画することを支援する取組も重要である。
- 子どもを持つ女性への支援の在り方を考える際には、「母として」だけでなく、女性本人の福祉（Well-being）にも着目した支援が重要である。例えば10代の母の場合、本人は児童福祉法の対象であるにもかかわらず出産すると母親としてしか扱われないといった問題も見受けられることから、母となった際であってもその女性自身のライフステージ上の課題に着目した支援が適切に提供されることが求められる。
- 他方、個人のニーズを中心としてさまざまな支援策を用意し、それらを総合的に提供することが重要である。例えばDV被害により困難に陥った女性が、その後子どもと一緒に自立した生活に向かう過程には、DVからの保護の他、住まいの確保、就労自立の支援や保育や教育に関わる支援など、多様な支援が必要とされる。また、子育てをしている障害がある女性には、個人に対する支援だけでなくその母子の生活に対する支援が求められる。このような困難な状況にある個人と家族を中心に、そのニーズに総合的に応える支援の在り方が求められる。

(2) 課題ごとの関連施策

ア. 自立に向けた力を高めるための課題

① 若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実

【課題】

- 若者が、経済的に自立することの重要性について学び、職業とのかかわりや自らのキャリアを意識しながら教育機関で学ぶことができるように、教育領域と職業領域との連携に基づく早期からのキャリア教育を充実させていくことが必要ではないか。
- このようなキャリア教育は男女共に必要であるが、特に女性が、非正規雇用に就くことが将来に与える影響も踏まえ、義務教育等の早い段階から、自らの経済的・社会的自立に関して学び、人生を通じたライフプランについて考えられるような学習機会を充実することが必要ではないか。

【施策の現状】

一人ひとりの社会的自立の実現のためには、教育と職業や産業社会との相互のかかわりを一層強化し、人材育成に関する社会の要請を踏まえた教育の推進が重要である。教育基本法の理念の実現に向け閣議決定された「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）に対応し（「基本的方向1 ③「人材育成に関する社会の要請に応える」）、小・中学校の発達段階に応じたキャリア教育プログラムの開発などの調査研究を実施する「発達段階に応じたキャリア教育総合支援事業」、高等学校、特に普通科高校におけるキャリア教育を充実させるための調査研究を行う「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」が実施されている。専修学校と高等学校の連携により、職業意識の醸成を目指す施策が「専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン」である。

地域の教育界と産業界等をつなぐ仲介役となり、効果的なキャリア教育を支援するキャリア教育コーディネーター人材の育成等を促進する目的で実施される施策に「キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業」がある。

女性が社会で活躍するに当たり、主体的な働き方を選択していくことができるよう、多様な選択肢の存在や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報を提供することにより、女性が自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期から持てるよう支援する施策が「女性のライフプランニング支援総合推進事業」である。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 職業とのかかわりを意識する上で、青少年一人ひとりの個性・特性を見極めること、様々な職業についての情報が提供されること、企業等が求める人材についての情報が学校や生徒に提供されることなど、将来の進路と日々の教育活動の意義とを結び付けることはキャリア教育において非常に重要である。義務教育の早い段階からのキャリア教育や、初等中等教育段階から高等教育段階に至る一貫したキャリア教育に関する施策が進められているが、施策の効果を確認しつつ、一層推進される必要がある。

- キャリア教育の推進に当たり、学校や教育委員会と地元企業や公共機関等との連携は極めて重要であり、連携に当たっての仲介役（キャリア教育コーディネーター人材）の育成等を支援する施策がモデル事業として実施されている。地域社会に対するキャリア教育への理解と協力を求め、地域の人々が様々な形で学校の教育活動を支援する取組については、今後一層の推進が必要である。
- 社会で自立していくためには、コミュニケーションを円滑に行う能力や感情をコントロールする力など良い人間関係を構築・維持していくための対人関係能力を育むことが非常に重要である。中央教育審議会に設置されたキャリア教育・職業教育特別部会においては、コミュニケーション能力や協調性などを含む、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に共通して必要な能力等の明確化と発達段階に応じたキャリア教育の体系的な推進方策等について検討を行っている。今後はこれらの議論を踏まえたキャリア教育の推進が求められる。
- ライフプランニング支援においては、固定的性別役割分担意識等の影響によって結果としての選択の幅が狭められることのないよう、一人ひとりが個人として自立していくことのできる多様な選択肢を示すことが求められる。
- フリーターを含む非正規労働者の内訳は男性よりも女性のほうが多く、いわゆるニートについては女性の方が自立に対する本人及び親の意識が低いといった指摘がある。学校における進路指導・就職指導や、女性のライフプランニング支援において、男女共に経済的に自立していくことの重要性などについて情報が正しく伝えられることなどが求められる。
- また、例えば大学の専攻分野別学生数の男女比や分野別教員数の男女比において理工系での女性比率が低いことなど結果として男女の進路選択に違いがあるとの指摘に対しては、女子中高生に科学技術分野への進路に関心をもつ機会を提供する「女子中高生の理系進路選択支援事業」等が実施されており、これらの施策の推進により、女性の能力が幅広い分野で発揮されることが求められる。

② 教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実

【課題】

- いじめやひきこもりなどをきっかけとしたニート等、自立に困難を有する若者への支援に当たっては、まずはその社会生活適応を支援し、健康を回復して就労等による自立に向かうことができるよう、教育、保健・医療、福祉、就労その他多様な関係機関間の連携に基づく支援が必要とされるのではないかと。
- 職業を持ちながら学ぶ高校生等が困難な状況に陥らないように、こうした高校生等が教育と仕事の両立を図ることができるような支援が必要であると共に、学校で労働者としての権利について学ぶような機会の充実も必要ではないかと。
- 中卒や高校中退者に対する就労支援の充実や、高校中退を防止するための対策も重要である。経済的困難ゆえの高校中退等がその子どものキャリアに与える影響を勘案し、在学継続に向けた支援や妊娠ゆえの中退も含めた中退後の学び直し等フォロー体制の充実について検討がなされるべきではないかと。また、予期しない妊娠による中退を防ぐため、学校・家庭等において性に関する正しい理解を深めることが重要ではないかと。

【施策の現状】

「地域における若者支援のための体制整備モデル事業」では、英国のコネクションズ・サービス²¹を参考として提示された「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会（有識者検討会）」（内閣府）の座長試案を受けて、若者支援のネットワークを有効に機能させるための「ユースアドバイザー」の養成に取り組んでいる。

「問題を抱える子ども等の支援事業」では不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退など生徒指導上の課題への対応やそれらの課題を抱える生徒への支援についての調査研究を行い、「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、それらの課題に対し、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備している。

「地域生活・自立支援事業」は、施設を退所した者に対してソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援している。「若者職業的自立支援推進事業」はニート状態にある若者の職業的自立を支援するため、地方公共団体との協働により、「地域若者サポートステーション事業」を実施（平成 21 年度：全国 92 か所）、また、合宿形式による集団生活の中での生活訓練・

²¹ 英国ブレア政権により設立された社会的排除問題ユニット（Social Exclusion Unit）は 1999 年の報告書 "Bridging the Gap" の中で NEET（ニート）の問題を指摘し、様々な理由により将来の社会的排除の可能性のある若者を早期から支援すべきという考え方を打ち出した。これを受けて 2000 年に教育雇用省（当時）内にコネクションズ・サービス・ナショナル・ユニット（CSNU）が設置され、若者にアドバイス、支援を行い、大人としての生活や職業生活への順調な移行をサポートすることを目的とするコネクションズ・サービスが開始された。若者が社会との接点を失わないよう、在学中から働きかけを行うことや、ワンストップショップやアウトリーチ・センターで、若者たちが集まる場所に向いて積極的にサービスを提供することなどを特徴とする。

労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信を身に付けることにより、就労等へとつなげる「若者自立塾事業」を実施（平成 21 年度：全国 30 か所）している。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 若者に対する支援としては、基本的な生活スキルを身につけ、社会性を築いていけるよう自発的な取組を促すことが必要である。精神的な回復が必要な若者に対しては必要な支援を提供し、就業による自立支援だけでなく、日常生活の自立や社会的な自立を支援する複数の支援が組み合わされ、提供されることが必要である。これらの支援を1つの機関が行うことは困難であり、地方公共団体や幅広い専門機関・団体等のネットワークにより支援しようとする取組が始まっている。このような連携による取組が、今後一層広がりを見せることが必要である。
- 教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、ニート等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを内容とした「子ども・若者育成支援推進法」が平成 21 年 7 月に成立した。今後、同法に基づき、各関連分野における関係機関等が連携し、ニート、ひきこもり等困難を抱える若者に対する支援施策の実施が必要である。
- 児童福祉施設などを退所する若者の社会における自立には、就業、社会生活、住宅の確保など特に多くの困難が伴い、支援が必要とされる。これに対しては地域生活・自立支援事業が提供され地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供している。このような取組の拡大と充実が必要である。
- 現状では家族に支えられて生活できる場合であっても、自立の難しい潜在的な困難層であるニート、あるいは同様の困難を抱えていても「家事手伝い」として潜在化しやすい女性などについては、どのような人がどのような課題を抱えているか、どのような支援が求められているかについてより詳細に把握されることが重要である。生活困難世帯の子どもは社会的に孤立した状況に置かれやすく、社会的な支援にアクセスするのが難しいという指摘、また生活困難を抱える若者の課題やそこに至る背景には、性別や学歴などによっても異なる部分が多い、などの指摘を踏まえ、状況の適切な把握と、それに応じた施策の実施が求められる。
- 職業を持ちながら学ぶ高校生が、教育と仕事を両立させることができるよう、多様なニーズに対応した定時制・通信制の改善・充実を図る等、必要な支援策の実施が求められる。
- 非正規労働者の増加や新たな労働法制の創設・施行が行われる中で、個別労働紛争や不利益な取扱いに関する労働相談が増加している。労働者は自らの権利を守るため、労働関係法制度に関する知識を理解することが必要であるが、必要な労働法についての知識を広く漏れなく認知するためには、学校における教育が有効であるとの指摘が

ある²²。生徒・学生に対しても身近な例や分かりやすい工夫を行うことが大切で、例えば国は教材を作成するなど、環境の整備を進め、有効に活用されるようにすることが求められる。

- また、生活困難の多様化、一般化が進む状況のなか、社会保障制度についての知識も学び、自らの権利や、困難な状況に陥った際の相談窓口や支援窓口について理解することも重要である。キャリア教育や労働関係法制度についての学習と同様、学校教育での実践が望まれる。
- 高校を中退する若者については、高校中退により社会から孤立をしないような仕組みがつくられることが重要であり、より広い範囲で学校と就業支援組織とが連携し、若者に対する切れ目のない支援が提供される仕組みが求められる。
- 多様な「学び直し」の方法の提供と、「学び直しをした者」を受け入れる教育や雇用の仕組みの実現が求められる。特に高校中退した者など、中等教育、高等教育の機会を十分に得ることができなかった者への学び直しの機会の提供、大学の入学者選抜方法の大学評価への反映、企業における中途採用などの環境整備が求められる。これらは、学校や職場が多様な学生や従業員の受容に取り組むきっかけともなり得る。
- 妊娠による高校中退など 10 代の妊娠は、支援が十分でないもとでは、その女性の教育機会と就労機会を同時に奪い、人生全般にわたって不利な状況をもたらす場合がある。ある地方公共団体が実施した調査によると 10 代の出産を要因とする被保護母子世帯は一定の割合（図表 47）存在し、またヒアリング調査でも同様の指摘があることを踏まえると、母となった際であっても、母としてだけでなく、就学を継続することへの支援や、児童福祉法の対象であるといったその女性自身のライフステージ上の課題に着目した支援が提供されることが求められる。
- 望まない妊娠を防ぐという観点を含んだ性教育が引き続き実施されていくことが重要である。また、妊娠・出産には男女が共にかかわっていることを理解し、相手を思いやる心の涵養や人間尊重の精神を基盤とし、児童生徒の発達段階に応じて性に関する科学的知識を理解させることが求められる。
- 調査によると、10 歳代から 20 歳代のときに交際相手から暴力を受ける被害者は少なくない²³。若者間における暴力の防止には、若年層に対し交際相手や配偶者のからの暴力の問題を考えさせる機会の提供が有効であると考えられる。男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に関する予防啓発を、学校教育の中においても取り組むことが求められる。

²² 厚生労働省に設置された「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会」報告（平成 21 年 2 月）による指摘。

²³ 内閣府が平成 20 年に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、10 歳代から 20 歳代のときに当時の交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを受けたことが「あった」人は、女性 13.6%、男性 4.3%であった。

③ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実

【課題】

- 暴力被害当事者やメンタル面で問題を抱えた人々等については、まずは精神的な回復を支援し、当事者の持てる力を引き出すエンパワーメントが必要であるため、そのための相談支援や自助グループ等の活動支援の充実を図るべきではないか。特に、支援に高い専門性を要する性暴力被害者に対する専門的な相談支援の在り方についても検討が求められるのではないかと。
- また、こうした困難者に対する相談支援に関しては、相談員等の専門性の確立を図るための方策についても検討が必要ではないかと。

【施策の現状】

DV被害者の自立を支援する施策として、様々な人との交流や情報交換を行う居場所づくり（平成20年度）や被害者の社会参画の支援（平成21年度）などのモデル事業を実施する「配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業」がある。またDV被害者が相談しやすい環境整備を図る「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」、相談業務の質の向上や充実、広域連合の推進を図る「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」、「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」、「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議」が実施されている。外国人被害者への支援として「外国人向け広報資料（「配偶者からの暴力の被害者へ」）の作成・配布」が実施されている。

「犯罪被害者等基本計画」等に基づいて「犯罪被害者等に対する精神的支援等の総合的な支援の実施」が行われている。

婦人相談所一時保護所には「婦人相談所一時保護所等における心理療法担当職員の配置」を行いDV被害者に対する心理的ケアを実施している。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年成立）ではその前文で、「配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」と明記し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護について定めている。平成16年5月の法改正とともに、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべき「基本方針」が策定され、体制の整備が進んでいる。
- 上記法律に基づく政策の効果について、平成21年5月26日に総務省は配偶者暴力防止法及び基本方針に定める施策を対象とした「政策評価」を公表した。通報及び相談の効果的な実施（内閣府）、被害者就業支援施策の効果測定指標の設定とその実績の把握（厚生労働省）、被害者の公営住宅の入居に関する広報や、都道府県への要請

(国土交通省) などに対して、措置に不十分な点があり、評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきとして勧告を出した。これらの施策については、勧告に従い着実に実施することが必要である。

- DV 被害者、それ以外の暴力の被害者やメンタル面で問題を抱えた人々に対しては、自尊意識を取り戻すなどの精神的な回復への支援が重要である。個々人の持てる力を引き出しエンパワーにつなげていくための支援として相談者の専門性の確立を図るための取組が求められる。

④ 高齢期における経済的自立や社会参画の実現に向けた取組の推進

【課題】

- 高齢期における経済的自立を実現するために、意欲のある高齢者の就業支援を充実することが必要ではないか。また、高齢期の経済状況には若年期からの就業年数や雇用形態等の影響が大きく、特に女性で厳しい状況が生じていることを踏まえ、税制・社会保障制度が女性の就業活動に対し及ぼす影響も勘案しつつ、女性の就業継続を支援するための環境整備に一層取り組むべきではないか。
- 高齢者が社会と関わりながら自立した生活を送ることができるように、意欲ある高齢男女の積極的な社会参画を促進する取組が必要ではないか。中でも孤立や日常生活自立の困難が懸念される高齢男性に関しては、家庭や地域への円滑な参画を支援するための取組が重要ではないか。

【施策の現状】

意欲ある地域の高齢者や住民が主導的・積極的に活動するための環境を整備するため、「高齢者地域活動推進者（コミュニティ・ワーク・コーディネーター）養成支援事業」を実施する。

なお、「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書²⁴」の「資料2 各府省施策一覧」の施策においても、上記【課題】に対応した施策があり、これを実施している。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 上記報告書（「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書」）では、高齢世帯は相対的貧困率が最も高いとともに生活保護制度の保護対象としても最もボリュームが大きく、中でも未婚男女、離別女性が経済的に厳しい状況にあることを指摘している。就業中断が長く、非正規雇用の割合が高い高齢女性の年金水準が低く、経済基盤が脆弱であること、一人暮らしの男性が地域で孤立しがちであることなどの問題が明らかになっている。

²⁴ 平成20年6月13日、男女共同参画会議にて意見決定。

- 上記報告書に盛り込まれた「高齢男女の就業促進と社会参画に向けた取組」、「高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備」「家庭・地域における支え合いの下での生活自立に向けた取組」等のうち、上記【課題】に対応する施策を中心に取組を着実に推進していく必要がある。

イ. 雇用・就業の安定に向けた課題

① 雇用の場の改革

【課題】

- 女性や若者の生活困難の背景にある非正規労働者の雇用や処遇をめぐる問題に対応するために、均衡待遇の確保や非正規労働者のセーフティネット機能の更なる強化が一層必要とされるのではないか。
- 就労を希望する女性が雇用の場においても十分に能力発揮できるように、男女雇用機会均等の確保に向けた取組を一層進めると共に、男性も含めた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の浸透や、ワークシェアリングや短時間正社員制度など新たな雇用形態の普及、女性労働をめぐる相談体制の充実などに積極的に取り組んでいくべきではないか。

【施策の現状】

平成 20 年 4 月に、パートタイム労働者の均衡待遇の実現及び正社員化を目的とする改正パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）が施行され、その着実な実施を図るため、「短時間労働者均衡待遇啓発事業」、またパートタイム労働者と正社員との均衡を考慮した評価・資格制度を導入する企業に対し助成金を支給する「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」が実施されている。

男女雇用機会均等法が定める男女雇用者の機会均等については、「職場における男女雇用機会均等の推進」によって法令等の周知徹底を図り、法違反に対する厳正的確な行政指導を実施し、紛争の早期解決に向けた援助を行っている。「ポジティブ・アクションの取組の推進」では、関係行政機関、地方公共団体、労使団体等と連携しながら、企業の自主的なポジティブ・アクションの取組を促している。

平成 21 年 4 月 10 日に政府から発表された「経済危機対策」には、緊急的な対策として雇用対策が盛り込まれ、主に非正規労働者を対象とした施策が講じられた（(第二のセーフティネット)）。

具体的には、住居をなくし資金を持たない離職者等へのつなぎ融資「臨時特例つなぎ資金貸付事業」、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失のおそれのある者に対して、住宅手当を支給する「住宅手当緊急特別措置事業」、生活資金を融資する「総合支援資金の創設」。

雇用保険を受給できない者への職業訓練を拡充するとともに、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」制度を実施する等の「緊急人材育成・就職支援基金」を創設。

平成 21 年 4 月の「経済危機対策」の取りまとめに先立つ 3 月 23 日、政・労・使の代表 5 名は、世界同時不況下の雇用安定に向け、政労使が一体となって取り組むことに合意した（「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」）。この合意は、残業の削減、休業、

教育訓練、出向等により雇用維持を図る、いわゆる「日本型ワークシェアリング」への取組が盛り込まれており、政府は、これに基づき、「雇用調整助成金の支給の迅速化、内容の拡充」を図っている。

非正規労働者等の失業に対して住宅の安定を図る施策として「労働移動支援助成金（離職者住居給付金）」が創設され、住居の安定と安定的な就業機会の確保を図る「就職安定資金融資事業」も拡充されている。

「雇用保険制度の見直し」によって非正規労働者へのセーフティネット機能の強化が図られた。離職者に対する再就職支援機能の強化（適用範囲の拡大、受給資格要件緩和、給付日数の充実）等が図られた。また平成 21 年度補正予算に「職業能力開発支援の拡充・強化」が盛り込まれ、職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の充実が図られたほか、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供等も行われることとなった。

「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」に基づき、政労使において「ワークシェアリングの普及」への取組が進められている。

「短時間正社員制度導入支援事業」は、前述改正パート労働法第 12 条の措置義務である正社員への転換について、正社員への複数のルートを示すとの目的もある。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- セーフティネットの欠如が懸念されていた非正規労働者に対し、喫緊の課題であった住宅確保のための支援や生活保障付き教育訓練の機会、緊急の融資制度などのセーフティネットが、「経済危機対策」により提供される。
- 一方、これらの施策は、実績や効果が把握されることが必要で、その結果を踏まえてその後の施策へと反映される必要がある。
- 1990 年代以降、女性層だけでなく若者層や、現状では世帯主であることが多い既婚男性についても非正規労働者の割合が増加している。身分が不安定でセーフティネットが不十分な非正規労働者の失業は生活困難に陥るリスクを高め、女性のみならず男性にも大きな影響を与えている。失業しても生活の安定が図られ、教育訓練を受け、また労働市場に戻れるという労働市場への再参入のための恒久的なセーフティネットが構築されることが必要である。
- 正規雇用と非正規雇用との待遇の均衡の問題には、引き続き取り組んでいかなければならない。パート労働者については、平成 20 年 4 月に施行されたパート労働法の改正によって、賃金のほか教育訓練、福利厚生についても、働き方や貢献に合わせ、正社員と均衡（バランス）のとれた処遇が行われること、及び正社員化の推進が求められることとなった。法についての周知徹底が図られ、パート労働者の均衡待遇が促進されることが必要である。
- 一方、派遣労働者と雇用主が異なる派遣先の労働者との「均衡」問題については、同

種の業務に係る一般の賃金水準等を考慮しつつ、派遣労働者の職務の内容・成果・意欲・能力または経験等を勘案して賃金を決定するよう求められると共に、非正規雇用をめぐる状況変化については常に把握が行われ、状況に即した施策が図られることが求められる。

- 職場における男女の雇用機会均等の推進については、法令等の周知徹底、厳正的確な行政指導、労働者・事業主からの相談への対処や紛争の早期解決への支援、また女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）の促進を図る施策が実施されており、例えば女性雇用管理基本調査²⁵によると平成 18 年度の女性管理職割合（管理職（係長相当職以上）全体に占める女性の割合）は平成 15 年度の 5.8%から 6.9%へ、特に 5,000 人以上規模の企業においては同 3.3%から 6.1%へと上昇がみられている。男女雇用機会均等法に定める性別による差別の禁止や、労働基準法に定める男女同一賃金の原則など、男女の雇用機会均等の推進については、一層強化する必要がある。
- ポジティブ・アクションの推進に当たっては、女性を含む労働者、中間管理職、企業トップの各層が、職場での固定的性別役割分担意識の解消に努めることが望まれる。
- ワークシェアリングや短時間正社員制度などは導入間もない取組であるが、働き方の選択肢を増やして男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に寄与することが期待されるほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を通じて、女性の就業継続や、育児等で就業中断した女性の再チャレンジを容易にし、また就業継続や再チャレンジによる女性の経済的自立に寄与することが期待されることから、今後一層定着することが必要である。
- ICT（情報通信技術）を活用し、在宅等で就業する就業形態は、就労や育児・介護との両立を希望する多様な人材の社会参加を可能とする働き方として普及促進が図られている²⁶。特に育児と生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親にとっては関心の高い働き方であり、開発・普及に向けた国、地方公共団体と企業との一層の取組が求められる。

²⁵ 厚生労働省が実施する調査。平成 19 年度からは「雇用均等基本調査」として実施。

²⁶ 国土交通省「テレワーク人口実態調査」によると、就業者人口に占めるテレワーカーの比率は、平成 14 年：6.1%、平成 17 年：10.4%、平成 20 年 15.2%である。なお、この調査による「テレワーカー」の定義は「ICT（情報通信技術）を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークを 1 週間あたり 8 時間以上している人」である。

② 女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備

【課題】

- 育児等との両立を必要とする女性が希望に応じて就業継続でき、また就業中断後に再チャレンジができるように、男性を含めた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、地域の子育て支援環境の整備、女性の能力開発機会の充実等にさらに努めていくべきではないか。
- 子どもを持ちながらも安心して学び直しや資格取得のための職業訓練の機会を持ち、より良い条件で再就業できるための支援をさらに充実していくことが必要ではないか。中でも、生活困難な状況にある相対的に低い学歴の女性に対する支援の充実が重要ではないか。
- また、女性の多様なライフスタイルの選択を尊重し、税制・社会保障制度等が女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向で制度等の見直しを図っていくことが引き続き不可欠ではないか。

【施策の現状】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章²⁷」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、労働団体、経営者団体、地方公共団体等と連携を図りつつ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指す施策に「仕事と生活の調和の推進」がある。

女性の再チャレンジを可能とする知識、技術等を身につけるための施策として「専修学校を活用した就業能力向上支援事業」がある。

育児等との両立を図るための施策として、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」があり、平成 21 年には改正法が成立した²⁸。「次世代育成支援対策推進法」、「次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について」では、一般事業主行動計画の策定・届出の義務付けが平成 23 年 4 月までに、101 人以上 300 人以下規模企業に拡大される。また男性を含めた仕事と生活の調和を推進する施策として、「仕事と生活の調和の実現」があり、その実現に向けて労働時間等の見直しなどを支援するとともに、労働時間が長い事業場に対する重点的な監督指導等も実施している。「育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）の支給」、「事業所内保育施設設置・運営助成金」、「中小企業子育て支援助成金」がある。

地域の子育て環境を整備する施策として「ファミリー・サポート・センター事業」が実施されている。

²⁷ 平成 19 年 12 月 18 日、関係閣僚、経済界、労働界、地方の代表者等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議で決定された。<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/charter.pdf>。なお、企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示すものとして「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が同時に策定された。

²⁸ 3 歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長等を内容とする

子どもを持ちながら資格取得ができる職業訓練の機会の充実を図るために活用できる施策として、母子家庭の母に対しては「母子寡婦福祉貸付金」、実施主体が指定した教育訓練講座の受講費用の負担軽減や経済的自立に効果的な資格の取得を促進するための修業期間中の生活費の負担軽減などを図る施策として「母子家庭自立支援給付金事業」がある。

また、「経済危機対策」において創設された施策においても、職業訓練を受けやすい環境の整備を行うための「職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業」がある。

育児・介護のために退職し、将来再就職を希望する者に対し、「再チャレンジサポートプログラム」などを実施する「再就職希望者支援事業」が実施されている。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 女性が出産や育児等のライフイベントを経て持てる力を発揮して就業継続を図り、あるいは就業中断後の再チャレンジによって経済的自立を図ることは、女性自身のエンパワーメントの観点からも、また子どものいる世帯の経済的困難に陥るリスクを低減する意味からも重要である。それには、男性も含めた働き方の見直しを行い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進める必要がある。
- 特に長時間労働は、男性の家庭や地域の活動を阻害する一方で女性の就業継続を困難にするなど、男女の役割分担を固定化する一因ともなっている。それだけでなく、脳・心臓疾患による過労死の原因ともなるほか、労働者の強い不安・悩み・ストレスの原因となることもあり、健康や生命に影響を与えている。労働時間等については労働者の健康と生活に配慮し改善することが重要である。
- 政府は、労働団体、経営者団体、地方公共団体等と連携を図りつつ、数値目標を設定した上で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け施策の推進を図っている。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章が目指す、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」、という3つの目標が達成された社会であり、その実現に向け設定された数値目標²⁹の達成状況を評価し、その評価をその後の施策に反映しつつ、一層推進していくことが必要である。
- また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の進展が、男女労働者の家庭や地域での責任の分かち合いなど、男女共同参画社会実現の進展を促進し、家庭や地域とのつながりを結び直し、強めることにつながっていくことが求められる。仕事の

²⁹ 数値目標のうち主なものは「フリーターの数（現状187万人→2017年144.7万人）」、「女性25～44歳の就業率（現状64.9%→2017年69～72%）」、「高齢者（60～64歳）の就業率（現状52.6%→2017年60～61%）」、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合（現状10.8%→2017年半減）」、「年次有給休暇取得率（現状46.6%→2017年完全取得）」、「育児休業取得率（女性現状72.3%→2017年80%、男性現状0.50%→2017年10%）」、「男性の育児・家事時間（現状60分/日→2017年2.5時間/日）」。なお、現状とは平成19年12月時点で把握されていた数字を示す。

場のみならず、個々人が家庭や地域での「つながり」を持つことは、生活困難防止のためのセーフティネットを強めることにつながり、また生活困難への支援を提供する社会的な資源となっていくことが期待される。

- 現状を踏まえると生活困難を抱えるひとり親世帯では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が困難なものとなっている。特に非正規労働者としての収入により生計を維持している世帯では、雇用が不安定で低賃金なゆえ、生計維持のため複数の職場で働くことを余儀なくされ、結果として長時間労働となり、子どもと過ごす時間が極端に短くなったり、健康に不安を抱えるケースがみられる。このような世帯の母に対する疾病時や技能習得の通学時における一時的な生活援助や保育サービスは提供されているが（母子家庭等日常生活支援事業）、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するために更なる支援が求められる。
- 仕事と生活の調和の実現を目指して、労働時間等の見直しなどを支援していくとともに、労働時間が長い事業場に対する重点的な監督指導等を引き続き実施する。
- 平成 22 年度からの次世代育成支援対策推進法に基づく市町村及び都道府県の後期行動計画の策定に当たり、「行動計画策定指針」では母子家庭に対して、自立・就業支援を中心としつつも、子育て・生活支援策についても対策を適切に実施することを求めていることから、母子家庭の母の子育て時間の確保について、地域で支援可能な取組の方向性が示されることが望まれる。
- 生活困難を抱える女性が子どもを持ちながら学び直しや資格取得ができる職業訓練の機会が望まれていたが、「経済危機対策」において、職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービスなどの施策が講じられた。このような支援がひとり親世帯の就業につながり、経済的自立へと結びつくことが必要である。
- 社会保障審議会少子化対策特別部会の第一次報告（平成 21 年 2 月 24 日）は、女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現は、社会経済・社会保障制度全体の持続可能性を確保するという緊急的・国家的課題にかかわるものと指摘しており、子どもの健やかな育成は「未来への投資」として国が責任をもつと同時に、財源・費用については社会全体（国・地方公共団体・事業主・個人）が重層的に支えあうことが必要であることと述べている。同報告書は今後の保育の仕組みとして、母子家庭や虐待等の場合の保育所の優先利用や、保育の質を確保しつつ多様な保育サービス³⁰が提供されることなどを提言しており、これらの提言に沿った保育制度の構築が求められる。
- 平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間で集中重点期間として保育施設の質・量両面の充実・強化を図り、15 万人分の保育所や認定こども園の整備を目指す「新待機児童ゼロ作戦」は、受け皿を確保し、待機児童をゼロにすることを目指している。希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるよう、計画の円滑な実施が求められる。

³⁰ 休日保育・早朝・夜間保育、延長保育・特定保育、病児・病後保育など。

- 地域の子育て支援としてファミリー・サポート・センター事業がある。地域において乳幼児や児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員とし、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うもので、子育て中の労働者の就業継続への援助と、子育てに対する地域での連帯を強めることの双方の効果が期待できる。地域での子育て環境を整備する施策として一層の充実が必要である。
- 若年で正規従業員として雇用される者の比率は1990年代に学校を卒業した世代で減少しているが、学歴別に見ると高等教育（専門学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院）を卒業したものに比べ、高校中退を含む中学校卒業及び高校卒業の者においてその比率が低い。男女別で比較すると女性でその傾向が強い（図表71）。特に、中学校卒業、高校中退の学歴の女性に対してはその抱える課題を明らかにし、状況に応じた学び直しや資格取得などの職業訓練の機会が提供されることが望まれる。
- 社会保障制度については、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向でその在り方について検討を進める必要がある。この中で、社会保険の適用については雇用形態に関わらず公平な制度となるよう引き続き議論を進める必要がある。
- 税制についても、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向で検討する必要がある。特に、配偶者控除については、国民に与える影響に配慮しつつ、縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める

ウ. 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

① 困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり

【課題】

- DV被害者等が、婦人保護施設等の施設を退所した後に、地域において相談や支援を受けられ、段階的に母子での自立が図られるようなフォローアップの仕組みの充実が必要ではないか。
- 困難を抱える親子について、その親が子どもをケアする時間が確保できることを支援するという考え方も重要であり、また、子育てをしている障害がある人に対する子どものケアを含めた支援の充実が図られるべきではないか。
- 父子家庭が周囲に相談しない（できない）傾向を改善し、地域で必要な支援を受けられるような方向に向けた取組についても検討が必要ではないか。

【施策の現状】

婦人保護施設等退所後の母子を含む母子家庭への支援を行う施策として、「母子家庭等就業・自立支援事業」があり、そのうち母子家庭等就業・自立支援センター事業については、都道府県・指定都市・中核市のすべてで実施されている。また、この外「母子家庭等日常生活支援事業」や「経済危機対策」において安心こども基金の事業に盛り込まれた「職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業」、「職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業」等の施策もある。

婦人保護施設の退所者に対しては、「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」を実施、母子生活支援施設等を退所する母子家庭等への支援としては就職やアパート等の賃借を支援するための「身元保証人確保対策事業」を実施。

婦人保護施設等を退所した DV 被害者には「経済危機対策」の安心こども基金の事業の一部として特に、「職業紹介を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等（DV 被害者等）に対する就業支援」を実施。

DV 被害者の自立を支援するには、就業の支援とともに住宅確保が重要。「公営住宅における同居親族要件の緩和」、「公営住宅における優先入居」、「公営住宅の目的外使用」が行われている。

父子家庭への地域での支援として、「母子家庭等就業・自立支援事業」における就業相談や就業情報の提供等、「母子家庭等地域生活支援事業」等の施策がある。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 現在の母子家庭への自立支援は就業・自立支援策が中心となっている。就業支援を行う機関としてハローワークの他、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センターと複数あるが、それぞれに就業支援の実績・効果について把握し、次の施策へと反映する必要がある。

- 社会的自立が困難な婦人保護施設の退所者等へ、就業支援のみならず日常生活の自立への支援を行うことは重要である。婦人保護施設を退所し、自立を図るまでには、住宅の確保や子どもの就学支援を始め、現在婦人保護施設退所者自立生活援助事業で実施されているような日常生活への援助、社会的な自立支援などがきめ細かく行われ、フォローアップされていくことが必要である。これらの支援がより広く行われることが求められる。
- 生活困難者への自立支援を行う生活援助指導員や母子指導員、母子自立支援員などの相談や支援業務に関して、効率性を重視した運営を図ることによりのみ重きが置かれると、定量的に把握しにくい優れた経験や専門性の確保・蓄積がおろそかにされがちとなり、支援サービスの質の低下を招きかねない。また NPO や地域団体で支援業務に当たるものは、低い処遇や不安定な雇用となりがちで、長期的な優秀な人材の確保や意欲を維持することが困難となる。長期的な視点に立った職員の確保・育成について十分検討していく必要がある。
- 子育てをする障害のある女性に対する支援の仕組みが不十分であることや、障害に加え、子どもとの係わりに関する知識や能力を習得する環境が整わない場合には子育ての困難を抱えるケースがあること等の問題が指摘されている。地域においては子育てをする障害のある女性への支援に何が必要なのか理解を進めつつ、支援を提供していくことが望まれる。
- 生活困難を抱える母子家庭等ひとり親世帯においては、子育て・生活支援や就業支援、経済的支援など総合的な支援を充実させることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、子どもをケアする時間を確保することが求められる。
- 父子家庭について、世帯や子どもの状況に応じた支援を進める。その際、手当の支給についても検討を進める。また、父子家庭は、周囲に相談相手がおらず家事等に関する悩みを持ちやすかったり、公的支援の対象になりにくいなど、孤立しやすく日常生活自立が困難な状況が指摘され、その背景には固定的性別役割分担意識があると考えられるので、その解消に向けた広報・啓発活動を進める。

② 生活困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組

【課題】

- 生活困難の次世代への連鎖を断ち切るために、生活困難を抱える世帯の子どもに対する教育機会の拡大等の支援を充実させていくことが重要ではないか。
- また、女性が出産・育児等のライフイベントを経ながらも希望に応じて就業継続して就労収入を得られるようにすることは、子どもがいる世帯が経済的な困難に陥るリスクを低減することにもつながることを踏まえ、就労と結婚・出産・育児の二者択一構造を解消するための取組を一層進める必要があるのではないか。

【施策の現状】

生活困難を抱える世帯の子どもに対する教育機会の拡大に関する施策として、教育費負担の軽減策である「幼稚園就園奨励費補助」、「授業料等の減免」（国立大学、私立大学等、私立高等学校等）の施策がとられている。

また、「経済危機対策」の一部として平成 21 年度には「高校生修学支援基金（高校生の授業料減免等に対する緊急支援）」が各都道府県に交付金により設置されるとともに、「学生への経済支援を行う大学等に対する無利子融資」が実施されている。

（独）日本学生支援機構が実施主体となる「（独）日本学生支援機構奨学金事業」では、従来からの無利子奨学金事業（貸与人員 34.4 万人）、有利子奨学金事業（貸与人員 80.4 万人）に加え、「経済危機対策」の一部として、家計急変学生に対する緊急採用奨学金の貸与人員の倍増（約 8,000 人）、返還困難者に対する返還猶予を 10 万人増まで可能とする対応を、平成 21 年度補正予算で実施する。

生活保護世帯を対象とする施策では、平成 21 年度補正予算で「子どもの健全育成プログラム」、「子どもの学習支援のための給付」が実施される。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 生活困難の次世代への連鎖を断ち切り、一人ひとりが能力と適性に応じた自立を実現し、活力ある社会を実現していくためには、成育家庭の経済的状況によって進学機会や学力、意欲において差が生じないような教育の仕組みづくりが重要である。また、それだけでなく、家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援も重要である。
- 「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」中間報告（平成 21 年 5 月）では、幼稚園・認定こども園・保育所に在籍する全ての 3～5 歳児を対象に幼児教育の無償化が提言され、幼稚園及び認定こども園の幼児における無償化の具体的な仕組みが検討された。生活困難の次世代への連鎖の断ち切りの視点に立てば、子どもを保育所に通園させている世帯にも生活困難を抱える世帯は多いと考えられるため、今後、保育所の幼児における幼児教育の無償化の在り方についても、保育制度改革の議論の中での検討が待たれる。また、「教育安心社会の実現に関する懇談会³¹」報告書（平成 21 年 7 月）においても、幼児教育の無償化について盛り込まれている。
- 教育費の家計負担軽減について、「経済危機対策」では、「未来への投資」として教育費負担への支援（経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等）が図られた。
- 高等学校の授業料の実質無償化を進めるとともに、貸与奨学金だけでなく、給付型奨学金などの措置を進めること、あるいは民間が行う奨学を目的とする寄付行為などが拡大していくような方策の検討が求められる。

³¹ 文部科学大臣の私的懇談会。日本の国内総生産に占める教育への公財政支出の割合は 3.4%（2005 年）と、比較可能な OECD 加盟のうち最下位であり、家計負担の重さが顕著であることを踏まえ、公財政負担の充実による教育費の家計負担軽減策を提言した。

- 子どもをもつ生活困難世帯の経済的困窮リスクを低減し、次世代連鎖を断ち切るためには、女性が出産・育児等のライフイベントを乗り越えながらも継続就労や再チャレンジを図っていきける環境の整備が重要である。
- また、ひとり親世帯の貧困率を有業の世帯と無業の世帯で比較すると、OECD 加盟のほとんどの国で有業の世帯の貧困率が大きく低下するのに対し、日本の場合にはその変化が小さい（図表 49）。相対的貧困率の高い母子家庭の母等の多くが非正規雇用に就いているという状況を踏まえると（図表 42, 43）、非正規労働者の所得水準は、生活困難の次世代連鎖の断ち切りの観点からも、改善されていくことが求められる。そのためには前出のとおり、女性の就業継続や再チャレンジを可能とする環境整備、正規雇用と非正規雇用との待遇の均衡に向けた取組、非正規労働者に対するセーフティネットの再構築などの施策が進められることが必要である。

③ 国際化に対応した支援体制の強化～国際結婚や在留外国人とその子どもへの支援

【課題】

- 国際結婚の増加、並びに在留外国人の増加に対応して、外国人の交流や相談等の支援の仕組みづくり、国際結婚における生活や離婚等に際しての相談支援、日本語教育の機会、DV等で保護された外国人女性の生活再建に向けた母語での支援等の充実について、地方公共団体やNPO等民間活動団体等とも連携した取組が必要とされるのではないかと。
- また、外国人の子どもの就学機会の保障や、第二言語としての日本語教育の充実が一層図られるべきではないかと。

【施策の現状】

外国人の交流や相談支援、日本語教育の機会に関する施策として、日本語が分からないことから生じる様々な社会問題を解消し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活ができるよう、『生活者としての外国人』のための日本語教育事業が実施されている。

DV 被害者等への母語での支援として、8ヶ国語で「外国人向け広報資料（『配偶者からの暴力の被害者へ』）の作成・配布」が行われている。人身取引被害者及び外国人 DV 被害者へ適切な支援を行うため、「専門通訳者養成研修事業」が実施されている。婦人相談所などで一時保護した人身取引被害者、外国人 DV 被害者等へは「外国人婦女子の緊急一時保護」が実施されている。

外国人の子どもの就学支援としては、外国人の子弟の増加及びそれに伴う課題への対処として、「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」が実施され、また「経済危機対策」として平成 21 年度の補正予算で「定住外国人の子どもの就学支援事業」の実施が予定されている。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 外国人の妻、あるいは在留外国人女性の婦人相談所の一時保護者（外国人在所者）の保護の理由の多くが DV となっており、その後の生活再建に向けて母語での支援を必要とするケースもある。このようなケースに対しては、人権擁護の観点からも人身取引被害者及び外国人 DV の専門的な知識を持った母国語通訳者を養成し適切に支援を行う取組が一層進められることが求められる。
- 日本で働き、生活する外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境の整備に向けて、教育、住居、就労などの支援を、一層推進することが必要である。
- 定住する外国人に対して日本語教育だけでなく、日本の文化や風習について学ぶ機会を設定すると同時に、地域の日本人に対しても相互に文化や風習について学び合える機会をつくっていくことが必要である。
- 日本社会の国際化の状況や、外国人や外国人の親を持つ子どもの置かれている状況、就学及び修学上の困難について十分な実態把握がなされることが重要である。
- 子どもの日本語能力については日本に来た時期（年齢）や生活環境によって大きく異なることが予想され、その状況に即した対策が講じられることが必要である。
- 第二言語としての日本語教育についても、外国人や外国人の親をもつ子どもの日本語能力の状況等を把握したうえで、地域のニーズに即した取組が行われることが求められる。

エ. 支援基盤の在り方等に関する課題

① 家庭や地域における男女共同参画の推進

【課題】

- 女性の就業継続や再就業等の困難を解消し、男性の孤立や日常生活における自立の困難を防ぐために、男女の固定的役割分担意識を是正し、家庭や地域における男女共同参画の推進が図られるよう一層の取組が必要ではないか。

【施策の現状】

男女共同参画に関する国民の理解や認識を深めることを目的とし「男女共同参画に関する普及・啓発」が行われている。

地域における男女共同参画の推進を図る施策として「地域における男女共同参画促進総合支援」が実施されている。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野の活動に参画し責任を分かち合っていくことは、世帯や個人の経済社会的なリスク負担を分散し、生活困

難に陥るリスクを低減させることにもつながる。特に女性の生活困難を防止するという観点からも、固定的性別役割分担意識の解消を図りつつ、就業構造や社会制度の改革が進められていくことが求められる。

- また、固定的性別役割分担意識は男性役割のプレッシャーを強め、経済的に安定しない非正規労働者の既婚者割合を低めていると指摘されるなど、現状においては結婚や家族形成への障害となっているとの指摘もなされている。
- 男女共同参画に関する意識調査の継続を通じ、固定的性別役割分担意識の解消に向けた効果的な広報・啓発活動を一層推進することが求められる。
- 男女共同参画の視点を活かした課題解決のための多様な主体の連携・協働による主体的な取組を、より一層推進する必要がある。

② 自立概念の捉えなおしと支援チャネルの多様化

【課題】

- 生活困難を抱える人々の状況は非常に多様であるため、目指すべき自立の形は、経済的自立だけではなく、日常生活における自立や社会参加や社会関係づくりによる社会的自立など、様々な側面から捉えられるべきものではないか。
- そのように自立概念を捉えれば、職業体験やボランティア活動等も含めた地域における多様な居場所づくりについて、地域のNPOや企業等との連携のもとでの取組を進め、支援チャネルの多様化を図っていくことが必要となるのではないか。
- また、こうした取組は、単身世帯の増加や核家族化の進展などで家族の機能が変化し、地域ネットワークが弱まってきた中、地域社会における新たなセーフティネットを作り直すという意味合いにおいても重要ではないか。

【施策の現状】

暴力被害当事者のエンパワーメントに向けた施策として前述の「配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業」が実施されている。他者とのコミュニケーションに困難を抱え、社会に適応していく上で適切な教育や療育が求められる発達障害者（児）に対し、ライフステージに応じた一貫した支援を目指す施策として「発達障害者支援法」に基づく支援が実施されている。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 在宅で生活している人の割合は、身体障害者（児）では約9割である。地域で安心し、自立して暮らせるよう、日常生活や社会生活に対する支援や、就業や就労の継続に対する支援などが組み合わされ提供されるように連携を進める必要がある。
- 他者とのコミュニケーションに困難を抱え、社会に適応していく上で適切な教育や療育が求められる発達障害者（児）に対しては、ライフステージに応じた一貫した支援

を目指す「発達障害者支援法」（平成 17 年 4 月施行）等に基づき支援体制の整備を行っている。教育や就業に当たっての支援施策・プログラムの開発も進んでおり、今後、対人関係能力を向上させつつ社会的な自立が可能となるよう、理解と支援とが一層広まることが期待される。

- 現在はモデル事業として実施されている居場所づくりのプログラムが、DV 被害者の安全を確保しつつ、多くの地域で実施されることが求められる。
- 若者の抱える問題については、ニートや引きこもり、不登校、発達障害等の要因が相互に関連し合っただけで深刻化している状況が報告されているが、個別分野ごとの従来の対応には限界がある。教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、ニート等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを内容とした「子ども・若者育成支援推進法」が平成 21 年 7 月に成立した。今後、同法に基づき、各関連分野における関係機関等が連携し、ニート、ひきこもり等困難を抱える若者に対する支援施策の実施が必要である。

③ 制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援

【課題】

- 経済社会の変化のもとで、生活困難を抱える層は、従来からあった高齢世帯、母子世帯等だけではなく一般化し、ニート・フリーターといった若年男女、中年の単身男女など、非常に多様化が進んでいる。このような中、既存の制度のもとでは狭間に陥る支援ニーズが一層多くなっていると考えられる。
- 生活上の障害があるとみられるが障害者手帳を保持していないために支援が届きにくい人など、制度の狭間に陥る支援ニーズがある。複合化・連鎖する問題に対して、各種の支援制度が要支援者の状況や時期に応じて細分化し、縦割りになっているため、個人のニーズに対応した支援が継続的に行われず断片的になってしまっており、個人を一貫してフォローし支援する仕組みになっていないという問題もある。これらの課題への対応について、制度間の連携や体系の見直しのほか、NPOや企業等の民間機関との連携による柔軟な共助の仕組みの構築やそれら民間機関に対する支援の在り方も含めて検討を深めるべきではないか。
- また、生活困難者への支援に当たっては、困難に陥っている人々への相談援助に加えて、その人の自立生活に向けて住宅、医療、教育等多面的に必要な支援が適切に組み合わせられるような仕組みづくりが必要ではないか。
- 長期的には、既存の制度枠組みを再構築し、ニーズがある個人を中心とした継続的かつ総合的な支援の仕組みを新たに作っていくことが必要ではないか。イギリス等で既に進められつつある社会的包摂政策等を参考にした仕組みについても調査検討が行われるべきではないか。

【施策の現状】

「地域における若者支援のための体制整備モデル事業」、「若者職業的自立支援推進事業」、同じく前述の「地域における男女共同参画促進総合支援」が実施されている。

※ 「個人のニーズに応じた切れ目のない支援」の事例として、監視・影響調査専門調査会では、「地方公共団体と民間団体との協力によって生活困難者の支援に取り組んできた例」「地域 NPO や支援団体の拠点づくり、及び連携を目指す民間の取組の例」のケースについてヒアリングを実施した。

◇ 地方公共団体と民間団体との協力によって生活困難者の支援に取り組んできた例
(政令指定都市)

- 例 1) 戦後すぐより 60 年以上にわたり、関係を構築してきた例。行き場のない女性を教会で受け入れたことから出発し、母子生活支援、DV 被害者支援の領域で市と協議しつつ支援施設の新設や機能強化を行う一方、支援現場の実情（入所調整、処遇方針、退所後の方針等個別支援検討の内容）が、市独自の「婦人保護施設の強化」の方針に生かされてきた。
- 例 2) 障害者福祉の領域で、35 年以上にわたり行政と連携してきた取組の例。重度・重複障害児の公立小学校での教育の開始によって出会った子どもたちや教師、家族たちが、相互に築いた信頼や発見した可能性を信じ、母親たちの手で障害者地域作業所の設立へとつなげてきた。その活動を市、ボランティアが支えつつ、市の障害者施設整備計画と歩みを合わせながら施設種別・施設数を拡大し、現在は市の要請で高齢者福祉施設も運営する社会福祉法人へと発展した。
- 例 3) 高齢者を支援するための市民のワーカーズ活動から出発。住み慣れた地域での、助け合いや支え合いにより専門性のあるサービスの提供を目指し、市の増加する福祉保健のニーズにも応えつつ、高齢者介護保険事業、精神障害者支援事業、児童福祉分野へとサービス領域を拡大している。

◇ 地域 NPO や支援団体の連携、及び拠点づくりを目指す民間の取組の例
(社会福祉協議会)

- 施設種別ごとに複数の部会を抱える社会福祉協議会の例。複合的な困難を抱えるケースや、施設を出てまた別の施設にもどってくる利用者の増加など、各施設関係者が共通の課題について理解を深める必要が生じてきたという背景があり、平成 19 年より施設種別を超えた横断的な連携（連絡会の設置）を図っている。平成 21 年には相互の直面する課題への理解をさらに深めること、及び現状を社会に対して発信していくことを目的として、公開シンポジウムを開催した。
- 様々な NPO や市民活動に携わる団体と協議や意見交換を重ねる中で、現在、地域における支援や情報の 1 つの拠点となってきた。
- 一方、各施設が連携して各支援者の支援に当たる具体的な方法については確立されていない。各施設はそれぞれ根拠法や措置を決定する機関が異なっており、そのことが現状においてスムーズな連携を行うに当たっての課題となっている。

【施策の現状を踏まえた取組の方向性】

- 前述のとおり、若者に対する支援としては、就業による自立支援だけでなく、日常生活の自立や社会的な自立を支援する複数の支援が組み合わせられ、提供されることが必要である。これらの支援を1つの機関が行うことは困難であり、就業による自立支援、日常生活の自立や社会的な自立を、地方公共団体や幅広い専門機関・団体等のネットワークにより支援しようとする取組が始まっている。このような取組が、今後一層広がりを見せることが必要である。
- 地方公共団体が地域の実情を踏まえて作成する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（都道府県に策定義務づけ）の市町村レベルでの策定の推進が必要である。また策定は任意である母子世帯への支援に関する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」（母子及び寡婦福祉法第12条）等の策定についても進めることが求められる。
- 支援分野ごとのワンストップ・サービス化を進める。また提供分野間相互の連携も進める。現在DV被害者支援を含む女性の困難な問題の支援については婦人相談所、児童福祉については児童相談所、若者支援においてはジョブカフェなどがそれぞれのワンストップ・サービス機能を果たしているが、これら既存制度を活用したワンストップ・サービス化を引き続き進めると共に、複数の支援を組み合わせる必要がある場面では、相互に連携することが望まれる。
- 生活困難を抱える男女に対する支援策については、生活困難を抱える人々が実際に活用しやすいものとなるよう、必要に応じて制度設計の見直しや、必要な手続き等業務運用の見直しを行う。また、窓口対応にあたる担当者への意識づけのための取組などを実施する。
- 個人に対する措置決定機関、例えばある地方公共団体の例では、母子世帯については福祉事務所、児童養護・乳児院については児童相談所、婦人保護施設は婦人相談所、などが相互に連携をとり、制度の狭間の解消を図ると同時に、個人のニーズに対して切れ目のない支援を提供することが求められる。
- 生活困難を抱える人の支援には地域のNPOやノウハウをもつ民間団体などの参加が求められ、地域ごとの実情に応じて連携し柔軟に支援に当たることが望まれる。本格的な連携を推進するに当たっては情報集積・情報発信を行う地域のNPO、支援団体の活動のハブとなる地域独自の拠点作りが望まれる。
- 個人のエンパワーメントのための施策と社会レベルにおける構造的・制度的な課題への対処について、諸外国の施策の例（例えば英国の社会的包摂政策）などについて調査検討を行うことが求められる。

(3) 施策の全体的な傾向

ア. 男女別の状況やニーズの反映、男女別データの有無

- 男女別の状況やニーズの把握が行われている施策は調査対象とした 83 施策（実件数 76 件）のうち 25 施策であった。内訳は「ア. ① 若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実」に関する施策（1 施策）、「ア. ③ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実」に関する施策（7 施策）、男女雇用機会均等確保に関する施策、「イ. ① 雇用の場の改革」に関する施策（2 施策）、「イ. ② 女性の就業継続や再就職を支援するための環境整備」に関する施策（7 施策）、「ウ. ① 困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり」に関する施策（4 施策）、「ウ. ③ 国際化に対応した支援体制の強化」に関する施策（2 施策）、「エ. ① 家庭や地域における男女共同参画の推進」に関する施策（2 施策）である。なお平成 21 年度補正予算の対象である 12 施策のうち、男女別の状況やニーズの把握が行われている施策は 1 施策であった。
- 男女別にデータを把握している施策は全部で 18 施策であった。
- 生活困難の防止及び生活困難を抱える人々への支援に関連する施策において、男女別の状況やニーズの施策への反映、男女別データの把握はいずれも十分であるとはいえず、今後の改善が求められる。

イ. 関連する主体や施策との連携

- 83 施策中 45 施策において、関係主体・関係施策との連携が行われている。
- 主な連携先としては地方公共団体が多いほか、福祉事務所・福祉団体、女性関連施設、母子施設などとなっている。その他職場の均衡、均等待遇推進の施策では民間企業、若年期の自立支援、DV 被害者等のエンパワーメントに向けた支援などでは NPO など連携先となっている。キャリア教育支援や母子家庭自立・就業支援ではハローワークなど就労支援機関なども連携先となっている。
- 生活困難者への支援の形態として、複数の支援を組み合わせ、地域の実情に合った支援が望まれることから、多様な主体間の連携は、引き続き取り組むべき課題である。

ウ. 施策の実績・効果等の把握の有無及び男女別把握の有無

- 政策評価は、「企画 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (See)」の政策のマネジメント・サイクルの中に位置づけられるものである。今回調査対象とした実件数 76 施策の評価のうち、政策評価の対象であった施策は 16 施策であった。
- 実績・効果を把握している施策は、調査の対象とした 83 施策（実件数 76）のうち、今年新規実施施策（22 施策）を除いた 54 施策のうち、43 施策であった。
- 政策評価においては、業務成果であるアウトプットを評価する視点と、業務成果の本質的な価値に言及し、その政策が問題解決に貢献した成果であるアウトカム（政策効果）を評価する視点とがある。現状においては、政策の実績・効果の把握は多くのケ

ースでアウトプット評価である。効果等までを把握して施策の分析を行っているものは少なく、アウトカム評価が広まることが望まれる。また監視・影響調査専門調査会では、引き続き、男女別の政策効果の把握についての適切な方法の検討等が必要である。

- このうち、男女別に実績、効果を把握しているのは 7 施策であった。内訳は「ア. ③ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実」に関する施策（1 施策）、「イ. ① 雇用の場の改革」に関する施策（1 施策）、「イ. ② 女性の就業継続や再就職を支援するための環境整備」に関する施策（4 施策）、「エ. ① 家庭や地域における男女共同参画の推進」に関する施策（1 施策）であった。
- 男女別の実績、評価を行っている施策も十分とは言えず、今後の改善が求められる。

7. 男女共同参画の課題の視点からみた生活困難の防止・生活困難者支援の取組

(1) 「生活困難」をどうとらえるか

- 監視・影響調査専門調査会では平成20年6月より、「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」をテーマとして、男女共同参画の視点より、生活困難者の実態把握及び政府の関連施策について調査を行ってきた。
- 本調査では「生活困難」を、経済的困難を中心としながら、経済的困難から派生して、あるいはそれ以外の何らかの不利な状況(健康、教育、家庭の事情等)にあるために、地域社会で人間関係を保てずに孤立したり必要なサービスを受けないなど社会生活を営む上での、個人あるいは世帯が直面する社会生活上の困難も含む広い概念としてとらえてきた。
- 実態把握や課題検討の視点として、生活困難が生じる要因や背景にも着目してきた。そこには個人の問題だけにとどまらず、家族の変容や雇用をめぐる変化、また国際化の進展の影響など経済社会の新たな潮流によって新たに生じてきた問題、あるいは、顕在化してきた問題も多くあることが指摘された。加えて昨今の金融危機に端を発した経済あるいは雇用情勢の急激な悪化によって、生活困難を抱える人々をさらに生み出し、またその状況が悪化していることへの懸念が示された。
- 実態の把握については既存の統計・調査等のデータ及び生活困難者に対する支援を行う支援機関・団体等に対するヒアリングをもとに実施した。現状においては女性の方がより生活困難に陥りやすい状況にあること、また男女間で問題の現れ方やその背景に違いがあること等が明らかとなった。
- 政府の関連施策調査については、関係省庁より提出を受けた資料及び政策担当者へのヒアリングをもとに実施した。これらの関連施策を、生活困難の実態やその要因・背景に照らし合わせ、現在の経済社会の変化も踏まえた上で今後必要と考えられる取組の方向性について検討を行ってきた。

(2) 基本的な考え方

ア. 経済社会の新たな潮流と社会システム再構築の必要性

(経済社会の新たな潮流)

- 未婚・離婚の増加や高齢化の進展により単身世帯やひとり親世帯が増加するなど家族の変容がみられる。ほとんどの年齢層で男性に比べて女性の方が相対的貧困率が高いほか、単身世帯やひとり親世帯の貧困率は相対的に高い(図表34、35)。
- 1990年代以降、女性並びに若年層を中心として非正規労働者が急速に増えてきた。かつて非正規雇用は、主婦(女性)が家計補助のため家事・育児との両立を図る働き方として、あまり問題とはとらえられてこなかった向きがある。しかし近年においては未婚層や男性においても非正規労働者比率の上昇がみられ、自ら生計を担うにも関

わらず、その人自身が低収入で不安的な非正規労働者という層が増えていると考えられる。

- 1990年の出入国管理及び難民認定法の改正により、来日する外国人が急増している。また1980年代半ば以降急増した、夫が日本人で妻が外国人という組合せが約8割ある国際結婚の影響もあり、外国人、特に女性の外国人の増加や、外国人の親を持つ子どもも増加している。

(セーフティネット再構築の必要性)

- 1990年代を通じて急速に増加した非正規雇用は、働き方の選択の一つとして自発的に選択されている場合もある一方、非自発的にやむを得ず選択している場合も少なくない。非正規雇用は有期雇用を繰り返しやすい雇用が不安定な上、能力開発の機会を持ちにくくキャリア形成や自尊意識が阻害されるとの指摘があるほか、長期勤続の前提のもとに構築された被用者保険のセーフティネットの外に置かれる場合がある。また賃金も相対的に低く、頼るべき家族がない場合には生活困難となりやすい。
- 就業の場だけでなく、先に述べた家族や地域の変容によって、それぞれの場におけるつながりは希薄化し、家族の扶養や地域による相互扶助などの機能も低下している。
- 生活困難な状況にある人々は、その困難が複合的に生じ、連鎖し、固定化する傾向にある一方、従来の制度の狭間に陥る支援ニーズが増加している。
- 国や地方公共団体、NPOや民間企業の連携による柔軟な共助の仕組みを構築するほか、雇用・就業の変化、家族や地域の変容に対応したセーフティネット機能の再構築が必要である。

(男女共同参画社会実現の必要性)

- 男女が個性と能力を十分に発揮してあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合っていくことは、世帯や個人の経済社会的なリスクを分散し生活困難に陥るリスクを低減することにもつながる。特に女性の生活困難防止の観点から、固定的性別役割分担意識の解消を図りつつ、就業構造や社会制度の改革を進めていくことが求められる。
- 固定的性別役割分担意識は、女性が希望に応じた働き方を選択しにくいという問題の他、近年では男性に対する過度の男性役割のプレッシャーが、経済的に安定しない非正規労働者の結婚や家族形成を妨げているとの指摘もあり、男性の生き方の選択の幅を狭めることの一因ともなっていると考えられる。

イ. 個人のエンパワーメントの必要性

(男女のエンパワーメントに向けた取組)

- 困難な状況に置かれた人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう、当事者のエンパワーメントに向けた取組が必要である。精神的な回復が必要な人々に対しては、その回復を支援する仕組みが求められる。
- 特に女性に対しては、出産・育児などのライフイベントを経て、持てる力を発揮して

就業継続や再就職をするなどして経済的自立が図られるよう、ライフコースを通じたエンパワーメントの視点からの総合的な支援が重要である。

(多様な主体の連携)

- 個人ごとの多様なニーズに対し、複数の支援を組合せ、個人のライフコースに沿って、切れ目ないサービスが提供される必要がある。
- 生活困難を抱える層について、より一層の実態把握がなされるとともに、取組事例の収集や情報提供などの取組も必要である。

ウ. 世代間連鎖を断ち切る必要性

(生活困難の世代間連鎖)

- 経済的困窮や社会的孤立などの生活困難は固定化する傾向にあるが、世代を超えた連鎖については断ち切らなければならない。
- 例えば、家庭が経済的に困窮していたり DV や児童虐待等で安定しない状況にあると、子どもの教育・学習の機会が奪われ、生活困難が世代間で連鎖する状況が生じやすい。
- また、関係者ヒアリングや生活保護受給世帯の状況によっても、成育した家庭の生活困難が子どもに影響する世代間の連鎖がみられる。

(世代間連鎖を断ち切る必要性)

- 成育家庭の経済的状況によって子どもの進学機会や学力、意欲において差が生じないような、教育の仕組みづくり、生活困難を抱える世帯の子どもに対する教育機会の拡大が求められる。
- また、困難な状況にある家庭で育った子どもは、不利を補う家族や地域のサポート等の社会資源を持ちにくいという指摘もあることから、社会的なサービスや社会的な「つながり」へとつながっていくための支援を充実させていく必要がある。
- 女性が希望に応じて就業継続や再就職するなどし、就労収入を得て経済的に自立することは、子どもがいる世帯の経済的困難リスクを低減する意味からも重要である。

(3) 今後の取組と課題

ア. 横断的に見た課題と取組

(「生活困難」のより具体的な把握と対策)

- 「生活困難」を抱える層は多様化・一般化している。どのような人が生活困難に置かれどのような課題を抱えているのかについて、例えば各地域の状況や世帯構成、年代、性別、学歴別などのより多面的なデータを取得し、その状況に応じた施策の企画立案や見直しが行なわれることが望まれる。
- 「生活困難」の状況を把握し、支援を行う上で、男女共同参画の視点を導入することは特に重要である。女性は出産・育児などのライフイベントの影響を受けやすく、固定的性別役割分担意識や現状の税制・社会保障制度のもとで非正規雇用に就きやすい。

また暴力の被害によって困難な状況に陥りやすい。一方で、自立への困難が大きいなど、特に生活困難に陥るリスクが高い。しかし従来は配偶者の扶養がある標準世帯モデルの陰に隠れ、あるいは家事手伝い等として潜在化してきた側面がある。

(男女共同参画社会の実現と生活困難の防止)

- 何らかの困難な状況を抱えつつも、個人の適性や能力に応じた自立を実現するために男女があらゆる分野の活動に参画し責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現を一層推進することが必要である。
- 性別にかかわらず個人の適性や能力に応じた自立を実現することは、個人や世帯の経済社会的リスクの分散につながり生活困難に陥るリスクを低減することにもつながる。
- 女性の生活困難防止の観点から、固定的性別役割分担意識の解消を図りつつ、就業構造や社会制度の改革を進めること、男性も含めた働き方の見直しや家族・地域への参画を進めていくことが必要である。
- また、男性に対する過度の男性役割のプレッシャーが、経済的に安定しない非正規労働者の結婚や家族形成を妨げているとの指摘もあることから、男性の立場に対する固定的性別役割分担意識の解消も図られることが必要である。

(政策の企画から評価までのプロセスにおける男女別視点の導入)

- かつて女性では問題として十分に、広く認識されてこなかった非正規雇用をめぐる問題も、そこに男性も加わるようになったことで社会的な問題として顕在化してきた側面がある。これは翻ってみれば、暗黙のうちに女性は経済的な自立を必要としない存在として社会的に捉えられ、問題が見過ごされがちであったことに他ならない。
- 本調査では、生活困難の様相や背景は男女によって異なること、女性の方がより困難な状況に置かれやすいことが明らかとなった。
- 男女の置かれた状況や実際的なニーズが異なる場合、政策自体は中立的なものであるが、施策を実施した結果、男性と女性が受ける影響が異なることがあり得る。生活困難の課題に関する政策については、企画段階で男女別の状況やニーズが把握されて施策へと反映され、また男女別の実績や効果が把握されて支援が必要とされる人々に対して政策の効果が及んでいるかについて評価し、次の施策へと反映されていくことが求められる。
- そのためには男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）³²の充実が必要である。
- 政策の評価の段階では、アウトプット評価からアウトカム評価へとつなげ、政策の課題解決への貢献度を把握していくことが必要である。男女別の政策効果の把握の方法については今後さらに検討を深めることが必要である。

³² 総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/chouki/specexp.htm> による。

イ. 中長期的課題

- 多様な「学び直し」の方法の提供と、「学び直しをした者」を受け入れる教育や雇用の仕組みの実現が求められる。特に高校中退した者など、中等教育、高等教育の機会を十分に得ることができなかった者への学び直しの機会の提供、大学の入学者選抜方法の大学評価への反映、企業における中途採用などの環境整備が求められる。これらは、学校や職場に対し、多様な学生や従業員の受容に取り組むきっかけともなり得る。
- 社会保障制度についての知識を理解し、自らの権利や、困難な状況に陥った際の相談窓口や支援窓口について理解するための教育の実施が望まれる。
- 生活困難を抱える若者の課題やそこに至る背景について、状況の適切な把握と、それに応じた施策を企画・立案、実施していくことが必要である。
- 若年期の妊娠は、その女性の教育機会と就労機会を同時に奪い、人生全般にわたって不利な状況をもたらす場合があるため、母としてだけではなく女性自身のライフステージ上の課題に着目した支援が適切に提供されることが求められる。
- DV 被害者、それ以外の暴力の被害者やメンタル面で問題を抱えた人々に対して、個々人の持てる力を引き出しエンパワーにつなげていくための支援として相談者の専門性の確立を図るための取組が求められる。
- 生活困難者の自立支援のための相談や支援業務にあたる者に関して、効率性のみを重視することなく、経験や専門性が確保・蓄積されていく運営方法について検討が求められる。NPO や地域団体で支援にあたるものも含め、長期的な視点に立った職員の確保・育成について十分検討していくことが必要である。
- ライフコースの一時点で正規・非正規のどちらを選んでも、その差が固定化されない労働条件やセーフティネットの再構築が求められる。正規・非正規といった雇用形態の違いに関わらず賃金のほか教育訓練、福利厚生も含め、同一業務の一般の賃金水準や職務の内容・成果・意欲・能力または経験等を踏まえて決定される処遇や待遇の在り方の実現や、退職、傷病等に対する保障が受けられる制度などを構築することが求められる。
- 経済的自立を図った上で、家族や地域とのつながりを維持し深めていける、労働条件や労働環境の実現が求められる。最低賃金の見直し、労働者の健康確保のための長時間労働の是正、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現などが必要とされる。特に生活困難者の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現に対しては配慮が求められる。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村及び都道府県の後期行動計画の策定に当たっては母子家庭の母の子育て時間の確保について、地域で支援可能な取組の方向性が示されることが望まれる。
- ひとり親家庭や虐待等の場合の保育所の優先利用や、保育の質を確保しつつ多様な保育サービスの提供を可能とする保育制度の構築が求められる
- 子育てをする障害のある女性への支援に何が必要なのか、地域においての理解を進めつつ、支援を提供していくことが望まれる。

- 日本で働き、生活する外国人が、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受できるような環境整備に向けた取組の一層の推進と推進状況の把握が求められる。
- 定住する外国人に対して日本語教育だけでなく、日本の文化や風習について学ぶ機会を設定すると同時に、地域の日本人に対しても、相互に文化や風習について学び合える機会をつくっていくことが必要である。
- 外国人の子どもの増加に対応する第二言語としての日本語教育については、状況等をより詳細に把握した上で、地域のニーズに即した取組を実施することが求められる。
- 在宅で生活する障害者が地域で安心し、自立して暮らせるよう、日常生活や社会生活に対する支援や、就業や就労の継続に対する支援などの連携を進める。
- 従来 of 制度の狭間に陥る生活困難者の支援ニーズに対し、切れ目のない支援を提供するため、施策間の連携や体系を見直す他、NPO や民間企業等との連携を進める。
- 高齢世帯は相対的貧困率が高いとともに、生活保護制度の保護対象としても最も占率が高く、中でも未婚男女、離別女性が経済的に厳しい状況にある。女性については家族の介護・看護を理由とした離職が男性よりも多く離職時期も早いといった就業状況や、就業継続期間が短く非正規雇用の割合が高いことが年金水準の低さにつながり厳しい経済状況にあるということ、自分や配偶者の病気や介護、それに伴う医療や介護の費用負担に対する不安が大きいこと、また一人暮らしの男性については地域で孤立しがちであることなどの問題が明らかになっている。高齢男女の就業促進と社会参画、高齢期の経済的自立を支える制度・環境の整備等を進める必要がある。
- DV被害者、生活上の障害を持つ場合、外国籍の場合などの場合には、生活困難が複合的に生じ、問題解決がより難しくなりやすく、生活困難が世代間で連鎖する状況も生じている。今まで以上に、個人の置かれた状況にきめ細かく対応した、ライフコースに沿った継続的な支援の在り方が必要である。

ウ. 分野別にみた当面の課題と取組

(自立に向けた力を高めるための課題)

「自立に向けた力を高めるための課題として」、①若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実、②教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実、③暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実、④高齢期における経済的自立や社会参画の実現に向けた取組の推進、等が必要である。

- 初等中等教育段階から高等教育段階に至る一貫したキャリア教育・職業教育を関連機関等と連携しながら更に推進する。(文部科学省)
- 地域社会に対するキャリア教育への理解と協力を求め、地域の人々が様々な形で学校の教育活動を支援する取組を更に推進する。(経済産業省)
- コミュニケーション能力や協調性などを含む、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に共通して必要な能力等の明確化と、発達段階に応じたキャリア教育の体系的な推進方策等に関する中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会

の議論を踏まえた施策を推進する。(文部科学省)

- ライフプランニング支援においては、固定的性別役割分担意識等の影響によって結果として男女それぞれの選択の幅が狭められることのないよう、一人ひとりが個人として自立していくことのできる多様な選択肢を示していく。(文部科学省)
- 学校における進路指導・就職指導や、女性のライフプランニング支援において、男女共に経済的に自立していくことの重要性について情報が正しく伝えられることが求められる。(文部科学省)
- 「子ども・若者育成支援推進法」(平成 21 年 7 月成立) に即した施策の実施が必要である。(内閣府)
- 若者に対する支援としては、基本的な生活スキルを身につけ、社会性を築いていけるよう自発的な取組を促すことが必要である。精神的な回復が必要な若者には必要な支援を提供し、就業による自立支援だけでなく、日常生活の自立や社会的な自立を、地方公共団体や幅広い専門機関・団体等のネットワークにより支援しようとする取組については一層推進する。(内閣府・厚生労働省)
- 特に児童福祉施設などを退所する若者の社会における自立には、就業、社会生活、住宅の確保など多くの困難が伴い、支援が必要とされる。このような支援施策の拡大と充実が必要である。(厚生労働省・国土交通省)
- 職業を持ちながら学ぶ高校生が、教育と仕事を両立させることができるよう、多様なニーズに対応した定時制・通信制の改善・充実を図る等、必要な支援策を実施する。(文部科学省)
- 高校を中退する若者が社会から孤立をしないよう、より広い範囲で学校と就業支援組織とが連携し、若者に対する切れ目のない支援の提供を進める。(文部科学省・厚生労働省)
- 相手を思いやる心の涵養や人間尊重の精神を基盤とし、児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識を理解させるとともに、妊娠による中退を防ぐため、望まない妊娠を防ぐという視点を含んだ性教育を引き続き実施していく。(文部科学省)
- 労働者は自らの権利を守るため、労働関係法制度に関する知識を理解することが必要であり、そのためには学校における教育が有効であるとの指摘があるが、例えば、国は教材を作成するなど、環境の整備を進め、有効に活用されるようにする。(文部科学省・厚生労働省)
- 配偶者暴力防止法及び基本方針に定める施策を対象とし、平成 21 年 5 月 26 日に総務省が公表した「政策評価」の勧告に従い、通報及び相談の効果的な実施(内閣府)、被害者就業支援施策の効果測定指標の設定とその実績の把握(厚生労働省)、被害者の公営住宅の入居に関する広報や、都道府県への要請(国土交通省)など必要な措置をとる。(内閣府・厚生労働省・国土交通省)
- 高齢者の自立に関する平成 20 年度の報告「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」に該当する施策については取組を着実に、推進していく。(関係府省庁)

- 男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に関する予防啓発を、学校教育の中においても実施していく。(内閣府・文部科学省)

(雇用・就業の安定に向けた課題)

「雇用・就業の安定に向けた課題」として、①雇用の場の改革、②女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備、③ライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度への見直し等が必要である。

- 緊急的な経済対策として実施された住宅確保のための支援や生活保障付き教育訓練の機会、緊急の融資制度など、非正規労働者のセーフティネットの施策について着実に実施し、実績について把握する。(厚生労働省)
- 非正規労働者が失業しても生活の安定が図られ、職業訓練を受け、また労働市場に戻れるという労働市場への再参入のための恒久的なセーフティネットを構築する。(厚生労働省)
- 男女雇用機会均等法に定める性別による差別の禁止や、ポジティブ・アクションの推進、労働基準法に定める男女同一賃金の原則など、男女の雇用機会均等の推進について、一層強化する。(厚生労働省)
- ICT（情報通信技術）を活用し、在宅等で就業する就業形態について、その開発・普及に向けた一層の取組が求められる。(総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
- ワークシェアリングや短時間正社員制度など新しい雇用形態を一層定着させる。(厚生労働省)
- 女性が出産や育児等のライフイベントを経て持てる力を発揮して就業継続を図り、あるいは就業中断後の再チャレンジによって経済的自立を図るための環境整備が必要である。そのためには男性も含めた働き方の見直しを含む仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることや、労働者の仕事と子育て等の両立を図る事業主を支援すること、再就職希望者支援事業の充実などを実施する。(内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)
- 社会保障制度については、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向でその在り方について検討を進める必要がある。(厚生労働省)
- 税制についても、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう検討する必要がある。特に、配偶者控除については、国民に与える影響に配慮しつつ、縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める。(財務省)
- 仕事と生活の調和の実現を目指して、労働時間等の見直しなどを支援していくとともに、労働時間が長い事業場に対する重点的な監督指導等を引き続き実施する。(厚生労働省)
- 希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるよう、「新待機児童ゼロ作戦」を円滑に実施し、質・量ともに十分な保育サービスや放課後児童クラブの提供を図る。(文部科学省・厚生労働省)

- 地域の子育て環境を整備する施策として、ファミリー・サポート・センター事業の一層の充実を図る。(厚生労働省)

(安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題)

「安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題」として、①困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり、②生活困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組、③国際化に対応した支援体制の強化(国際結婚や在留外国人とその子どもへの支援)、等が必要である。

- 現在の母子家庭への就業支援を行う諸機関(ハローワークの他、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等)について、就業支援の実績及び効果について把握をし、次の施策へと反映させる。(厚生労働省)
- 社会的自立が困難な婦人保護施設の退所者等への日常生活への援助、社会的な自立支援などのきめ細かい支援をより広い範囲で実施する。(厚生労働省)
- 父子家庭について、世帯や子どもの状況に応じた支援を推進する。その際、手当の支給についても検討を進める。また、父子家庭が地域で孤立しやすく日常生活自立が困難な状況の背景には固定的性別役割分担意識があると考えられるので、その解消に向けた広報・啓発活動を進める。(内閣府・厚生労働省)
- 幼稚園・認定こども園・保育所を通じた幼児教育の無償化について検討する。(文部科学省・厚生労働省)
- 高等学校の授業料の実質無償化を進めるとともに、貸与奨学金だけではなく給付型奨学金の導入などで教育費の負担軽減を進める。(文部科学省)
- 成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身に付けることができるよう、家庭における教育に対する支援を実施する。(文部科学省)
- 子どもをもつ生活困難世帯の経済的困窮リスクを低減し、次世代連鎖を断ち切るためには、女性が出産・育児等のライフイベントを経ながらも継続就労や再チャレンジを図っていけるように、前出の環境の整備を進めることが必要である。(厚生労働省)
- 生活困難を抱えるひとり親世帯の自立の支援には、子育て・生活支援や就業支援、経済的支援など総合的な支援の充実や子どもをケアする時間の確保など、母子家庭等の実情にあったきめ細やかな支援を提供するとともに、前出の女性の就業継続や再チャレンジを可能とする環境整備が必要である。(厚生労働省)
- 外国人の妻や在留外国人女性のDV被害者への支援を実施するため、DVの専門的な知識を持った母国語通訳者を養成し適切に支援を行う取組を進める。(内閣府・厚生労働省)
- 日本社会の国際化の状況や、外国人や外国人の親を持つ子どもの置かれている状況、就学及び修学上の困難について全体的に把握し、その状況に即した対策を実施する。(文部科学省)

(支援基盤の在り方等に関する課題)

「支援基盤の在り方等に関する課題」として、①家庭や地域における男女共同参画の推進、②自立概念の捉えなおしと支援チャネルの多様性、③制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援、等が必要である。

- 固定的性別役割分担意識の解消に向けた効果的な広報・啓発活動を一層推進する。(内閣府)
- 男女共同参画の視点を活かした課題解決のための多様な主体の連携・協働による主体的な取組をより一層推進する。(内閣府)
- 「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年7月成立)に即した施策を実施する。(前掲、内閣府)
- 発達障害者(児)に対する一貫した支援を更に拡大する。(文部科学省・厚生労働省)
- DV被害者の地域での居場所づくりのプログラムについて、DV被害者の安全を確保しつつ、多くの地域で実施する。(内閣府)
- DV被害者支援を含む女性の困難な問題への支援や若者支援について、既存制度を活用したワンストップ・サービス化を引き続き進める。(内閣府・厚生労働省・経済産業省)
- 個人のエンパワーメントと社会レベルの課題への対処について、諸外国の施策の例(例えば英国の社会的包摂政策)などについて調査検討を行う。(内閣府)
- 生活困難を抱える男女に対する支援策については、生活困難を抱える人々が実際に活用しやすいものとなるよう、必要に応じて制度設計の見直しや、必要な手続き等業務運用の見直しを行う。また、窓口対応にあたる担当者への意識づけのための取組などを実施する。(内閣府・警察庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
- 生活困難者への支援の形態として、複数の支援を組み合わせ、地域の実情に合った支援が望まれることから、多様な主体間の連携に、引き続き取り組む。(内閣府・警察庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)

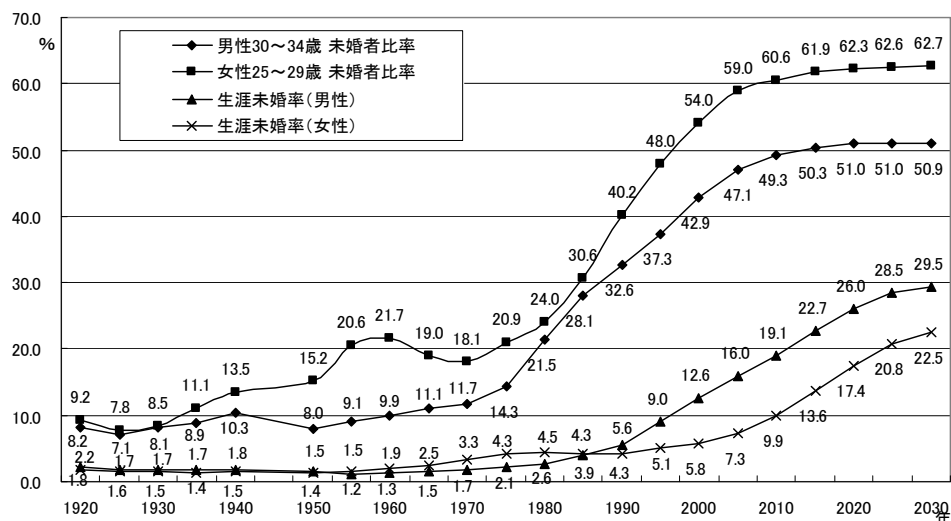
資料1. 参考図表（関連データ）

○経済社会の新たな潮流

（1）家族の変化

（単身世帯とひとり親世帯の増加）

図表 1 生涯未婚率の推移

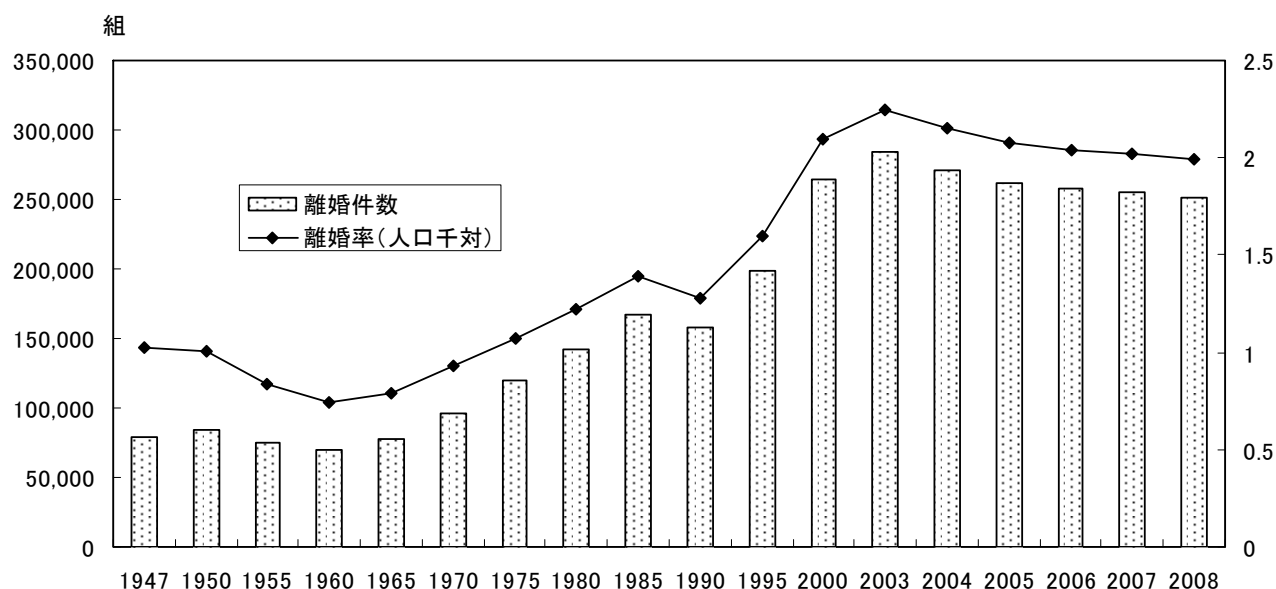


資料:総務省「国勢調査」(平成 17 年)及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成 20 年 3 月推計)」「人口統計資料集(2009 年版)」

注1:男性 30～34 歳未婚率、女性 25～29 歳未婚率は 2005 年までは「国勢調査」、2010 年以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

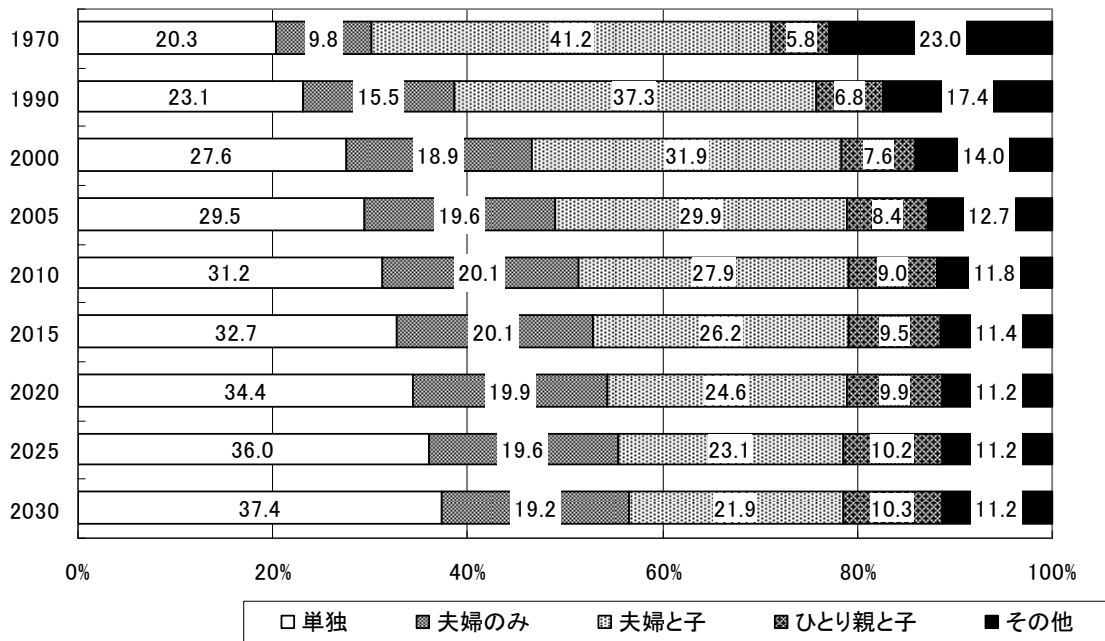
注2:生涯未婚率は、50 歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005 年までは「人口統計資料集(2009 年版)」、2010 年以降は「日本の世帯数の将来推計」より 45 歳～49 歳の未婚率と 50 歳～54 歳の未婚率の平均。

図表 2 離婚件数・離婚率の推移



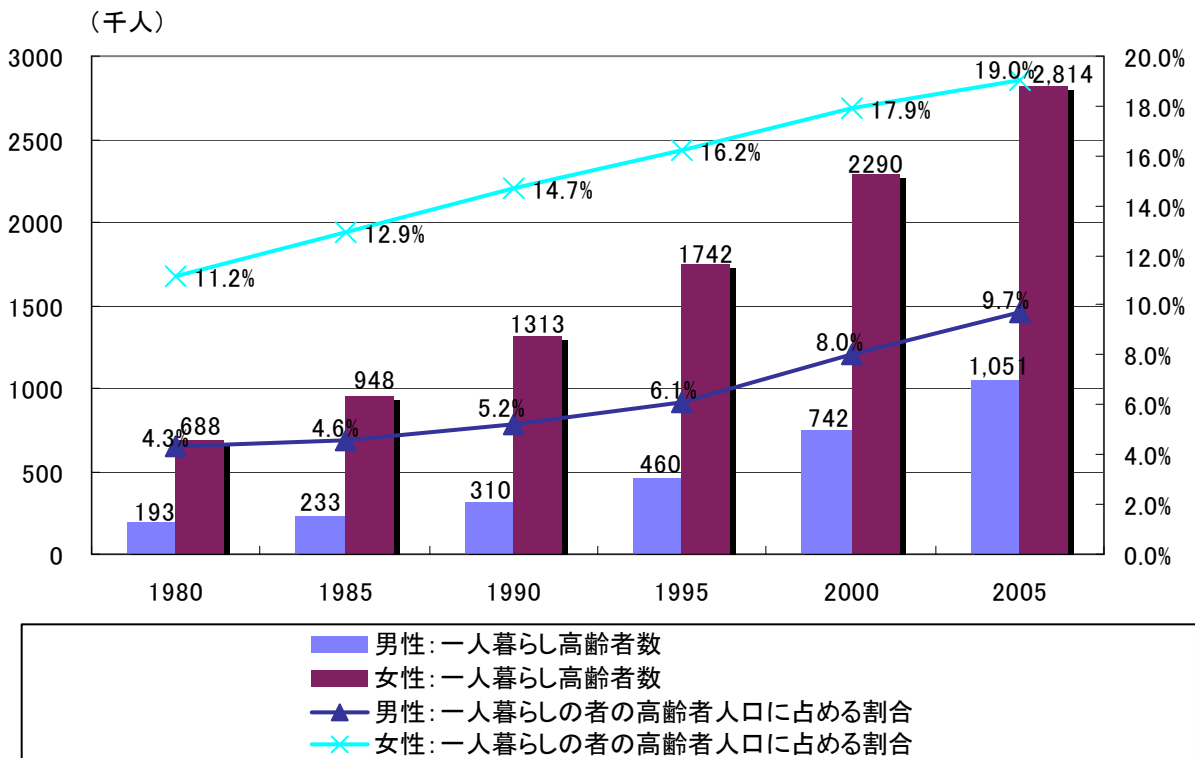
資料:厚生労働省「人口動態統計」

図表 3 家族類型別一般世帯数構成比の将来推計



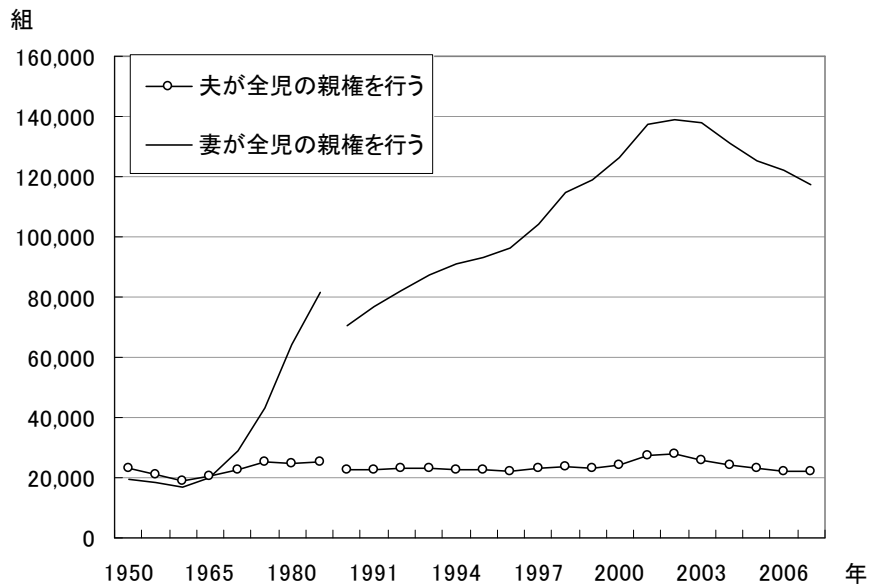
資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」
 及び国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2008年)」
 注1: 1970年、1990年、2000年、2005年の数値は総務省統計局「国勢調査報告」による。
 注2: 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図表 4 一人暮らしの高齢者の動向



資料: 総務省「国勢調査」(平成17年)
 注: 「一人暮らし」とは、「単独世帯」のことを指す。

図表 5 親権を行わなければならない子を持つ夫妻別にみた離婚件数の推移



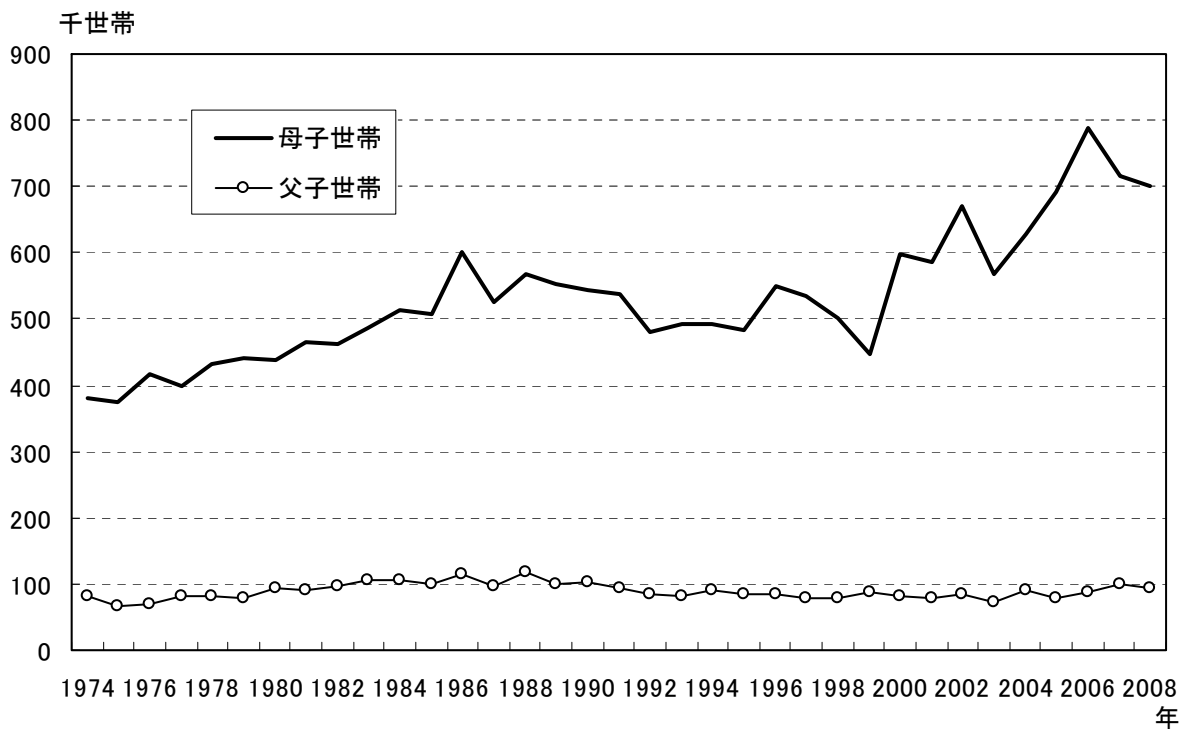
資料:厚生労働省「人口動態統計」

注 1:親権を行わなければならない子とは、20歳未満の未婚の子をいう。

注 2:1950年から1990年までは5年おきのデータ、1991年以降は1年おきのデータ。

注 3:夫と妻がそれぞれ分け合って子どもの親権を行う場合もあり、2007年では離婚件数の約4%にあたる。

図表 6 母子・父子世帯数(ひとり親と20歳未満未婚子のみ)の推移



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(昭和61年以降)、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」(昭和60年以前)

注 1:母子(父子)世帯とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(男)(配偶者が長期間生死不明の場合も含む。)と20歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯をいう。

注 2:平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図表 7 母子世帯数（未婚子以外との同居も含む）の推移

区分	総数	母子のみ	同居者あり	同居者の種別（割合は総数との対比）			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
割合							
平成10年	100	70.9	29.1	23	5.9	2.2	5.5
平成15年	100	62.7	37.3	24.8	8.6	3.7	14.5
平成18年	100	67.5	32.5	28.2	9.2	3.4	4.2
参考：推計世帯数（千世帯）							
平成10年	955	677	278	220	56	21	53
平成15年	1,225	769	457	303	105	46	177

資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成 10,15,18 年度）

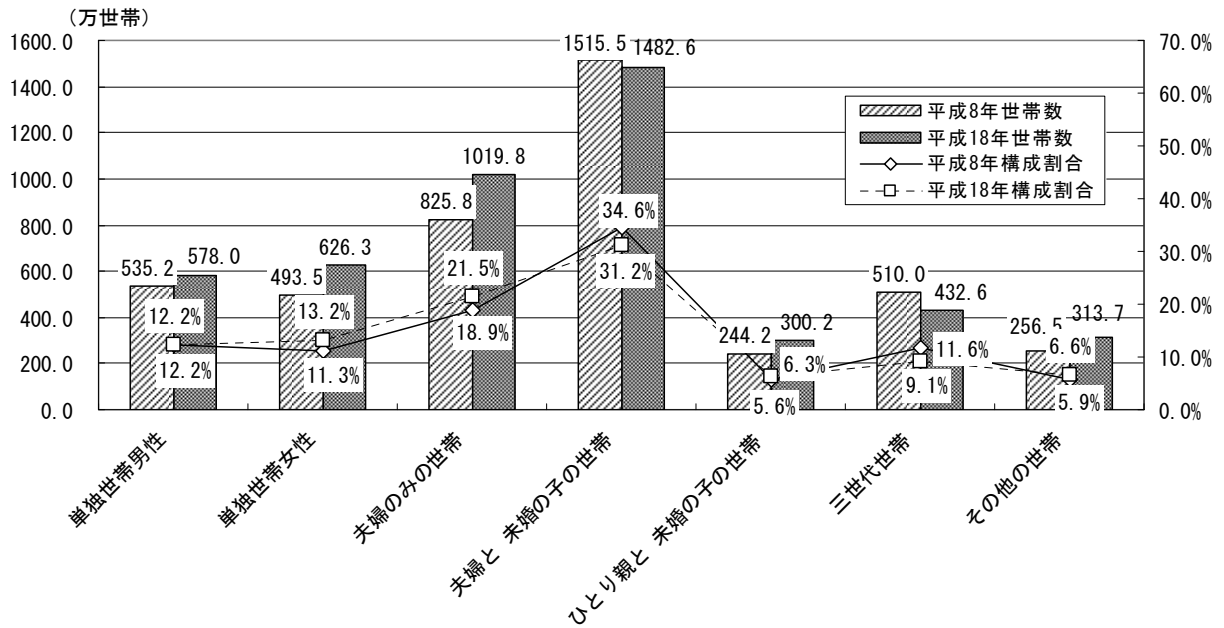
注 1：母子世帯とは、父のいない児童（満 20 歳未満の子ども）もであって、未婚の者がその母によって養育されている世帯。

注 2：平成 10 年の推計世帯数の内訳および同居の種別世帯数は、平成 10 年度調査の表 1-(1)の母子世帯総数と平成 15 年度調査の表 4-(2)に掲載されている平成 10 年度の世帯構成の割合によって内閣府が算出。

注 3：平成 18 年度調査では、推計世帯数の公表はない。

（主たる生計の担い手の変化）

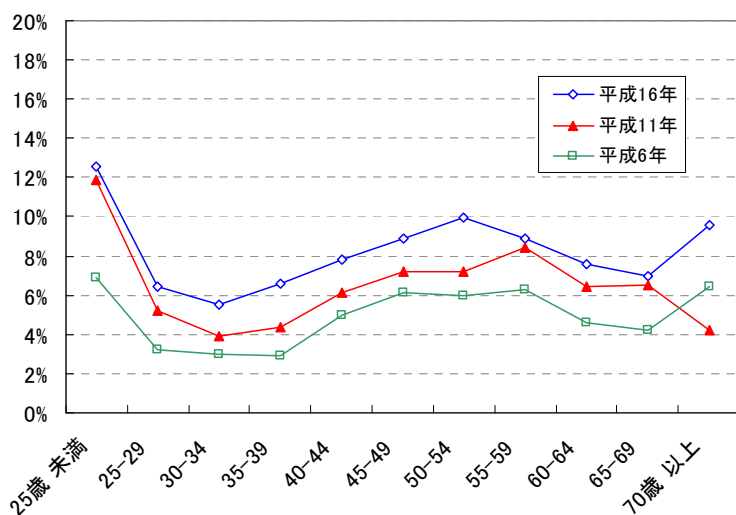
図表 8 世帯構造別世帯数・構成割合の年次比較



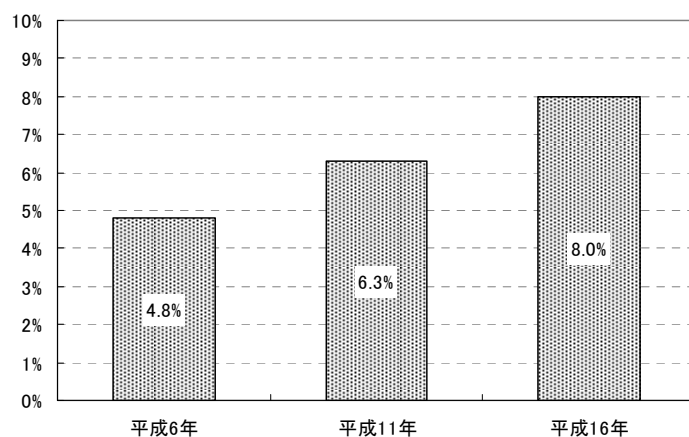
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表 9 「主たる生計の担い手」に占める女性の割合（2人以上・勤労世帯の女性世帯主の割合）

年齢階級別女性世帯主の割合の推移

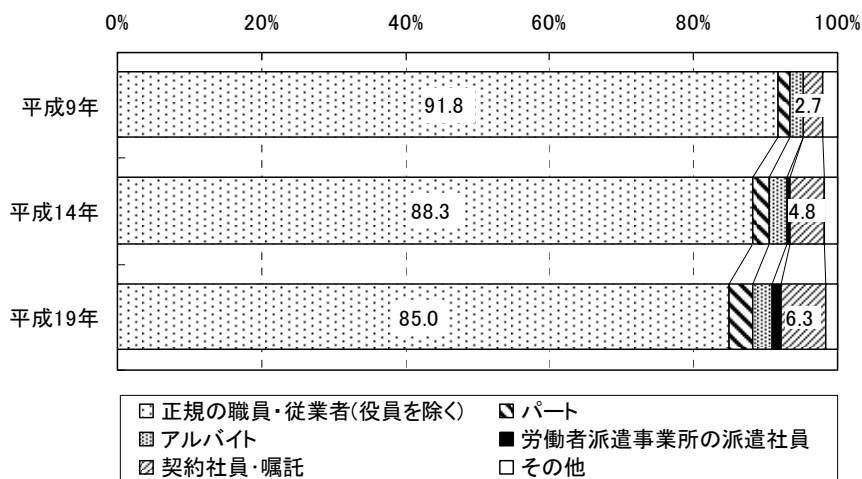


女性世帯主の割合の推移



資料:総務省「全国消費実態調査」(平成 6,11,16 年)

図表 10 既婚男性の雇用構成



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 9,14,19 年)

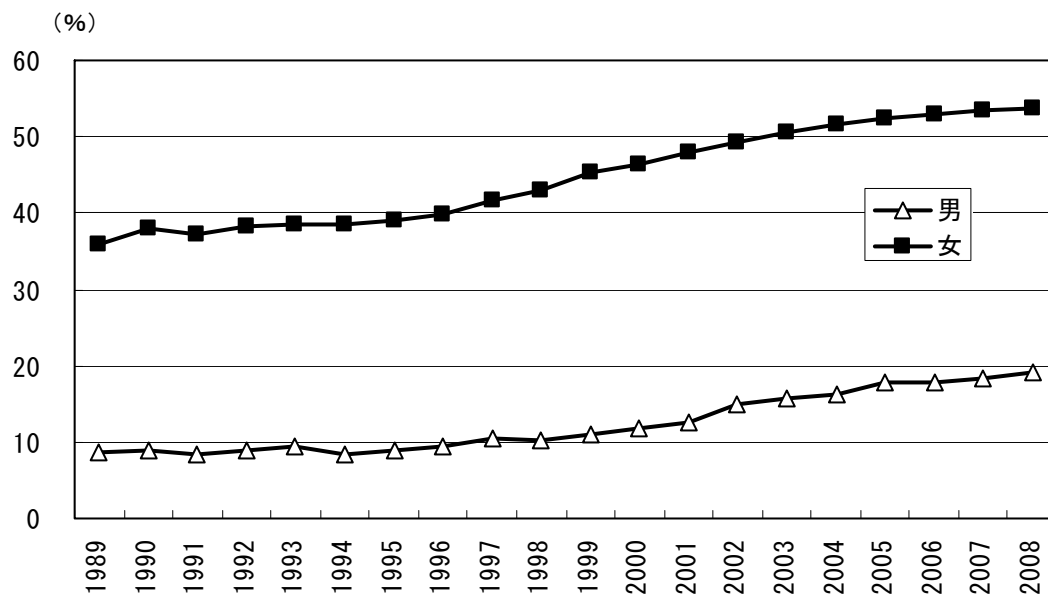
注 1:母数は、役員を除く雇用者(ただし雇用形態が不明は者は除く)

注 2:雇用形態は、平成 9 年では「契約社員」の区分がなく、平成 14 年では「契約社員・嘱託」となり、平成 19 年では「契約社員」と「嘱託」は区別されている。

(2) 雇用・就業をめぐる変化

(非正規雇用者の増加)

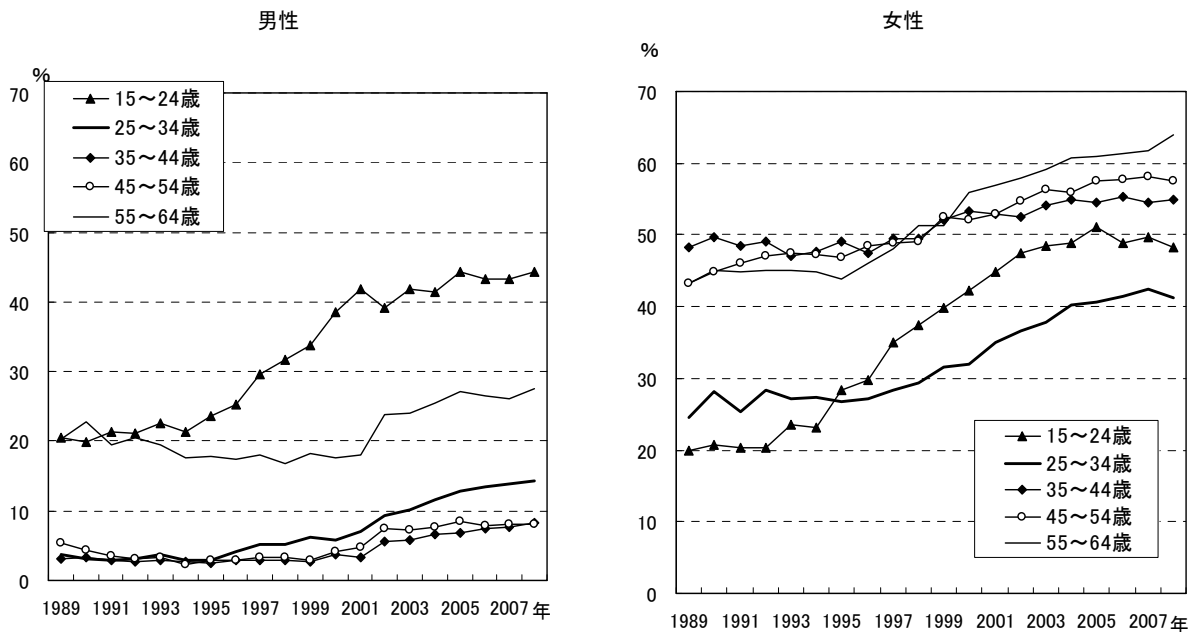
図表 11 非正規の職員・従業員比率の推移 (男女別)



資料: 2001年以前は総務庁「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査詳細集計」により作成。

注: 「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

図表 12 男女別・年齢階級別 非正規雇用者比率の推移



資料: 総務省「労働力調査」

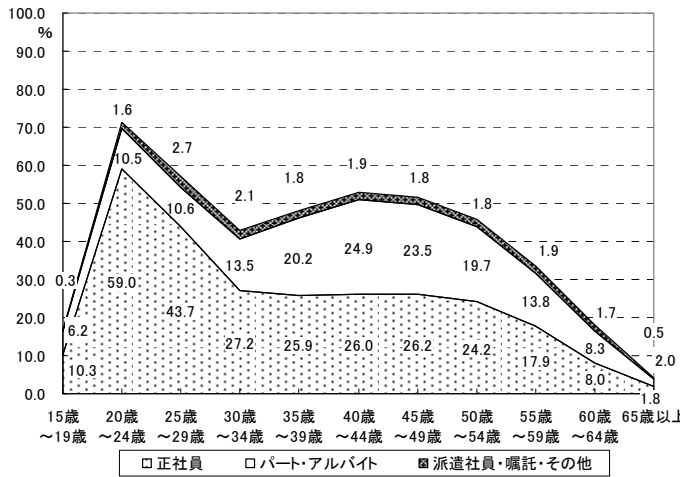
注 1: 非正規雇用者比率 = (非正規の職員・従業員) / ((正規の職員・従業員) + (非正規の職員・従業員)) × 100

注 2: 2001年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値、2002年以降は「労働力調査詳細集計」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

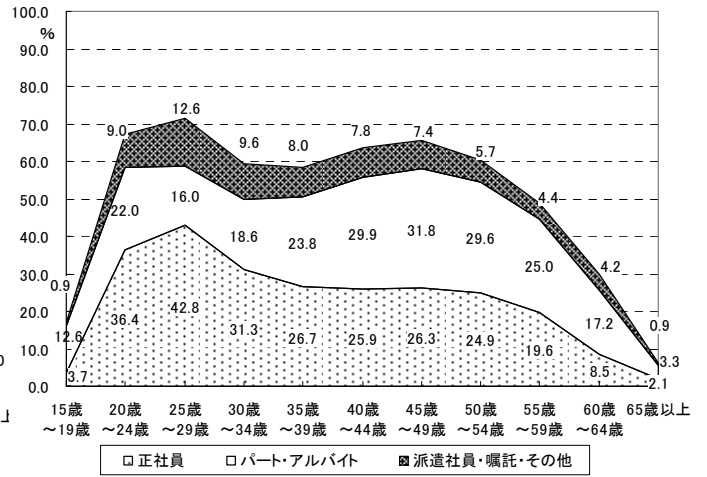
図表 13 雇用形態の内訳別：年齢階級別雇用者割合（男女別）

【女性】

平成 4 年

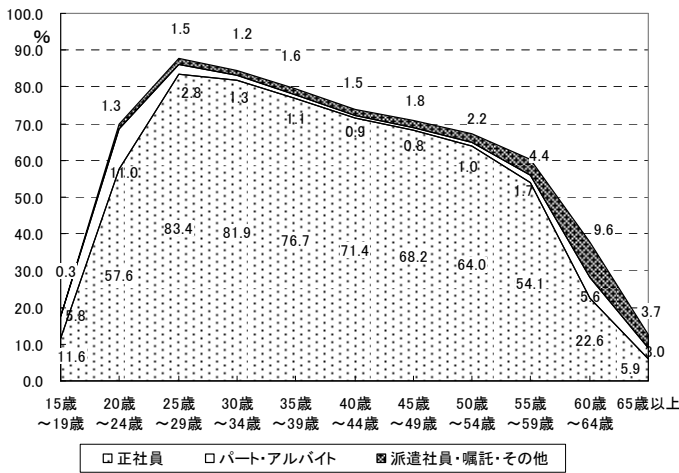


平成 1 9 年

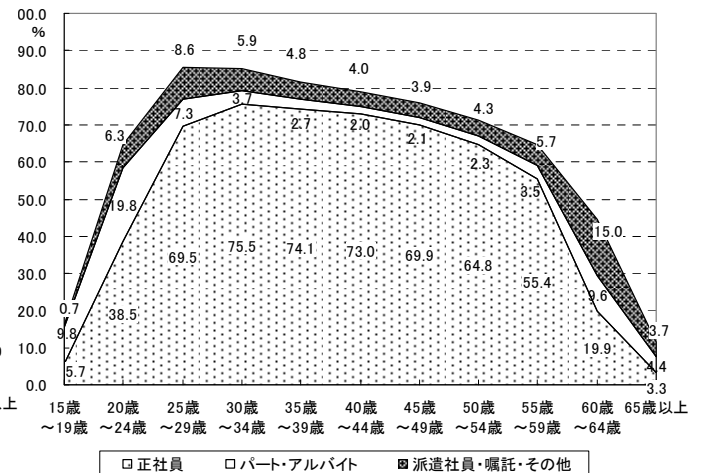


【男性】

平成 4 年



平成 1 9 年

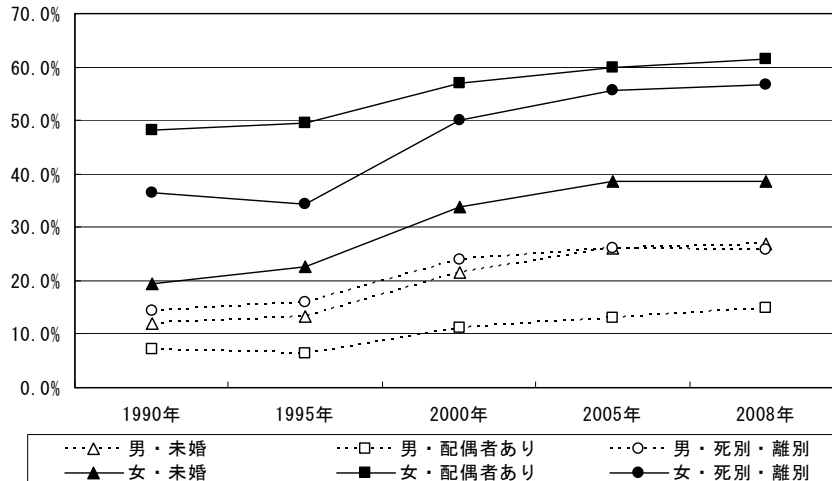


資料：総務省「就業構造基本調査」

注 1:会社役員を除く雇用者。

注 2:「正社員」とは、正規の職員・従業員。「派遣社員・嘱託・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他。

図表 14 非正規の職員・従業員比率（男女別・配偶関係別）



資料:2001年以前は総務庁「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査詳細集計」により作成。

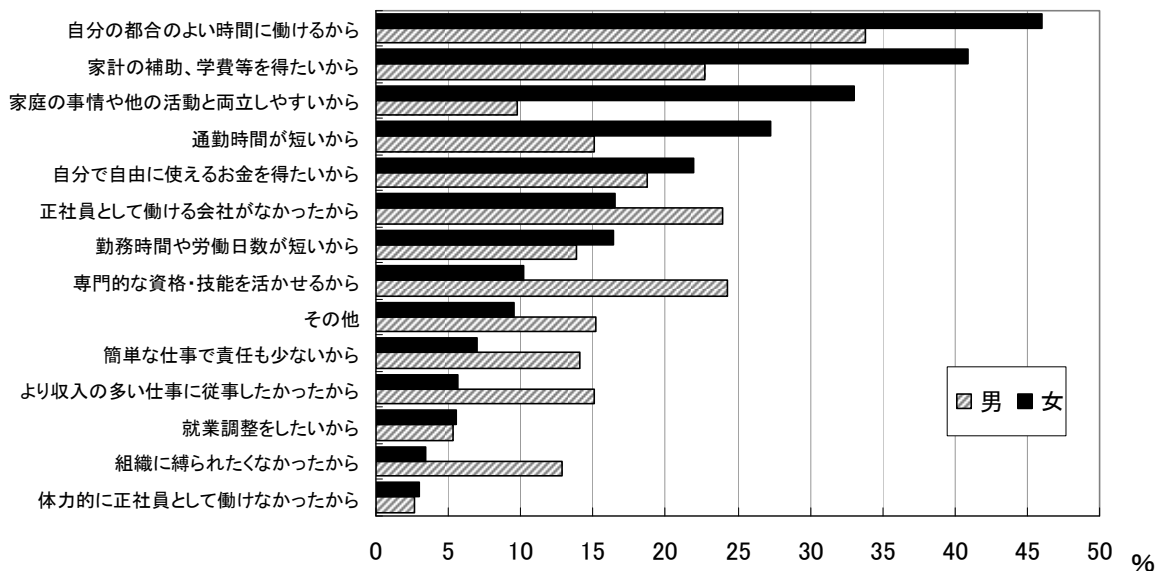
注1:「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

注2:非農林業の雇用者(役員を除く)に占める比率。非正規職員・従業員には、パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他を含む。

注3:65歳以上含む全年齢。

(非正規雇用をめぐる諸問題)

図表 15 現在の就業形態を選んだ理由（正社員・出向社員以外の労働者）



資料:厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成19年)

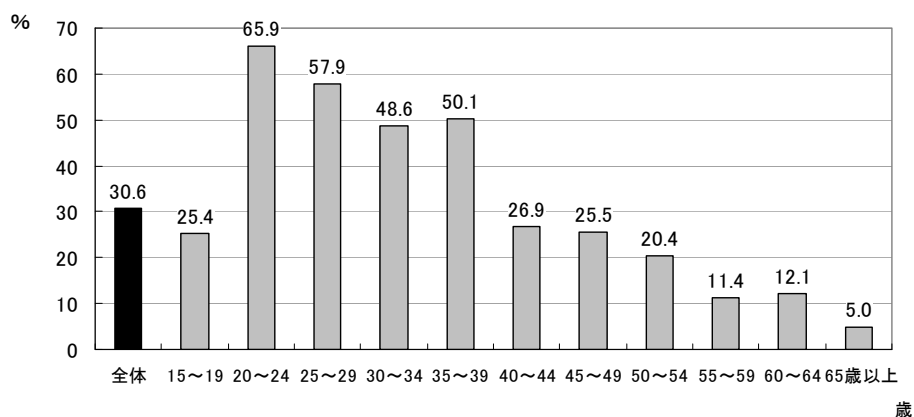
注1:就業形態は、8つに分類されている(正社員、契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣社員(派遣労働者・登録型、派遣労働者・常用雇用型)、臨時的雇用者、パートタイム労働者、その他)。このうち、「正社員」と「出向社員」以外の労働者の回答。

注2:複数回答(3つまで)。各就業形態の労働者のうち、回答があった労働者=100とする。

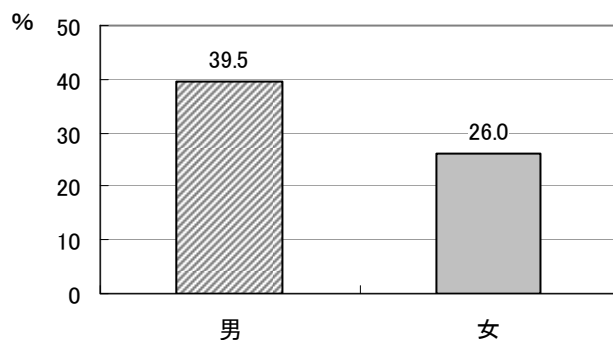
注3:就業調整とは、年収の調整や労働時間の調整のことである。

図表 16 「他の就業形態に変わりたい」正社員以外の労働者の割合

<年齢階級別>



<男女別>

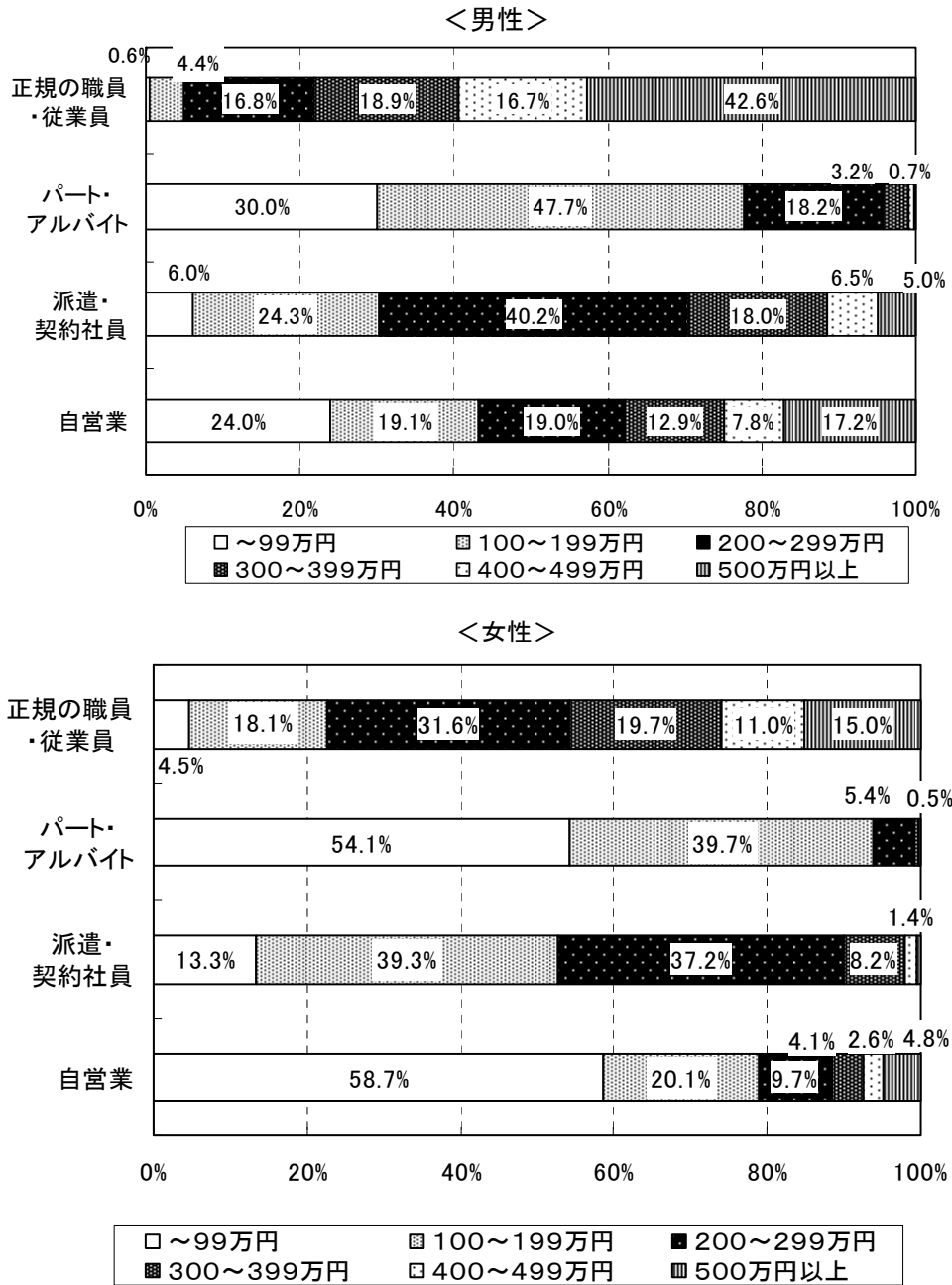


資料:厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成 19 年)

注 1:それぞれの年齢層または男女別で、「現在の会社」又は「別の会社」で働きたい正社員以外の労働者を 100 とした割合。「独立して事業をはじめたい非正社員」(全体の 1.3%)や「仕事を辞めたい非正社員」(全体の 2.7%)等は除かれる。

注 2:就業形態は、8 つに分類されている(正社員、契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣社員(派遣労働者・登録型、派遣労働者・常用雇用型)、臨時的雇用者、パートタイム労働者、その他)。このうち「正社員以外の労働者」とは、「正社員」を除いたものをいう。

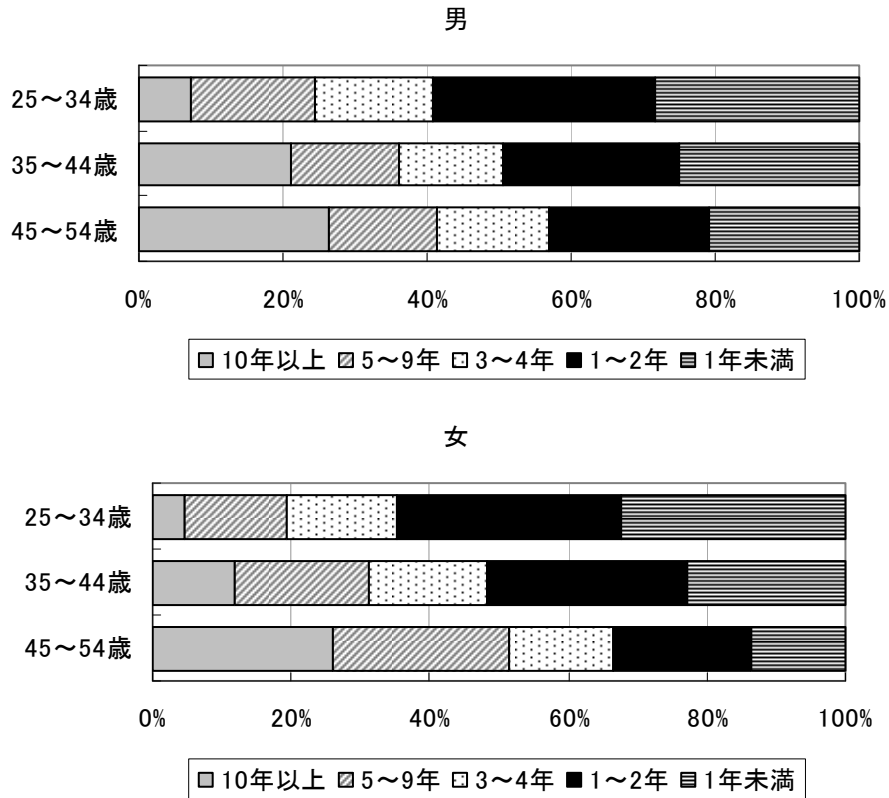
図表 17 雇用形態別所得分布



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

注:卒業者のみ。所得不明者は除く。

図表 18 性別・年齢別：非正規雇用者における現職の継続就業期間別割合

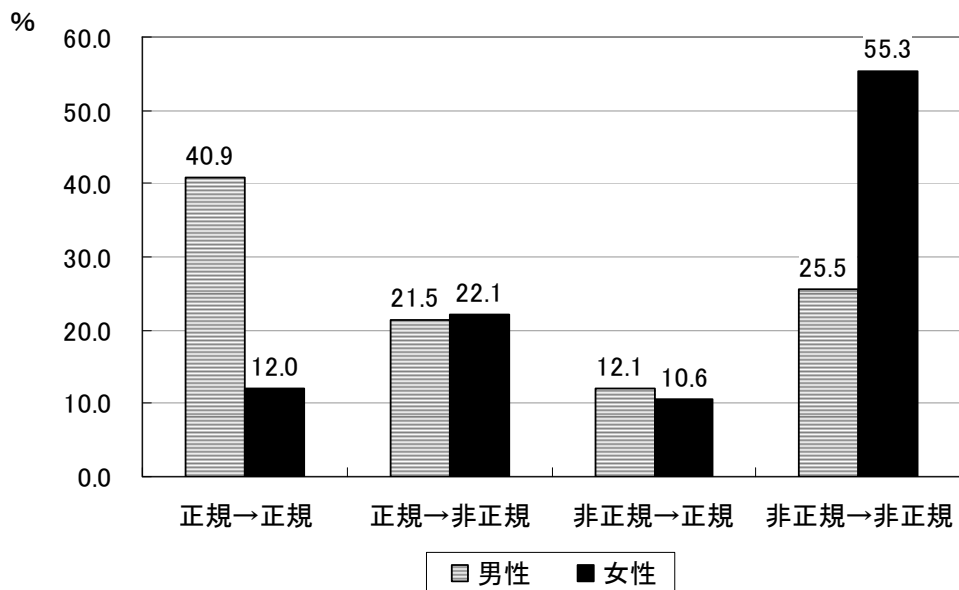


資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）

注 1：ここでの「継続就業期間」とは、現在の勤め先（企業）に勤め始めてからの年数をいう。なお、季節的に一時休業する仕事であっても毎年繰り返しその仕事に就いている場合には、その休業期間中も継続して就業しているとみなされる。

注 2：各年齢層における非正規雇用者数（継続就業期間が不明なものを除く）を 100 としている。

図表 19 前職から現職への雇用形態の変化



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）

注 1：平成 18 年 10 月以降に現職に就いた前職及び現職が雇用者の者。

注 2：前職の雇用形態が「会社などの役員」または現職の雇用形態が「会社などの役員」の者を含む。

注 3：雇用形態の変化が不明な者を除いて 100 としている。

図表 20 就業状況別・過去1年間の職業能力開発の実施状況（在学者を除く）

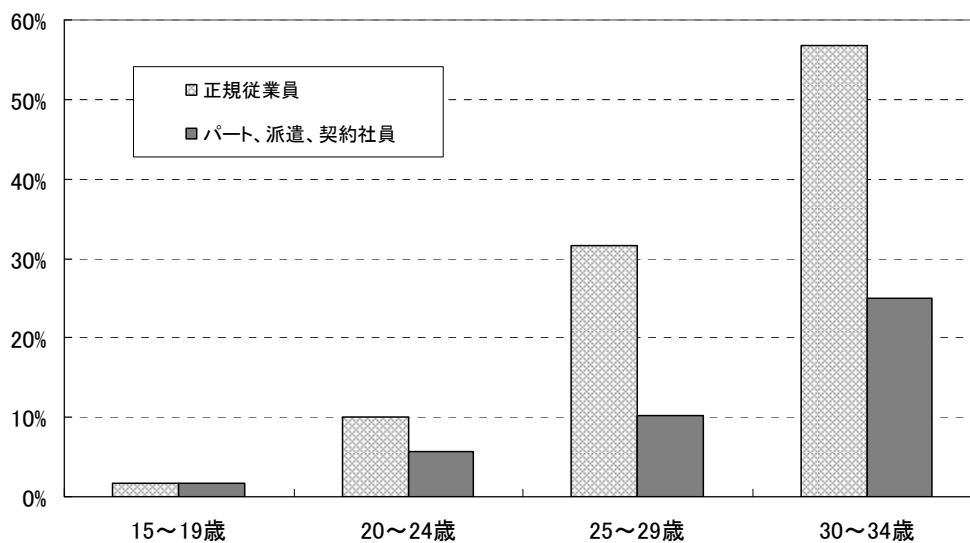
性別		（％）		
		勤務先が実施した訓練	自己啓発	いずれも行わなわす
男性	正規従業員	39.4	20.6	53.3
	パート・アルバイト	14.1	16.6	73.9
	その他非正規	21.4	17.4	68.3
	その他就業	16.7	23.7	66.0
	無業	5.5	15.7	80.9
	合計	28.7	19.8	61.3
女性	正規従業員	41.1	26.1	50.5
	パート・アルバイト	15.5	11.7	77.2
	その他非正規	26.3	23.1	60.6
	その他就業	12.2	20.4	71.9
	無業	3.3	10.5	87.4
	合計	18.5	16.5	72.3

資料：総務省「就業構造基本調査」（平成19年）。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計

注1：回答は複数回答。

注2：在学者を除く。

図表 21 雇用形態別有配偶者の占める割合（平成19年、男性）



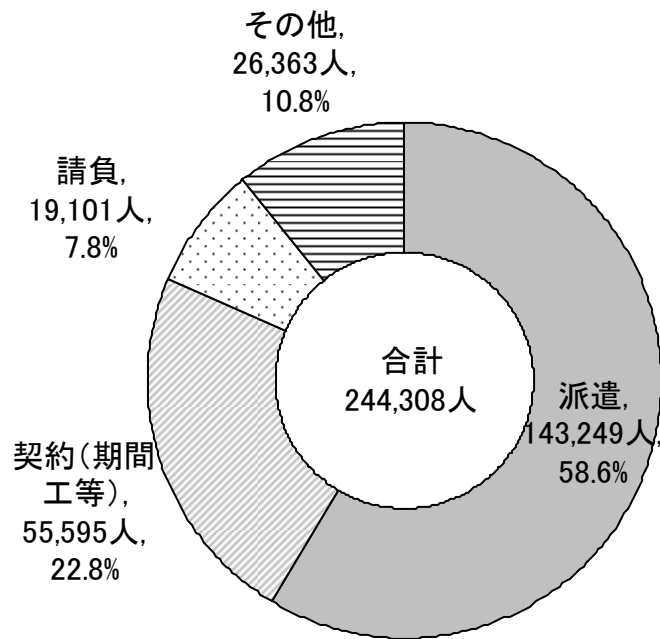
資料：総務省「就業構造基本調査」（平成19年）。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計

注1：「パート、派遣、契約社員」は、「パート」「アルバイト」「労働者派遣事務所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」の合計。

注2：在学者を除く。

図表 22 非正規雇用の雇い止め件数

<雇止め対象人数の就業形態別内訳>

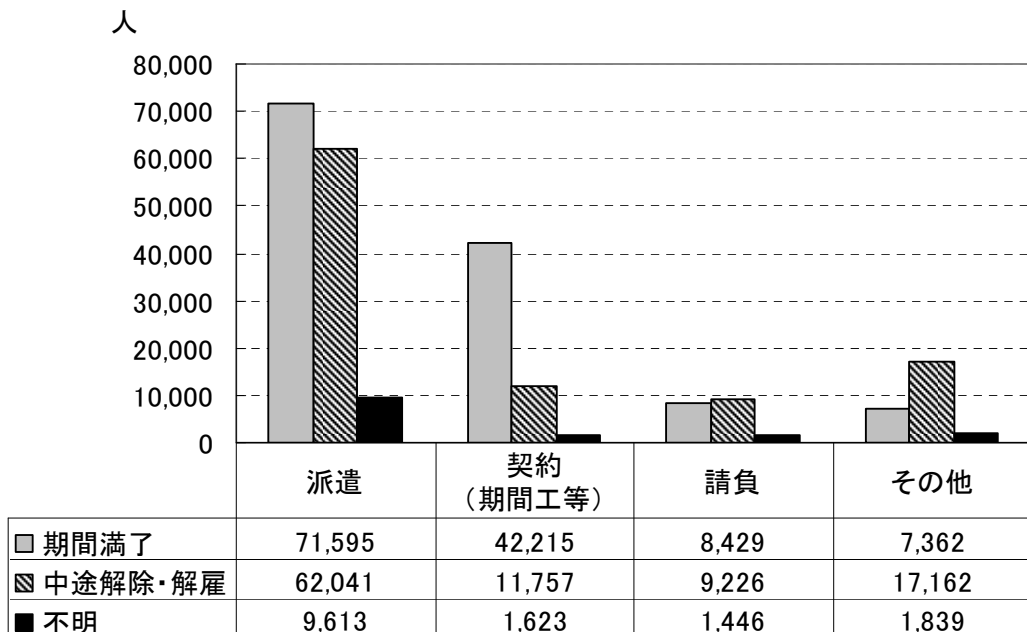


資料:厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について(平成 21 年 10 月報告)」

注 1:全国の労働局及び公共職業安定所が、非正規労働者の雇止め等の状況について、企業に対する聞き取り等により把握した状況をまとめたもの。(すべての雇用調整事例を把握しているものではない。また、現時点で内容が確定している事例である。)

注 2:「派遣」「請負」には、派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されているものを含む。

<就業形態別・雇止め種類別：雇止め対象人数>

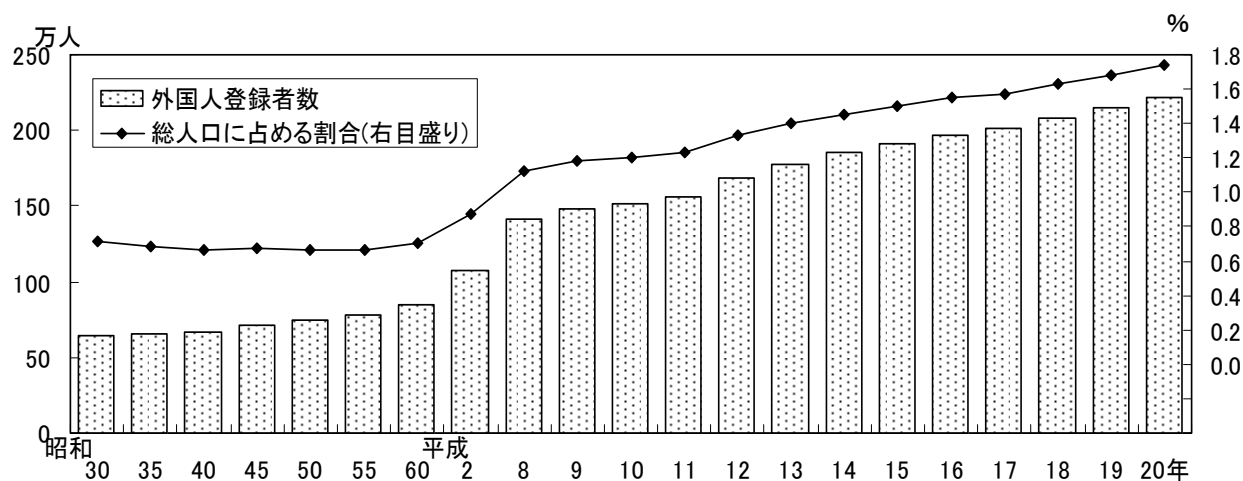


資料:厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について(平成 21 年 10 月報告)」

注:2行目の項目「中途解除・解雇」について、「派遣」「請負」は中途解除、「契約(期間工等)」、「その他」は解雇の値。

(3) グローバル化
(定住外国人の増加)

図表 23 外国人登録者数と総人口に占める割合の推移

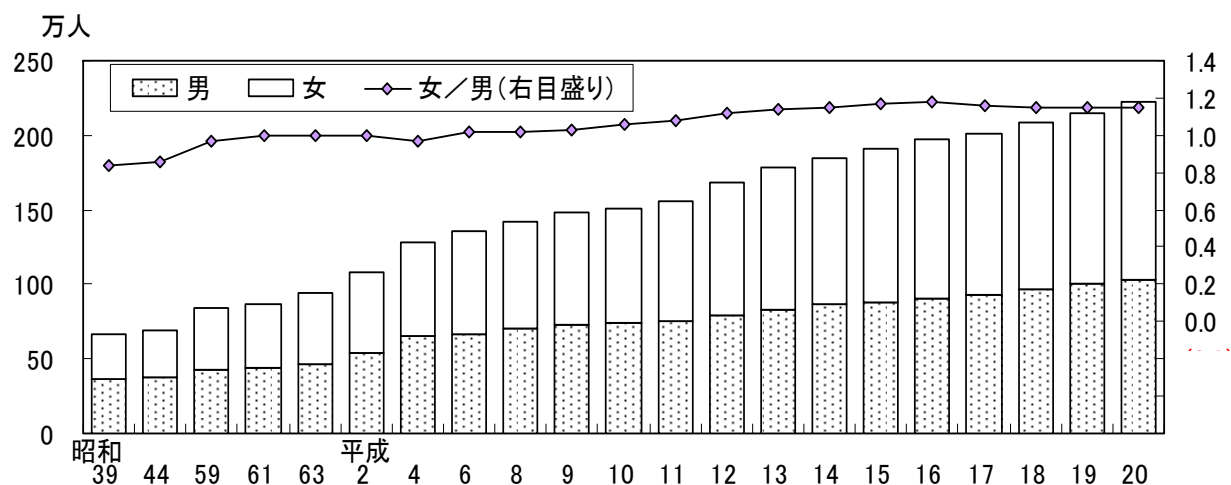


資料:法務省入国管理局「在留外国人統計」

注1:「外国人登録者数」は、各年12月末現在の数値。

注2:「総人口に占める割合」は、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

図表 24 男女別外国人登録者数の推移

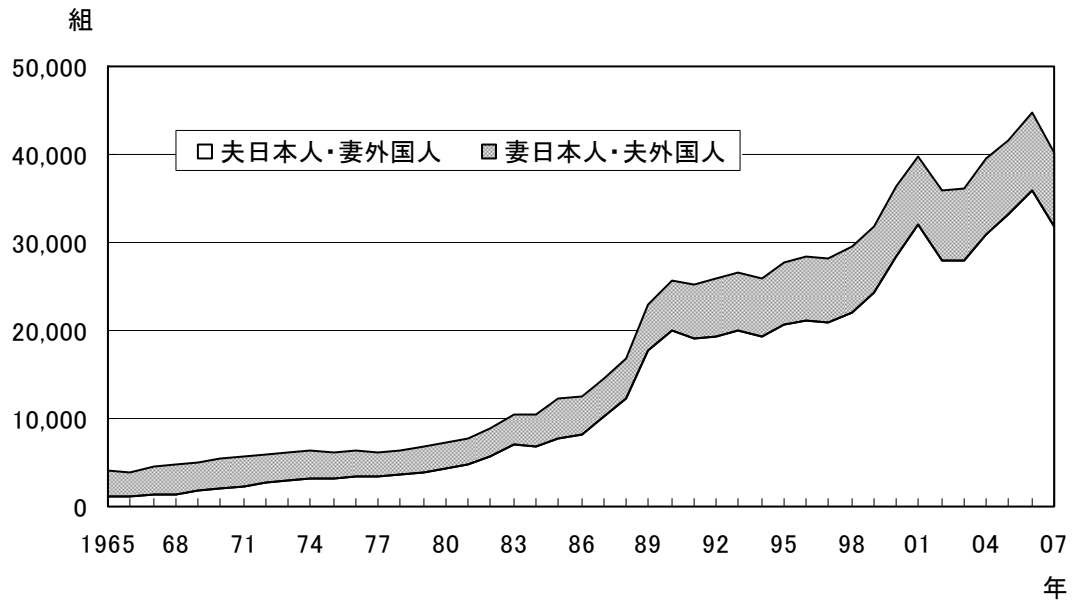


資料:法務省入国管理局「在留外国人統計」

注:昭和39年、昭和44年は4月1日現在、他は12月末現在。

(国際結婚と外国人の親を持つ子どもの増加)

図表 25 国際結婚の動向



		(%)			
		夫日本人・妻外国人		妻日本人・夫外国人	
	構成比	92年から 07年まで の変化	構成比	92年から 07年まで の変化	
中国	37.5	13.6	韓国・朝鮮	26.1	-17.5
フィリピン	29.0	-0.7	米 国	17.5	-3.4
韓国・朝鮮	17.6	-10.9	中 国	12.0	-0.1
タ イ	4.6	-3.5	英 国	4.4	1.8
ブラジル	0.9	-2.4	ブラジル	4.0	1.7
米 国	0.6	-0.7	フィリピン	1.9	1.1
ペルー	0.4	-0.3	ペルー	1.5	0.6
英 国	0.2	-0.3	タ イ	0.8	0.6
その他	9.1	5.2	その他	31.7	15.2

資料:厚生労働省「人口動態統計」

図表 26 父母の国籍（日本・外国）別にみた出生数及び構成割合（平成 18 年）

母の国籍	総数	父の国籍		嫡出でない子
		日本	外国	
総数	1,104,862 人 100.0%	1,060,226 人 96.0%	18,817 人 1.7%	25,819 人 2.3%
日本	1,078,634 人 97.6%	1,046,186 人 94.7%	9,423 人 0.9%	23,025 人 2.1%
外国	26,228 人 2.4%	14,040 人 1.3%	9,394 人 0.9%	2,794 人 0.3%

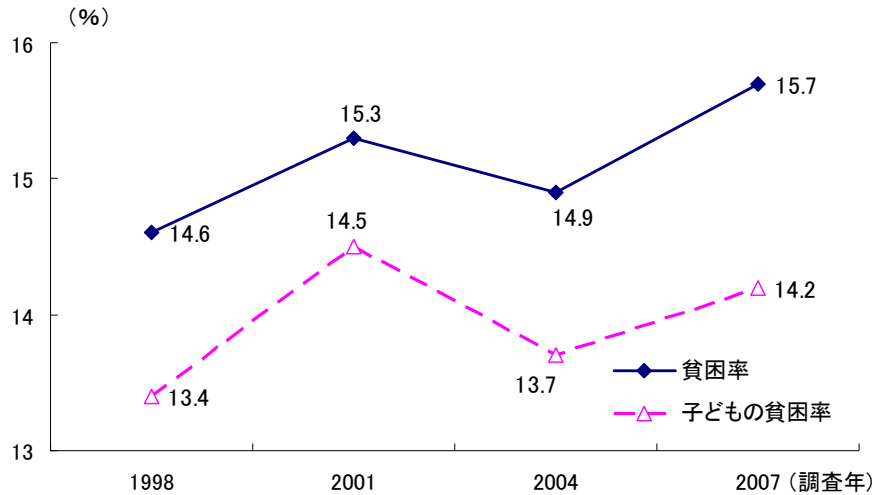
→少なくとも一方の親が外国人の出生数 35,651 人（3.2%）

資料：厚生労働省「平成 19 年度『日本における人口動態－外国人を含む人口動態統計－』」

○生活困難をめぐる動向

(生活困難層の増加と多様化・一般化)

図表 27 相対的貧困率の年次推移



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成10年、平成13年、平成16年、平成19年の各調査)を基に厚生労働省算出。

注1:「所得」は、調査対象年1年間(1月～12月)の所得である。

注2:ここでいう所得には、現金給付として受給した社会保険給付費は含まれるが、現物給付は含んでいない。

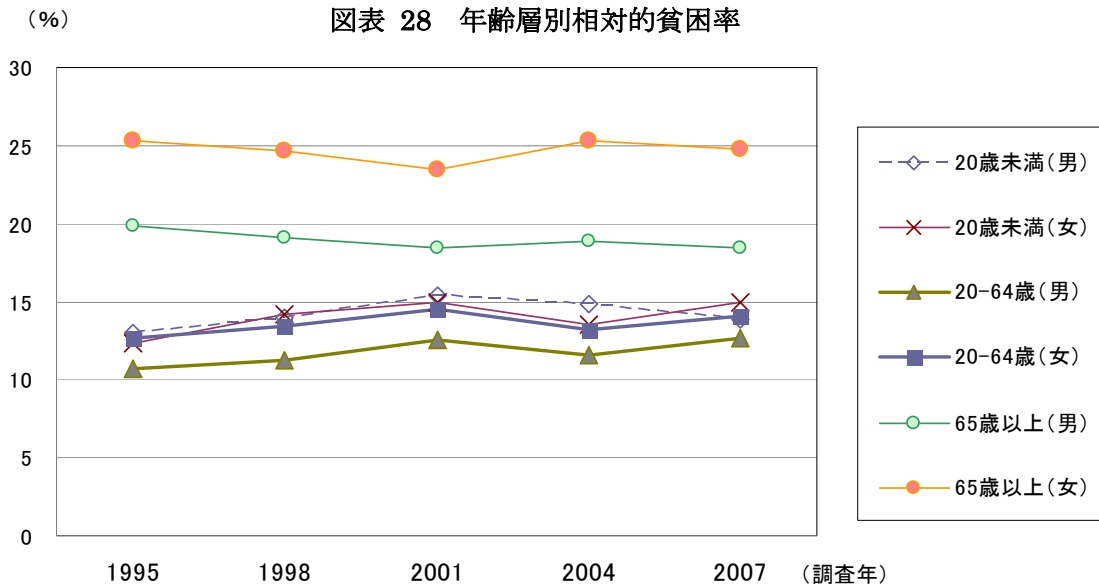
注3:可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

注4:相対的貧困率の算出に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所作業班が OECD に提供している貧困率の作成基準によっている。

[OECD に提供している「相対的貧困率」の作成基準について]

1)「相対的貧困率」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。2)子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。3)等価可処分所得金額は、1985年を基準とした物価指数で調整をした。

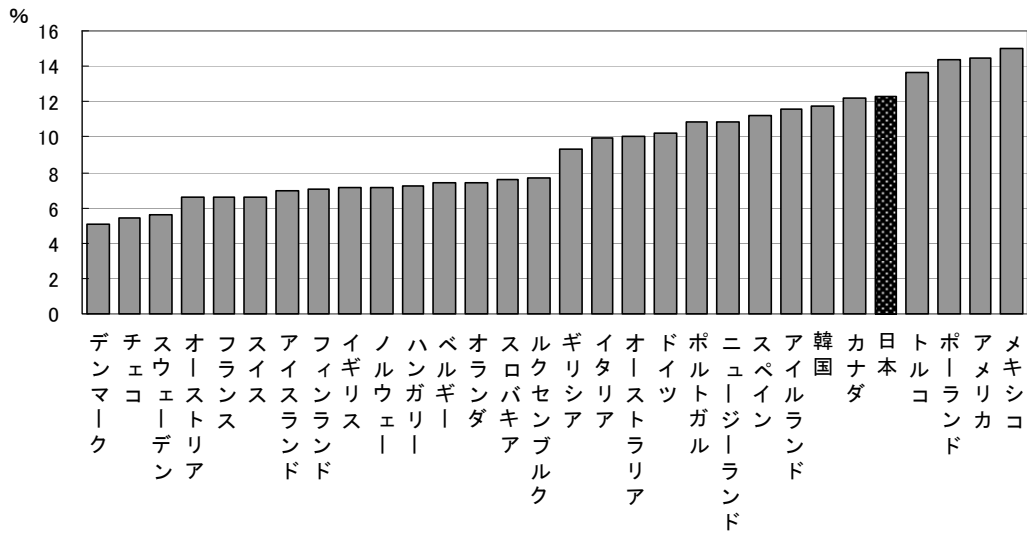
図表 28 年齢層別相対的貧困率



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成7年、平成10年、平成13年、平成16年、平成19年の各調査)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計。

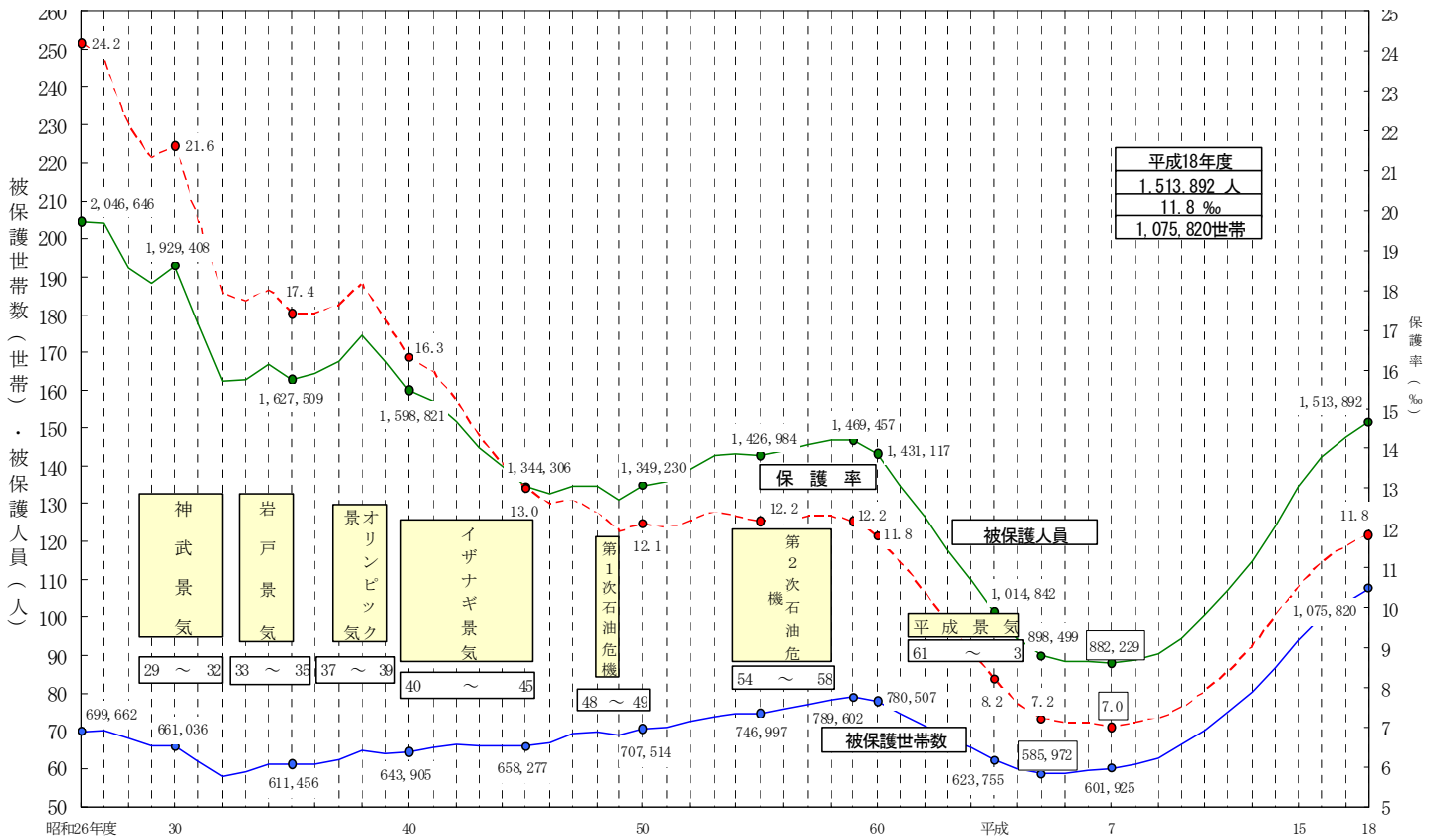
注1:相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の50%未満である人の割合

図表 29 相対的貧困率の国際比較（勤労世代（18-65歳）2000年代中旬）



資料:OECD(2008) ‘Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries’
 注:相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の50%未満である人の割合

図表 30 生活保護：被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」より厚生労働省社会援護局作成。

図表 31 都道府県（指定都市・中核市を除く）別 生活保護被保護世帯（保護率、実世帯数、実人員）
（平成 19 年）

都道府県	保護率 (人口千対)	実世帯数 (世帯)	実人員 (人)	都道府県	保護率 (人口千対)	実世帯数 (世帯)	実人員 (人)
北海道	20.4	42,336	61,829	滋賀	5.8	5,404	8,048
青森	15.8	13,288	17,437	京都	10.3	7,593	12,056
岩手	8.3	8,033	11,294	大阪	16.2	47,135	72,182
宮城	6.6	6,133	8,678	兵庫	10.1	24,846	35,513
秋田	10.2	5,888	8,045	奈良	9.4	6,876	9,791
山形	4.4	4,164	5,255	和歌山	8.3	4,048	5,355
福島	6.4	6,643	8,812	鳥取	8.5	3,636	5,077
茨城	5.5	12,242	16,435	島根	6.1	3,395	4,462
栃木	5.6	6,258	8,477	岡山	5.8	3,410	4,549
群馬	4.4	6,850	8,840	広島	8.3	7,360	10,366
埼玉	7.3	28,031	40,436	山口	8.8	7,810	10,475
千葉	7.0	22,924	32,004	徳島	15.0	8,679	12,017
東京	15.8	151,840	201,173	香川	6.7	2,827	3,957
神奈川	7.8	15,065	21,477	愛媛	7.6	5,681	7,148
新潟	3.8	4,644	5,976	高知	15.7	5,356	7,117
富山	1.8	1,075	1,225	福岡	20.5	35,892	54,128
石川	3.5	2,093	2,533	佐賀	7.2	4,617	6,203
福井	2.8	1,862	2,323	長崎	13.8	9,757	13,894
山梨	4.1	2,914	3,617	熊本	5.6	5,051	6,523
長野	3.1	4,487	5,632	大分	12.7	7,294	9,353
岐阜	1.9	2,615	3,296	宮崎	9.6	5,706	7,450
静岡	3.5	6,302	8,073	鹿児島	13.2	10,635	14,823
愛知	3.0	8,858	12,058	沖縄	17.0	15,732	23,279
三重	7.1	9,643	13,259				

資料:厚生労働省統計表データベースシステム『厚生統計要覧』第3編 社会福祉、第1章生活保護

注1:原出所は、統計情報部「平成19年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」。

注2:保護率に基づいて都道府県を並べている(指定都市・中核市を除く。)

注3:保護率=(1か月平均の被保護実人員)/(現在推計人口(千人))。

図表 32 生活保護：世帯類型別被保護世帯数の推移

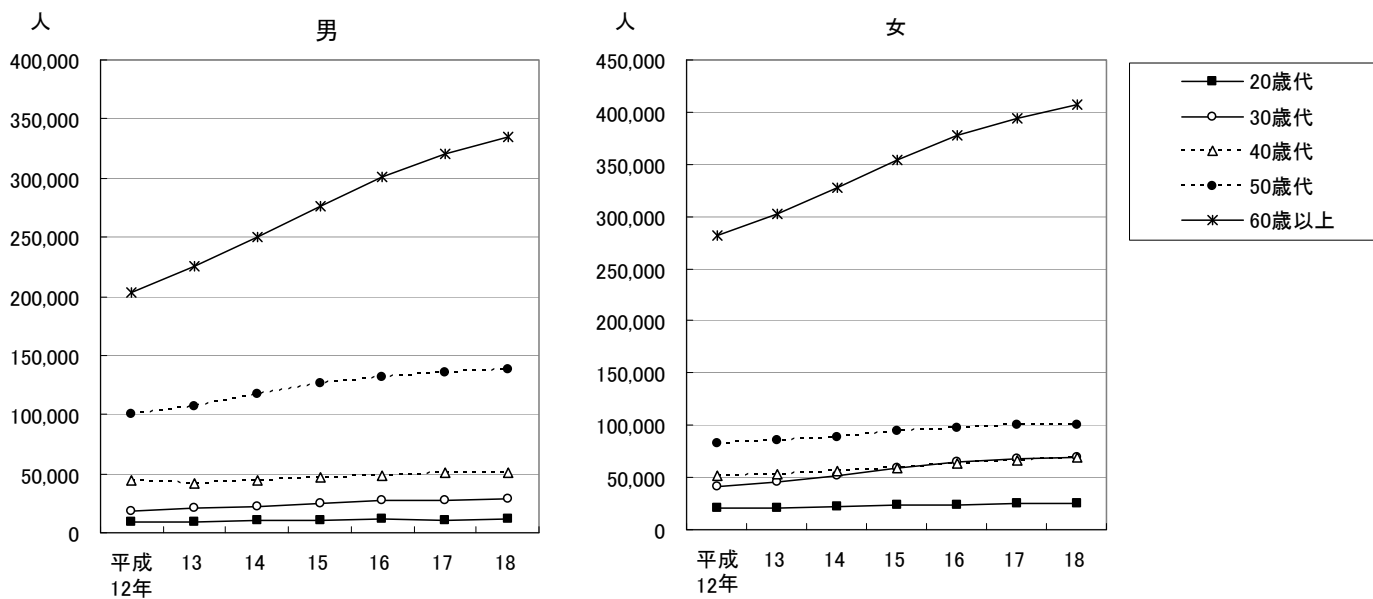
	昭和 59年度	構成割合 (%)	平成 7年度	構成割合 (%)	平成 16年度	構成割合 (%)	増加率	
							昭和59→ 平成7	平成7→ 平成16
総数	787,758	100.0	600,980	100.0	997,149	100.0	▲23.7%	+65.9%
高齢者世帯	241,964	30.7	254,292	42.3	465,680	46.7	+5.1%	+83.1%
母子世帯	115,265	14.6	52,373	8.7	87,478	8.8	▲54.6%	+67.0%
傷病者・ 障害者世帯	355,251	45.1	252,688	42.0	349,843	35.1	▲28.9%	+38.4%
その他世帯	75,278	9.6	41,627	6.9	94,148	9.4	▲44.7%	+126.2%

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

注1:平成17年度より世帯の定義を変更したことから、平成16年度以前で比較。

注2:各年1か月平均。

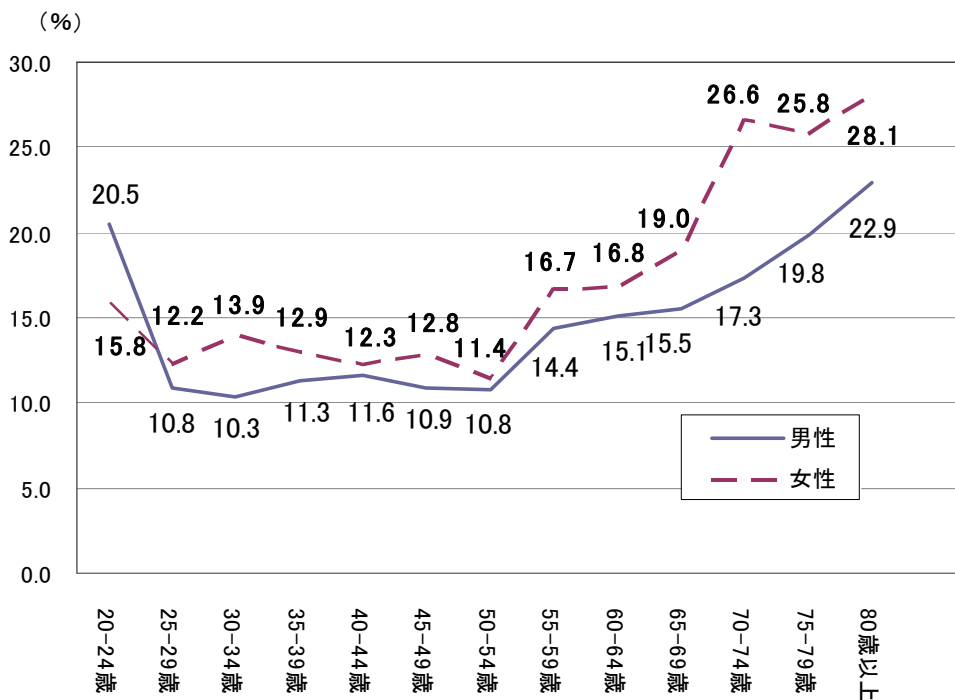
図表 33 生活保護：被保護人員数の推移（性別、年齢別）



資料：厚生労働省「被保護者全国一斉調査」

（女性に多くみられる生活困難）

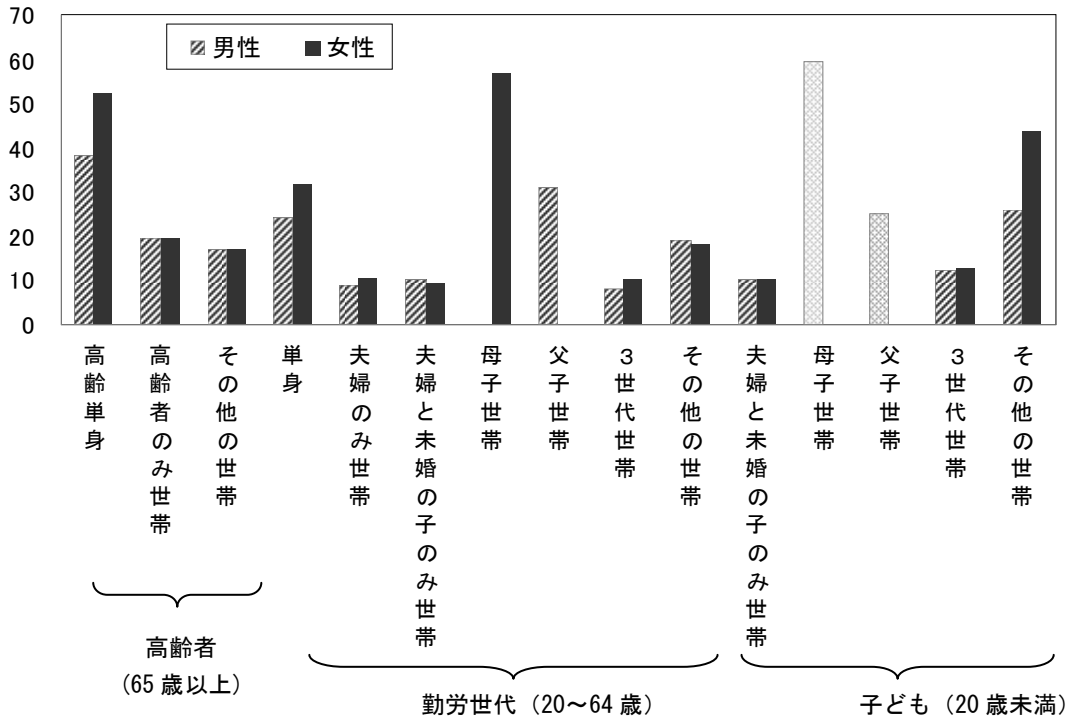
図表 34 年齢階層別・男女別：相対的貧困率（平成19年）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成19年）。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計

注：相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の50%未満である人の割合

図表 35 年齢別・世帯類型別：相対的貧困率（平成 19 年）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計

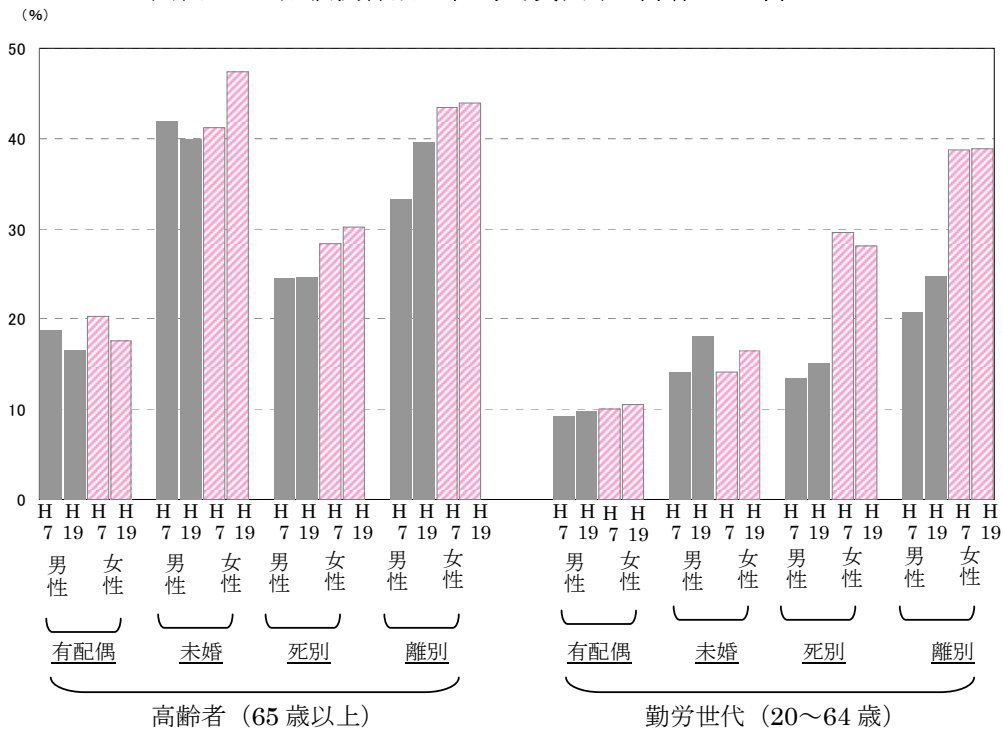
注1：相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の 50%未満である人の割合

注2：父子世帯は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

注3：母子世帯、父子世帯の子ども(20 歳未満)は男女別ではなく、男女合計値

注4：高齢者のみ世帯とは、単身高齢者世帯を除く高齢者のみで構成される世帯

図表 36 配偶関係別：相対的貧困率（平成 19 年）

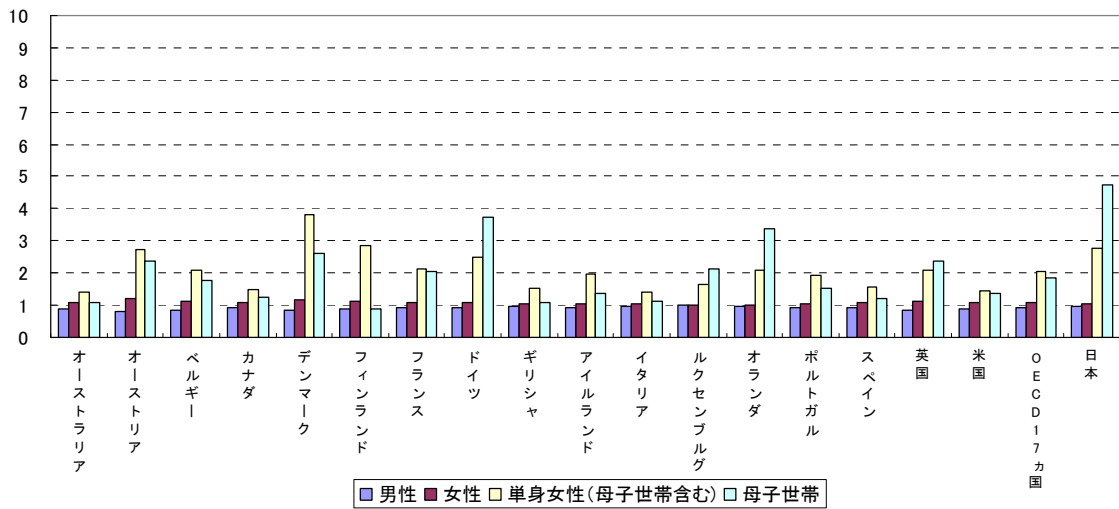


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計

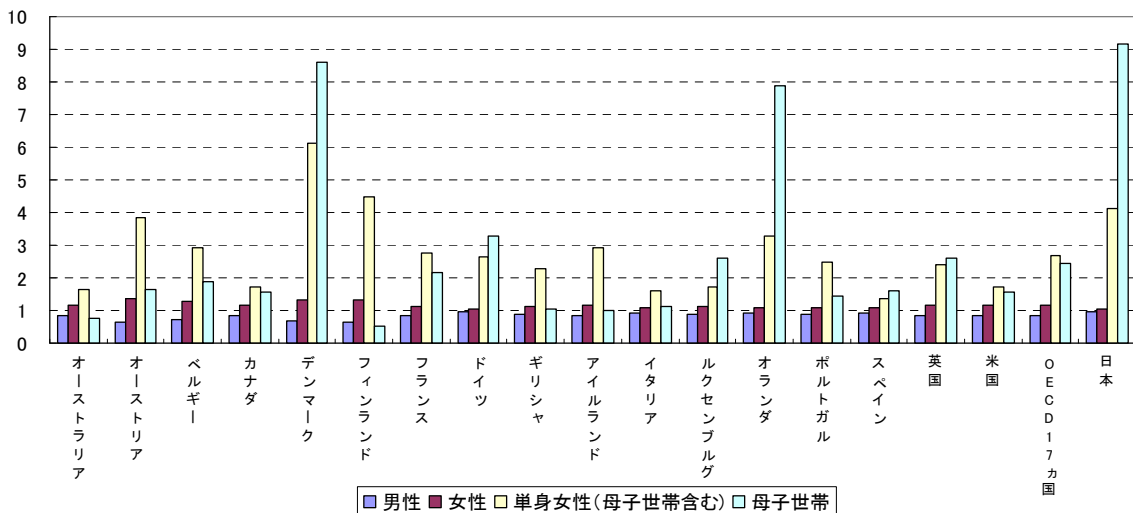
注：相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の 50%未満である人の割合

図表 37 男女別・配偶関係別にみた貧困に陥るリスク

< 3年間のうち少なくとも1度貧困に陥るリスク >



< 3年間にわたって貧困に陥るリスク >



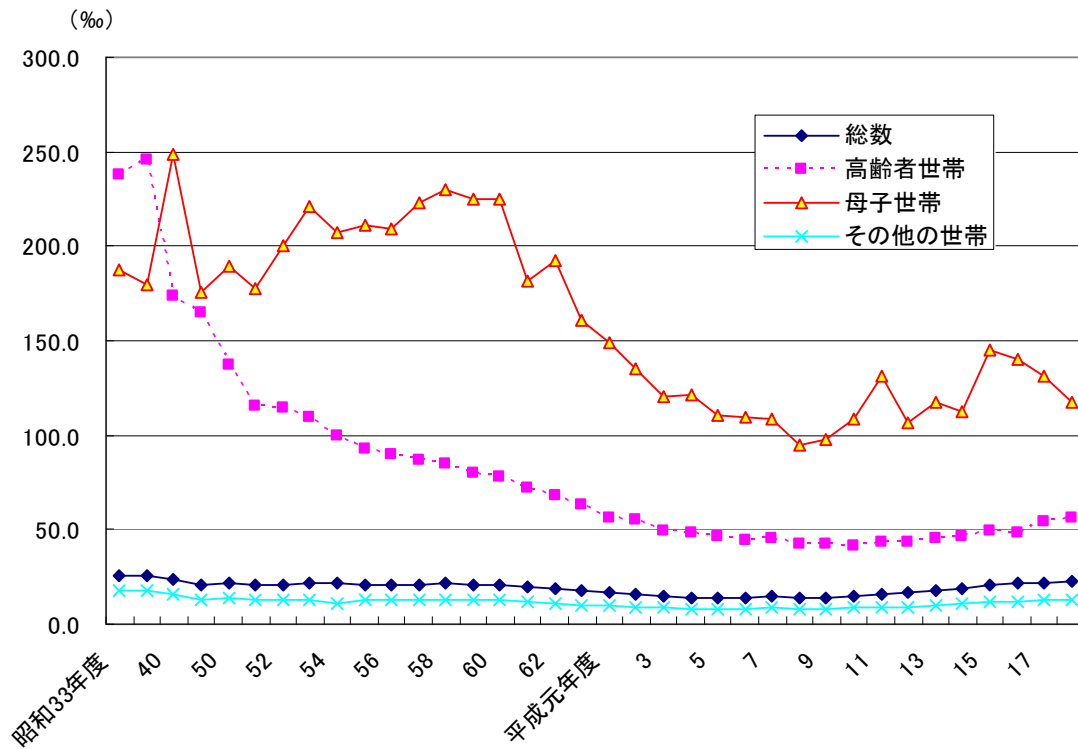
資料:OECD(2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'

データ出所:欧州諸国(1999-2001年)はthe European Community Household Panel (ECHP)、カナダ(2002-2004年)はthe Cross National Equivalent File of the Survey of Labour and Income Dynamics (SLID)、オーストラリア(2002-2004年)はthe Cross National Equivalent File of the survey Household Income and Labour Dynamics in Australia (HILDA)、アメリカ(2001-2003年)はthe Survey of Income and Program Participation (SIPP)、日本(2005-2007年)は「慶應義塾家計パネル調査(the Keio Household Panel Survey:KHPS)」である。

注 1: 貧困に陥るリスクは、ある特定グループ(たとえば母子世帯など)の貧困率とその国の全人口の貧困率(全人口の貧困率=1)の比率で計算されている。例えば、リスクの値が2.7であれば、貧困に陥るリスクが全人口の2.7倍高いということである。

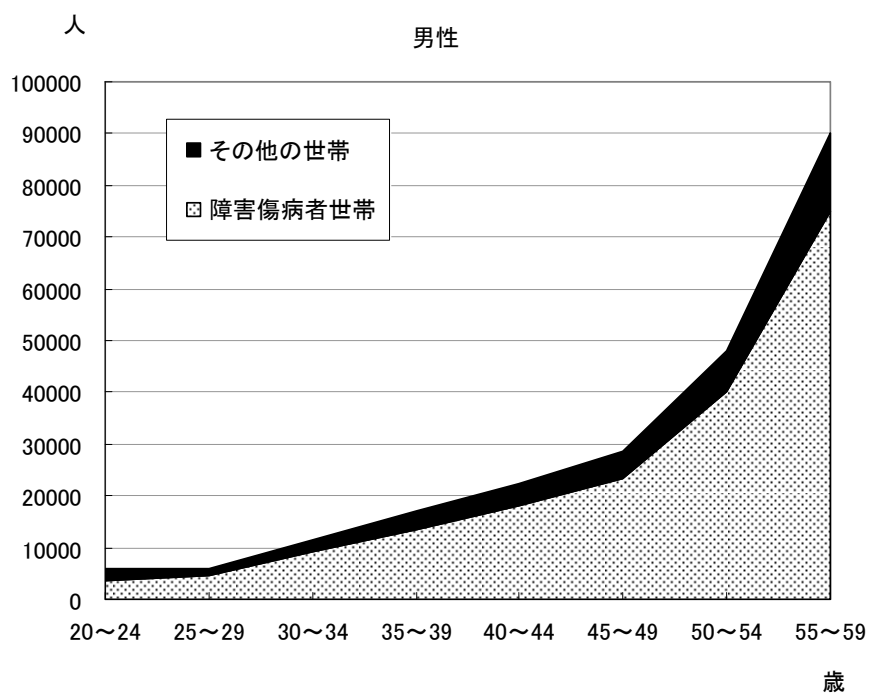
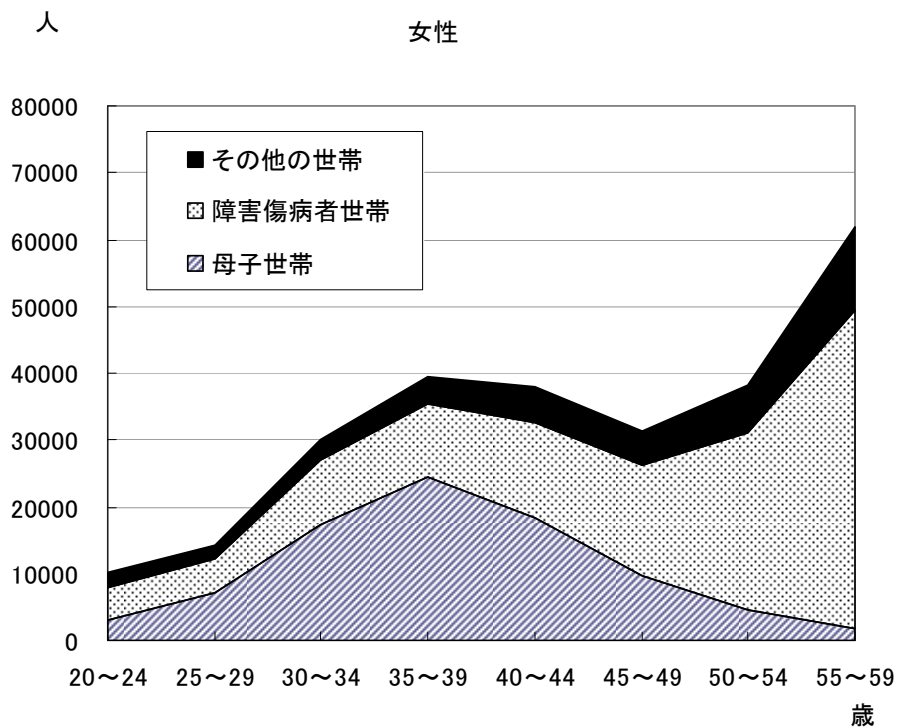
注 2: 貧困率は、世帯可処分所得(世帯員数の平方根により等価所得に計算したもの)の中央値の50%を貧困基準とし、それより低い世帯所得の人の割合

図表 38 生活保護の世帯類型別世帯保護率の年次推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧(2008年10月)(出所は生活保護の動向編集委員会編集「生活保護の動向」平成19年版)
 (原典)福祉行政報告例(昭和45年以前は被保護者全国一斉調査(個別調査))、国民生活基礎調査
 注1: 1か月平均。保護停止中の世帯を含まない。
 注2: 世帯保護率は、被保護世帯数の各世帯数を「国民生活基礎調査」の各世帯数(世帯千対)で除したもの。

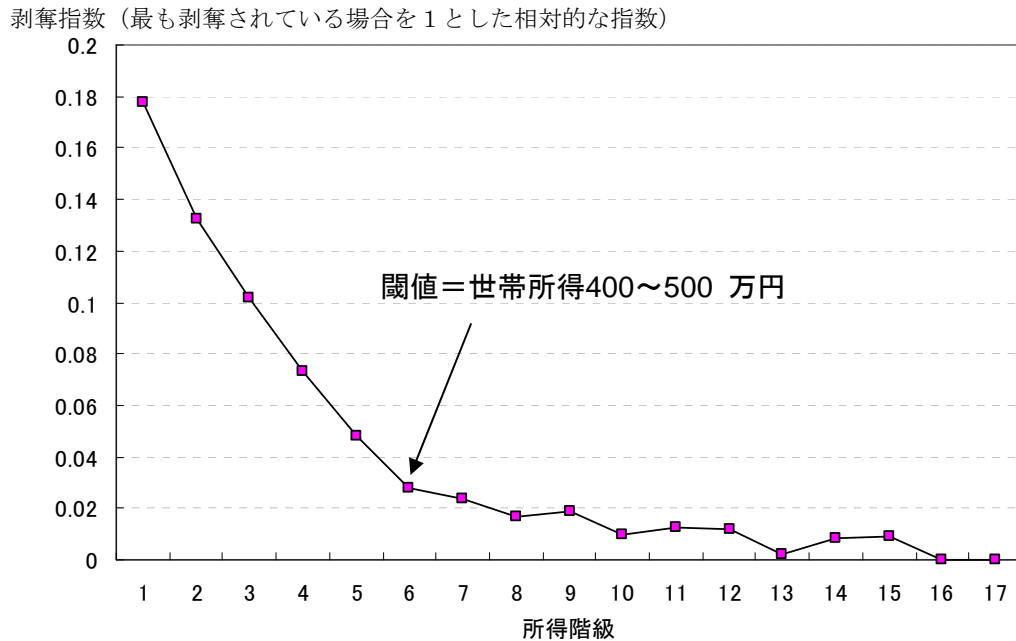
図表 39 性別、年齢別、生活保護受給人数（20歳以上60歳未満・平成18年）



資料:厚生労働省「被保護者全国一斉調査」(平成18年)

(経済的困難がもたらす社会的排除)

図表 40 所得階級別：相対的剥奪指標（平均値）



資料：阿部彩(2006)「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労(社会政策学会誌第16号)』法律文化社(2006.9.30)、pp.251-275.

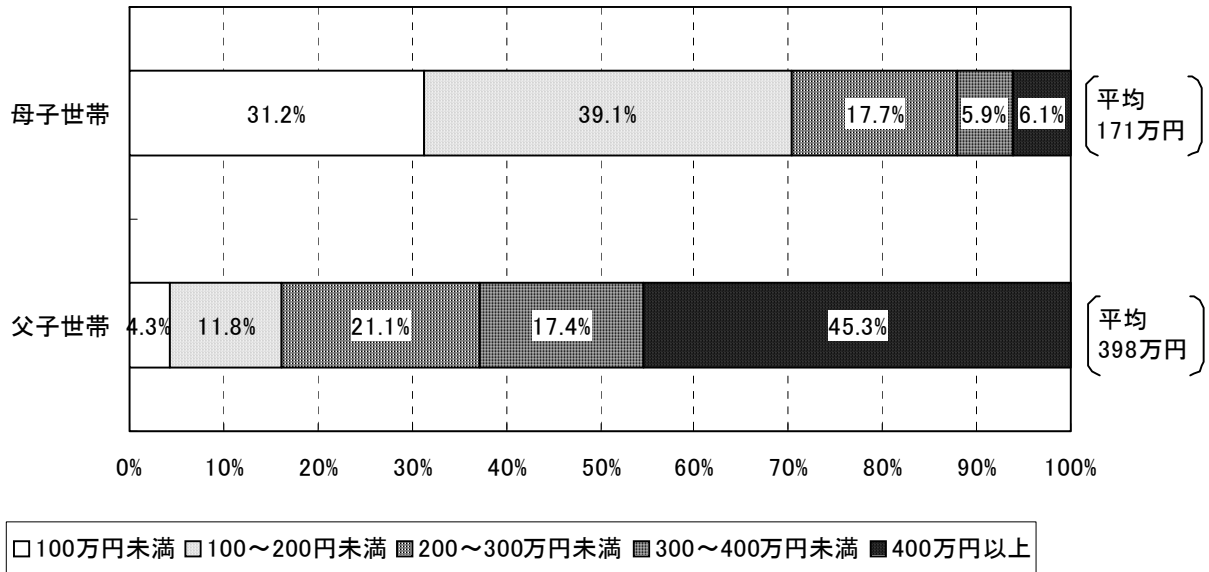
注1：相対的剥奪とは、「人々が社会で通常手にいれることのできる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な標準にこと欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスできない」(Townsend 1993, p.94, 訳は柴田 1997, p.8)状態を言う。本グラフの相対的剥奪指標は、上記の定義に基づき平成14年「福祉に関する国民意識調査」(全国成人男女2,000人対象(有効回答数=1,350))をもとに測定したもので、最も剥奪されている場合を1とした場合の相対的な指数。

注2：所得階級1=50万円未満、階級2=50~100万、階級3=100~200万・・・階級5=300~400万円、階級6=400~500万円、階級7=500~600万円、・・・階級12=1千万~1.2千万・・・階級16=1.8千~2千万、階級17=2千万以上

○分野別にみた生活困難をめぐる実態と支援ニーズ

(ひとり親世帯)

図表 41 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合



(参考) 全世帯と母子・父子世帯の年間平均収入の比較

	全世帯	母子世帯	一般世帯を 100とした場 合の母子世帯 の平均収入	父子世帯	一般世帯を 100とした場 合の父子世帯 の平均収入
平成 14 年	589.3 万円	212 万円	36.0	390 万円	66.2
平成 17 年	563.8 万円	213 万円	37.8	421 万円	74.7

資料:「全国母子世帯等調査」(厚生労働省、平成 18 年度)

注 1:「平均年間就労収入」とは、母本人または父本人の平成 17 年の年間就労収入である。

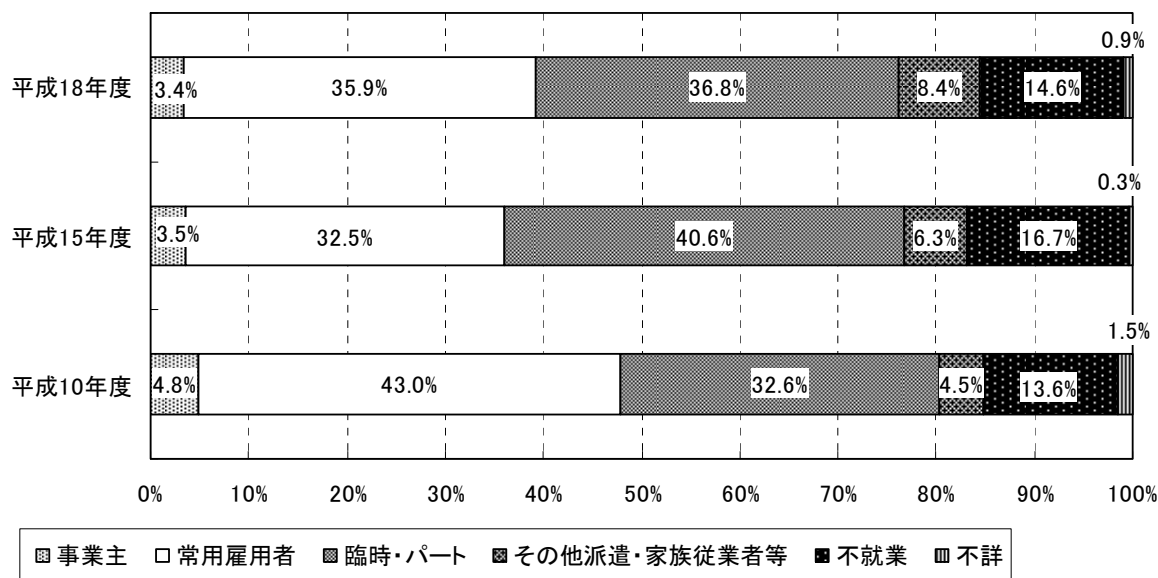
注 2:総数は不詳を除いた数値である。

注 3:「年間平均収入」とは、母子(父子)世帯の、母(父)以外の収入も含む世帯全体の収入。

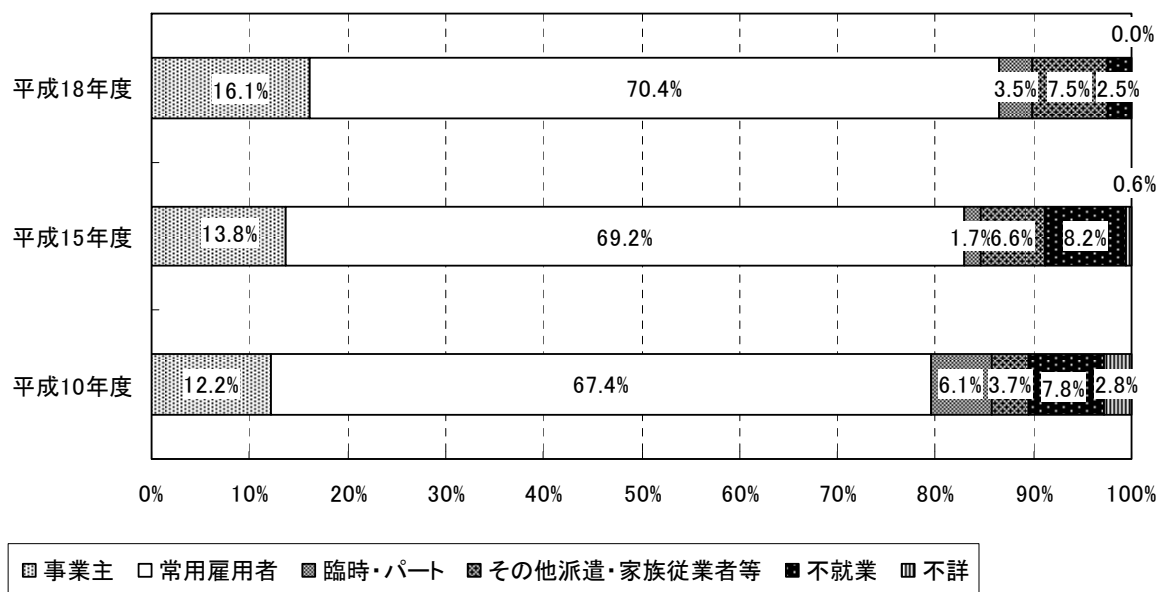
注 4:全世帯の年間平均収入については、国民生活基礎調査の平均所得の数値。

図表 42 母子・父子世帯の就業状況の推移

【母子世帯】



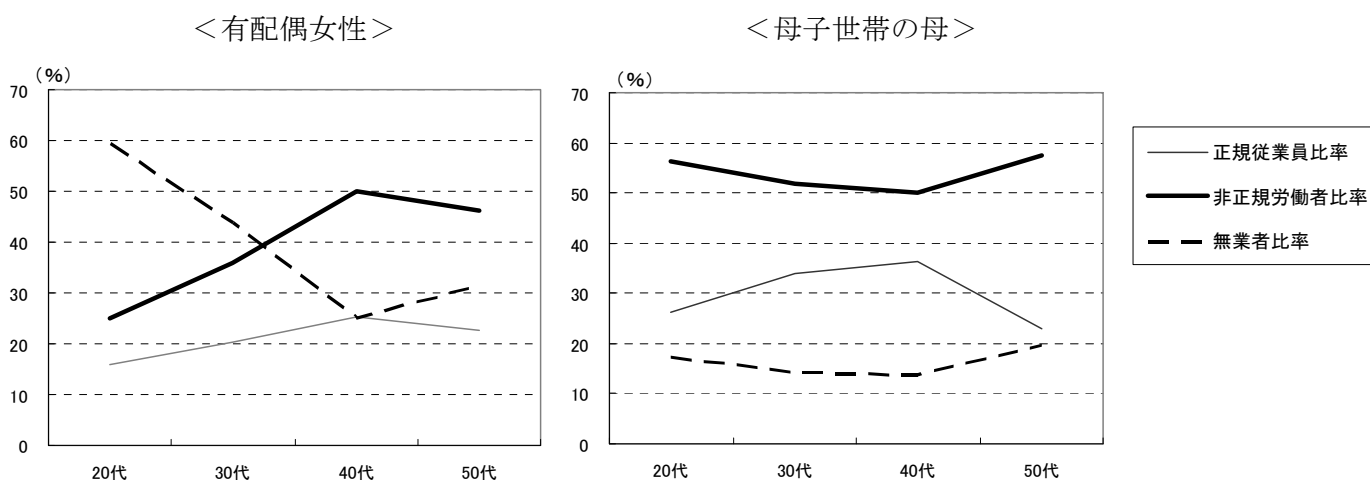
【父子世帯】



資料:厚生労働省「全国母子世帯等調査」

注:母子(父子)世帯とは、父(母)のいない児童(満20歳未満世帯の子どもであって、未婚のもの)がその母(父)によって養育されている世帯。

図表 43 有配偶者女性と母子世帯の母の年代別就業状況



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」白波瀬佐和子委員による特別集計

図表 44 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数

(世帯数)

	入所世帯数	夫などの暴力	児童虐待	入所前の家庭環境の不適切	母親の心身の不安定	職業上の理由	住宅事情	経済事情	その他	無回答
平成 18 年	4,092	1,557	71	284	114	11	989	840	150	76
	100.0%	38.0%	1.7%	6.9%	2.8%	0.3%	24.2%	20.5%	3.7%	1.9%
平成 16 年	4,131	1,484	47	313	161	22	1,051	908	133	12
	100.0%	35.9%	1.1%	7.6%	3.9%	0.5%	25.4%	22.0%	3.2%	0.3%

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「平成 18 年度全国母子生活支援施設実態調査」(平成 19 年 3 月)

注：各年 4 月 1 日現在の在所世帯

図表 45 母子生活支援施設：外国籍の母親の入所理由別入所世帯数

(世帯数)

	入所世帯数	全入所世帯に占める割合	夫などの暴力	児童虐待	入所前の家庭環境の不適切	母親の心身の不安定	職業上の理由	住宅事情	経済事情	その他
平成 18 年	393	393/4092	221	7	13	5	1	68	62	16
	100.0%	9.6%	56.2%	1.8%	3.3%	1.3%	0.3%	17.3%	15.8%	4.1%
平成 16 年	244	244/4131	136	6	11	5	-	40	39	7
	100.0%	5.9%	55.7%	2.5%	4.5%	2.0%	0.0%	16.4%	16.0%	2.9%

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「平成 18 年度全国母子生活支援施設実態調査」(平成 19 年 3 月)

注：各年 4 月 1 日現在の在所世帯

図表 46 母子生活支援施設：障害のある母親の入所状況

(人数)

	入所世帯数	全入所世帯に占める割合	身体障害者手帳保有	身体障害者手帳なし(取得可能性あり)	療育手帳保有	療育手帳なし(取得可能性あり)	精神障害者手帳保有	精神障害者手帳なし(精神科等受診)	その他の障害	その他
平成 18 年	671	671/4092 16.4%	50 7.5%	6 0.9%	94 14.0%	68 10.1%	75 11.2%	311 46.3%	21 3.1%	46 6.9%
平成 16 年	651	651/4131 15.8%	56 8.6%	9 1.4%	98 15.1%	66 10.1%	49 7.5%	314 48.2%	20 3.1%	39 6.0%

資料:社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「平成 18 年度全国母子生活支援施設実態調査」(平成 19 年 3 月)

注:「全入所世帯に占める割合」はデータをもとに内閣府作成

図表 47 被保護母子世帯の状況

被保護母子世帯の貧困事象 (総世帯数 N=214)

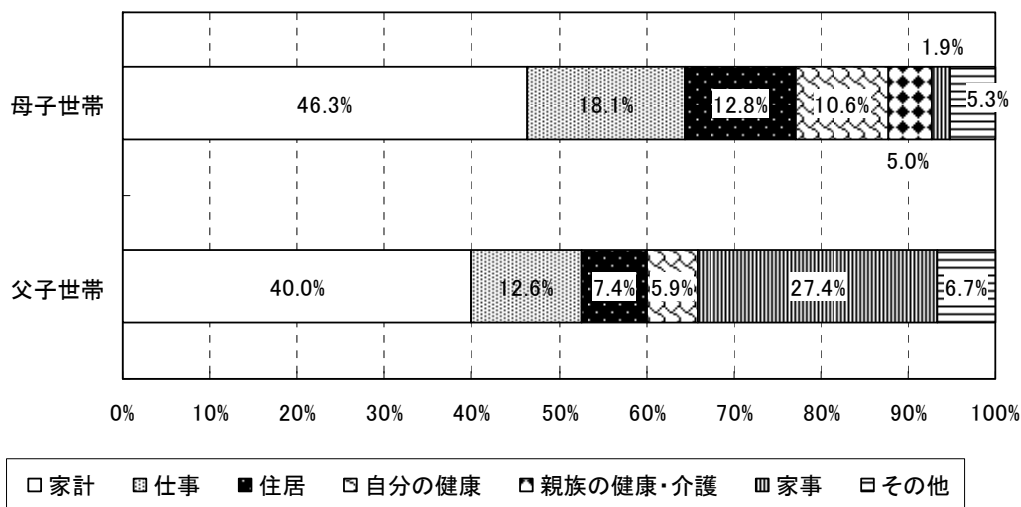
親の疾患罹患(精神疾患)	低位学歴	受給履歴	世代間連鎖	10代出産ママ	非嫡出子	DV	子どもの病気	子どもの問題	児童虐待
174 (23.9%)	123 (16.9%)	94 (12.9%)	68 (9.4%)	55 (7.6%)	55 (7.6%)	47 (6.5%)	46 (6.3%)	45 (6.2%)	20 (2.7%)

資料:道中隆「保護受給層の貧困の様相－保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖－」(『生活経済政策』2007年8月号)及び道中隆「被保護母子世帯の貧困ダイナミクス－受給層の母子世帯をめぐる貧困誘因について」(2008.10.11 社会政策学会第117回(岩手大学))

注1:本表は平成20年のB市自治体における生活保護受給世帯の実態調査をもとに著者作成。

注2:子どもの問題は、ひきこもり、不登校、シンナー・覚せい剤、窃盗、売春、インターネット出会い系サイト、妊娠等であり、ことばの遅れ、落ち着き欠如などの健全育成上の問題種別は含めない。

図表 48 母子世帯・父子世帯の困りごと (平成 18 年)

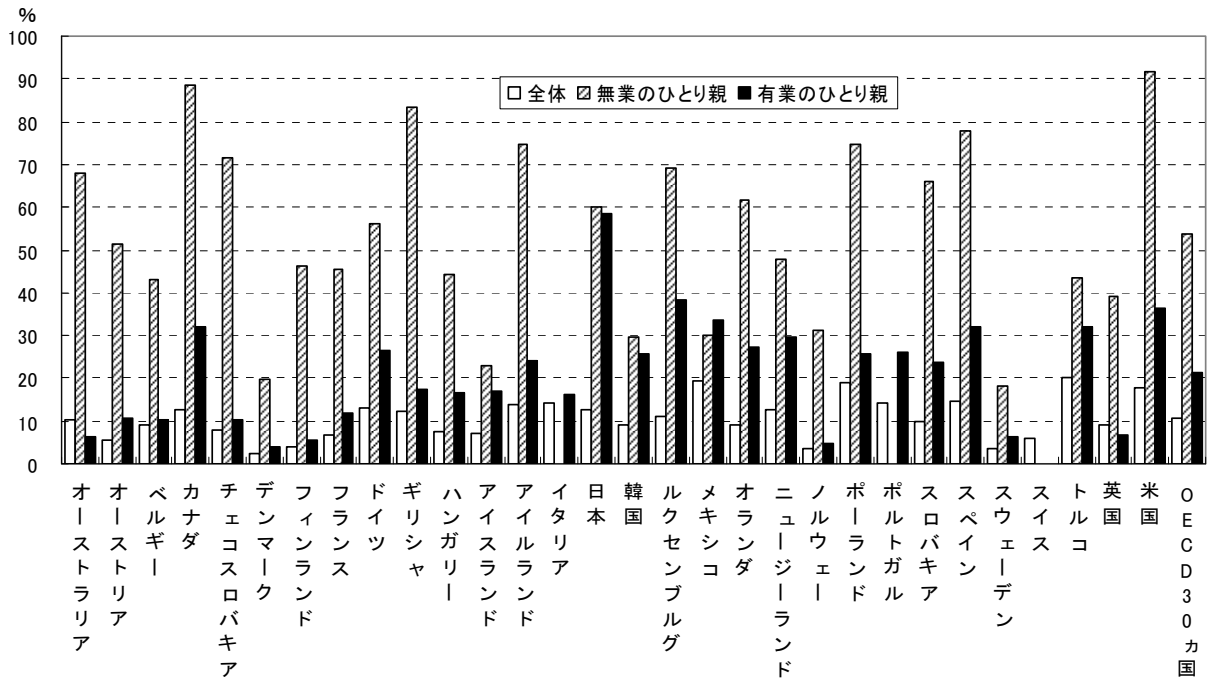


資料:厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成 18 年度)

注:総数は不詳を除いた数値である。

(子ども)

図表 49 子どもがいる世帯の相対的貧困率(2000 年代中盤)



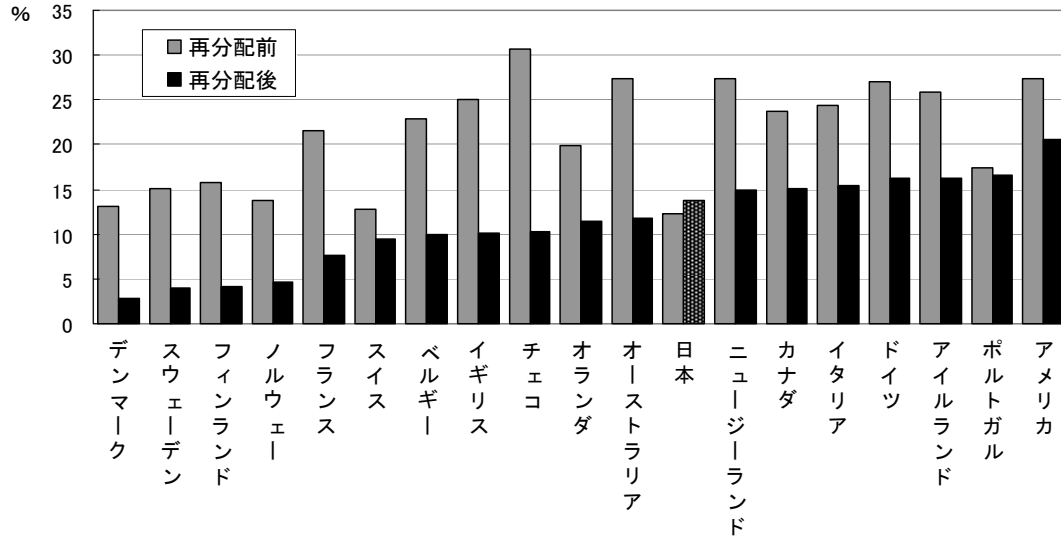
資料:OECD(2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'

注 1:相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の50%未満である人の割合

注 2:イタリア、ポルトガルの無業のひとり親世帯は、サンプルサイズが小さくデータはない。

注 3:スイスは、就業の有無別ひとり親世帯のデータがない。

図表 50 子どものいる世帯の相対的貧困率(再分配前・再分配後)



資料:OECD(2008) ‘Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries’

注 1:チェコ、ベルギー、アイルランド、ポルトガルは 2000 年頃のデータ。それ以外の国は 2000 年代中盤のデータ。

注 2:再分配前は市場所得 (market income)、再分配後は可処分所得 (disposable income)。

注 3:日本の数値は、「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の調査結果による。

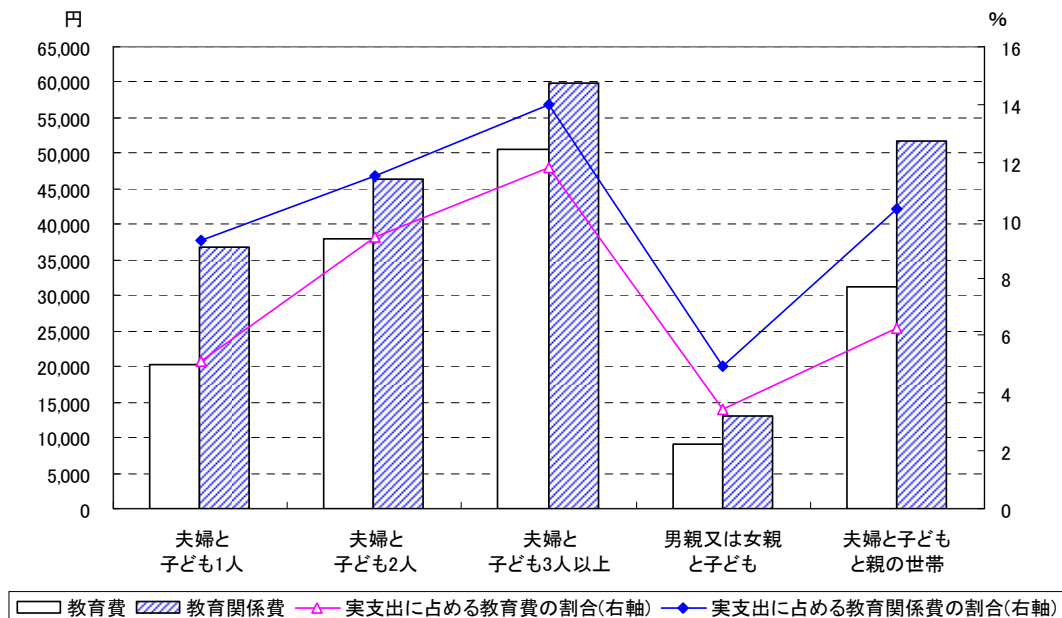
再分配前:市場所得 (market income)・・・①～④

再分配後:可処分所得 (disposable income)・・・以下①～⑥の合計値から税(所得税・住民税・固定資産税)と社会保険料を引いたもの。ただし、現物の形で支給される財・サービスを除く。

①稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得)、②財産所得、③仕送り・企業年金・個人年金等、④その他の所得(一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等)、⑤公的年金・恩給、⑥年金以外の社会保障給付金(雇用保険、生活保護法による扶助、児童手当など※現物給付は除く)

注 4:国ごとの調査データ一覧については、次の URL を参照のこと。http://www.oecd.org/dataoecd/30/44/38227981.pdf

図表 51 世帯類型別教育費と実支出に占める割合

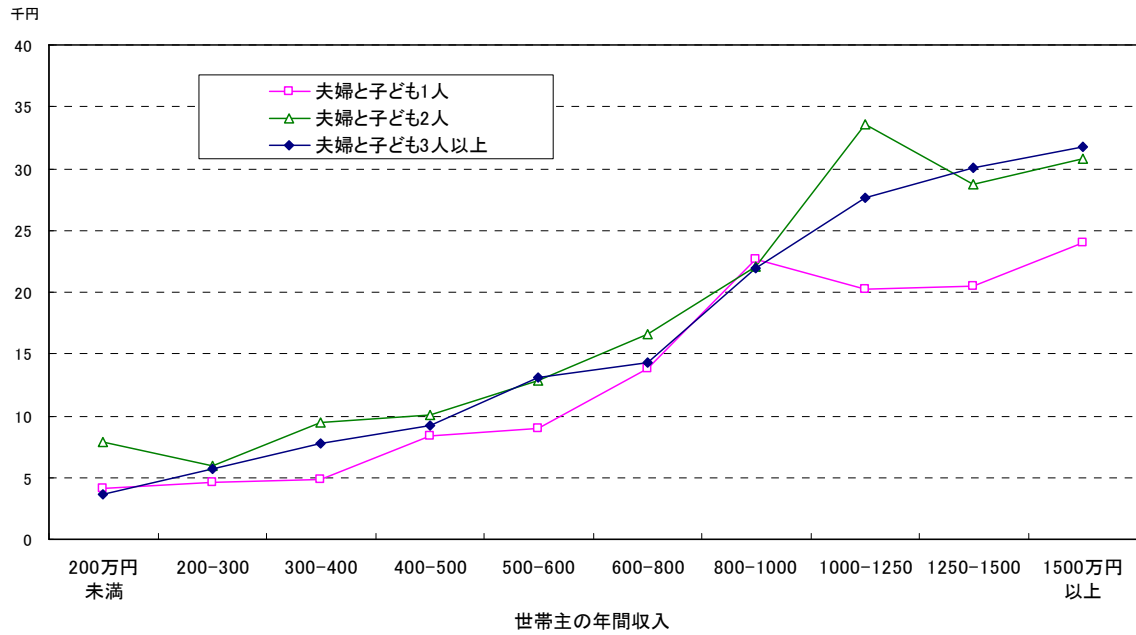


資料:総務省「全国消費実態調査」(平成 16 年)

注 1:勤労者世帯、二人以上世帯の1か月間の教育費および教育関係費である。「教育費」とは授業料、教科書・学習参考教材、補習教育である。「教育関係費」には、教育費のほか、食料の中の学校給食、被服及び履物の中の学校制服、交通・通信の中の通学定期代など教育に直接的・間接的に必要とされる経費を品目分類により再集計した費用が含まれる。

注 2:「夫婦と子ども 1,2,3 人」の世帯には、22 歳以上の非就学の子どもが含まれない(子どもの学校別データから 22 歳以上の非就学の子を除く教育費及び教育関係費をウェイト付けて算出)。「男親又は女親と子ども」「夫婦と子どもと親の世帯」には、22 歳以上の非就学の子どもも含まれている。

図表 52 子ども数・所得階級別にみた子ども 1 人当たり教育費



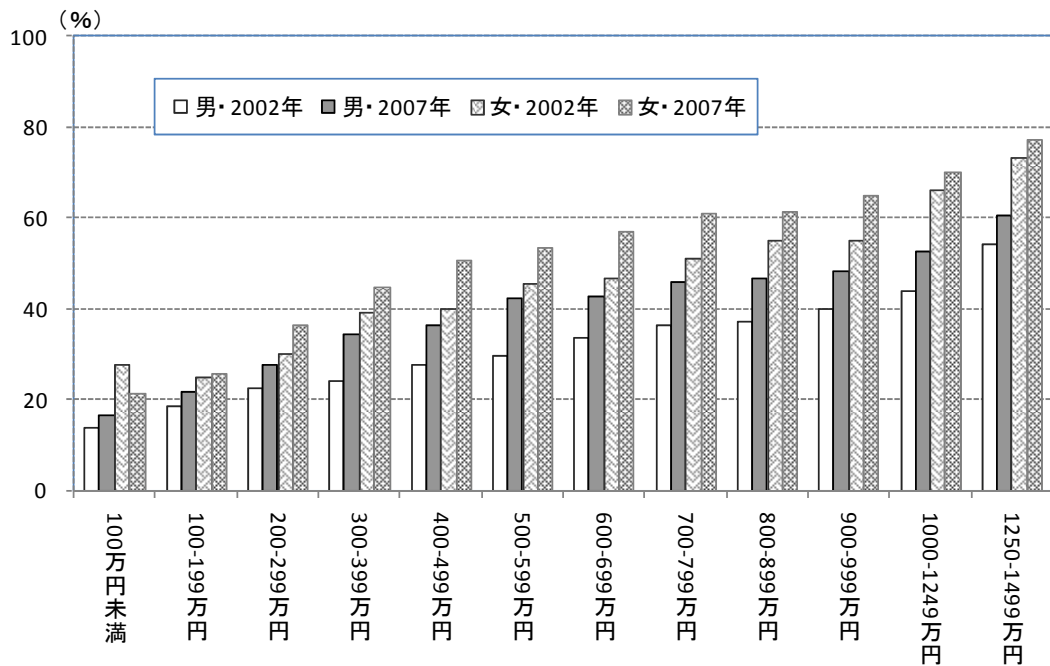
資料:総務省「全国消費実態調査」(平成 16 年)

注1:勤労者世帯、二人以上世帯の1か月間の教育費である。

注2:世帯主の年間の所得階級別

注3:「教育費」とは授業料、教科書・学習参考教材、補習教育である。

図表 53 世帯年収別 子ども (35 歳未満で世帯の中で子である者) の高等教育^(注) 卒業率



(注) 高等教育:専門学校、短大・高等専門学校、大学、大学院の合計

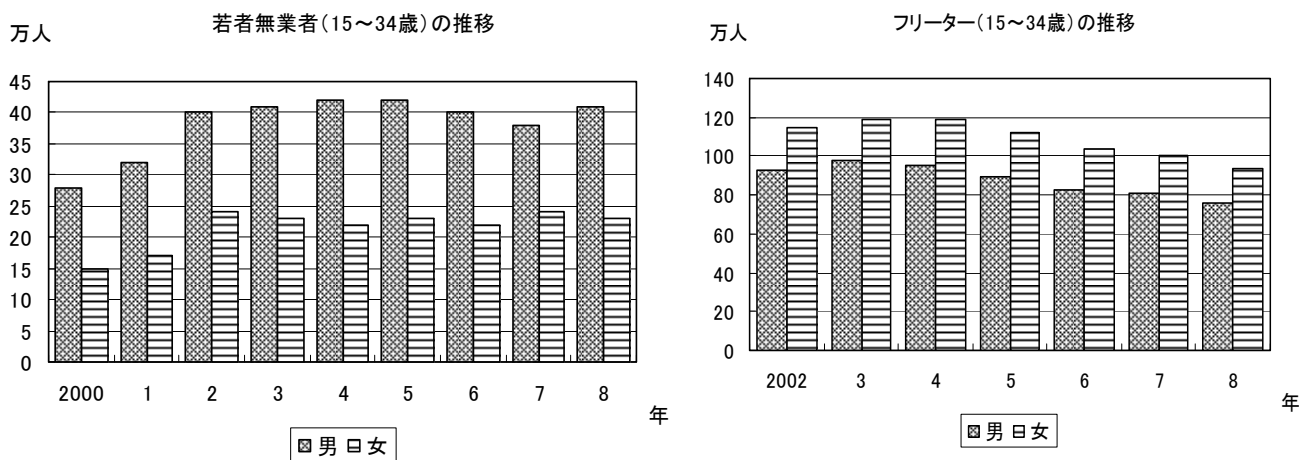
(世帯所得)

資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 14、平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計

注:在学者を除く。

(若者)

図表 54 ニート・フリーターの状況



資料:総務省「労働力調査」

注:いわゆるニートに近い概念として、「労働力調査(基本集計)」における「若年無業者」(15~34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)を用いている。また、いわゆるフリーターに近い概念として、「労働力調査(詳細集計)」における「若年層のパート・アルバイト及びその希望者」(15~34歳までで、男性は卒業生、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計)を用いている。

図表 55 性・学歴別フリーター数 (2006年)

(単位:万人)

性	学歴計	学歴別		
		中学・高校	短大・高専	大学・大学院
男女計	187	120	40	28
男性	83	56	11	16
女性	104	64	29	12

資料:総務省「労働力調査(詳細集計)」を厚生労働省労働政策担当参事官室において特別集計

注 1:学歴計のフリーター数は、総務省統計局の「労働力調査」結果による。集計。学歴別フリーター数は、性・年齢(5歳階級)別のフリーター数を積み上げて厚生労働省労働政策担当参事官室で集計。

注 2:フリーターの定義は図表 54 を参照。

図表 56 学歴別、年齢階級別（15-24 歳、25-34 歳）非正社員比率の推移

	2002年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
男性15～24歳(卒業)	26.1	26.5	27.1	28.5	28.5	30.0	28.6	25.8
中学・高校	26.5	27.7	29.4	32.0	30.6	32.3	31.3	27.6
短大・高専・専門	25.7	25.0	24.0	21.9	24.2	29.4	25.9	22.2
大学・大学院	21.9	24.2	21.2	22.2	24.2	17.6	24.2	17.6
女性15～24歳(卒業・無配偶)	34.3	36.6	38.9	39.3	38.4	36.6	36.3	35.8
中学・高校	43.9	44.9	49.0	48.0	45.0	43.6	45.6	47.1
短大・高専・専門	25.3	26.4	28.0	30.6	30.4	28.1	29.3	27.9
大学・大学院	27.6	29.2	26.7	35.1	37.5	27.6	21.2	27.3

	2002年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
男性25～34歳(卒業)	8.9	9.7	11.0	12.5	13.4	13.7	12.6	12.8
中学・高校	10.3	11.4	12.8	14.8	14.6	16.7	14.9	15.0
短大・高専・専門	6.0	7.8	11.3	11.9	14.8	10.9	10.5	10.8
大学・大学院	7.6	7.6	8.5	9.6	12.0	10.1	11.1	10.4
女性25～34歳(卒業・無配偶)	28.9	30.3	33.7	33.2	35.0	35.2	34.3	36.0
中学・高校	35.7	37.7	42.7	43.8	41.7	43.1	48.6	46.9
短大・高専・専門	25.2	25.2	26.9	28.5	32.0	32.4	28.0	32.7
大学・大学院	24.7	26.1	31.9	25.6	29.5	30.1	25.0	27.4

資料:総務省「労働力調査 1-3月詳細集計」

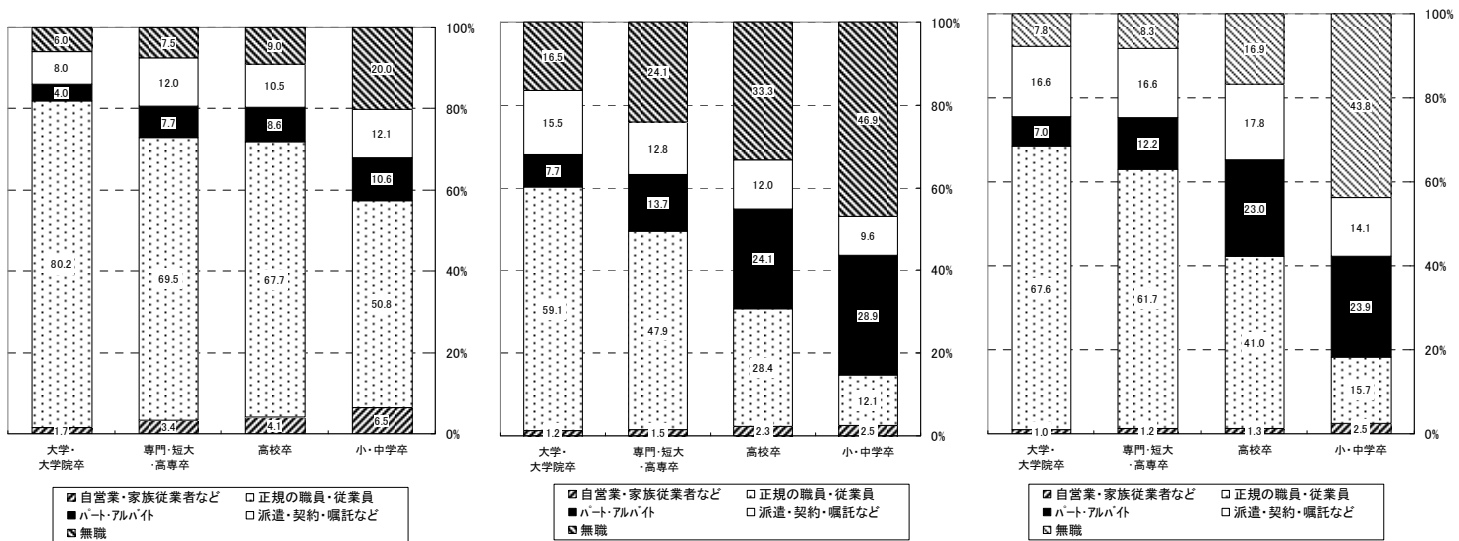
注:非正社員比率は、「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計が役員を除く雇用者に占める比率。

図表 57 25-29 歳男女:学歴別にみた雇用・就業状況

<男性>

<女性>

<未婚女性>



資料:総務省「就業構造基本調査報告」(平成 19 年)

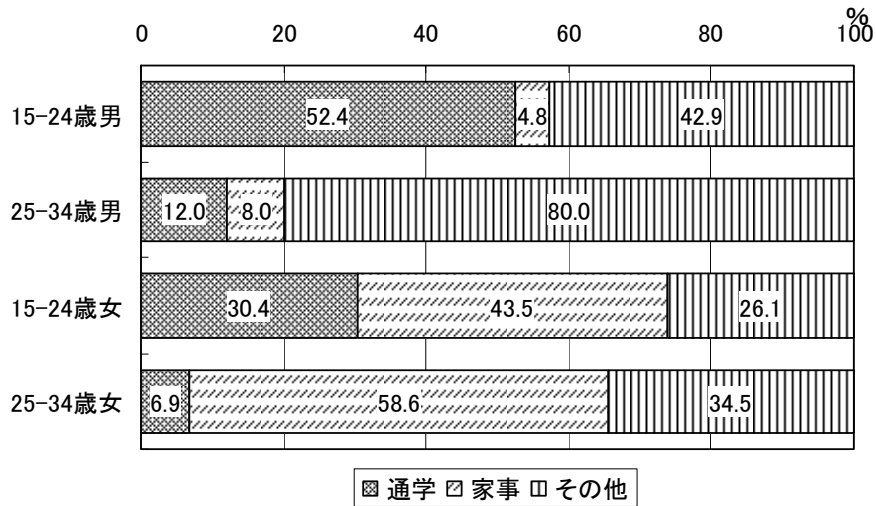
注 1:データは、卒業者についてのもの。

注 2:自営業・家族従事者などには内職者及び従業上の地位が不明の者を含む。

注 3:「派遣・契約・嘱託など」には、会社などの役員及び雇用形態が不明の者を含む。

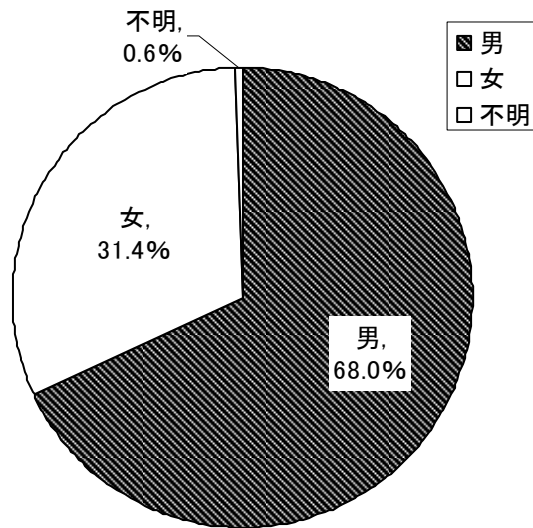
注 4:無業者には、家事をしている者、通学している者を含む。

図表 58 非労働力人口の構成（平成 20 年平均）



資料:「労働力調査(詳細集計)」
 注:男性は卒業者、女性は未婚の卒業者。

図表 59 地域若者サポートステーションの男女別利用状況



来所数	104,346 件
相談件数	55,572 件
支援対象者数	7,822 名

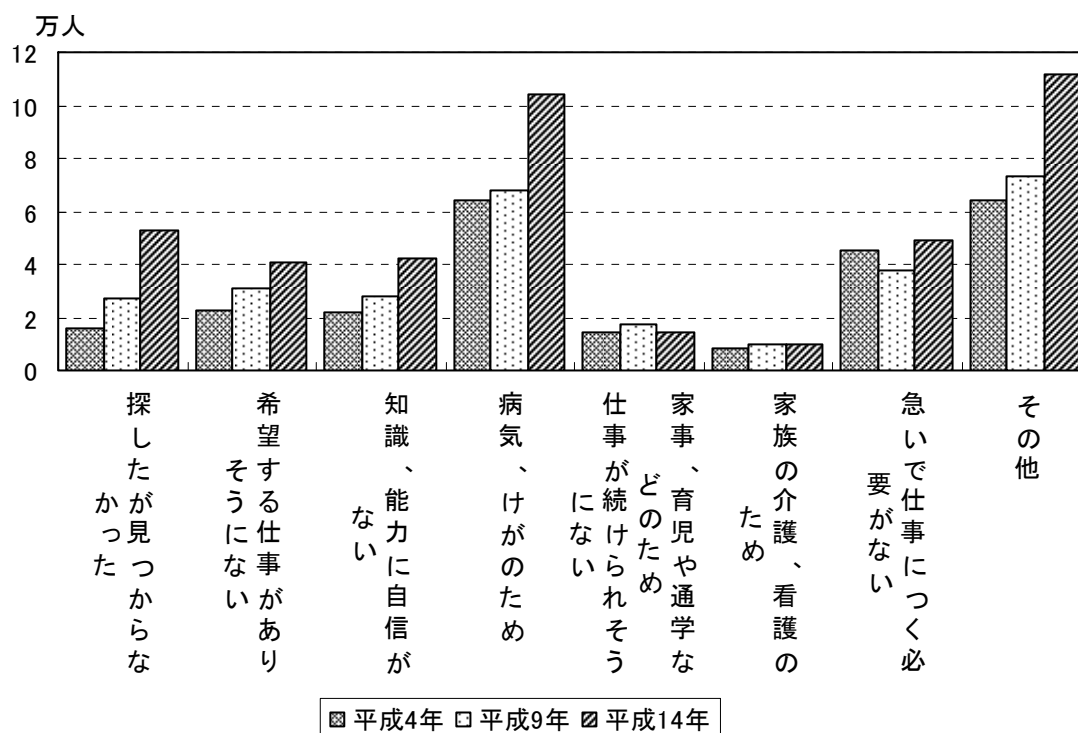
資料:財団法人社会経済生産性本部「地域若者サポートステーション事例集 2007 年度」(平成 18 年)
 注:データ抽出期間は平成 19 年 4 月から 12 月まで。

図表 60 ニート状態にある若者：これまでの生活経験

	「経験あり」の比率(N=418)
学校でいじめられた	55.0%
職場の人間関係でトラブルがあった	41.4%
不登校(病気、ケガ以外で連続1か月以上学校を休むこと)になった	35.9%
ひきこもり	49.5%
精神科又は心療内科で治療を受けた	49.5%
会社を自分から辞めた	55.0%
会社を辞めさせられた	17.5%

資料:財団法人社会経済生産性本部「ニート状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」(平成19年3月)

図表 61 若年無業者(15-34歳)：求職活動をしていない理由別人口(非求職型)

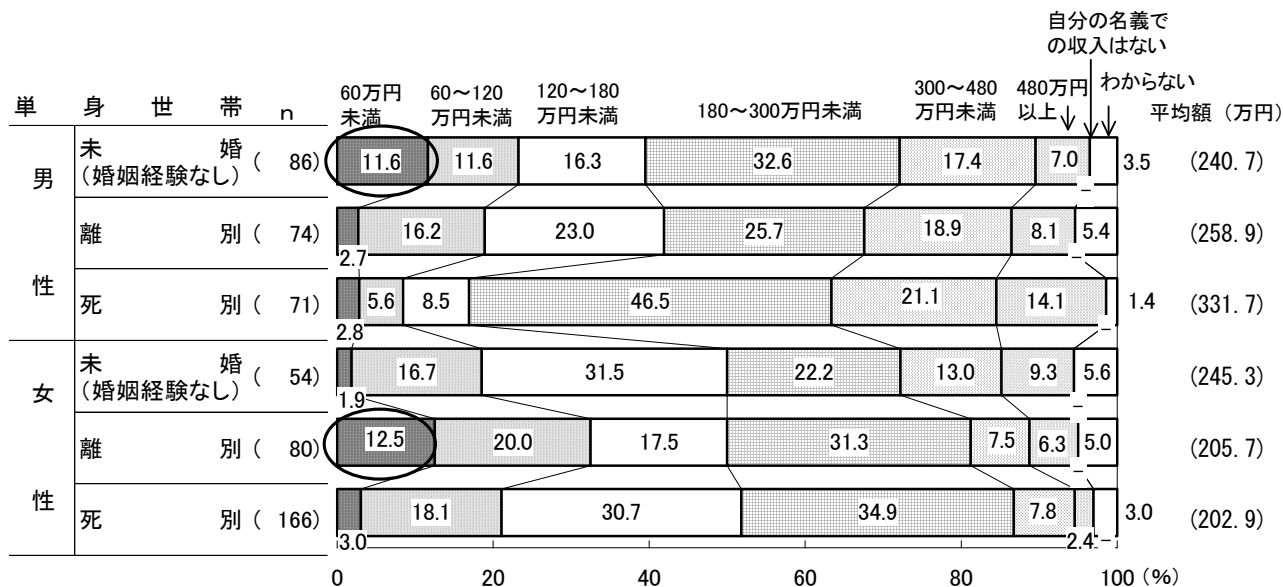


資料:内閣府「青少年の就労に関する研究調査」(平成17年)

注:就業構造基本調査の特別集計による。

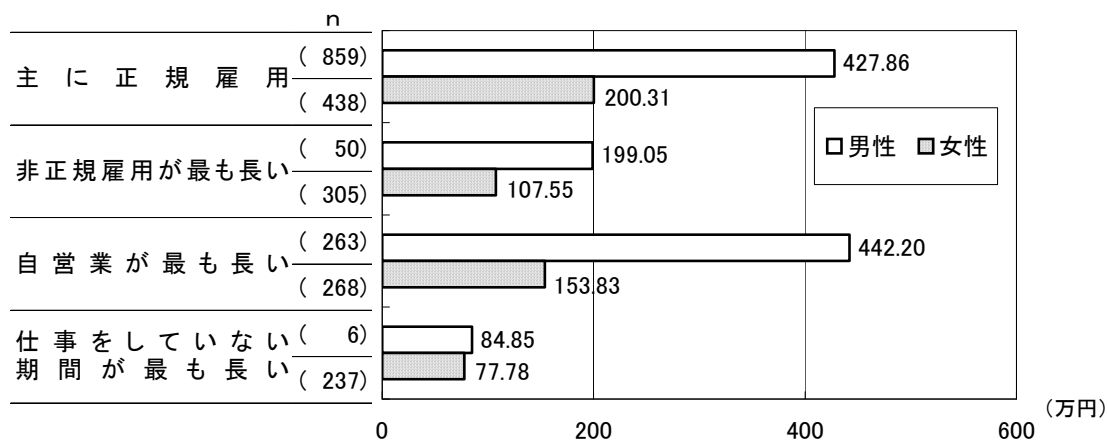
(高齢者)

図表 62 高齢単身世帯の年間収入の分布 婚姻状況別 (55~74 歳単身世帯)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

図表 63 本人の就業パターンによる本人自身の年間収入 (平均額) (55~74 歳)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

注:回答数が少ない項目については、調査結果をみる際に留意が必要。

図表 64 公的年金受給権なしの人数と割合

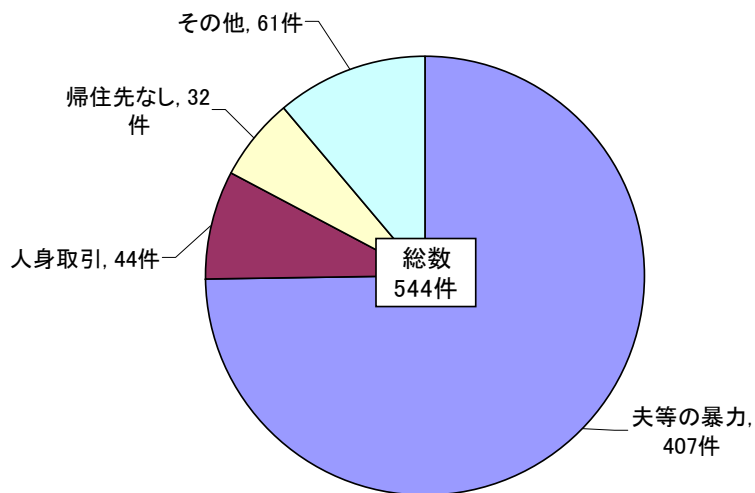
		総数	男性	女性
人数(万人)	平成 16 年	62.6	28.4	34.2
	平成 13 年	60.2	24.2	36.0
割合(%)	平成 16 年	2.5	2.7	2.4
	平成 13 年	2.6	2.5	2.7

資料:社会保険庁「公的年金加入状況等調査報告」(平成 13 年、16 年)

注:割合は 65 歳以上人口に占める割合

(国際結婚、在留外国人女性とその子ども)

図表 65 婦人相談所一時保護所：外国人在所者の主訴（平成 19 年度）



資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

図表 66 公立小中学校に在籍する外国人児童生徒の状況

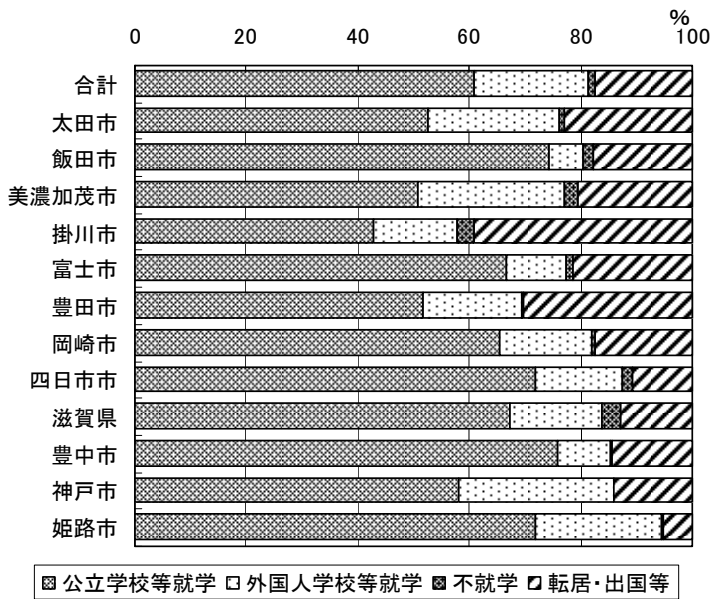
	(%)	
	在籍児童生徒に占める外国人比率	日本語指導が必要な在籍外国人児童生徒比率
合計	2.0	59.9
太田市	2.2	72.0
大泉町	9.2	38.6
上田市	1.7	52.2
飯田市	1.8	38.4
大垣市	1.6	28.7
美濃加茂市	3.8	50.8
可児市	2.6	64.1
浜松市	2.0	63.3
富士市	1.0	70.4
磐田市	2.1	79.8
湖西市	3.7	82.5
豊橋市	2.7	71.9
岡崎市	1.0	47.4
豊田市	1.7	63.7
西尾市	1.4	80.1
四日市市	1.7	43.2
鈴鹿市	2.1	36.5
伊賀市	2.0	84.0

資料:外国人集住都市会議「外国人集住都市会議東京 2006 報告書」(平成 19 年)

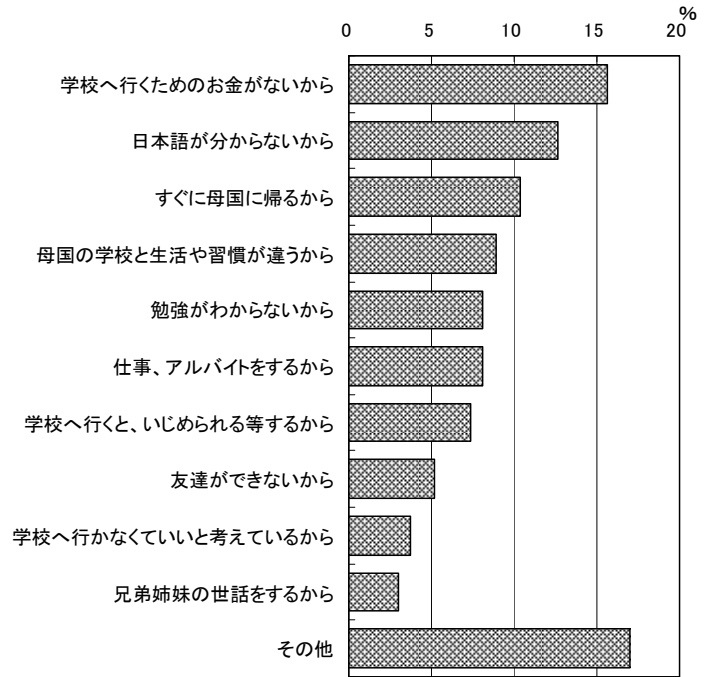
注:平成 18 年 5 月 1 日現在。鈴鹿市の同年齢の登録者数は 6 月末現在。特別永住者を含む。

図表 67 外国人の子どもの就学状況と不就学の理由等

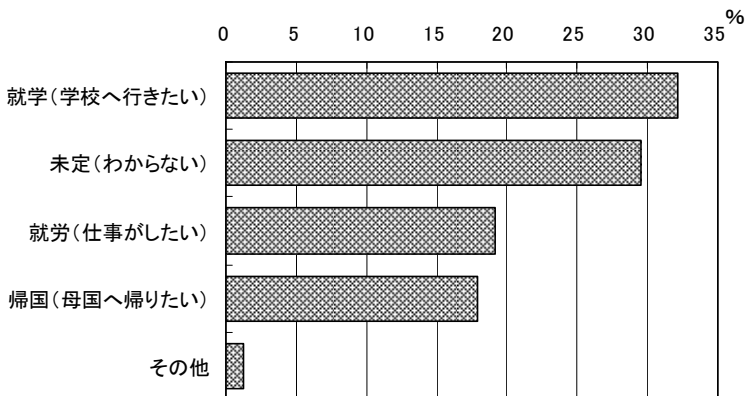
外国人の子どもの就学状況



不就学の理由 (複数回答)



就学の希望 (複数回答)



資料: 文部科学省「外国人の子どもの不就学実態調査」

注 1: 12 の自治体(1 県 11 都市)における平成 18 年度(飯田市、四日市市は平成 17 年度)における外国人登録者のうち義務養育の就学年齢にある者を対象に、戸別訪問やアンケート調査票郵送により調査。

注 2: 公立学校等: 国公立小・中・特別支援学校(小中学部)を指す。

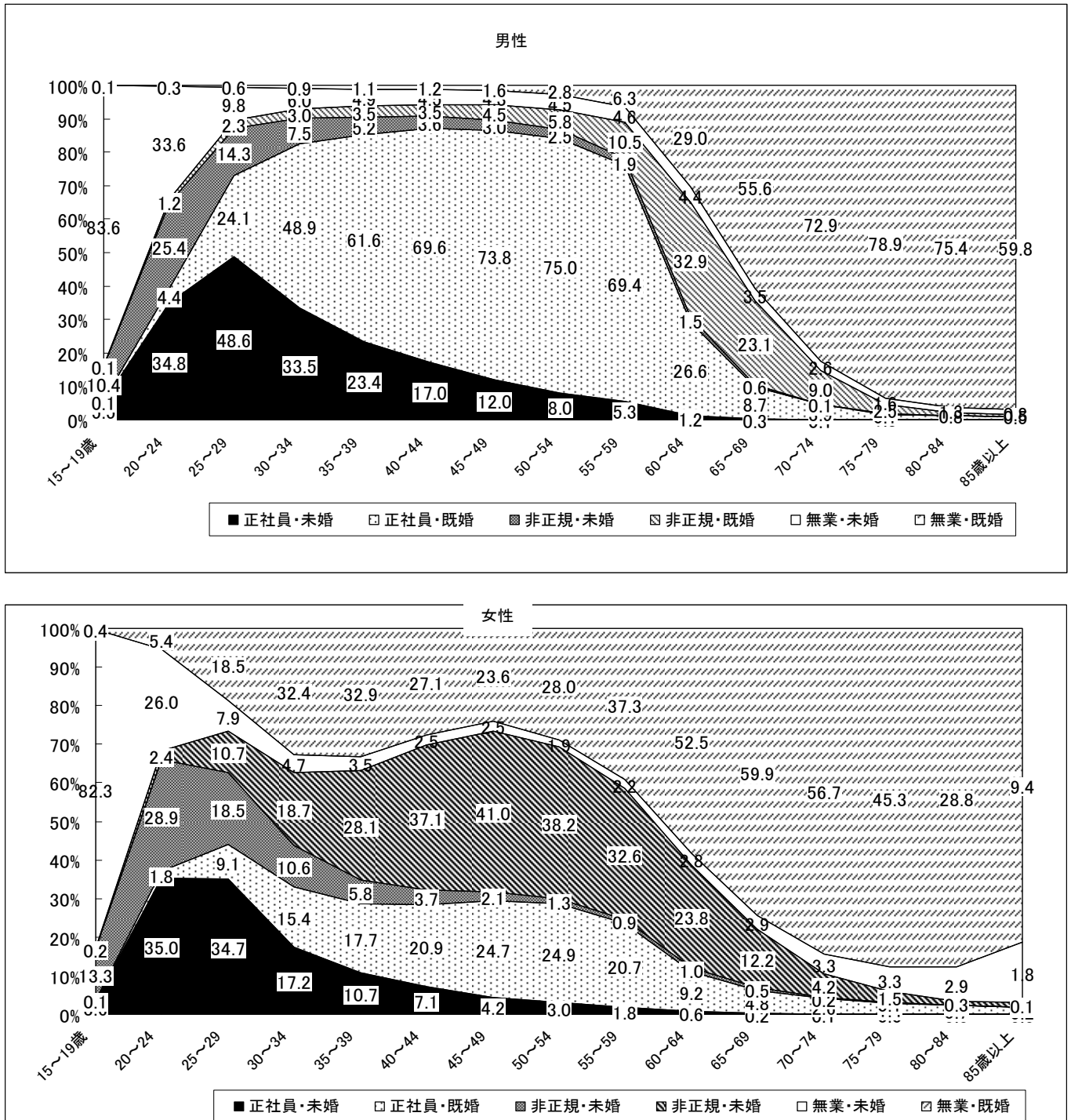
注 3: 外国人学校: 我が国に居住する外国人を専ら対象として我が国の小学校、中学校等に相当する組織的な教育を行う施設を指す。

注 4: 不就学: 公立学校等及び外国人学校等のいずれにも就学していない者を指す。

注 5: 転居・出国等: 転居・出国その他何らかの事情により連絡が取れなかった者を指す。

(女性と労働をめぐる問題)

図表 68 雇用形態の内訳別：年齢階級別雇用者割合（男女別・配偶関係別・年齢別）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）

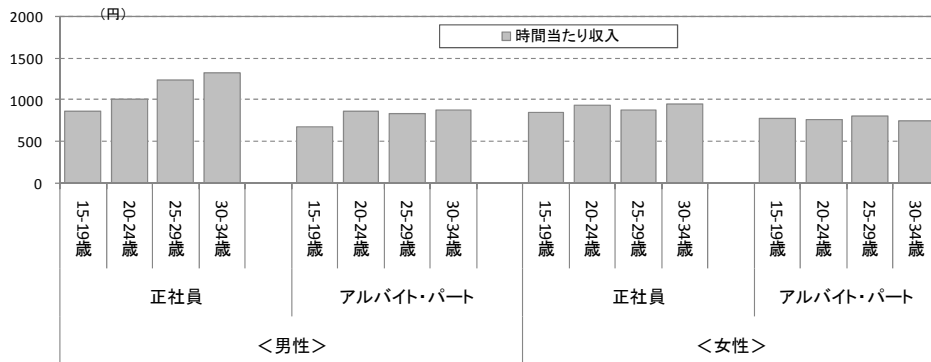
注1：正規従業者、非正規従業者、無業者の合計を母数とする。

注2：「無業・既婚」とは、無業者のうち、「配偶者あり」の者（「離死別」は含まない）。

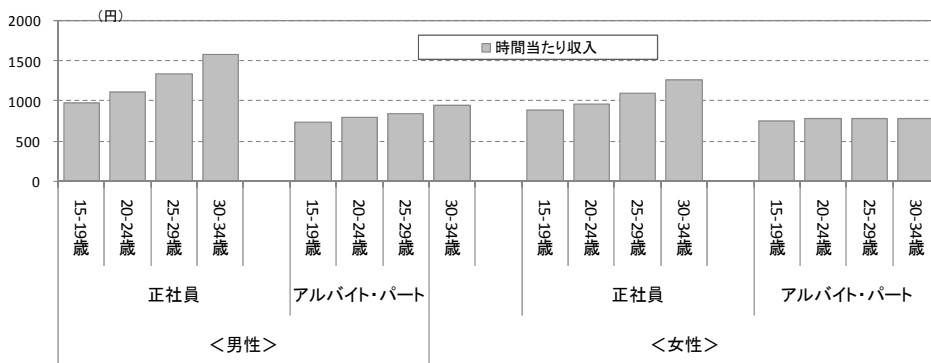
注3：「無業・未婚」とは、無業者のうち、「未婚」の者。

図表 70 雇用形態別 年齢階級別 平均時間当たり収入（15～34 歳）

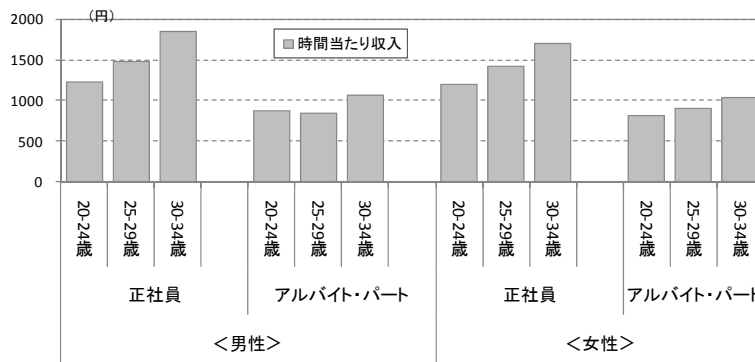
< 中学校卒業者 >



< 高校卒業者 >



< 大学卒業 >

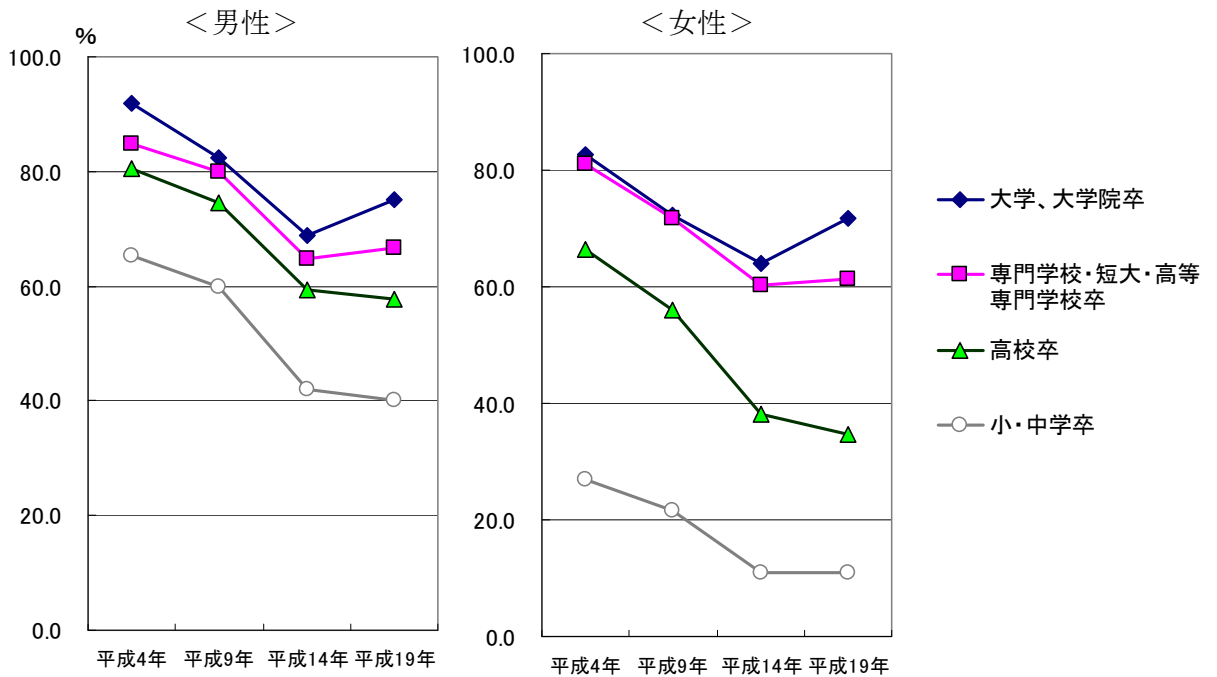


資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計

注1：「時間当たり収入」は、「だいたい定期的に」「年間 200 日以上」働いていると回答した者を対象に、年収を週労働時間で除した数値。

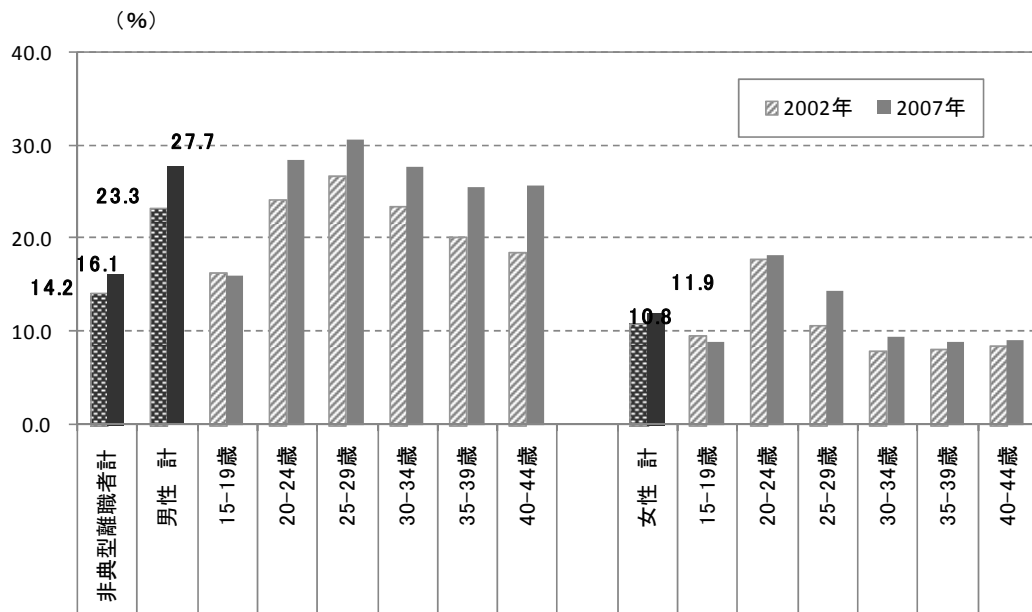
注 2：在学者を除く。

図表 71 若年人口（20-24 歳層）に占める正規従業員の比率（男女別）



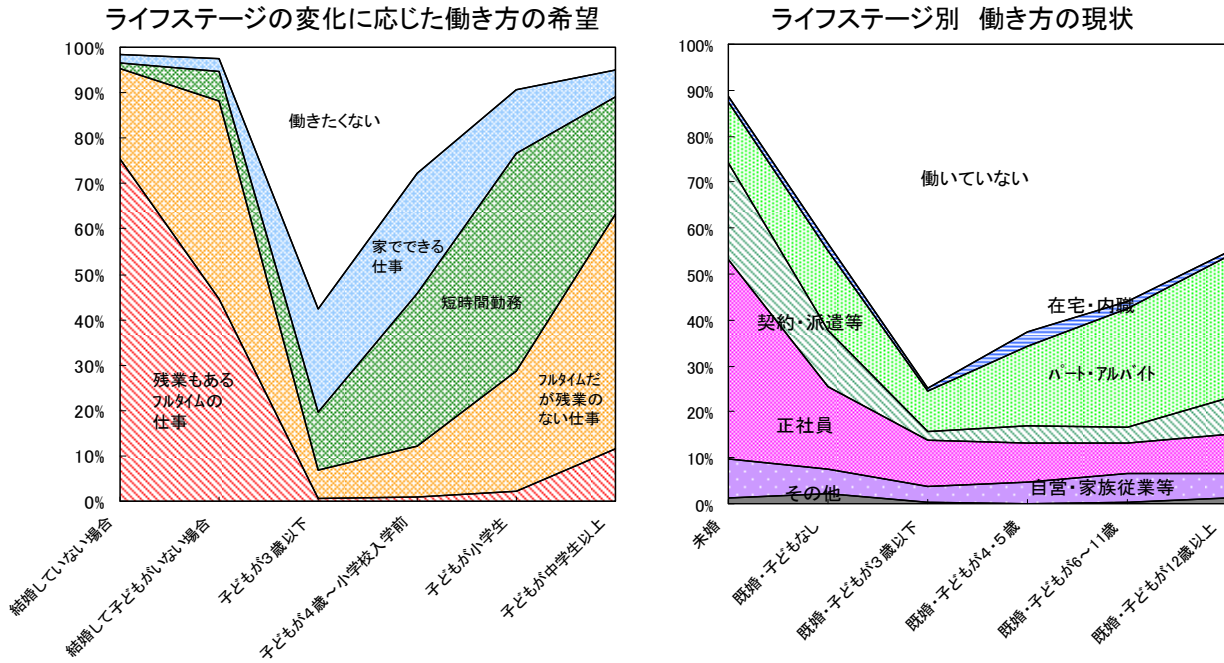
資料：総務省「就業構造基本調査」（各年）
注：在学者を除く。

図表 72 過去 1 年間に非正規雇用を離職した者の正規労働者への移行状況



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計
注：在学者を除く。

図表 73 女性の再就職の困難



資料:内閣府男女共同参画局「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」(平成19年3月)

注:「自営・家族従業等」には、「自ら起業・自営業」、「自営の家族従事者」を含む。「契約・派遣等」には、「有期契約社員」、「嘱託社員」、「派遣社員」を含む。

(DV等の女性に対する暴力被害等)

図表 74 婦人相談所における事業実施状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
相談件数(実人員)	104392	118034	131481	133825	134672	136255	136475
相談件数(延べ件数)	156733	177645	209326	211931	218261	224521	221445
一時保護決定数	4680	-	-	6376	6283	6193	6335
婦人保護施設入所決定数	1109	-	-	1109	1011	807	747

資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

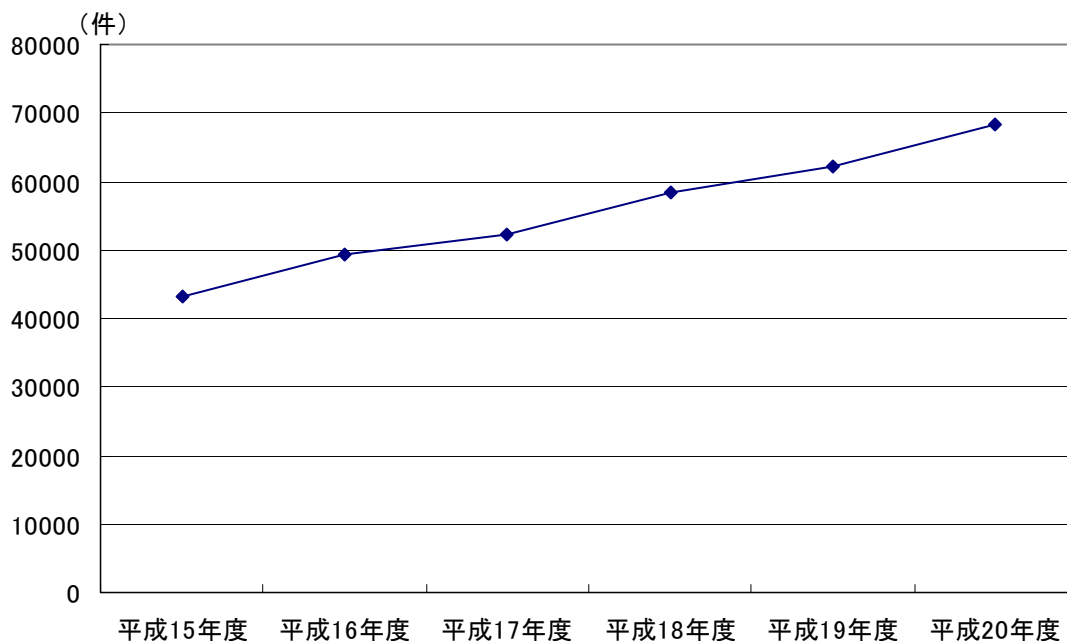
図表 75 婦人相談所：来所相談主訴

(人)

			平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成19年 度構成比	平成13年 度から平 成19年度 の増減率
人間 関係	夫等	夫等の暴力	5647	8205	9355	9827	9585	9408	9175	51.1%	62.5%
		酒乱・薬物中毒	88	68	232	68	58	34	39	0.2%	-55.7%
		離婚問題	2002	2233	2548	2201	2188	2117	2165	12.0%	8.1%
		その他	727	732	737	655	708	711	747	4.2%	2.8%
	子ども	子どもの暴力	227	259	363	316	296	276	294	1.6%	29.5%
		養育不能	30	38	66	52	52	28	15	0.1%	-50.0%
		その他	622	690	706	637	578	549	522	2.9%	-16.1%
	親族	親の暴力	191	268	324	304	309	303	315	1.8%	64.9%
		その他の親族の暴力	306	111	165	218	190	196	180	1.0%	-41.2%
		その他	367	467	384	397	379	357	344	1.9%	-6.3%
		家庭不和	631	611	542	403	366	314	280	1.6%	-55.6%
		その他の者の暴力	180	183	227	268	256	254	275	1.5%	52.8%
		男女問題	451	410	365	320	324	248	329	1.8%	-27.1%
		その他	1086	1055	857	800	785	608	500	2.8%	-54.0%
住居問題			370	609	479	383	391	382	404	2.2%	9.2%
帰住先なし			1499	1414	1514	1304	1111	1130	1196	6.7%	-20.2%
経済 関係	生活困窮	390	332	368	266	226	183	160	0.9%	-59.0%	
	借金・サラ金	425	491	358	258	178	138	114	0.6%	-73.2%	
	求職	208	76	107	103	89	83	68	0.4%	-67.3%	
	その他	137	84	210	237	224	233	131	0.7%	-4.4%	
医療 関係	病気	155	127	111	86	140	122	52	0.3%	-66.5%	
	精神的問題	789	662	633	513	518	459	393	2.2%	-50.2%	
	妊娠・出産	143	147	149	136	139	151	93	0.5%	-35.0%	
	その他	14	191	232	163	31	31	80	0.4%	471.4%	
不純異性交遊			19	26	9	2	3	3	5	0.0%	-73.7%
売春強要			41	44	63	59	85	34	33	0.2%	-19.5%
ヒモ・暴力団関係			51	23	33	41	16	15	7	0.0%	-86.3%
5条違反			68	37	58	14	21	17	10	0.1%	-85.3%
人身取引			-	-	-	18	86	50	45	0.3%	-
合計			16864	19593	21195	20049	19332	18434	17971	100.0%	6.6%

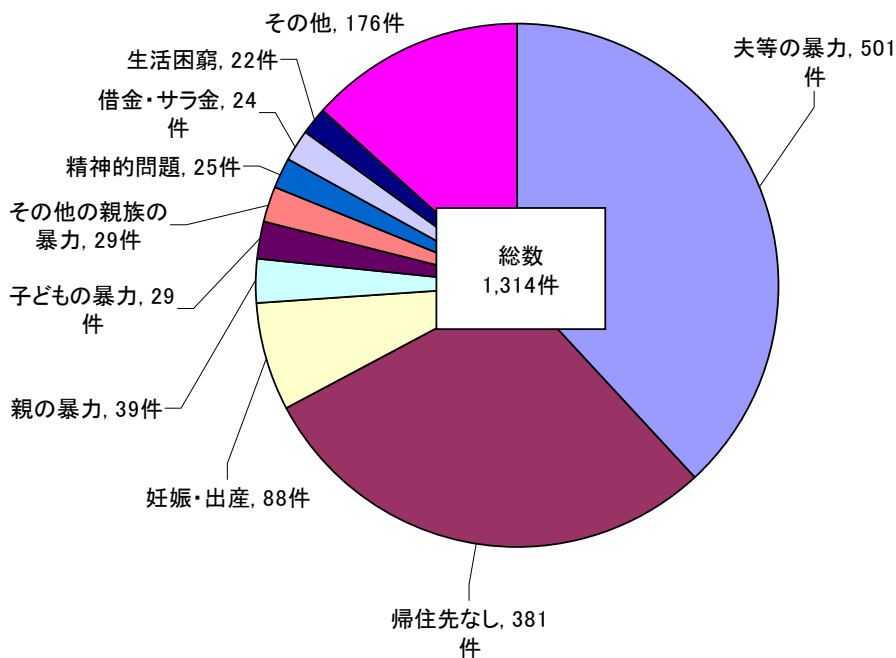
資料：厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

図表 76 「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の推移



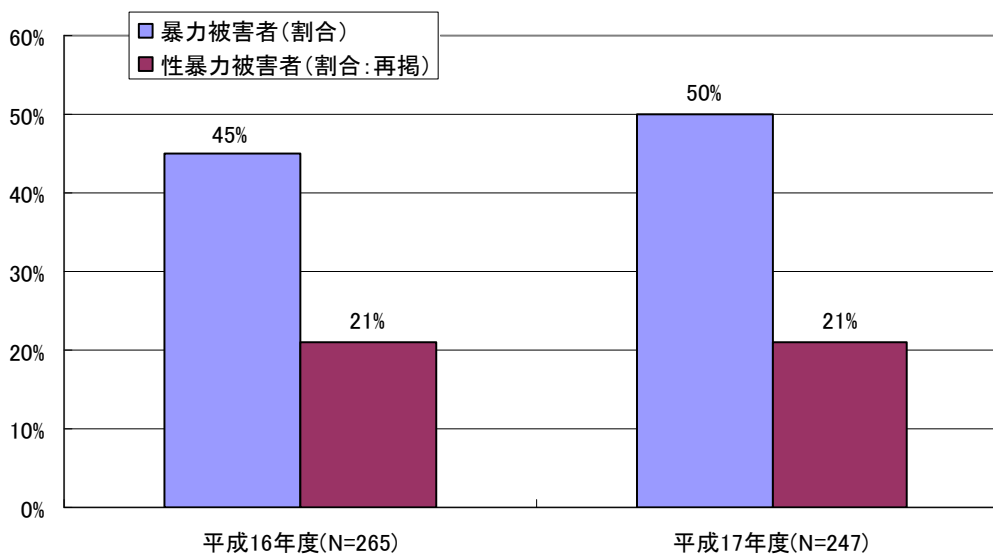
資料:内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数について」
注:各年度4月から3月までの相談件数。

図表 77 婦人保護施設在在者の主訴 (平成 19 年度)



資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

図表 78 婦人保護施設（東京都内 5 施設）入所者（本入寮）の暴力被害経験



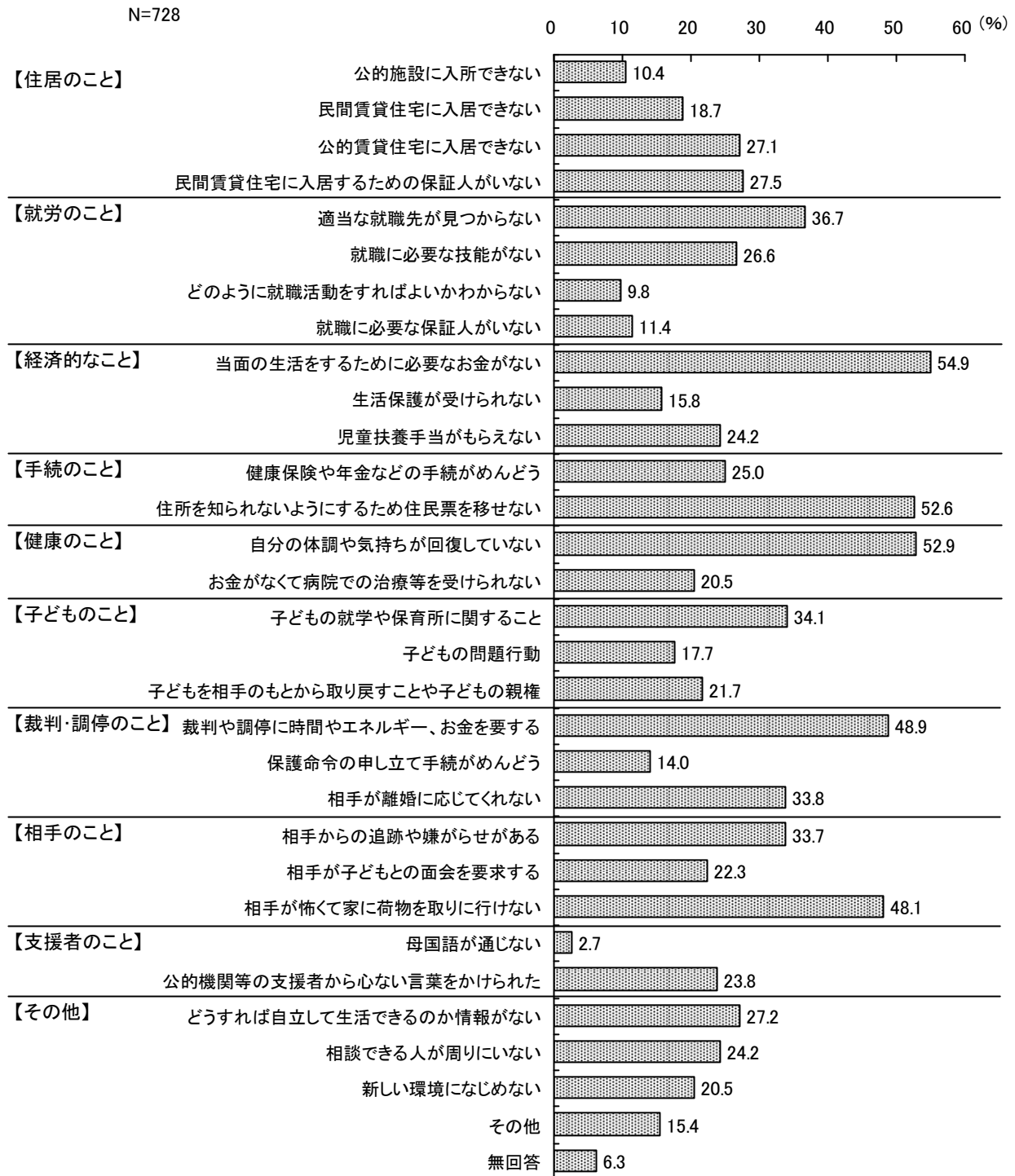
資料: 社会福祉法人東京都社会福祉協議会婦人保護部会「婦人保護施設あり方検討会報告書より『女性福祉の砦から～生きる力を再び得るために～』(平成 20 年 1 月 30 日)

図表 79 婦人保護施設在所者の心身状況（平成 19 年度）

		人数(人)	構成比
通常の健康状態		739	56.2%
身体障害者手帳の保持	1・2級	13	1.0%
	3級以下	17	1.3%
療育手帳の保持	A	5	0.4%
	B	132	10.0%
精神障害者保健福祉手帳の保持	1級	7	0.5%
	2級	52	4.0%
	3級	29	2.2%
その他の病弱者		348	26.5%
合 計		1342	-
(重複障害の者(再掲))		28	2.1%
在 所 者		1314	100.0%

資料: 厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成
注: 合計は、重複回答あるため在所者人員と一致しない。

図表 80 配偶者からの暴力被害者が自立生活に向けて抱える困難



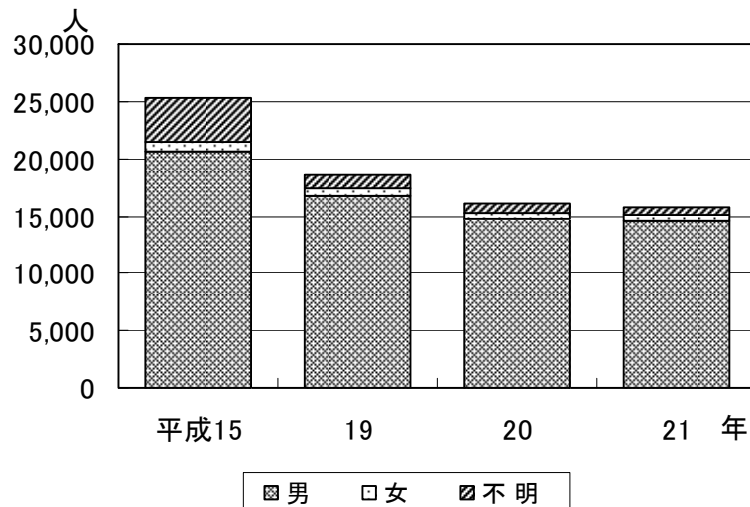
資料:内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査報告書」(平成 19 年 4 月)

注 1:配偶者暴力の被害者に対する、支援機関を通じた郵送調査、有効回答数 799 件。調査時期は平成 18 年 10 月～11 月。

注 2:調査対象は、「配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立して生活している者、又は自立に向けて生活している者」で、配偶者暴力相談支援センター等を利用し、同センターから配布された調査票に記入し返信用封筒にて返送した者であるため、配偶者等から暴力を受けた者全体からみると、ごく一部であり、代表性という点では偏りがあることに注意する必要がある。

(その他の生活困難をめぐる実態)

図表 81 全国のホームレス数 (男女別)



資料:厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果」(平成 21 年)

注 1:調査対象のホームレスは、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」。

注 2:目視による調査のため防寒具を着込んだ状態等により性別が確認できない者を「不明」としている。

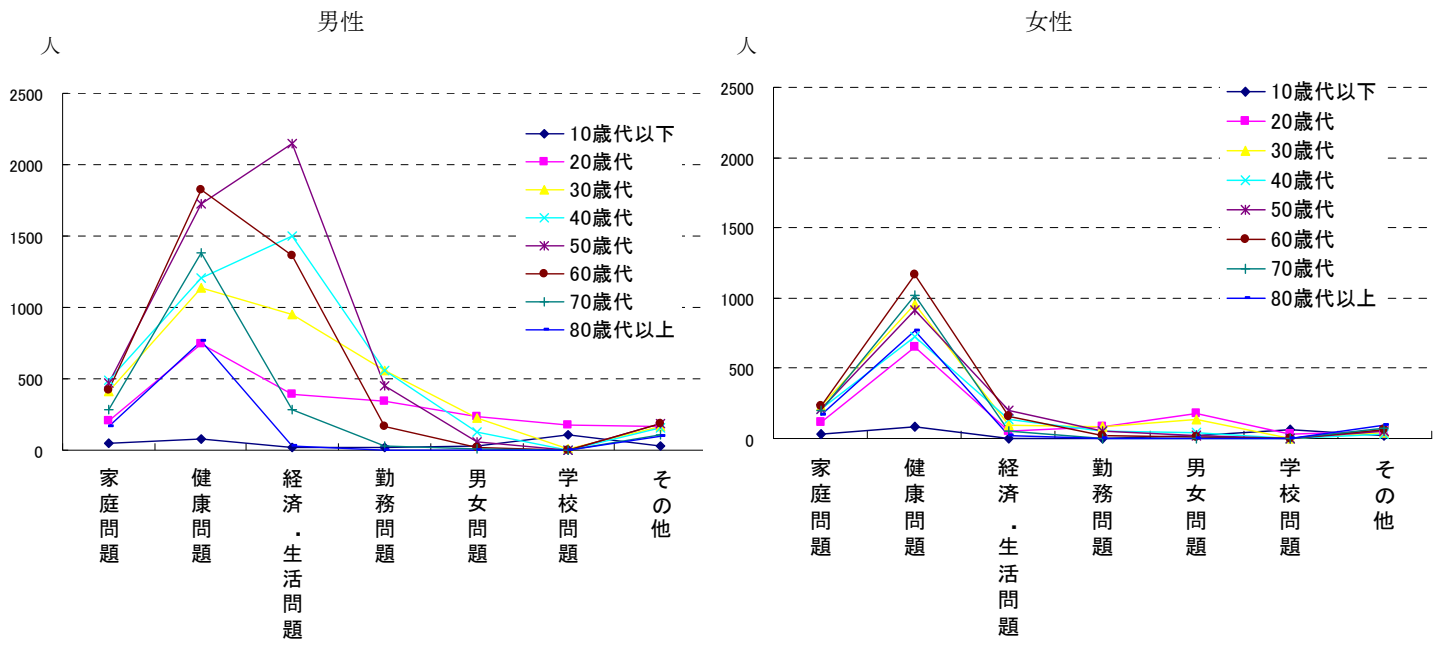
注 3:ホームレスの定義を同調査の「野宿生活者」に加え、欧米の定義に含まれるシェルターや福祉施設等への入所者や低水準の住居に住む不安定居住者を含めた場合、そうした人々は増加しているため、ホームレス数が減少しているかどうかは疑問だという指摘もある(鈴木[2008])。

図表 82 路上(野宿)生活をするようになった主な理由(複数回答)

倒産・失業	26.6%
仕事が減った	31.4%
病気・けが・高齢で仕事ができなくなった	21.0%
労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた	5.0%
人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた	15.0%
上記以外の理由で収入が減った	2.3%
借金取立により家を出た	6.5%
アパート等の家賃が払えなくなった	12.9%
契約期間満了で宿舍を出た	2.4%
ホテル代、ドヤ代が払えなくなった	5.1%
差し押さえによって立ち退きさせられた	0.7%
病院や施設などから出た後行き先がなくなった	2.4%
家庭内のいざこざ	7.5%
飲酒、ギャンブル	6.8%
その他	17.8%
理由無し	1.6%
合計 (N=2,049 人)	100.0%

資料:厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書」(平成 19 年 4 月)

図表 83 男女別年代別 自殺の原因・動機（平成 20 年）



資料：警察庁「平成 20 年中における自殺の概要資料」より内閣府作成

資料2 関連施策ヒアリングについて

監視・影響調査専門調査会（以下、調査会という）は、既存の統計・調査等のデータや生活困難者に対する支援を行う支援機関・団体に対するヒアリング結果と、調査会並びに「生活困難を抱える男女に関する検討会」における議論をもとに、平成21年3月に「とりまとめに向けた論点整理（以下、論点整理という）」を公表し、生活困難の防止及び生活困難を抱える人々への支援施策に関して、「今後検討すべき課題」を示した。

調査会は、その課題に沿って、特に男女共同参画社会の形成への影響の観点から、関係府省庁に関連施策の実施状況についてヒアリングを行った。

（1）論点整理によって示された「今後検討すべき課題」

ア. 自立に向けた力を高めるための課題

- ①若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実
- ②教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実
- ③暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実
- ④高齢期における経済的自立や社会参画の実現に向けた取組の推進

イ. 雇用・就業の安定に向けた課題

- ①雇用の場の改革
- ②女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備
- ③ライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度への見直し

ウ. 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

- ①困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり
- ②生活困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組
- ③国際結婚や在留外国人とその子どもへの支援

エ. 支援基盤の在り方等に関する課題.

- ①家庭や地域における男女共同参画の推進
- ②自立概念の捉えなおしと支援チャンネルの多様化
- ③制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援

（2）方法

各府省庁に対して、事前にヒアリング項目を提示の上、書面で回答してもらった。府省の関連施策の取りまとめ結果は「資料3. 関連施策一覧表」のとおりである。また、回答のあった施策のうち、調査会が抽出した施策の所管省庁等は、調査会において施策の実施状況等を説明し、調査会委員の質疑・意見の応答を行った（※）。

(※) 平成 21 年 5 月 25 日 第 35 回専門調査会

厚生労働省

平成 21 年 5 月 26 日 第 36 回専門調査会

文部科学省、内閣府(男女共同参画局)、社会福祉法人東京都社会福祉協議会

平成 21 年 6 月 22 日 第 37 回専門調査会

厚生労働省、横浜市

(3) 施策ヒアリングの主な項目

ア. 施策の概要と実施状況

- 生活困難の防止及び生活困難を抱える人々への支援に関連する施策として、具体的にどのような取組を行っているか。
- 施策の実施に当たって、どのような主体(地方公共団体、関係団体等)と連携して取り組んでいるか。また、他の関連する施策(他府省の施策を含む)とどのように連携して取り組んでいるか。

イ. 男女別ニーズの把握・施策への反映

- 施策の立案に際して、男女それぞれのニーズや実際的な状況をデータ等で把握しているか(把握している場合、代表的なデータを紹介のこと)。
- 施策の立案並びに実施に際して、男女それぞれのニーズや実際的な状況(ライフスタイル等)の違いをどのように考慮しているか。

ウ. 施策の評価・見直し

- 施策の評価を行っているか。評価に際して実績(アウトプット)や効果(アウトカム)を男女別にデータ等で把握しているか(把握している場合、代表的なデータを紹介のこと)。
- 施策の見直しをどのように行っているか。これまでの見直しにおいて、男女を取り巻く状況の変化をどのように反映させてきたか。

資料3. 関連施策一覧表

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況				施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への 反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額							
ア. 自立に向けた力を高めるための課題														
① 若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実														
1	発達段階に応じたキャリア教育総合支援事業	文部科学省	都道府県教育委員会・市区町村教育委員会・小学校・中学校	各学校段階を通じた体系的なキャリア教育・職業教育の推進	小中一貫したプログラムの開発、地域(保護者・住民・事業所等)に対して協力を促す効果的な広報活動、産業構造や地理的制約(例:離島・山間部等のへき地)等の地域の実情を踏まえた対応策等の課題に対する解決策(モデルケース)を提示し、普及・定着を図るために、小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発などの調査研究を実施する。	H21年度新規	56百万円	×	—	×	H21年度新規	—	—	—
2	高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究	文部科学省	都道府県教育委員会・高等学校	各学校段階を通じた体系的なキャリア教育・職業教育の推進	高等学校、特に普通科高校におけるキャリア教育の充実のため、①高等学校段階におけるキャリア教育の充実、②外部の専門的な人材の配置及びその活用方法、③卒業生及び中退者への支援の在り方等の調査研究を実施する。	208百万円	101百万円	×	—	×	○	本事業の実施校を対象に、平成20年6月に、学校、教師、生徒、保護者、卒業生の区分でアンケート調査を実施	×	○
3	専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン	文部科学省	各都道府県の専修学校協会等	専修学校と高等学校の連携により、職業意識を醸成し、適切な進路選択に寄与する。	高校生等の職業意識を持った自主的な進路選択など、多様な職業体験の機会の充実を図るため、専修学校の機能を活かして、高等学校等と連携し、高校生等に対する職業に就くために必要な知識・技能・資格等の事例紹介や実践的な職業体験講座を実施し、職業意識の醸成を図る。	147百万円	147百万円	×	—	○	○	平成20年度の委託件数は21件。申請件数・委託件数ともに順調に進捗しており、より多くの受講生にキャリア教育・職業教育の機会が提供されている。	×	○
4	女性のライフプランニング支援総合推進事業	文部科学省	行政(女性関連施設)、民間企業、地域住民、学校、NP O等で構成される連絡協議会	女性のライフプランニングに関する意識形成等を促進	女性が社会で活躍するに当たり、主体的な働き方を選択していくことができるよう、多様な選択肢の存在や、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供することにより、女性が自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期から持てるよう支援 本年度は全国7地域において、情報提供、相談、学習支援等を行うことにより、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行う(地域では、女性関連施設等を中心とした「連絡協議会」を設置する)。	H21年度新規	25百万円	—	女性を対象とした施策	—	○(予定)	事業開始前と事業終了後に委託先団体に自己評価を行わせる。	×	—

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況				施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無		(11) 反映の内容	(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への 反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
5	キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業	経済産業省	NPO、民間企業、など	地域で一体となったキャリア教育を実施するため、産業界と教育界の仲介役となるキャリア教育コーディネーターの育成等を促進する。	学校等からのキャリア教育コーディネーター人材に対するニーズの高まりを受け、キャリア教育のコーディネートをを行う上で必要な知識・ノウハウ・スキル等を備えた人材(以下、「キャリア教育コーディネーター人材」という)の育成等を促進するための基盤を構築することを目的として、平成21年度は、下記の事業を実施する。 ・キャリア教育コーディネーターを育成・評価するためのシステム(全国版)の開発 ・自立可能なキャリア教育の仕組みを構築することができるプロデューサー人材の育成・活動支援 等 ※キャリア教育コーディネーターの果たす役割 地域の企業・学校等関係者間のネットワークの構築、体系的・効果的なキャリア教育カリキュラムの作成、地元企業やOB人材・大学生サポーターなど地域の協力による授業のサポート、そのための連絡・調整など	100百万円	115百万円	NPO、民間企業など	×	—	×	○	H20年度は「研修プログラム作成・実証事業」として8件のプログラムを開発し実施	×	○
②教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実															
6	地域における若者支援のための体制整備モデル事業	内閣府(共生社会)	少年補導センター等	地域において様々な問題を抱える若者を個別的・継続的に支援するモデル事業を実施する。	平成21年度は「地域における若者支援のための体制整備モデル事業」を全国で15か所実施する。成果は全国に普及することで、地域における若者支援を効果的に推進する。 (平成20年度モデル事業の内容) ・「ユースアドバイザー養成プログラム」に基づき、「ユースアドバイザー(若者の自立支援に対応する専門的な相談員)」を養成するための講習会を実施 ・少年補導センター等を地域の中核機関とし、様々な問題を抱える若者を関係機関・団体等と連携して個別的・継続的に支援する体制を整備	57.948百万円	102.521百万円	少年補導センター、地方自治体(青少年関係部局(相談窓口)等)、教育関係機関(教育委員会、教育相談所、学校)、就労支援機関(ハローワーク、ジョブカフェ、サポートステーション等)、福祉関係機関(児童相談所、児童家庭支援センター)、保健・医療機関(精神保健福祉センター、病院、保健所等)、矯正・更生保護関係機関(保護観察所、少年鑑別所)等	×	—	×	○	平成20年度:9か所においてモデル事業を実施	×	○
7	子ども・若者育成支援推進法	内閣府(共生社会)	内閣府	総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進する。	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになるための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部(本部長:総理)を設置する。 (「子ども・若者育成支援推進法」は平成21年7月8日公布。公布の日から起算して一年を越えない範囲内において政令で定める日から施行)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	問題を抱える子ども等の支援事業	文部科学省	都道府県・指定都市教育委員会、NPO、民間施設、公的施設	不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退など生徒指導上の課題への対応	不登校、暴力行為、いじめなどの未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うために効果的な取組について、調査研究を行うとともに、不登校児童生徒の実態に応じた効果的な活動プログラム等の開発や不登校等により高等学校を中退後、学校に復帰した者に対する支援の効果的なプログラム開発等について調査研究を行う。	955百万円	956百万円	教育支援センター(適応指導教室)、第三者的な機関、サポートチーム、NPO等	×	—	×	○	・平成20年度は、「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を47都道府県で実施。 ・平成20年度は、「不登校への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業」を40団体に委託して実施。	×	○

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への 反映	
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額									
9	スクールソーシャルワーカー活用事業	文部科学省	都道府県・指定都市(間接補助事業として行う場合は、市町村)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題への対応	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。	1,538百万円	学校・家庭・地域の連携協力推進事業14,261百万円の内数	児童相談所等児童家庭福祉の関係機関、保健・医療の関係機関、警察等の関係機関等	×	—	×	○	平成20年度は、「スクールソーシャルワーカー活用事業」を46都道府県・294市区町村で実施。	×	○	
10	地域生活・自立支援事業	厚生労働省	都道府県、政令指定都市 児童相談所設置市	施設を退所した者等に対して、社会的に自立した地域生活を継続的に営むことができるよう、きめ細かな支援を実施する。	児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する。	21百万円	21百万円	都道府県は、本事業の毎年度の実施状況等について、翌年度4月末日までに厚生労働省あてに提出する。	×	—	×	×	—	—	—	
11	若者職業的自立支援推進事業	厚生労働省	民間団体	ニート状態にある若者の職業的自立支援	ニート状態にある若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談やネットワークを活用した誘導など、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション事業」を実施(平成21年度:全国92か所) また、合宿形式による集団生活の中での生活訓練・労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信を身に付けることにより、就労等へとつなげる「若者自立塾事業」を実施(平成21年度:全国30か所)	1,950百万円	2,240百万円	地方自治体はもとより、教育機関、保健・福祉機関、就労支援機関、経済団体等幅広い専門機関・団体による「地域の若者支援ネットワーク」を整備し、各種支援プログラムの展開に当たってネットワーク参画機関から指導者の派遣などの協力を得たり、若者各人の抱える課題に応じこれら機関への誘導を行うなど、綿密に連携の上、ニート状態にある若者の職業的自立支援を図っている。	×	—	×	○	【把握内容】 若者自立塾卒業後6ヶ月経過後の就労率 【H19年度実績】 59.4% 【把握内容】 地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合 ②就職等進路決定者の割合 【H19年度実績】 ①51.5% ②26.8%	×	○	
③ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実																
12	配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業	内閣府(男女共同参画局)	内閣府(男女共同参画局)	配偶者からの暴力の被害者のニーズに合致したきめ細かな自立支援を行う。	配偶者からの暴力の被害者の自立を支援するプログラム案を試行し、全国に普及させる。 (平成20年度事業内容) 地域において生活している被害者及びその子どもを対象とした、様々な人と交流し情報交換を行う「居場所」づくり (平成21年度事業内容) 地域において生活している被害者の社会参画が促進され、ひいては就労に結びついて自立を支援する「社会参加促進モデル」を実施する予定	12.7百万円	14.8百万円	被害者支援を行う民間団体に委託して事業を実施 試行の際、各地域の地方公共団体等と連携・協力して実施	○	以下の調査で得られたデータの活用 「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」(平成18年)	○	○	被害者の自立が促進される。 自立支援プログラム案の試行結果報告	○	○	

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
13	DV被害者のための相談 機関電話番号案内サービ ス(DV相談ナビ)	内閣府(男 女共同参画 局)	内閣府(男女 共同参画局)	配偶者からの暴力の被害 者が相談しやすい環境を整 備し、被害者の的確かつ迅 速な保護を図る。	配偶者からの暴力に悩んでいるが、どこに相談 したらよいかわからないという被害者を、相談機 関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやす くするため、全国統一のダイヤルを設定し、自動 音声により、指定の地域の最寄りの相談窓口を 案内する電話番号案内サービス	3.3百万円	19.3百万円 (内補正予算額13.2 百万円) H21年度補正 経済危機対策	配偶者暴力相談支 援センターだけでなく、その他地方公共 団体において設置 している相談機関及 び相談業務を委託 している民間団体 についても、DV相談 ナビに登録し、被害 者の利便を図ってい る(ナビへの登録は 任意)。	○	以下の調査で得られたデー タの活用 ・「配偶者暴力相談支援セ ンターにおける配偶者から の暴力が関係する相談件 数等調査」(四半期毎実施) ・「男女間における暴力に関 する調査」	○	○	被害者の的確かつ迅速な 保護が図られる。 相談ナビ登録相談機関： 803箇所(H20)	×	○
14	配偶者からの暴力被害者 支援セミナー	内閣府(男 女共同参画 局)	内閣府(男女 共同参画局)	相談業務の質の向上を図 る。	地方公共団体における相談業務の質の向上を 図るため、地方公共団体の相談担当者を対象と して、各種セミナーを開催 基礎セミナー：相談員として必要な基本的知識・ 技術を身につける(経験3年未満対象)。 応用セミナー：様々な相談への的確な対応や配 慮事項についての専門的な知識・技術の向上を 図る(経験3年以上)。 管理職セミナー：相談事業を管理統括する管理 者として必要な知識・技術の向上等を図る。	9.7百万円	9.8百万円	関係機関や民間の 被害者支援団体に も講師を依頼してい る。 なお、研修項目の 一つとして、関係機 関との連携の在り方 を実施(関連機関と の連携の必要性の 検討、関連機関相 互の情報交換・ネッ トワークの形成等)	○	以下の調査で得られたデー タの活用 ・「配偶者暴力相談支援セ ンターにおける配偶者から の暴力が関係する相談件 数等調査」(四半期毎実施) ・「男女間における暴力に関 する調査」	○	○	地方公共団体における相談 業務の質の向上が図られ る。 参加者アンケート実施 「良かった」とする評価の割 合 ・基礎セミナー93.3% ・応用セミナー99.1% ・管理職セミナー83.0% (H20) 政策評価実施	×	○
15	配偶者からの暴力被害者 支援アドバイザー派遣事 業	内閣府(男 女共同参画 局)	内閣府(男女 共同参画局)	配偶者暴力相談支援セン ター等における、相談業務 の充実を支援する。	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画 センター等に専門的な知識や経験を有するアド バイザーを派遣し、地域の現状を踏まえ、相談 員等に対し、効果的な助言、指導を行う。	11.2百万円	11.2百万円	アドバイザーは、心 理カウンセラー、精 神科医、民間シエ ルタースタッフ、弁 護士等専門分野にお ける知識・経験を有 し、配偶者からの暴 力に関する幅広い 情報・経験を有する 者に依頼	○	以下の調査で得られたデー タの活用 ・「配偶者暴力相談支援セ ンターにおける配偶者から の暴力が関係する相談件 数等調査」(四半期毎実施) ・「男女間における暴力に関 する調査」	○	○	配偶者暴力相談支援セン ター等において、地域の現 状に即した相談業務の充実 が図られる。 アドバイザー派遣件数163 件(H20)	×	○
16	配偶者からの暴力防止と 被害者支援に関する全国 会議	内閣府(男 女共同参画 局)	内閣府(男女 共同参画局)	広域連携や官民連携の更 なる強化・拡大及び地方公 共団体における取組の推 進を図る。	配偶者からの暴力防止と被害者支援に関わる 官民担当者(内閣府、関係省庁、地方公共団体 及び民間団体等)が一堂に会し、意見交換や必 要な情報を共有する。	2.6百万円	2.2百万円	配偶者からの暴力 防止と被害者支援 に関わる官民担当 者(内閣府、関係省 庁、地方公共団体 及び民間団体等)が 一堂に会し、必要な 情報の共有、官民 連携の更なる強化 等を図る。	○	以下の調査で得られたデー タの活用 「男女間における暴力に関 する調査」	○	○	参加者アンケート実施 「有益だった」とする評価の 割合85.7%(H20) 政策評価実施	×	○
17	外国人向け広報資料(「配 偶者からの暴力の被害者 へ」)の作成・配布	内閣府(男 女共同参画 局)	内閣府(男女 共同参画局)	配偶者からの暴力の外国 人被害者に対する円滑な 支援を図る。	外国人向け広報資料(「配偶者からの暴力の被 害者へ」)を8ヶ国語(英語、スペイン語、タイ語、 タガログ語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロ シア語)を作成 (内容) 一般的な支援制度のほか、 ・在留期間の更新・在留資格の変更 ・正規の在留資格を有しないで日本に滞在して いる場合の対応方法 ・外国人登録原票の取扱い ※各都道府県、配偶者暴力相談支援センター 及び女性センターへの配布、ホームページへの 掲載	4.2百万円	—	配偶者暴力相談支 援センター等の相 談機関において、外 国人から相談を受け た場合の補助資料 として活用	○	以下の調査で得られたデー タの活用 ・「配偶者暴力相談支援セ ンターにおける配偶者から の暴力が関係する相談件 数等調査」(四半期毎実施) ・「男女間における暴力に関 する調査」	○	○	外国人被害者に対する円滑 な支援が図られる。 ・各都道府県、配偶者暴力 相談支援センター及び女性 センターへの配布 ・ホームページへの掲載	×	×

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法 及び 内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
18	犯罪被害者等に対する精神的支援等の総合的な支援の実施	警察庁	警察庁	犯罪被害者等に対する精神的支援等の総合的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等への情報提供の実施(「被害者の手引き」の交付等) 指定被害者支援要員制度の運用(捜査員とは別に指定された警察職員による病院への付添い等の各種支援活動の実施) 相談・カウンセリング体制の整備(各種相談窓口の設置、カウンセリングに関する専門的知識・技術を有する職員の配置等) 民間被害者支援団体との連携(警察からの情報提供(犯罪被害者等の氏名、犯罪被害の概要等)、財政的援助等) 	<ul style="list-style-type: none"> 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱に係る経費(補助金):25百万円 民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費(国費):10百万円 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託に要する経費(補助金):60百万円 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費(補助金):127百万円 民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託に要する経費(補助金):45百万円等 	<ul style="list-style-type: none"> 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱に係る経費(補助金):25百万円 民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費(国費):10百万円 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託に要する経費(補助金):52百万円 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費(補助金):94百万円 民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託に要する経費(補助金):57百万円等 	第一線で犯罪被害者等と接する各都道府県警察、民間被害者支援団体及びカウンセリング専門機関と連携の上実施している。	×	—	×	○	指定被害者支援要員の総数 26,019人 民間被害者支援団体における相談受件数 16,788件	×	×
19	婦人相談所一時保護所等における心理療法担当職員の配置	厚生労働省	都道府県	DV被害者の受け入れ態勢の整備	婦人相談所一時保護所等に心理療法担当職員を配置し、DV被害者に対する心理的ケアを実施する。	婦人保護事業費負担金870百万の内数 婦人保護事業費補助金1,287百万の内数	婦人保護事業費負担金879百万の内数 婦人保護事業費補助金1,261百万の内数	無	—	女性を対象とする施策	—	○	【把握方法】 負担金及び補助金の交付申請件数 【H20年度実績】 31か所	—	—
④ 高齢期における経済的自立や社会参画の実現に向けた取組の推進															
20	高齢者地域活動推進者(コミュニティ・ワーク・コーディネーター)養成支援事業	厚生労働省	民間団体	高齢者の社会参加・生きがい作りの支援の推進	<p>高齢者地域活動推進員(コミュニティ・ワーク・コーディネータ)を養成し、意欲ある地域の高齢者や住民が、主導的・積極的に活動するための環境を整備する。</p> <p>※高齢者地域活動推進員 地域の高齢者が「求めていること」と「できること」を結びつけるために、地域の実情に応じ、幅広い活動をおこなう。</p>	H21年度新規	90百万円	民間団体が実施する高齢者地域活動推進員の養成研修について、必要な経費を助成	×	—	×	H21年度新規	—	—	—
イ. 雇用・就業の安定に向けた課題															
①雇用の場の改革															
21	短時間労働者均衡待遇啓発事業	厚生労働省	厚生労働省、民間団体	改正パートタイム労働法(平成20年4月施行)に基づくパートタイム労働者の均衡待遇及び正社員化が推進されるよう、事業主へのアドバイス等を行う専門家の配置等を実施	<ul style="list-style-type: none"> 均衡待遇推進に向けた均衡待遇・正社員化推進プランナーの配置 均衡待遇及び正社員化に係る好事例の提供等 均衡のとれた賃金制度を推進するための取組の検討 	153百万円	480百万円	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体や関係団体が主催する事業主向け説明会における施策内容の周知 施策内容等に関する地方自治体や関係団体への情報提供 	×	—	×	H21年度新規	—	—	—

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への 反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
22	短時間労働者均衡待遇推進等助成金	厚生労働省	民間団体	パートタイム労働者と正社員との均衡を考慮した評価・資格制度を導入する企業等に対する助成金の支給	(1) 事業主向け助成金 (ア) 正社員と共通の評価・資格制度を設け、実際に格付けされた短時間労働者が出た場合、500千円(中小企業は600千円)を助成する。 (イ) 短時間正社員制度を設け、実際に制度の対象者が出た場合、300千円(中小規模企業は400千円)を助成する。また、2～10人目の制度利用者が出た場合、1人につき100千円(中小規模企業は150千円)を助成する。 (ウ) 正社員への転換制度の導入その他の措置を設け、実際に対象となる短時間労働者が出た場合、300千円(中小企業は400千円)を助成する。 (2) 業種別等の中小企業事業主団体向け正社員と共通の評価資格制度等の導入について、傘下企業に対する中小企業診断士等による個別診断等による支援事業を2年間にわたり実施した場合、中小企業事業主団体に対し、各年度に目標達成度合いに応じ、10,000千円を上限に助成する。	662百万円	797百万円	・地方自治体や関係団体が主催する事業主向け説明会における施策内容の周知 ・施策内容等に関する地方自治体や関係団体への情報提供	×	—	×	○	【把握方法】 助成金支給件数 【実績】 2,753件 政策評価実施	×	○
23	職場における男女雇用機会均等の推進	厚生労働省	厚生労働省、都道府県労働局雇用均等室	男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確かな行政指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。	男女雇用機会均等法の内容に沿った雇用管理が実現されるよう、法令等の周知徹底を図り、法違反に対する厳正的確かな行政指導を実施するとともに、労働者・事業主からの相談に対処し、その間に生じた紛争の早期解決に向けた援助等を行う。	532百万円	499百万円	関係行政機関、地方自治体、労使団体等と連携し、セミナーの開催や、チラシやリーフレットの配布等、効果的な周知啓発等を行っている。	○	・労働者、事業主からの相談 ・均等法に基づく企業からの報告徴収 ・雇用均等基本調査等により、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握	○	○	【把握の内容】 役職者に占める女性の割合 【平成20年実績】 8.5% 【把握の内容】 労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合 【平成20年度実績】 93.4% 政策評価実施	○	○
24	ポジティブ・アクションの取組の推進	厚生労働省	厚生労働省、都道府県労働局雇用均等室、民間団体	男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消を目指した企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。	ポジティブ・アクションについて、男女雇用機会均等法の規定の周知を徹底し、職場において生じている事実上の男女間格差の解消の必要性や重要性について、国民全体への理解を促進するため、経営者団体と連携した協議会の開催や、各企業において選任されている機会均等推進責任者への情報提供、ポジティブ・アクションを推進している企業に対する表彰の実施等を行う。また、ポジティブ・アクションに取り組む企業に対し、具体的な推進のための方策についてノウハウ等を提供するため、研修の実施等を行う。	368百万円	329百万円	・関係行政機関、地方自治体、労使団体等と連携し、男女雇用機会均等月間や均等・両立推進企業表彰の協力依頼、チラシやリーフレットの配布等、効果的な周知啓発等を行っている。 ・経営者団体と連携した協議会を開催し、企業の自主的な取組を促している。	○	・労働者・事業主からの相談 ・均等法に基づく企業からの報告徴収 ・雇用均等基本調査 ・中小企業女性の活躍推進状況診断事業結果等により、企業において男女労働者の間に事実上生じている格差の実態を把握	○	○	【把握の内容】 役職者に占める女性の割合 【平成20年実績】 8.5% 【把握の内容】 機会均等推進責任者を選任している事業所のうちポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合 【平成20年度実績】 93.4% 政策評価実施	×	○

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への 反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
25	住宅手当緊急特別措置事業	厚生労働省	都道府県、指定都市、中核市、その他市区町村(町村は福祉事務所を設置している町村に限る。)		離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給する。	H21年度新規	セーフティネット支援対策等事業費補助金111,400百万円の内数 H21年度補正	ハローワーク、都道府県社会福祉協議会等	×	—	×	H21年度新規	—	—	—
26	「総合支援資金」の創設	厚生労働省	社会福祉協議会	雇用と住居を失ったものに対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費等の貸付を行う。	「総合支援資金」を創設し、離職者等に対して、継続的な生活相談・支援と併せて生活費等の貸付を行うことにより生活の立て直しを支援する。	H21年度新規	セーフティネット支援対策等事業費補助金111,400百万円の内数 H21年度補正	社会福祉協議会	×	—	×	H21年度新規	—	—	—
27	臨時特例つなぎ資金貸付事業	厚生労働省	社会福祉協議会		住居を喪失した離職者に対し、公的給付制度等の申請から決定までの間に必要な生活費用の貸付を行う。	H21年度新規	セーフティネット支援対策等事業費補助金111,400百万円の内数 H21年度補正	社会福祉協議会	×	—	×	H21年度新規	—	—	—
28	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金	厚生労働省	厚生労働省(都道府県労働局・公共職業安定所)	失業の予防及び雇用の安定	景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、貸金又は出向労働者に係る貸金負担額の一部を助成するもの。	5,527百万円	652,356百万円	無	×	—	×	○	【把握方法】 月次による業務報告を集計 【把握内容】 支給決定状況 計画届申請事業所数及び対象労働者数 【H20年度実績】 支給決定状況 事業所数 4,888か所 対象者数 254,181人 政策評価実施	×	○
29	雇用調整助成金の拡充等(残業削減雇用維持奨励金)	厚生労働省	厚生労働省(都道府県労働局・公共職業安定所)	失業の予防及び雇用の安定	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業を削減して雇用の維持等を行う事業主に対して助成を行う。		6,854百万円	無	×	—	×	平成20年3月30日から実施	—	×	○
30	労働移動支援助成金(離職者住居給付金)	厚生労働省	厚生労働省(都道府県労働局・公共職業安定所)	失業者の住居の安定	世界的な金融危機の影響により、やむを得ず雇用契約の中途解除や雇止め等を行った際に、労働者の離職後も引き続き住居を無償で提供する住居に係る費用の負担をした事業主に対して助成を行う。	290百万円	3,477百万円	無	×	—	×	○	【把握方法】 月次による業務報告を集計 【把握内容】 計画認定件数及び対象労働者数 【H20年度実績】 計画認定件数 411件 計画対象労働者数 7,643人 ※本奨励金は平成21年2月6日から実施 政策評価実施	×	○

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法 及び 内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映	
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額									
31	就職安定資金融資事業	厚生労働省	厚生労働省 (都道府県労働局・公共職業安定所)、労働金庫、(社)日本労働者信用基金協会	失業者の住居と安定的な就職機会の確保	事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就職機会が円滑に確保できるよう支援する。	3,825百万円	21,815百万円	無	×	—	×	○	【把握方法】 融資実施機関からの報告 【把握内容】 融資実施状況 【H20年度実績】 融資実行件数 5,840件 融資実行金額 3,646.453百万円	×	○	
32	雇用保険制度の見直し	厚生労働省	厚生労働省	現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を図る。	現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能を強化(適用範囲の拡大、受給資格要件緩和、給付日数の充実等)	1,485,300百万円 (失業等給付費)	2,260,500百万円 (失業等給付費)	—	×	—	×	×	—	—	—	—
							H21年度補正									
33	緊急人材育成・就職支援基金の創設	厚生労働省	中央職業能力開発協会	雇用保険を受給できない者等に対する職業訓練、再就職、生活への総合的な支援。	雇用保険を受給できない者に対して、職業訓練を抜本的に拡充するとともに、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」の支給等を行う。	H21年度新規	346,647百万円	無	×	—	×	H21年度新規	—	—	—	—
							H21年度補正	※緊急人材育成支援事業については平成21年度・平成22年度実施分、それ以外の事業については平成21年度実施分								
34	職業能力開発支援の拡充・強化	厚生労働省	独立行政法人雇用・能力開発機構、都道府県	再就職支援、能力開発対策の推進	・職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の充実 ・民間教育訓練機関等を活用した委託訓練について実施規模の拡大 ・母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際に託児サービスを提供	H21年度新規	14,500百万円	無	×	—	×	H21年度新規	—	—	—	—
35	短時間正社員制度導入支援事業	厚生労働省	民間団体	短時間正社員制度の導入モデルの開発、普及・定着促進事業の実施	・短時間正社員制度の導入モデルの開発、業界団体等とタイアップした導入モデルの普及・定着 ・好事例の収集・提供、マニュアル等の短時間正社員制度に関する情報提供	39百万円	53百万円	無	×	—	×	H21年度新規	—	—	—	—

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への 反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
36	ワークシェアリングの普及	厚生労働省	政府、連合、日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会	日本型ワークシェアリングの普及促進	平成21年3月23日に「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」を交わし、雇用維持の一層の推進の観点から「日本型ワークシェアリング」への労使の取り組みを促進することとした。当該取組を促進するため、雇用調整助成金の支給の迅速化、内容の拡大を図り、正規・非正規労働者を問わず、解雇等を行わず雇用維持を図るための支援を早急に行う。	5,530百万円	58,100百万円	政労使合意に基づき、政府、経営側、労働側が一体となって雇用維持の一層の推進を図るため、我が国の労働現場の実態に合った形での「日本型ワークシェアリング」とも言える様々な取組みを強力に進める。 ※経営側:どのような経営環境にあっても、雇用の安定は企業の社会的責任であることを十分に認識し、個々の企業の実情に応じ、成果の適切な分配や、労働者の公正な処遇に配慮しつつ、残業の削減を含む労働時間の短縮等を行い、雇用の維持に最大限の努力を行う。 ※労働側:生産性の向上は雇用を増大するとの認識の下、コスト削減や、新事業展開など経営基盤の維持・強化に協力する。	×	—	×	○	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給決定状況【把握方法】 月次による業務報告を収集 【把握内容】 支給決定状況 計画届申請事業所数及び対象労働者数 【H20年度実績】 支給決定状況 事業所数 4,888か所 対象者数 254,181人 政策評価実施	×	○
② 女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備															
37	仕事と生活の調和の推進	内閣府(共生社会)	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、労働団体、経営者団体、地方公共団体等	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章と行動指針に基づき、仕事と生活の調和を推進する。	同左	161百万円(内閣府関係分)	195百万円(内閣府関係分)	「仕事と生活の調和推進・評価部会」「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」による連携	○	「憲章」では仕事と生活の調和が実現した社会の姿として、性や年齢などに関わらず多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現が謳われている。	○	○	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に盛り込まれた数値目標(14項目)、「仕事と生活の調和実現度指標」等により仕事と生活の調和の実現状況を評価。	○	○
38	専修学校等を活用した就業能力向上支援事業	文部科学省	専修学校を設置する学校法人等	若者や社会人、子育てにより仕事を中断した女性等の離職者を対象に、知識・技術等を身に付け、就業に資することを目的とする。	若者の早期離職者・フリーターやニート、定年退職をむかえる中高年等の社会人、子育てにより仕事を中断した女性等の、再就職を希望するが知識・技術の不足等により再就職が困難となっている者に対し、専修学校がその職業教育機能を活用した専門的・実践的な知識や技術の習得を目的とした実践型教育プログラムを提供し、再就職に必要な就業能力の向上を支援する取組みを推進する。	H21年度新規	540百万円	女性対象コースについては、女性関連施設と連携し、支援の充実を図る取組としている。	—	子育てにより仕事を中断した女性等を対象とした「女性対象コース」を設けている。	×	H21年度新規	—	—	—
39	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	厚生労働省	厚生労働省	育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を図る。	育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、育児休業、介護休業、子の看護休暇制度、時間外労働の制限の制度、勤務時間短縮等の措置等について定めるもの。 ※なお、本年6月に、3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長等を内容とする改正法が成立した。	—	—	—	○	男性の育児休業取得促進策を、今回改正を行った育児・介護休業法に盛り込んでいる。	○	×	—	—	—

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況				施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無		(11) 反映の内容	(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への 反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
40	次世代育成支援対策推進法	厚生労働省	厚生労働省	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを図る。	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定、その他次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
41	次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について	厚生労働省	民間団体	労働者の仕事と子育ての両立を支援するための企業に対する一般事業主行動計画の策定支援を実施する。	一般事業主行動計画の策定・届出の義務付けが拡大される平成23年までの2年間に、101人以上300人以下規模企業を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画の策定・届出の取組に向けた支援を強化する。	48百万円	783百万円	次世代育成支援対策推進センターや地方公共団体と連携して、企業に対する周知啓発等を実施	×	-	○	○	【把握内容】 行動計画の届出状況 【H21年3月末現在実績】 ・301人以上企業:99.1% ・300人以下企業:18,137社 ・認定企業:652社 ※認定企業になるには、行動計画内に男女それぞれ育児休業等取得実績があることが必要(ただし、300人以下の事業主については、特例措置あり)	○	○
42	仕事と生活の調和の実現	厚生労働省	厚生労働省	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和の実現を図る。	業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定を支援するとともに、相談・助言を行う「仕事と生活の調和推進アドバイザー(仮称)」の養成を図る。また、労働時間が長い事業所を対象とした重点的な監督指導を実施する。	2,700百万円	3135百万円	内閣府「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」 「仕事と生活の調和関係省庁連絡推進会議」合同会議において、仕事と生活の調和の実現に向けた施策全体の連絡調整やフォローアップが行われている。	×	-	○	○	【把握方法】 ①労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 ②週労働60時間以上の雇用者の割合 ③年次有給休暇取得率 【H20年度実績】 ①46.2% ②10.0% ③47.7% ※③については、19年度実績	×	○
43	育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)の支給	厚生労働省	民間団体	仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主・事業主団体を支援する。	仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主・事業主団体に助成金を支給 ①代替要員確保コース、②子育て期の短時間勤務支援コース、③育児・介護費用等補助コース、④休業中能力アップコース、⑤職場風土改革コース	6,183百万円	2,847百万円	無	○	職場風土改革コースにおいて、男性の育児参加を促進することを一つの要件としている。	○	○	【把握方法】 それぞれのコースの内容に即して、例えば、①本助成金の支給対象となった当該企業における育児休業の取得後の復職率90%以上や、②本助成金の支給対象となった短時間勤務制度を利用した労働者の継続就業率90%以上などの目標を設定し、PDCAサイクルによる目標管理を行っている。 【H20年度実績】 ①95.6%、②100%	×	○
44	事業所内保育施設設置・運営助成金	厚生労働省	都道府県労働局雇用均等室	労働者のための託児施設を事業所内に設置、運営費及び増築を行う事業主、事業主団体に、その費用の一部を助成	労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成するもの。	H21年度新規	3,660百万円	無	×	-	○	H21年度新規	【把握方法】 本助成金の支給対象となった託児施設を利用した労働者の継続就業率90%という目標を設定し、PDCAサイクルによる目標管理を行う。 【H20年度実績】 97.1% ※20年度までは、育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)として事業を行っていた。	×	○

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映	
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額									
45	中小企業子育て支援助成金	厚生労働省	都道府県労働局雇用均等室	子育て支援を行う中小企業に対する支援の充実	育児休業又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た中小企業主(労働者数100人以下)に対し、これらの制度利用者の5人目まで助成金を支給する。	1,235百万円	22.13百万円	無	×	—	○	○	【把握方法】 本助成金の支給対象となった育児休業制度等を利用した労働者の継続就業率90%といった目標を設定し、PDCAサイクルによる目標管理を行っている。 【H20年度実績】 96.4%	×	○	
46	ファミリー・サポート・センター事業	厚生労働省	市区町村	地域における子育て等の相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。	37,500百万円	38,800百万円	無	×	—	○	○	【把握内容】 実施市区町村 【H19年度末現在】 54市区町村	○	○	
47	母子家庭自立支援給付金事業	厚生労働省	都道府県、市、福祉事務所設置町村	母子家庭の自立の推進	(1)自立支援教育訓練給付金事業 実施主体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、自立支援教育訓練給付金を支給する。 (2)高等技能訓練促進費等事業 看護師等経済的自立に効果的な資格の取得を促進するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担軽減のため、入学支援修一時金を支給する。	母子家庭等対策総合支援事業(2,439百万円)の内数	母子家庭等対策総合支援事業(3,431百万円)の内数 + 安心こども基金拡充分(150,000百万円)の内数	無	—	女性(母子家庭)を対象とする施策	—	○	【把握内容】 高等技能訓練促進費等事業を利用したことによる就業実績及び資格取得者数 【H18年度実績】 就業実績:768件 資格取得者数:873件 政策評価実施	×	—	
48	職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業	厚生労働省	都道府県、指定都市、中核市	母子家庭の自立の推進	職業訓練を受けるひとり親のこどもの託児サービスを、母子家庭等就業・自立支援センター等に委託して行う。	H21年度新規	安心こども基金拡充分(1,500億円)の内数	無	—	女性(母子家庭)を対象とする施策	—	H21年度新規	—	—	—	—
49	母子寡婦福祉貸付金	厚生労働省	都道府県、指定都市、中核市	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長、これらの児童等の福祉の増進	母子家庭及び寡婦に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付を行う。	5,040百万円	5,040百万円	無	—	女性(母子家庭)を対象とする施策	—	×	—	—	—	—

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への 反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
50	再就職希望者支援事業	厚生労働省	民間団体	育児・介護等のために退職 し、将来再習得を希望する 人の再就職準備を、計画 的に行えるよう支援する。	育児・介護等のために退職し、将来再就職を希 望する者に対し、セミナーの実施等、情報提供 等の援助を行うほか、平成16年度から、キャリア コンサルタント等による相談の実施等、再就職の ための計画的な取組が行えるようきめ細かい支 援を行う。 このうち、全国47カ所で実施している「再チャレ ンジサポートプログラム」では、以下による支援を 実施している。 (1)キャリアコンサルティングの実施 (2)再チャレンジプランの策定支援 (3)再チャレンジプランに即したサポート (4)職場体験講習の実施	463百万円	320百万円	無	×	—	×	○	【把握の方法】 本事業の登録後、1年以内 に具体的な求職活動を始め る人の割合70%以上という 目標を設定し、PCDAサイク ルによる目標管理を行って いる。 【H20年度実績】 81.5%	○	○
ウ. 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題															
① 困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり															
51	母子家庭等就業・自立支 援事業	厚生労働省	都道府県、市、 福祉事務所設 置町村	母子家庭の自立の推進	母子家庭等就業・自立支援センター等におい て、就業相談から就業支援講習会、就業情報の 提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等 を提供する。 (都道府県・指定都市・中核市： 「母子家庭等就業・自立支援センター 事業」) (1)就業支援事業 (2)就業支援講習会等事業 (3)就業情報提供事業 (4)母子家庭等地域生活支援事業 (5)在宅就業推進事業 ※上記(1)、(3)及び(4)については父子家 庭の父も対象	母子家庭等対策総合 支援事業(2,439百万 円)の内数	母子家庭等対策総合 支援事業(3,431百万 円)の内数	公共職業安定所、 福祉人材バンク、児 童相談所、福祉事 務所、養育費相談 支援センター、民生 委員・児童委員、母 子生活支援施設、 母子自立支援員、 その他の福祉・就業 関係機関	—	主に女性(母子家庭)を対 象とする施策	—	○	【把握内容】 当事業を活用したことによる 就業実績 【実績(H19年4～12月)】 【実績(H19年4～12月)】 (1)就業支援事業:4,074 件 (2)就業支援講習会等事 業:2,188件 (3)就業情報提供事業:2, 620件 ※1名の利用者が就業支援 事業、就業支援講習会等事 業、就業情報提供事業を利 用して就職した場合は、そ れぞれ1件として数えてい る。 ※地域生活支援事業につ いては、就業実績をとって いない。 ※在宅就業推進事業は、H 20年度に創設した事業の ためH19年度実績はない。	×	—
52	母子家庭等日常生活支援 事業	厚生労働省	都道府県、市 町村	母子家庭等の生活の安定	母子家庭の母等が技能習得のための通学や疾 病などの事由により、一時的に生活援助、保 育サービスが必要な場合又は生活環境等の激 変により、日常生活を営むのに支障が生じて いる場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援 助、保育サービスの支援を行う。	母子家庭等対策総合 支援事業(2,439百万 円)の内数	母子家庭等対策総合 支援事業(3,431百万 円)の内数	母子自立支援員、 福祉事務所、民生 委員・児童委員、母 子生活支援施設等	×	—	×	×	—	—	—
53 (「48」 再掲)	職業訓練を受けるひとり親 家庭に対する託児サービ ス提供事業	厚生労働省													

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況				施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無		(11) 反映の内容	(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法 及び 内容	(15) 施策の実績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への 反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
54	職業紹介を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等(DV被害者等)に対する就業支援	厚生労働省	都道府県 →職業紹介 等を行う企業 や、都道府県 福祉人材セン ター、集合支 援のノウハウ のある法人・NPO など	婦人保護施設等を退所した後の社会的自立の支援	DV被害者等が、婦人保護施設等を退所した後、自立生活を送るにあたり、経済的基盤の安定を図る上で、就職先の確保は最重要事項であり、このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに、適切な支援を行い、社会的自立を目指すために下記のような支援を行う。 ・個々の女性にあった就職先の開拓 ・就職後の職場訪問 ・相談支援 ・面接等のアドバイス ・就職後の相談支援 ・個々の女性の就職に対する適正の調査	H21年度新規	安心こども基金拡充分(150,000百万円)の内数	無	－	女性を対象とする施策	－	H21年度新規	－	－	－
55	婦人保護施設退所者自立生活援助事業	厚生労働省	都道府県	婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにする。	・退所者のうち支援を希望する女性が10名以上いる婦人保護施設で実施する。対象となるのは、婦人保護施設を退所して、自立した生活を送る上で種々の問題を有しており、自立生活のための相談、指導等の援助を希望するものであって、婦人相談所が必要と認められた者。下記のような援助を行う。 ・日常生活に対応する援助(食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等) ・地域及び職場での対人関係に関する指導 ・関係機関等の活用方法の指導 ・その他社会生活における相談、余暇指導等	児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,329百万円)の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,473百万円)の内数	婦人相談所、福祉事業所等関係機関	－	女性を対象とする施策	－	×	－	－	－
56	身元保証人確保対策事業	厚生労働省	都道府県	母子生活支援施設等を退所する母子家庭等の自立支援	母子生活支援施設等を退所する母子等が、身元保証人を得られず、就職やパート等の賃借が困難となることがないよう、身元保証人を確保するための事業。施設長等が身元保証人になった際の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料の補助を行う。	児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,329百万円)の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,473百万円)の内数	母子生活支援施設、社会福祉協議会等	－	女性を対象とする施策	－	×	－	－	－
57	職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業	厚生労働省	都道府県、指定都市、中核市	母子家庭の自立の推進	職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親に対するソーシャルワーク・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、ひとり親家庭が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う。	H21年度新規	「安心こども基金」の拡充分(150,000百万円)の内数	無	×	－	×	H21年度新規	－	－	－
58	DV被害者に係る公営住宅における同居親族要件の緩和	国土交通省	地方公共団体	DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援	公営住宅の入居者資格としては、同居親族があることが原則だが、DV被害者等特に住居の安定を図る必要がある者として政令で定める者については、同居親族がなくても単身で入居することが可能	－	－	市町村等の福祉主管部局等との緊密な連携を保ち、単身者の居住の安定を図るよう公営住宅の管理運営を行うこと等を事業主体に対して要請	×	－	×	○	実績については、毎年度調査を行い把握。 DV被害者に係る公営住宅における新規の単身入居戸数(H19年度) :34戸	×	○
59	DV被害者に係る公営住宅への優先入居	国土交通省	地方公共団体	DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援	DV被害者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、公営住宅への優先入居の取扱いを行うことが可能	－	－	当該地方公共団体の福祉部局等の関係機関との緊密な連携を図り、DV被害者の支援のために適切な対応を図るよう、事業主体に対して要請	×	－	×	○	実績については、毎年度調査を行い把握。 優先入居により公営住宅に入居しているDV被害者の戸数(H19年度末) :47戸	×	○

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映	
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額									
60	DV被害者に係る公営住宅の目的外使用	国土交通省	地方公共団体	DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援	事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく承認を得た上で、DV被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能	-	-	当該地方公共団体の福祉部局等の関係機関との緊密な連携を図り、DV被害者の支援のために適切な対応を図るよう、事業主体に対して要請	×	-	×	○	実績については、毎年度調査を行い把握。 公営住宅の目的外使用承認件数(H19年度末):46件	×	○	
② 生活困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組																
61	幼稚園就園奨励費補助	文部科学省	文部科学省	幼稚園に通う園児の保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減を図る。	保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。 国庫補助限度額(例) ・生活保護世帯(第1子) 公立20,000円/年 私立153,000円/年 平成21年度:3人目以降の無償化を実現 (注)対象は、夫婦と子ども2人の世帯で、年収680万円以下の場合	19,212百万円	20,397百万円	-	×	-	×	○	幼稚園就園奨励費補助金実績報告により把握 【平成19年度実績】 補助金額:18,453百万円 対象者数:958,281人	×	○	
62	授業料等の減免 (①国立大学の授業料等の減免)	文部科学省	各国立大学法人	経済的理由などにより、授業料等の納付が困難である者などを対象に、修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。	国立大学等の授業料その他の費用に関する省令において、経済的理由等により、授業料等の納付が困難な者に対する免除等経済的負担軽減のための措置を図る旨の規定がされており、すべての国立大学が授業料等の減免制度を設けている。また、運営費交付金の算定に当たっては、授業料等免除についても考慮している。	-	-	-	×	-	×	○	各国立大学法人に調査を行い、実績を把握している。(平成19年度授業料免除実施額:269億円)	×	○	
63	授業料等の減免 (②私立大学の授業料等の減免)	文部科学省	私立大学等	経済的理由により修学困難な私立大学等の学生に対する授業料減免事業等を支援	私立大学等が、経済的に修学困難であることを減免等の要件として、独自に実施する奨学金給付や授業料減免等に要した経費について、その一部(1/2以内)を補助	2,000百万円	2,500百万円の内数	-	×	-	×	○	【平成20年度実績】 補助金額:2,287百万円 学校数:384校	×	○	
64	授業料等の減免 (③私立高等学校等の授業料の減免)	文部科学省	都道府県	私立高等学校等が行う経済的理由により修学困難な児童・生徒への授業料減免措置に対する都道府県の補助事業を支援。	私立高等学校等が家計急変や生活保護を理由として授業料減免を行い、都道府県が学校に対し減免額を補助した場合、国が都道府県の補助額の一部(1/2)を補助	638百万円	677百万円	-	×	-	×	○	【平成20年度実績】 補助金額:633百万円 対象者数:7,315人	×	○	
65	高校生修学支援基金(高校生の授業料減免等に対する緊急支援)	文部科学省	都道府県	都道府県が行う経済的理由により修学困難な高校生への授業料減免補助(私立)や奨学金事業への支援	経済的理由にかかわらず高校生が学業を継続できるよう、授業料減免補助(私立)や奨学金事業を実施する都道府県に対し、新たな交付金により都道府県に基金を設置する形で、緊急支援を行う。	H21年度新規	48,570百万円 H21年度補正 経済危機対策	-	×	-	×	×	H21年度新規	-	-	-

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況				施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し				
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無		(11) 反映の内容	(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策への 反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
71	帰国・外国人児童生徒受 入促進事業	文部科学省	都道府県教育 委員会、市町 村教育委員会	外国人の子弟の増加およ びそれに伴う課題への対処 <ul style="list-style-type: none"> 日本の学校制度を知らないまま入国する外国人の増加 外国人の居住実態が不確定、就労環境、親の意識の違いによる不就学の外国人の子どもの出現 公立学校に就学する帰国・外国人児童生徒の増加による日本語指導が必要な児童生徒の増加 	帰国・外国人児童生徒の学校における受入体制の在り方や不就学の外国人の子どもに対する就学促進に関するモデル事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> 就学促進員の活用や、教育委員会と関係機関等との連携による就学支援を実施 初期指導教室(フレックス)の実施 城内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等の際に必要な外国語が使える支援員等を配置 地域・学校での受入体制の整備 ※委嘱地域:19地域47市町村	223百万円	301百万円	教育委員会が設置・開催する運営協議会のメンバーとして、大学教授、企業、NPOやボランティア団体の関係者等に参加を依頼し、事業の企画・改善に携わっていただく。また、実施面においても、「就学促進員」や「支援員」として、不就学の外国人家庭に対する就学案内等の説明、働きかけや、学習の支援といった協力をしていただく。	×	—	×	○	公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち学校で日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合。 84.9% A 公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数=28,575人 B Aのうち、日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数=24,250人 24,250÷28,575 =84.9	×	○
72	「生活者としての外国人」 のための日本語教育事業	文部科学省	都道府県又は 市町村、法人 格を有する団 体等	我が国に居住する外国人 にとって、日本語が分から ないことから生じる様々な 社会問題を解消し、外国人 が円滑に日本社会の一員と して生活できるように、日本語 教育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「生活者としての外国人」のための日本語教室の設置運営 <ul style="list-style-type: none"> 我が国に滞在する「生活者としての外国人」のための日本語教室を設置 全国40箇所で開催 日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成 <ul style="list-style-type: none"> 地域の日本語教室で講師として活用できるよう退職教員及び日本語能力を有する外国人を対象とした研修を実施 全国40箇所で開催 ボランティアを対象とした実践的研修 <ul style="list-style-type: none"> 地域で日本語指導にあたるボランティアの実践的能力の向上を図るための研修を実施 全国30箇所で開催 	148百万円	177百万円	都道府県又は市町村、法人格を有する団体等(地域の国際交流協会や特定非営利活動法人等を含む。)に事業を委託し、事業を受託した機関が、大学、地域のボランティア等と連携し、日本語教室の設置運営等を行っている。	×	—	×	○	事業の実施により以下の5つのプログラムを実施し、国内における日本語を学習する外国人の増加及び定住化に対応し、外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、日本語教育を充実させた。 【20年度実績】 ○日系人等を活用した日本語教室の設置運営 22件 ○退職教員を対象とした日本語指導者養成 8件 ○日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成 14件 ○ボランティアを対象とした実践的長期研修 14件 ○外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発 3件	×	○
73	定住外国人の子どもの就 学支援事業	文部科学省	国際機関	昨今の景気悪化により、就 学しない定住外国人の子 ども等の就学確保を目的とする。	ブラジル人等の子どもが日本語等を学習する場 を外国人集住都市等に設け、公立学校へ円滑 に転入出来るようにするなどの事業を実施する。	H21年度新規	3,725百万円 (平成21～23年度)	国際機関に拠出金を 支出し、国際機関 から地方公共団体・ NPO法人等に対し 事業を委託	×	—	×	H21年度 新規	—	—	—
74	専門通訳者養成研修事業	厚生労働省	都道府県	人身取引被害者、DV被害 者の支援	人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切 な支援を確保するため、人身取引及びDVの専 門的な知識を持った通訳者を養成する研修を 実施する。	H21年度新規	児童虐待・DV対策等 総合支援事業(2,473 百万円)の内数	無	—	主に女性(母子家庭)を対 象とする施策	—	H21年度 新規	—	—	—

(1) 整理 番号	(2) 施策名	(3) 所管府省名	(4) 実施主体等	施策の概要と実施状況					施策への男女別の 状況やニーズの反映		(12) 関連する 男女別の データの 有無	施策の評価と見直し			
				施策の概要		実施の状況		(9) 関連する主体や施 策との連携 (連携先と その内容)	(10) 反映の 有無	(11) 反映の内容		(13) 施策の実 績、効果 等の把握 の有無	(14) 施策の実績、効果等の把握 の方法及び内容	(15) 施策の実 績、効果 等の男女 別把握の 有無	(16) 実績や効 果等の次 の施策へ の反映
				(5) 施策の目的	(6) 施策の内容	(7) 平成20年度 予算額	(8) 平成21年度 予算額								
75	外国人婦女子の緊急一時保護	厚生労働省	都道府県	人身取引被害者、DV被害者の支援	婦人相談所などで、人身取引被害者及び外国人DV被害者等を一時保護した際に通訳等の生活支援を行う。	婦人相談所運営費負担金18百万の内数	婦人相談所運営費負担金20百万の内数	各都道府県や市町村の国際交流協会、民間団体等への派遣依頼	—	主に女性(母子家庭)を対象とする施策	—	×	—	—	—
エ. 支援基盤の在り方等に関する課題															
① 家庭や地域における男女共同参画の推進															
76	男女共同参画に関する普及・啓発	内閣府(男女共同参画局)	内閣府(男女共同参画局)	男女共同参画に関する国民の理解や認識を深める。	パンフレットの作成・配布、総合情報誌の発行、「男女共同参画週間」の実施等による広報啓発、ホームページによる情報提供等を行う。	104百万円	59百万円	国民、地方公共団体、その他関係団体等(施策対象)	○	男女共同参画に関する認識を定着させるための施策である。	○	○	意識調査の実施(「男女共同参画社会に関する世論調査」で、「(夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方)等の男女別回答等を集計)	○	○
													政策評価実施		
77	地域における男女共同参画促進総合支援	内閣府(男女共同参画局)	内閣府(男女共同参画局)	地域における男女共同参画の課題解決に向けた取組を支援し、地域における男女共同参画を推進する。	地域における男女共同参画促進に関する情報の収集・提供、実践的調査・研究、アドバイザーの派遣等の支援を行う。	H21年度新規	80百万円	各都道府県や市町村へのアドバイザーの派遣等	○	以下の調査で得られたデータの活用「地域における相談ニーズに関する調査」	×	H21年度新規	—	—	—
② 自立概念の捉えなおしと支援チャネルの多様性															
78 (「12」再掲)	配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業	内閣府(男女共同参画局)													
79	発達障害者支援法	厚生労働省	厚生労働省 都道府県等	他者とのコミュニケーションに困難を抱え、社会に適応していく上で適切な教育や療育が求められる発達障害者に対して、ライフステージに応じた一貫した支援を目指す。	発達障害者の早期発見・支援、発達障害者支援センターの運営、専門的な医療機関の確保、専門的知識を有する人材確保等の施策を実施することにより、発達障害者に対する生活全般にわたる支援等を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③ 制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援															
80 (「6」再掲)	地域における若者支援のための体制整備モデル事業	内閣府(共生社会)													
81 (「7」再掲)	子ども・若者育成支援推進法	内閣府(共生社会)													
82 (「77」再掲)	地域における男女共同参画促進総合支援	内閣府(男女共同参画局)													
83 (「11」再掲)	若者職業的自立支援推進事業	厚生労働省													

資料4. 生活困難を抱える男女に関する支援機関・団体ヒアリング結果のとりまとめ

1. ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的

生活困難に直面している男女（主に女性）が抱える困難の実態や背景、支援ニーズ、施策の課題について把握するために、支援機関・団体等を対象にヒアリング調査を行った。特に、既存の統計情報等では把握できない実態を探るため、可能な限り個別ケースについての聞き取りも含めて、定性的な状況把握を行った。

(2) 対象機関・団体等

生活困難に直面している男女（主に女性）に対して具体的な支援活動を展開し、その実態や背景、支援ニーズ等について詳細に把握していると考えられる支援機関・団体等26団体を選定した。検討会における協議の上、公的機関と民間機関・団体の双方を含めると共に、地域性に配慮しながら、幅広い分野から選定した。

調査時期：2008年11月～2009年2月

調査対象機関・団体等の種類

分野		調査対象機関・団体等
1	婦人保護・女性相談	・婦人相談所（中部地方） ・婦人保護施設2か所（関東地方2か所） ・男女共同参画センター2か所（東北地方、九州・沖縄地方）
2	ひとり親（母子家庭、父子家庭）	・母子家庭等就業・自立支援センター（関東地方） ・母子生活支援施設（東北地方） ・ひとり親家庭の支援グループ2か所（関東地方2か所）
3	労働問題	・公的労働相談機関（関東地方） ・マザーズハローワーク（近畿地方） ・労働団体（関東地方） ・女性労働の民間支援団体（関東地方）
4	若者（ニート等）・子ども	・若者自立塾（九州・沖縄地方）※地域若者サポートステーションも併設 ・地域若者サポートステーション（関東地方） ・自立援助ホーム（中部地方） ・定時制高校（関東地方） ・全日制高校（関東地方）
5	外国人	・外国人支援の民間機関2か所（関東地方、東北地方）
6	その他	・福祉事務所2か所（北海道、近畿地方） ・女性専用の更生施設（関東地方） ・女性専用の宿泊所（関東地方） ・障害者の自立生活センター（関東地方） ・多重債務整理の民間機関（東北地方）

(3) 調査の方法

- ・ 訪問によるインタビュー調査。委託先の調査会社の調査員が訪問し、2時間程度かけてインタビューを行った。
- ・ 調査員を対象に、調査の手順や留意事項、生活困難を抱える男女の実情や施策の概要等に関する事前の研修を行った。
- ・ 一部調査項目については、調査票を事前送付し、可能な範囲で事前記入を依頼した。
- ・ 資料の公表に当たっては、内容についてあらかじめ調査対象機関の確認をとった。
- ・ 収集した事例情報については、個人が特定されないように複数の事例を組み合わせたり、年齢等のプロフィールに一部加工を加える等の処理を行って使用している。

(4) 調査内容

○支援をめぐる全体的な状況について

・機関の概要

- ① 設立年月、スタッフ人数
- ② 主な活動内容
- ③ 相談・支援の実績

・支援の対象となる人々の現状と背景について（全体的な傾向）

- ① 支援の対象となる方が抱えている問題
- ② 支援の対象となる方々の背景事情
- ③ 支援の対象となる方々の特徴、背景事情の最近の変化
※特に、女性（あるいは男性）ならではの状況や背景事情を聴取

・支援の現状と課題について

- ① 実施している支援の概要
- ② 支援に当たって留意している点
- ③ 支援を取り巻く環境について、近年変わってきたと思われること
※特に、女性（あるいは男性）ならではの状況や背景事情を聴取
- ④ 困難を抱える方への支援に当たっての課題
- ⑤ 運営資金の調達に関する現状と課題

○個別の事例について

可能な限りにおいて、過去1年間に対応した事例（入所ケースの場合は、すでに退所した事例）のうち、典型的な1～3事例について情報提供を依頼。なお、情報提供に当たっては、個人情報保護のため、匿名で居住地が明らかにならないようにするなど、個人が特定されないような配慮を依頼。

- ① 相談・支援内容
- ② 問題の背景
- ③ 具体的支援内容
- ④ 相談者のプロフィール
- ⑤ 相談者の状況、背景など

2. 結果のまとめ～生活困難に陥る背景と支援に関する課題

これは26の支援機関・団体等をヒアリングした結果であり、そのまとめを以下に記す。なお、本ヒアリングで把握されたことは生活困難を抱える人々の状況の一部にすぎず、支援につながっていない困難層も含め他にも様々な状況及び課題がありうることに留意が必要である。

(1) 生活困難をめぐる状況～困難の複合化・連鎖・固定化

ヒアリングを通じてわかったことは、生活困難な状況にある人々は、その困難が複合的に生じ、また連鎖し、固定化している状況にあるということである。

例えば、DV被害女性は、DV被害による身体的・精神的被害に加えて、DV加害者である夫等の追跡を怖れて希望する仕事に就けず、経済困窮や子どもの養育困難に陥る場合が少なくない。また、ニート等についても、いじめ等の経験が自尊感情の低下と社会からのひきこもりをもたらし、そのために教育・学習が不足し就労機会を持ちにくく、就労しても非正規雇用中心で断続的な就労ゆえにキャリアを積み上げられず困難な状況を固定化している。さらに、家庭がDVや児童虐待等で安定しない状況にあると、その子どもの教育・学習の機会が奪われ、生活困難が世代間で連鎖する状況がある。

このように、生活困難な状況というのは、ある一時点に降って湧くように生じるものではなく、その個人のライフコースの様々な場面で生じる困難が連鎖し、複合化して影響力を増し、固定化する状況にあることに留意が必要である。

(2) 生活困難の背景として共通してみられたこと

ヒアリングの結果を横断的に考察すると、生活困難の背景としていくつかの共通する要素がみられた。それらを以下に、「女性に関する問題」、「男性に関する問題」、「男女共に存在する問題」として整理する。以下に示す問題は、ヒアリングを通じてしばしば1つのケースに重複して存在し、連鎖する問題として指摘された。

ア. 女性に関する問題

○妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響

女性は妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響を受けやすく、十分な支援環境が整っていないもとでは、そのための就業中断が生じやすい。その結果、離婚等に際して再就職しようとしても、ブランクの長さや就労経験が積み重ねられていないこと、さらには育児との両立を図らねばならないことなどから、選べる職域が限られてしまい、相対的に低収入で不安定な雇用につきやすい状況をもたらしていると考えられる。また、例えば妊娠による高校中退など10代の妊娠は、支援が十分でないもとでは、その女性の教育機会と就労機会を同時に奪いかねない。このような状況のもと、女性がライフコースを通じて能力開発や就労経験を積み上げにくく、世帯の扶養や支援がない場合に厳

しい状況に陥りやすいと考えられる。

○女性に不利な雇用構造

固定的性別役割分担意識や出産・育児等のライフイベントの影響のもとで女性の就業に係る行動の選択が狭まっている一方、仕事と生活の調和が図られるような働き方の浸透が不十分なために、現状では女性の雇用が非正規雇用に集中しがちな構造となっている。女性の非正規雇用としての働き方は、働き方の一つとしてパートタイム労働や派遣労働を自発的に選択する場合もある一方、身分が不安定で低収入であり、景気後退期には雇用の調整弁として扱われるなどの問題も生じやすい。

○女性に対する暴力の被害等

夫・パートナーからの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力が、被害女性の自尊心を著しく傷つけ、様々な身体的・精神的な不調をもたらしている。そのため、その回復には一定の期間を要し、就業や社会参加を困難にしている。

被害者が外国人、あるいは障害者等の場合には、女性に対する暴力に加えて言語、国籍、日常生活能力等でのハンディを抱え、その問題解決がより難しくなりやすい。加えて、それらの人々が、そのハンディゆえに暴力被害を受けやすいという状況もある。

また、女性の性を商品化して扱う性産業の存在が、女性の尊厳を傷つけ、その社会復帰を困難にしていることにも留意が必要である。

○背景にある固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的な性別役割分担意識を背景に、家庭・地域・職場における男女共同参画が十分に進んでいないもとでは、女性が希望に応じた就業継続や働き方を選択しにくく、育児等の負担が女性に偏り、雇用の場は女性により不利な構造となっている。このような状況のもと、女性は結婚・出産等に伴って就業中断や就業調整をし、夫に生計を依存しがちな構造となっており、離婚等に際して女性が自立困難になりやすい状況をもたらしている。固定的な性別役割分担意識の影響は、ニート等において女性の問題が家事手伝い等の形で潜在化し、若年期におけるキャリアや自立基盤の形成につながらないといった問題にも顕われている。また、国際結婚における外国人女性をめぐる問題の背景にも、育児や介護の女性への負担の偏りなど固定的性別役割分担意識の影響がみられる。

イ. 男性に関する問題

○男性の孤立や日常生活自立の困難

男性については、父子世帯が周囲に相談相手がおらず家事等に関する悩みを持ちやすいなど、孤立しやすく日常生活自立が困難な状況がみられた。こうした男性が孤立しや

すく日常生活自立が困難な問題には、家庭・地域における男女共同参画が十分に進んでいないことが背景として影響していると考えられる。

○男性役割のプレッシャー

いじめ等の生活経験がきっかけとなって社会的な不適応に悩むニート等の中でも、特に男性の方が自立に対する意識が本人も親も強く、その狭間で悩んでいるという。また、父子家庭が育児との両立のため仕事量を調整しようとしても周囲の理解を得にくい、悩みを周囲に相談しにくいといった問題も指摘されている。「男性は働くべきもの」、「男性は弱音を吐いてはならない」といった男性役割のプレッシャーが、厳しい状況にある男性をより困難な状況に追い込んでしまっている懸念がある。

ウ. 男女共通に存在する問題

○雇用構造をめぐる問題

各分野でみられた生活困難の多くには、その背景に雇用の不安定があり、労働市場における非正規化の進展とそれら非正規雇用者の身分が不安定でセーフティネットが不十分であることが、女性のみならず男性も含めて大きな影響を及ぼしていることが見受けられた。また、今般の経済環境の悪化がもたらした雇用情勢の急激な悪化の影響が、非正規雇用者を中心に雇用の終了や調整など大きな影響をもたらし、それが生活困難者を生み出していることがいくつかの団体等で指摘された。

○成育家庭をめぐる問題

婦人保護施設や母子生活支援施設等の施設入所者等の状況をみると、成育した家庭の生活困難が次世代に影響する世代間の連鎖の問題がみられる。成育した家庭が経済的な困難を抱えていたり家庭環境が安定しないために十分な教育機会を持っていない問題があることに加えて、成育過程での教育・学習の不足、自尊感情の形成の不足などが、成人しても就業や社会活動に当たって不利な状況を生み出しているとの指摘もある。

○学歴の影響

婦人保護施設や母子生活支援施設等の施設入所者や生活保護受給世帯の中には、中卒や高校中退などの相対的に低い学歴の人が比較的多く、学歴での不利が選べる職域を限り、低収入な状況をもたらしやすい。

○生活上の障害（障害者手帳を持たない人を含む）

障害者、あるいは障害者と認定されていない（障害者手帳は保持していない）が知的な遅れや精神的な疾患により生活上の障害を抱える人々が、そのことによって就業の困難をはじめとした様々な困難を抱える場合がある。特に、障害者手帳はないものの生活

上の障害を抱えている人は、公的支援の対象になりにくいいためより難しい状況に陥ってしまう場合がある。

○自尊心の侵害による社会不適応

いじめ・不登校の経験を持つ人やDV被害者の中には、そうした経験によって自尊心が著しく侵害され、社会生活に対する適応に困難を抱える人が少なくない。これらの人々は、就労自立以前に精神的な回復への支援が必要とされている。

○外国籍

在留外国人が、言語のハンディや文化的な相違のために、必要な教育や行政手続き、適正な雇用契約や支援からもれてしまい、生活困難に陥ったり社会的に不適応な状況に陥ったりする 경우가少なくない。この問題は、在留外国人の子どもも含めた問題として捉えられる。

(3) 支援に関する課題のまとめ

支援団体・機関から支援に当たっての課題として出された意見についてまとめると、次のように整理される。

ア. 雇用の場の改善

女性や若者の生活困難の背景にある非正規雇用者の雇用や処遇をめぐる問題に対応するために、正規・非正規雇用者間の均衡待遇の推進など雇用の場を改善することや、短時間正社員制度、ワークシェアリングなど新たな雇用形態の普及を求める意見があった。また、雇用が断続的になりがちな非正規雇用者について、所得補償の仕組みが不十分であるといった問題意識も示された。

イ. 教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実

いじめやひきこもりなどをきっかけとしたニート等への支援に当たっては、教育機関だけで抱え込むのではなく、職場体験などの実際の体験を通じて成功体験を持つことで自己肯定感を回復できるような職業領域と連携した支援を充実させていくことが必要であるとの意見があった。また、アルバイト等労働者でもある高校生等の若者に対する労働相談機能、学業と仕事との両立支援の充実、10代で妊娠・出産する女性の教育と保育及び仕事の保障のあり方、中卒や高校中退の年齢層の就労支援の充実等が検討すべき課題として示された。

ウ. 相対的に低い学歴、若年の母に対する再就業等支援の充実

生活保護を受給する等の生活困難な状況にある相対的に低い学歴、若年の女性が、実

家からの援助はなくても、子どもを持ちながら学び直しや資格取得の機会を持ち、より条件のよい仕事に就けるような支援をさらに充実していくことが必要との意見があった。

エ. 暴力被害当事者等への専門的支援体制の充実

暴力被害やいじめ経験等の生活経験を持ったことなどがきっかけで困難に陥り自尊心が阻害されてしまっている人々については、まずは精神的な回復を支援し、当事者の持てる力を引き出すためのエンパワメントが必要とされるため、その支援体制を充実すべきとの意見があった。専門的なカウンセリング体制を強化する他、性暴力被害女性への専門的支援の仕組みについても検討を求める意見があった。加えて、在留外国人女性のDV被害に対する支援体制の強化を指摘する意見もあった。

オ. 相談機関の専門性の確立

生活困難者への支援体制を強化するためには専門性の高い相談体制が不可欠であるが、男女共同参画センター等の相談機関等における相談者や支援者が嘱託や非常勤等の非正規雇用で身分が安定せず、対応経験が蓄積されても継続して生かされないことが課題であるとの意見があった。

カ. 困難を抱える親子を支える支援のあり方をめぐる課題

DV被害者等が婦人保護施設等の施設を退所した後に母子での自立が図れるように、施設退所後のフォローアップとして、ステップハウスや母子統合のための支援、地域において相談できる居場所や支援者づくりなどの必要性を指摘する意見があった。障害があっても子どもを育てたいという人に対して、子どものケアを含めた支援を求める意見もあった。また、父子家庭の孤立や支援の少なさを懸念する意見もみられた。

キ. 国際相談体制の整備

国際結婚の増加、並びに在留外国人の増加に対応して、在留外国人の生活相談や国際離婚の手続き等も含めた国際相談の体制の整備が課題であるとの指摘があった。自治体によって異なる支援に対する意識や仕組みの統一を求める意見もあった。

ク. 在留外国人とその子どもに対する教育や情報提供機会の充実

在留外国人とその子どもに対して、日本語の理解が進むような教育や情報提供の機会を充実させていくことが重要であるとの指摘があった。

ケ. 困窮世帯の子どもの教育機会の確保

生活保護世帯やその他生活困難を抱える世帯の子どもの教育機会が保障されるよう

進学・学習に関する支援等の重要性を指摘する意見や修学資金の貸付等の充実を求める意見があった。

サ. 支援チャネルの多様化

経済的な自立のみならず、社会参加や社会関係づくりなども含めて自立を捉え、地域のNPOや企業等との連携のもとで職場体験やボランティア体験等の場づくりを進めることの効果が指摘され、これらの取組により支援の対象となる人が活動するチャネルを拡げていくことが必要との意見があった。

シ. 制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援の必要性

生活上の障害があるとみられるが障害者手帳を保持していないために支援の対象にならない人など、制度の狭間に陥る支援ニーズが多くなっており、その問題への対応の必要性を指摘する意見があった。また、各種の支援制度が要支援者の状況や時期に応じて細分化し、縦割りになっているため、個人のニーズに対応した支援が断片的になってしまっている問題についても指摘があり、個人を一貫してフォローし支援する仕組みが必要との意見があった。これらの課題解決に向けては、制度間の連携や体系の見直しのほか、NPOや企業等の民間機関との連携による柔軟な共助の仕組みの構築が必要との意見もあった。

3. ヒアリング結果の詳細

(1) 支援の分野別にみた生活困難を抱える人々の実態

ア. 婦人保護・女性相談

婦人保護・女性相談の現場では、DV関連相談が全体の6割を占める相談機関がある。また、DV相談が全体の3割程度の相談機関でも、深刻な身体的暴力の相談と精神的暴力の相談の増加、そして精神的に不安定な人の暴力被害の相談の増加が、報告されている。経済的な問題では、「住むところがない」等の切羽詰まった相談や、離婚したいが経済的自立が困難という相談の多さが報告されている。このように相談現場では、複合的な問題への対応に追われている。婦人保護施設入所者の多くが親からの暴力、DV、性犯罪被害などの暴力被害経験を持ち、重複・複合して被害を受けることも少なくなく、心身に重大な影響を及ぼしている。生まれ育った家庭機能が、離婚・再婚、DV、親からの虐待などで不全な状態であった場合も多く、生活困難の世代間連鎖がみられるという指摘もある。生活上の障害を持つ人（障害者手帳を保持しない人も含む）、相対的に低い学歴の人も多く、日常生活能力が不十分であったり就労機会を持ちにくかったりするため、自立に向けた道のりが困難な女性がみられるとの指摘もある。また、DVを受

けていても経済的困窮を怖れて保護を求めるのが遅れるケースがあること、DVの保護命令期間を過ぎた夫等からのいやがらせが自立を阻む場合があることについての指摘もあった。

【意見の例】

- ・配偶者からの暴力に関する相談が増加している。暴力の問題では、身体的な暴力の相談が多く、身の危険を感じるような暴力が増えている(顔中あざだらけで来所する人も珍しくはない)。(婦人相談所)
- ・生活の困窮については住むところがない、家賃が払えないといった、切羽詰まった相談が多いが、中には、生活保護を受給して、保証人協会を利用し住居を借りることもできる場合もあるので、福祉事務所と協力して住居確保の援助をしている。(婦人相談所)
- ・DV 関連相談がほぼ 6 割を占めている。次に多いのが就職・就業をめぐる相談。離婚したいが経済的自立が困難である、という相談も多い。(男女共同参画センター)
- ・相談者が抱える問題として DV 等の暴力の問題が多く、対応に追われている。DVへの対処方法(一時避難、警察、配偶者暴力相談支援センター、弁護士対応)についての相談内容を受けている。(男女共同参画センター)
- ・入所者の多くが夫等からの暴力被害経験を持ち、心身に深刻な影響をもたらしている。(婦人保護施設)
- ・暴力被害経験者は、親による暴力(性暴力、暴言等も含む)、DV、性犯罪被害など、小さいときから暴力を受け続けて自尊感情を大きく侵害され、精神的に不安定な人も少なくない。暴力への無力感、解離症状、様々な身体的な症状を訴える場合も多い。(婦人保護施設、男女共同参画センター)
- ・婦人保護施設の利用者の生育歴をみると、両親の離婚・再婚、DV家庭、親からの虐待など、家族機能が不全な状態で育った人が多く、中でも離婚家庭に育った人は非常に多い。少数だが両親との関係が良好な人もいるが、夫によるDV被害からの追跡を避けるため、実家に戻れないケースなどもある。(婦人保護施設)
- ・母子家庭の貧困化は近年益々進行している。生活のために昼夜働く母親には、家庭を省みる余裕はなく、結果、子どもの食生活やしつけなどに支障をきたしている。親の目の届かない子どもが、寂しさから問題ある交際を経て、妊娠に至ってしまう例も多い。貧困の世代間連鎖は根強い問題で、貧困が原因で婦人保護施設で生まれた子どもが、大人になり母親同様に婦人保護施設で出産するケースもある。(婦人保護施設)
- ・婦人保護施設の入所者の中には、障害者手帳を保有する障害者のほか、手帳は持たないが知的な遅れや精神的な問題を抱えたり、病弱等により生活上の障害を持つ人が少なくない。(婦人保護施設)
- ・知的障害、発達障害がある方が、特別な支援に結び付いてこなかったケースも少なくない。だまされやすいため管理売春の被害にあいやすい。(婦人保護施設)

- ・学歴は、中卒から大卒までさまざまだが、中卒と高校中退が半数近くと多く、子育てをしていく上で低学歴による就労困難など様々な問題が生じると考えられる。また、中学を卒業はしていても、実際は殆ど通っていなかった人も多い。入所者には中卒や高校中退が多く、再び高校に行きたいという希望を持っている人もいるが、母子家庭の母親が母としての役割を果たし、働き、高校にも行くということを同時に行うことはきわめて困難。(婦人保護施設)
- ・性産業に従事していた後に保護される女性も少なくないが、その背景には貧困や成育家庭における性暴力被害の影響がみられる場合が少なくない。(婦人保護施設)
- ・無断退所者やリピートして戻ってくる人もある。(婦人保護施設)
- ・離婚をしたいが、離婚後の生活(就職、経済的なこと)に不安を抱き、なかなか離婚できない状態の相談が多く、経済的自立に向けての支援を試みるも、自尊心が低く、精神的に追い詰められた状態での相談が多い。(男女共同参画センター)
- ・経済的困窮を恐れて、DV等で肉体的・精神的ダメージを受けたり家庭崩壊したりしても離婚せず我慢し続け、保護を求めるのが遅れるケースが多い。(母子生活支援施設)
- ・暴力被害者等の保護命令期間の6ヶ月は短い。6ヶ月を過ぎるのを待っていやがらせや仕返しをする夫がいる。自立しようと正社員になっても職場に対してもいやがらせをするケースがあり、正社員として定着できない。(婦人相談所)

【ケース事例】

DV被害：内夫の執拗なつきまといで自立困難

40代女性、子ども2人(いずれも未就学)

内縁の夫のDVから逃れ、他県の施設に入所していたが、内縁の夫が母子を探し回り、保護命令の期間が過ぎると近寄る。長時間にわたる執拗な嫌がらせの電話もある。パート就業をしたいと思うものの、内夫の追跡が怖くてできない。

性交渉の強要、無計画な妊娠・出産

20代女性、子ども4人(すべて未就学)

夫からの暴力行為に耐え切れず、行政に相談。警察署、児童相談所と協議し、DVケースとして対応したケース。高校中退者。夫から性交渉を強要され、無計画に妊娠・出産を繰り返してきた。本人は夫の暴力を恐れ拒否できない状況に置かれていた。夫からの暴力に耐えきれず行政に訴え出て一時保護。妊娠中で今後の自立を考えると中絶を希望したが、中絶手術の費用の調達に苦勞し、最終的には民間支援団体からの借金で対応。

性産業に従事、妊娠・出産による保護

20代女性、未婚

幼少時に性的虐待を受ける。性産業で働き、妊娠が判明するが、受診費用も中絶費用もないため、産気づいて救急車で搬送され出産。婦人保護施設で母子の生活をスタートするが、知的障害・精神障害があり指導を重ねても育児ができなかった。本人から母子分離の申し出があり、子どもは乳児院へ。

児童期からの被虐待経験から性非行

10代女性、未婚

母子家庭に育つが、児童期から家にたびたび来る親の知人から性暴力や身体的暴力を受けていた。中学生時代は知人が来るのが嫌で家出を繰り返し、「援助交際」もしていた。妊娠、交際相手宅で出産。救急搬送後に婦人保護施設に措置される。長期間にわたる性暴力、虐待を受けてきたため感情鈍麻、解離などみられた。子どもへの思いは強いが、生活面でスキルが低く、退所後母子生活支援施設に入所し、支援を受けながら育児を続けている。

イ. ひとり親（母子家庭・父子家庭）

母子家庭については、離婚による経済的困窮の問題を抱えるケースが圧倒的に多い。その背景には、結婚生活における夫への経済的な依存、就労経験が少なく育児等との両立のために選べる職業が限られてしまい低収入になりがちであること、夫からの養育費支払いが少ないことなどがある。また、低収入の職にしかつけない中で、長時間労働や二重就労をせざるをえず、そのために身体をこわしたり、子どもに時間的にも精神的にも十分に対応できないといった問題が指摘されている。

父子家庭については、離婚後に育児との両立による転職等により収入が減るケースがあること、悩みもあると考えられるが周囲に相談相手がおらず公的支援の対象になりにくいと孤立してしまうことを懸念する意見があった。

【意見の例】

- ・離婚による経済的困窮の問題を抱える人が圧倒的に多く、就労支援が主である。収入のあてもなく離婚し、経済的な困難を抱える人がかなり多く相談に訪れる。（母子家庭等就業・自立支援センター）
- ・主婦が働くのは家計補助のアルバイト感覚であり、家計は夫が支えるのが当たり前という考え方が背景にある。しかし、家計を女性一人で支える場合に、パート仕事にしか就けないと、ダブルジョブ・トリプルジョブを選ぶことになり、肉体的にも精神的にも過酷となる。従って、ひとり親で働く女性は経済的に困窮しやすい。（母子生活支援施設）
- ・女性の雇用の中でも、ひとり親に厳しい状況がみられる。低収入のパート等で限られた時間の就労にしかつせず、そのためにダブルワークを重ねる。雇用保険の適用除外

の場合もあり、正社員での就業に向けて職業訓練等の準備をする余裕もない。(公的労働相談機関)

- ・一般的に、母子家庭の母親に就職の希望条件を聞くと、しばらく仕事をしていなかったということや、子育てとの両立のために、パート希望が多い。もしくは正社員でも就労時間は9:00~17:00など。ほか、自宅から近い場所がよい、事務職がよい、土日は休みたい、など。しかし、勤務時間や職場などは希望に合った募集が少ない。(母子家庭等就業・自立支援センター)
- ・母子家庭に関するNPOの会員調査では、1割程度が二重就労を行っている。二重就労は近年増加しているのではないかと感じている。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・養育費未払い問題については、具体的な取り決めをしないまま離婚した人、取り決めをしていても男性側が支払わないなどがある。親の援助がない人の場合には、バックアップ体制がないため就労先を早急に決める必要がある。(母子家庭等就業・自立支援センター)
- ・夫からの養育費をもらっている人は少なく、養育費算定表の活用や、強制執行後の給与からの天引きなど制度は整いつつあるが、実際の強制執行は少ない。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・子どもが大きくなるにつれて教育費・食費等の負担が増し、子どもの反抗や問題行動を受け止める余裕が、時間的にも精神的・金銭的・人脈的にも存在しない場合も少なくない。(ひとり親家庭の支援グループ、母子生活支援施設)
- ・母子生活支援施設の全ての入所者は経済的な困窮を抱えている。結婚生活では生計を夫に依存していたケースが殆どで、離婚後はとたんに経済的に困窮し、また住むところもなくなる。(母子生活支援施設)
- ・母子生活支援施設の入所者は、学歴は高卒がいちばん多く、次いで中卒が多い。(母子生活支援施設)
- ・貧困家庭で成育した相談者が多く、貧困が貧困を生むケースも多い。親から愛情を注いでもらえない家庭環境だった相談者も多い。その場合、自尊感情が不足し自己否定をする、さらには母子の愛着形成がなされていない。結果的に子どもを虐待してしまう。こういった貧困や親の愛情不足が背景となり、育児や家事等の家庭機能の維持能力や対人コミュニケーション能力が不足している相談者が多い。成育過程で十分な学習をしていない相談者も多い。就労を有利にする為の資格取得などは、学習能力の面でも、経済的負担の面でもハードルが高い。結果的に低賃金パート労働にしか就けない。(母子生活支援施設)
- ・父子世帯も悩みがあるとみられるが、周囲に相談者がいなかったり、公的支援等の対象になりにくかったりすることで、孤立してしまっていることが懸念される。(ひとり親家庭の支援グループ、マザーズハローワーク)
- ・母子家庭と比較して父子家庭の収入は高い傾向にあるものの、離婚後収入が減るケー

スも多い。父子家庭は周囲が実情を知らず理解を得にくい傾向があり、今までこなしてきた残業等を断れず、最終的には残業の少ない部署へ移動願いを出す、もしくは、残業のない仕事に転職する、などで収入が減り、生活が苦しくなるケースもある。(ひとり親家庭の支援グループ)

【ケース事例】

無職期間が長く再就職に不安を抱える母子世帯

40代女性、母子世帯（子ども1人：小学生）

離婚後間もなく、子どもと二人暮らし。児童扶養手当と貯金を切り崩して生活。養育費を受けておらず、収入のあてがない。結婚当初は夫が自営する会社の事務経験があるが、無職の期間が長く、働くことに不安を感じている。働きたいという気持ちが大変強いが、フルタイムで働くには自信がなく、パートで体を慣らしながら働いてみたいと希望。また、自分はどんな仕事がしたいのかもわからない。

経済困窮で離婚、就労経験少なく就職困難

30代女性、母子家庭（子ども1人：未就学）

夫の仕事が安定せず経済困窮で離婚。養育費を受けておらず、収入のあてがない。実家に戻ろうとしたが、世間体を考え父親に反対される。子どもとの生活のため事務職の仕事を希望したが、工場でのパート勤務程度の就労経験しかなく、パソコンも使えなかったため、就職が難しい状況になっている。

ダブルワークで体調不良の母子世帯

40代女性、母子世帯（子ども2人：中学生、小学生）

現職では時給が低く、残業も多く、重い荷物の運搬や販売の業務もある。一日中立ち仕事で、子どものための休みでさえ取りにくい。土曜日にも別の職場で働いているため子どもとの時間もなかなか取れない。現職では正社員登用の道はなく、残業も多く体調も崩しがちである。

軽度の知的障害で生活能力低く自立困難

40代女性、母子世帯（子ども2人：高校生、未就学）

2度目の離婚。姑との折り合いが悪く、軽度の知的障害で生活能力も低いなどのことから、夫からDVを受け遺棄された形。家事一般はこなせるが、金銭管理ができない。節度を欠く行動やコミュニケーションがみられ、就労しても長続きしない。幼少時に児童虐待を受けており、自尊意識が低い。気持ちを抑えきれず自分の子どもに対しても虐待する傾向。

ウ. 労働問題

労働条件の不利益変更などの相談が非正規雇用を中心に多いとの指摘がある。さらに非正規雇用の不安定さに関しては、パート主婦等の女性特有の問題であったものが、非正規雇用でありながら家族を養わなければならない人が増加傾向にあり、仕事の内容も責任も同じなのに給料が違うことに不満を抱く非正規雇用者が増えている、「日雇い派遣」については一度選ぶと抜け出せにくくなる、非正規雇用での就業はキャリアだけでなく人間関係形成の能力の積み重ねも妨げてしまうといった指摘もある。昨今の情勢として、経済環境の悪化から企業経営が悪化し、そのしわ寄せとして非正規雇用者の勤務時間削減や雇い止めが生じているという指摘もある。

女性労働をめぐる問題としては、育児との両立、育児等に伴う就業中断からの再就職時の制約、社会保障制度等における扶養範囲との兼ね合いなどで女性は非正規雇用を選びがちであるが、そのことで不景気時などに容易に仕事を失いやすく、生活困窮に陥りやすいという問題がある。また、セクシュアルハラスメント、妊娠を理由とした解雇などの問題も指摘されている。

【意見の例】

- ・正規・非正規ともに、相談のトップは人間関係の問題（いじめ、人間関係、パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等）、次いで、労働条件の不利益変更に関する訴えが多い。特に不利益変更に関しては、非正規雇用者の方が割合は高い。（女性労働の民間支援団体）
- ・最近の相談の大きな特徴は二つあり、その一つは非正規の労働者の相談が増えていること。もう一つは、会社の経済的理由からトラブルとなるケースである。特に昨年の秋 10 月以降は、あつという間に大きく増えている。特に増加しているのは、経済環境の悪化から会社の経営が苦しくなり、パートタイマーが勤務時間を減らされたり派遣社員なら雇い止めが起きている。（労働団体）
- ・女性はもともと正社員であっても給料が男性より低めなので、派遣の方が時給は高いイメージがあり、母子家庭や一人暮らしの女性などは選びがちである。しかし、近年の不景気などで企業の業績が縮小すると、派遣社員として職場に行っても仕事がなくて、今日は帰って良いなどと言われ続けるうちに生活が困窮してしまう。（女性労働の民間支援団体）
- ・特に女性が多い登録型派遣で深刻な状況が生じている。登録型派遣の場合は、派遣契約が切れると派遣元との契約も切れることが多く、派遣先を失うことで給与が途切れ、生活困窮に陥るリスクが高い。派遣社員の賃金が低いことも影響して、経済的な困窮に陥りやすい。（公的労働相談機関）
- ・男性についても、就職氷河期に仕方なく派遣社員として就職した若者が、特に IT 関連業界などでは過酷な労働環境に置かれ、厳しい状況になっている。（公的労働相談機関）

- ・非正規雇用者としての就業を断続的に重ねていく中で、職場で人間関係をつくっていく経験を持たず、社会人として人間関係を形成していく能力が高まらないといった問題も引き起している。(公的労働相談機関)
- ・正社員として就業していた男性も、昨今の経済環境の悪化の影響を受けて、特に外資系の企業を中心に中高年の解雇の相談が増えている。(公的労働相談機関)
- ・パート労働は主婦の家計補助と位置づけられ、賃金が低くても夫の扶養範囲に収まっている方が良いと捉えられてきたが、昨今の労働環境の変化により、その賃金で自分や家族を養わなければならない非正規雇用者の割合が増加している。労働時間や勤務内容がほとんど同じなのに、賃金が半分以下という相談が多い(女性労働の民間支援団体)
- ・現在はパートタイマーでも残業があり、有給休暇が取れない、正社員と同等の仕事を任せられ、目標管理をさせられ、転勤もある、それでいて賃金は上がらない。長時間労働を強いられるので、パートでありながら、時間的、体力的余裕がない。(女性労働の民間支援団体)
- ・相談者は子育てをしている人なので、日曜・祝日が休みで残業のない仕事や家の近くの職場を希望しているため、条件にあった仕事をみつけるのが難しい。仕事をやめてブランクがあるため、履歴書の書き方がわからないなど何から始めて良いかわからない人が多い。また、スキル(パソコンの操作など)がないため自分の適職がわからないし、やっていけるかの自信がない。(マザーズハローワーク)
- ・生活に困窮して、てっとり早く賃金を得るために日雇いを選ぶと、そこから抜け出られなくなる人が多い。正社員になると、最初の1か月は給料が出ない。そのためには就職支度金が手元になければならない。(女性労働の民間支援団体)
- ・相談内容には、職場におけるハラスメント(暴言、いじめ、人間関係の問題、パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど)が多く、精神的な苦痛を訴える相談者が非常に多い。3人に1人は、精神的に鬱な状態である。(女性労働の民間支援団体)
- ・セクシュアル・ハラスメントは正社員よりも派遣社員等の非正規雇用者の方が被害の相談が多い。(公的労働相談機関)
- ・近年、メンタルな問題を抱える人々の労働相談が増えている。仕事の上での効率性を求められる一方、人減らしが進む中、仕事がつくなくなってメンタルな問題を抱える人々が増えている。これらの人々は一度不調になると社会復帰先がなかなかなく、悪循環に陥りやすい。特に、母子家庭の場合などは、休んで治療する時間もなく厳しい状況に陥りがちである。(公的労働相談機関)

【ケース事例】

企業業績の悪化による派遣契約の打ち切り

50代男性、既婚

製造工程の派遣社員として3年近く働いていたが、経済環境の悪化により徐々に減産傾向になり、3か月ごとの契約であったものが1か月契約に変更され、最後は契約打ち切りとなった。1か月の給与補償はされたものの、その後の収入の当てがな
ない。雇用契約が書面としての取り交わされず口頭で行われていた。

セクシュアル・ハラスメントの被害による失職

30代女性、一人暮らし

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの被害による後遺症でパニック障害になり、体調不良によって失職。近くに頼れる家族がおらず、医療機関に自らアクセスできず救急車搬送。生活費の困窮にも陥る。

妊娠による住居つき派遣の解雇

20代女性、一人暮らし

派遣会社の寮に入って派遣雇用で働いていたが、妊娠していることがわかり、退寮しなければならなくなった。手持ち金もないため、実家に帰れず保護を求める。本人が幼少時に母親が亡くなって父親の就業も安定せず、児童養護施設で成長しており、たとえ帰れても実家には頼れない状態。

エ. 若者（ニート等）・子ども

若者自立塾や地域若者サポートステーション等の若者の自立支援の現場では、支援につながるのは男性が圧倒的に多く、女性の問題がみえにくい。その背景には、本人並びに保護者の自立に対する意識が男女間で違うこと、女性は家事手伝い等の形で問題が潜在化しやすいことがあるとの指摘もあった。女性の中でも支援につながる場合には、比較的若いうちから自ら行動するものの、正社員経験がない非正規の割合が高く、自立の道筋が見えないことに苦しんでいるという意見があった。

また、自立に困難を抱えるニート等の多くが、いじめ、不登校などの人間関係での挫折経験を抱え、対人関係やメンタル面での問題を持ち「社会に通用できないのではないか」といった漠然とした不安を抱えており、その払拭が支援の第一段階として必要との意見があった。

他方、親の倒産やリストラに伴う失職や離婚、病気などによる経済的困難により、高校時代に働きながら学ぶことを余儀なくされる子ども、教育費負担ができないために高校を辞める子ども、児童虐待などがあり家庭環境が安定せず基本的な生活スキルが身につかず施設での支援を必要とする子どもの問題も指摘された。子どもの問題の背景には家庭環境の不安定さや親の教育経験が関係しているという意見や、親からの進学・就職のプレッシャーが男子に強く女子の中退率の方が高いといった傾向も指摘された。また、

定時制高校に通う子どもは、全日制高校に比べて就職内定率が低く、不安定雇用に就く割合が高いといった問題も指摘された。

【意見の例】

- ・若者自立塾や地域若者サポートステーション等の若者の自立支援の現場では、支援につながるのは男性が圧倒的に多い。女性の場合、男性に比べて、自立を求める本人及び親の意識が弱く、女性は家事手伝い等の形で問題が顕在化しにくいいため、支援に結び付きにくいという課題がある。(若者自立塾、地域若者サポートステーション)
- ・地域若者サポートステーションの利用者の状況を男女別にみた場合、女性の相談者は圧倒的に正社員経験がない非正規の割合が高い。ただし、女性の方が比較的若いうちに来所するケースが多い。女性は周りから言われて来るよりは、自分の意思で来る割合が高い気がする。また、比較的まじめな方が多く、女性も社会人として自立しなければならないという価値観を持つ人が多い。しかし、自立したいがその道筋が見えないということで苦しんでいる。一方、男性は就労していないことに対する親や親戚など周囲の圧力に押される形でサポートステーションの存在を知って来所するケースが多い。(地域若者サポートステーション)
- ・ニート等のきっかけは、学校時代にいじめ、ひきこもりなどの挫折体験が多く、漠然と「社会に通用しないのではないか」という不安感を過剰に抱えているケースが多い。貧困、離婚を背景に家庭環境が安定しない場合に問題が深刻化しやすい。また地域の人間関係が弱くなってきたり、職場で先輩が後輩を指導するという構図が薄れてきたりする中で、学校でうまくいなくてもその他の場で認められる体験を持ちにくくなっている。(若者自立塾、地域若者サポートステーション)
- ・相談で多いのは対人関係やメンタル面での問題を抱えている人。精神疾患とも重なってくるが、とにかく対人関係が苦手という人が多い。また、精神的な疾患を抱えていて回復しつつある状態にあるが、このままフルタイムで働くのは厳しいという人。病気という状況ではないが精神的に不安定であったり、自信がなかなか持てなくて先に進めないという問題を抱えている人もいる。精神的な疾患を抱えている人は、全体の約3割くらい。(地域若者サポートステーション)
- ・定時制高校では、倒産、病気、母子家庭、外国籍といったことが背景にある親の貧困が原因で、働きながら学ばざるをえない状況にある子どもが近年増えているように感じる。進学を希望しても、奨学金枠の少なさや入学時やその後の費用を工面できない等の理由で、進学を断念したり入学しても途中で辞めてしまったりするケースが少なくない。また、定時制高校に通っている過程でも、約半分が働くことと学ぶことの両立の困難などから、卒業せずに中途退学してしまう現状がある。(定時制高校)
- ・授業料免除の割合が増え、進学する費用を出せない子どもも増えている。親の貧困が影響していると考えられる。(定時制高校、全日制高校)
- ・定時制高校の就職内定率は全日制に比べて低く4人に1人は就職できていない。また、

不安定雇用に就く割合が全日制に比べて高い。(定時制高校)

- ・生徒の4分の3はアルバイトをしている。生活に困っている家庭の子が多く、バイトで授業料等を払っている子もいる。父が病気になり、保険未加入のため入院費を稼がないといけない、と言って辞めた子がいる。(全日制高校)
- ・行動に問題のある子は、ほとんどが家庭に問題を抱えている。子どもの状況には、親の教育経験とも関連性が見られる。親本人が中退を経験している場合、子どもの中退を引き止めることが難しい場合がある。(全日制高校)
- ・親が明らかに意識して男子の方に進学、就職のプレッシャーをかける傾向がある。中退率は女子が高い。学校で少し人間関係がこじれると、バイトの方に行ってしまうことがある。(全日制高校)
- ・自立援助ホームに来る子どもたちの多くは被虐待の子ども達、ネグレクトされた子ども達であり、心の奥底に人間不信、大人不信を抱え、保護された施設等での生活集団にもなかなか適応できずにそのまま社会に飛び出して、失敗し、行き場がなく入ってくる。家庭環境が安定していなかったため、基本的な生活スキルが身につけていない、人間関係がうまく作れない、社会の仕組みがわからないなど、社会性に乏しい。(自立援助ホーム)

【ケース事例】

いじめ、不登校からニート

20代前半の女性、未婚

生まれ育った家庭では父親から母親へのDVがあり、常に父親の顔色をうかがう生活で、対人関係に恐怖心を持つ。中学においていじめられ、不登校。高校は入学まもなく通常登校ができなくなり退学。その後、通信制の単位制高校へ転学し卒業。対人交流に困難があり、アルバイト就業するも長続きしない。今までの仕事は庶務のバイトや派遣などにとどまっている。雑用ばかりでスキルの積み上げにならず、自信もなく次の仕事も考えられない。母親への依存傾向が強く、不満を爆発させ暴力にいたることもある。不眠、焦燥感があり、メンタルクリニックにて通院加療し投薬も受けている。

親子共に精神疾患を抱え就業困難

30代前半の男性、未婚

貧困家庭に育ち高卒。父親は借金を抱えて失踪、母親は過労から精神疾患を発症。本人は未経験ながらIT業界に就職し、父親の借金を返済。エンジニアとなるも大手からの下請業務を行う企業であり、低賃金・過重労働で自宅にも帰れないほどとなり、うつ病となり退職するに至った。本人のうつ病は徐々に回復してきたが、母親の面倒をみてくれていた親戚が死亡し、母親の一切の面倒を本人が看ることにな

った。正社員での就業を希望して就職活動しているが、なかなか決まらない。

親の経済困窮により子どもが働きながら高校通学、専門学校を中退

10代後半の女性、未婚

経済的な困窮のため、本人もスーパーで最低賃金水準で働きながら定時制高校に通学。成績優秀なため専門学校の奨学金を得て進学するものの、専門学校で入学時や定期的に必要になる教材費等を負担できず、途中退学。

オ. 国際結婚、在留外国人とその子ども

在留外国人の相談としては、国際結婚の場合、文化・価値観の違い、コミュニケーションの困難さ、DV、親の介護負担の重さ等を理由とした離婚に関する相談が多く、離婚後の生活自立に向けた支援を必要とするケースが多くみられる。DVの背景には、国際結婚がスタート時点から夫側が妻の在留資格を左右する力を持っていることなども影響していると考えられる。離婚後は、子どもの親権を得ることで在留資格を得て定住する人も多く、就労自立や子どもの養育に関する問題が生じている。

在留外国人の子どもをめぐるのは、不就学、学校における日本語理解などをめぐる問題があり、親が母国の子どもを比較的大きくなってから呼び寄せるケースで義務教育後の教育をどう保障するかという問題もある。

在留外国人は日本語がしゃべれるが読み書きができない場合も少なくなく、手紙や書類が読めず手続きができないことなどから、子どもの学校関係でのつまづき、雇用契約時の不利などが生じているとの指摘もある。

【意見の例】

- ・離婚に関する相談が最も多く、「離婚した場合は日本に残れるか」、「経済的に自立できるか」、「子どもの親権はどうなるか」、などの相談が多い。離婚したい理由は、日本の家庭に馴染めない、コミュニケーションがとれない、自由にできるお金をもらえない、家庭に居場所がない、夫に内緒の借金があった、など。(外国人支援の民間機関)
- ・母国での貧困が背景にあり、斡旋業者を通じて日本人と結婚したが、夫との年齢差によるコミュニケーションギャップに加えて感覚の違いが大きい、親の介護の世話が大変、などの相談もある。DVをきっかけにシェルターへ逃げ、子どもの親権を得て離婚し、日本での在留資格を得て、生活保護を受け生活をしていくパターンもある。(外国人支援の民間機関)
- ・夫からのDV問題で駆け込んでくる外国人女性も多い。離婚前の人にはDV被害、離婚後は生活困窮による就労相談が多い。離婚者はほぼ全員が養育費等をもらっていない。(外国人支援の民間機関)
- ・婦人保護施設に入所する外国人の例では、子どもができたが結婚に至らず1人で出産

したケース、妊娠後に日本人夫からDV被害を受けたケースなどがある。(婦人保護施設)

- ・国際結婚は、スタートの時点から夫側が妻の日本在留資格を左右する力を持っている。従って、外国人妻に対しての不満が大きくなると、高圧的な態度でDVに及ぶケースが多い。(外国人支援の民間機関)
- ・日本語は片言でしゃべれるが読み書きができない相談者が大半。書類や手紙を読むことができないので、各種手続きができない、お知らせがわからない、などの相談が多い。読み書きができないことで、職業斡旋業者の紹介で日本に来て就業したが、低い給料(例えば13万円)から更に渡日費用や宿泊費などが引かれ、日本ではとても生活していけない額しかもらっていないなど働いている企業と金銭的なトラブルも発生している。(外国人支援の民間機関)
- ・子どもに関しては、妻からは母国に残してきた子を日本に呼び寄せたい、夫側からは妻が本国に子どもがいることを隠していた、などの相談がある。また、本国から子どもを連れてきた場合、教育の問題が出てくる。義務教育までは受けられるが、16歳以上の子どもの中学への編入学は認められず、高校への編入学も18歳以上になってから来日した子どもは言葉が障害となって、教育の機会が与えられないこともある。(外国人支援の民間機関)

【ケース事例】

婚姻届を出さず家に閉じこめDV

20代女性、子ども2人(いずれも未就学)、外国籍(フィリピン)

故国に仕送りするために不法滞在で働くが、結婚。しかし、夫は実際には婚姻届を出さずと言いながら長期にわたって届を出さず、子どもも認知しなかった。在留資格を与えないようにして、家に閉じ込めていたような状態で、本人と子ども達に対する暴力(うち一人の子には性暴力)を頻繁にふるった。一時保護し、母子の健康管理(病院受診付き添いや保健師による指導)、入国管理事務所への同行支援、今後の処遇についての相談を行う。

コミュニケーションの困難・DV等による離婚

20代女性、子ども1人(未就学)、外国籍(中国)

斡旋業者を通じて日本人と結婚。生活は困窮しないが、夫と年齢が大きく離れている上、日本語ができないのでコミュニケーションが取れない、夫の親の介護、前妻の子どもの面倒をみないといけない、自由な外出ができない、などで生活に悩んでいた。夫からの暴力も受け、子どもをつれてシェルターへ逃げ、弁護士を立てて離婚が成立。中学中退のため、事務等の職はつけず、夫からの養育費支払いもないため、生活保護申請して単純作業のパートにつく。基本的な生活能力に欠け、子ども

への食事の与え方などについても指導が必要。

DVで国際離婚を求める日本人女性

20代女性、既婚、子ども1人（未就学）、日本人

国際結婚したが夫の暴力が原因で離婚を望む。しかし、子どもが他国の生まれで、生後3ヶ月以内に日本側に出生届けを出さなかったために、日本国籍留保の手続きがされておらず、日本の協議離婚の手続きを進められない。また、日本人の母が単独親権をとらなければ、子どもの日本への帰化手続きができない状況にある。よって、家庭裁判所での調停離婚が必要であり、法テラス制度などを利用し、バイリンガルの弁護士に離婚調停を依頼。離婚はまだ成立しないまま、児童扶養手当も受給できず、相談者はパートを2つ掛け持ちして生活。

カ. 生活保護

勤労世代の中で生活保護を受給する率は母子世帯において高く、地域産業の衰退により景気が悪化している地域では生活困窮をきっかけに離婚し、結果として生活保護に至るケースも増加している。生活保護受給母子世帯の就労率は高いものの、育児との両立等のため、あるいは相対的に低い学歴の人が多いために選べる職が限られ、収入が低い。また、精神的な不安定を抱える人々やひきこもり経験者も多く、50代の単身男女の受給層が増えているとの指摘もある。

生活保護を受給しながら施設で生活する人々の状況をみると、入所者の多くに成育した家庭の経済的困難等や暴力被害経験がみられ、精神疾患を抱える場合も多く、望まない妊娠・出産を経験するケースも少なくない。高齢で介護認定や障害者手帳があっても、特別養護老人ホームに入る程重篤ではないため、生活保護を受給しながら宿泊所で生活している人々もいる。

【意見の例】

- ・生活保護につながる背景には、その個人の問題の他に、地域産業の衰退の影響が大きい。(福祉事務所)
- ・母子世帯の保護率が高いが、離婚が多い背景には産業構造が脆弱であり、世帯が経済的な困窮に陥りやすいことが大きく影響している。結婚して子どもができて収入が増えないため、夫婦2人の時は生活できた世帯でも生活困難に陥って離婚することが増えた。(福祉事務所)
- ・産業が衰退すると、水産加工業、運輸業などの関連産業の下請け・孫請けにまず影響し、また、その中でもパートや季節雇用など女性の割合が多い就労形態から真っ先になくなっていく(例えば、漁業の衰退により水産加工で働くパートの中年女性の仕事がなくなるなど)。(福祉事務所)

- ・母子世帯では育児があるために常用の仕事があっても短時間のパートを望むケースが多い。また、足の問題（交通機関の問題）もあり家から遠い職場に行くのが難しいという事情もある。また、学歴が低いこともあり、誰でも代わりに働くことの出来る販売・サービスなどの仕事につくケースが多い。そのため、月収は 10 万円いけば多い方で、平均では 6~7 万円といった水準。（福祉事務所）
- ・就職しなかったり、仕事に就いても解雇されたりして、生活を踏みはずし、以後、なかなか立ち直ることができず、昨今の就職ができない雇用情勢なども重なり、生活保護の相談に来ている。（福祉事務所）
- ・メンタル面で仕事ができなくなったという相談が多い。ひきこもり経験者も多くなっているように感じる。特に女性では母子家庭で精神不安を抱える人が多くなっている。（福祉事務所）
- ・50 代の男女で単身の生活保護受給者が増えている。終身雇用制度が崩れたことによると思うが、この人達は高齢者保護の予備軍となる。（福祉事務所）
- ・女性専用の更生施設（要保護者に生活扶助を行う施設）の入所者の生活歴は概して過酷で、成育家庭が貧困であったり朝食を食べる習慣がないなど生活が安定せず、人生のどこかで暴力を受けた経験がある。10 代で就職するものの長続きせず、性産業に従事して、本人も気づかぬうちにアルコールや覚醒剤に依存し、望まない妊娠・出産に至るケースも少なくない。また、アルコールや覚醒剤の後遺症等も含め、入所者の約 8 割が精神疾患を抱え、約 3 分の 1 が債務問題を抱えている。（女性専用の更生施設）
- ・NPO が運営する単身女性を対象とした宿泊所の利用者は、全員が生活保護を受給し、その多くが家族について（単身生活でも同居でも）、健康についてなど様々な問題を抱えている。さらに DV など女性特有の問題を抱えた人もいる。路上生活経験者も数名いる。精神障害者手帳・知的障害者手帳を持っている人が大半で、約半数が要介護認定を受けている。しかし、高齢で要介護認定や障害者手帳があっても、特別養護老人ホームに入る程重篤ではないため、行き場を失い、宿泊所で生活している。（女性専用の宿泊所）

【ケース事例】

精神疾患で仕事ができず生活困窮の母子世帯

30 代女性、子ども 2 人（いずれも小学生）

幼い時に父親蒸発、母親病気により、祖父母と兄に育てられる。精神的に不安定で、状態が悪い時にはリストカットを繰り返していたが、結婚、子どもを 2 人持つも DV により離婚。養育費はないものの公営住宅に住みながら職を変えつつも生活を維持していたが、将来に対する不安と対人恐怖で仕事ができなくなる。

10代で就職も長続きせず性産業に従事、その後妊娠・出産、精神疾患

30代女性、子ども複数名（人数は不明）

生まれ育った家庭が貧困で親が病気がちなため家庭が安定しなかった。中卒で就職するが長続きせず、その後性産業に従事し、知らないうちに薬物に依存してしまう。10代～20代にかけて結婚・離婚を繰り返し、子どもも複数名持つが、薬物依存の後遺症からか発症した精神疾患もあり、子どもを自分では育てられない。精神疾患が悪化し、措置入院後に保護される。

キ. 多重債務

多重債務問題については、以前は遊興等による浪費が多かったが、近年の雇用情勢の悪化のもと失業や自営業の倒産が増える中で、収入そのものが極めて低く生活費の補填のために借入し、返済計画が立てられないなど支援が困難なケースが増えている。DV等で夫やパートナーから脅され借入を強要されたり、生活費の不足を補うために借金をし、多重債務に陥る女性もいる。

【意見の例】

- ・夫の収入が少ない・夫婦仲が悪く夫が家計を顧みない為、妻が家計の不足分をサラ金から借金し多重債務に陥る／自営業者が事業不振で運転資金を繰り返し借金し結果的に倒産／年金生活者が家族や本人の病気で経済的に困窮／何らかの受給制約条件に該当して公的な支援が受けられない／悪質商法の被害者、などの様々な相談者の背景がある。（多重債務整理の民間支援機関）
- ・母子生活支援施設入所者の中に、夫やパートナーから脅された為、または生活費の不足を補うため借金をした、という多重債務者はいる。（母子生活支援施設）
- ・多重債務問題は、DVを含む家族関係、精神的肉体的疾患、収入・就労の問題、子どもをめぐる問題等、何らかの問題を背景に抱えている。（多重債務整理の民間支援機関）
- ・最近5年間の多重債務をめぐる相談者の変化として、職業別ではパート・アルバイトや無職、年金生活者が増加傾向にある。借入動機（借金を作った原因）では、生活費の補てんが増加傾向、反対に遊興・飲食・交際が減少傾向にある。（多重債務整理の民間支援機関）
- ・女性に限ってみると、5年前は、ブランド品など贅沢品購入による若い女性のカード多重債務者がいたが、最近は殆どない。そのかわり、生活費の不足を理由とする主婦層が増えてきている。（多重債務整理の民間支援機関）

【ケース事例】

夫からの暴力による多重債務

30代女性、既婚（子ども3人：中学生～未就学）、派遣社員

再婚した夫から暴力を振るわれ、夫が生活費を全く入れない、勝手に妻のカードを盗んで使用するなどで経済的に困窮し、夫が勝手にカードを使ったことで本人の多重債務が500万円近くに上る。離婚手続と自己破産手続きを進める。

ク. 障害者

障害者に関しては、障害の受容や障害を持ちながらどのように地域で生活していくかということについて情報が少なく、情報交換して支えあえる仲間を必要としているという意見があった。障害者に関して女性が抱えやすい困難としては、障害を持つ女性が子どもを自分の手で育てたいという際にそれを支援する体制が不十分であること、障害児を持つ母親が負担を抱え込みがちであること、小さい頃から施設で生活してきた障害者がその性を大切にされてこなかったためその回復が必要とされることなどを指摘する意見があった。

【意見の例】

- ・障害の種類は違えども同じように障害を持つ仲間とのピアカウンセリング等でお互いに話し、障害を持ちながら暮らしていく上での悩みや気持ちをシェアし、地域で暮らす障害者の生活を見学するなどを経て、障害者自身が障害を持ちながら地域で生活していく自信をつけ、支援に関するさまざまな情報を得ている。中途障害者の場合には、障害の受容が本人及び家族の課題となる場合も多い。(障害者の自立生活センター)
- ・障害を持ちながら子どもを育てる女性は、子どもを預かって保育してもらいたいわけではない。生んだけれども子どもは親が連れて行ってしまったなどのケースもあるが、本人は親子で一緒にいて、自分で子どもを育てたいという意向を強く持っており、そのサポートがほしいと考えている。(障害者の自立生活センター)
- ・障害児を持つ母親については、子どもが障害児だとわかった時にそのことを受容し、また子育てにおいて子どもの介護を母親ががんばって引き受けて負担を抱え込みがちである。障害児を持つ母親が得られる情報も少ない。(障害者の自立生活センター)
- ・小さい頃から施設で生活してきた障害者は、性をあまり意識せずに育ってきて、排泄や入浴の介助の時などに性を大切に扱われてこなかった側面もあり、性を取り戻す過程が必要。(障害者の自立生活センター)

【ケース事例】

中途障害で子育てが困難な障害者

30代女性、既婚（子ども2人）

30代で脳梗塞を発症し、右半身が麻痺して言語障害が残る。本人は子どもと一緒に生活して子育てを自分の手でしたいと希望するが、夫や夫の実家が反対。本人はホームヘルプサービス等を受けて一人暮らしをするが、夫と子ども達は夫の実家近くで実家の援助を受けながら別に住む。夫や実家（本人・夫）の親が障害の

受容ができていないことも問題を複雑にしている。

(2) 生活困難を抱える人々への支援の現状と課題

以下では、ヒアリング対象とした支援機関・団体等が現在中心に取り組んでいる支援内容や、支援に当たっての課題に関する指摘をまとめた。

ア. 婦人保護・女性相談における支援

(婦人相談所、婦人保護施設、男女共同参画センター等)

婦人保護や女性相談の支援の場においては、DVからの保護と自立に向けた支援が大きな役割となっている。男女共同参画センター等の相談の場では、身の安全を図るための情報提供、経済的な自立に向けた情報提供・講座等による支援のほか、まずは自尊心を取り戻すための心理的サポートが中心となるとの意見もある。婦人保護施設の入所者についても、暴力被害等によって侵害された自尊心や健康状態を回復することが第一の課題となっている。自立に向けた支援として、家事・育児等に関する知識やスキルの向上支援、退所後のアフターフォロー等も行っている。

支援に当たっての課題としては、DV等の暴力被害者が精神的回復を図りながら母子での自立生活に向けて進めるように、相談や居場所づくり、一時保護所の住環境の改善、ステップハウス¹等の段階に応じた支援の充実、母子統合のための支援の充実等を求める意見があった。性暴力被害女性に対する専門的支援の必要性を指摘する意見もあった。また、個人を継続的にフォローしながら支援する仕組み、女性関連施設のネットワークの効果的な活用についての必要性も指摘された。

【支援内容の例】

- ・自立に向けての精神的な支援を行い、自尊心を取り戻せるような心理的サポート、こころのケアが中心。(まず精神的安定が得られないと、進んで法的制度等を利用しようとする意欲がわからない)(男女共同参画センター)
- ・身の安全をはかるため、手続き・方法、DVガイダンス、サポートグループ・家庭相談員の紹介、法律相談、警察、シェルターへの一時避難等に関する情報提供を行っている。(男女共同参画センター)
- ・経済的自立に向けての情報提供、PC講座、就労応援フェアを実施している。(男女共同参画センター)
- ・生活の困窮については住むところがない。家賃が払えないといった、切羽詰まった相談が多いが、中には生活保護を受給して、保証人協会を利用し住居を借りることもできる場合もあるので、福祉事務所と協力して住居確保の援助をしている。(婦人相談

¹ 「ステップハウス」とは、生活相談やカウンセリングなどの支援を受けながら自立に向けた生活再建を図る短期宿泊所のことをいう。

所)

- ・ 婦人相談所の一時保護所は、福祉事務所、警察署等からの依頼により、緊急に保護を必要とする場合や短期間の保護更生のための指導を必要とする場合、あるいは婦人保護施設への措置または関係機関・施設への移送が決定されるまでの期間、必要に応じて、衣食の提供と生活指導を行っている。(婦人相談所)
- ・ 入所者の多くは、今まで自分の健康管理や適切な医療を受けた機会がなく、健康・食生活に対する意識が低いため、入所時の健康診断で病気が見つかることが多い。(婦人保護施設)
- ・ 自立を目指す入所者を対象に、毎月1回地域生活移行支援プログラムを実施し、家事や生活様式に対する正しい知識を学び、スキルの向上を図っている。ほか、ステップハウスを利用し、実際の生活場面を模擬体験し、明らかになった課題や問題点に対して具体的に支援し、自立への自覚と自信につなげている。(婦人保護施設)
- ・ 退所者の自立支援にも力を注いでいる。退所してすぐ自立した生活をおくることは難しいため、既存の制度を活用して専門職員を配置し、退所後も専門職員によって自宅訪問(面接・介入等)、電話相談、職場訪問、病院の受診付き添いなどを行っている。(婦人保護施設)
- ・ 母親と乳児の状態にあわせた育児指導や栄養指導、嘱託弁護士による法律相談、PTSDなど心の傷を持った人に対するカウンセリングなどを行うと共に、「身近な法律」、「身体と性」、「酒・タバコ・薬物の害」などをテーマとしたセミナーや勉強会を開催している。「身体と性の勉強会」では、専門講師を招いて間違った性への認識を持ってきた利用者に、自分の身体を守るにはどうしたら良いかなどを教育している。利用者が産後間もないため就労に関しては、直接の支援は行っていないが、働く意欲のある人には職業適性検査を行ったり、定時制高校や職業訓練校への進学など、将来のイメージを作りながら相談に乗っている。また、退所者支援として、育児支援が受けられない施設に移った人を対象に、生後6ヶ月頃に訪問し、離乳食の指導なども行っている。(婦人保護施設)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・ 親からの暴力(性暴力、暴言等も含む)、DV、性暴力被害など、小さいときから暴力を受け続けて自尊感情を侵害されている人が多く、「自分を生きる」機会を奪われている。自らを取り戻す心の回復を図ることが重要。女性ゆえに侵害されてきた問題を回復する過程が必要。性暴力被害女性への専門的支援(センター)も必要である。(婦人保護施設)
- ・ 現在の一時保護所は相部屋などプライバシー保護ができないため住環境の改善が急務である。(婦人相談所)
- ・ DVの夫から避難しても、何重ものバリアがあるため結局DV夫の元に戻ってしまうケースが多い。一気に自立に進める人もいるが、多くの女性は行きつ戻りつを繰り返

しながら精神的安定を得て少しずつ進むしかない。その意味からも、ステップハウスなど段階に応じた細かな支援の充実が必要。(男女共同参画センター)

- ・DV被害者等の退所者について、子どもの問題も含めてケアしていく仕組みが必要である。子どもと共に宿泊ができるフリースペースがあるステップハウスや母子統合のための支援、また、立ち寄って気軽に相談したり短期宿泊ができるような居場所づくり、地域の支援者づくりが必要である。(婦人保護施設)
- ・十分な育児支援を受けられる施設があれば母子分離をせず、一緒に生活することが可能なケースも多いので、婦人保護施設から次の施設に入る前の段階で「手厚い支援が可能な施設」の必要性を感じている。母子統合のためのマザリングルームがある母子生活支援施設など、母子生活支援施設の多機能化も必要である。(婦人保護施設)
- ・たとえ障害があっても「子どもを育てたい」という思いがある母親に対して、子どものケアも含めた支援が必要である。精神科医師と連携しての支援実績もある。(婦人保護施設)
- ・福祉の制度が要支援者の状況、時期に応じて細分化、縦割りになっているので、個人をずっとフォローしながら支援する組織が必要。男女共同参画センターがその役割を担えば良いとは思いますが、予算と具体的な支援ツール、コーディネートする権限が与えられていない。(男女共同参画センター)
- ・新たな施策の推進に当たっては、各自治体と個々のセンターという縦割りにとどまらず、女性関連施設のネットワークを生かして、効果的なノウハウの蓄積と共有ができるよう、中間で支援する機関がリーダーシップをとってほしい。(男女共同参画センター)

【先進事例】

婦人保護施設退所者へのフォローアップ

併設するステップハウスを利用し、実際の生活場면을模擬体験し、自立への自覚と自信につなげている。また、退所してすぐ自立した生活をおくることは難しいため、退所後も専門職員によって自宅訪問(面接・介入等)、電話相談、職場訪問、病院の受診付き添いなどを行っている。退所者を地域で見守る体制づくりのため、地域のネットワークづくりにも力を入れている。定期的にバザーを開催、地域のイベントへ出店、施設内の作業や食事支援などを地域のボランティアに手伝ってもらふことなどを行っている。

イ. ひとり親家庭への支援

(母子家庭等就業・自立支援センター、母子生活支援施設、ひとり親家庭の支援グループ等)

母子家庭への支援については経済的な困窮の解消に向けて、就労支援が中心となる。

就労支援では適職探し、就労するスキルを身につけるための技術や資格の習得支援等が行われている。職業訓練校も就職率は高いが、訓練の間に収入が途絶えることに不安を持つ人も多い。母子生活支援施設では、母親の心身の回復と共に、母子の安定した生活に向けて生活の場を提供している。多重債務等を抱えている場合は、その整理のための支援も行っている。

母子家庭への支援に当たっての課題としては、女性に不利な雇用構造が問題であり、その構造変化がない限り手当等の重要性は減らないとの指摘があった。就労支援の窓口がハローワークと母子家庭等就業・自立支援センターと複数あるためわかりにくいといった問題、DV等で夫が離婚に応じない場合に児童扶養手当が受け取れないことの問題²、子どもの就学資金の貸付に関する要望などが指摘された。母子自立支援員等の相談員が非常勤等であることの問題や、父子家庭に関する支援の少なさを懸念する意見もあった。

【支援内容の例】

- ・離婚による経済的困窮の問題を抱える人が圧倒的に多く、就労支援が主である。(母子家庭等就業・自立支援センター)
- ・仕事を長く離れている、または就労経験が少ないため自分の適職がわからない相談者には、マザーズハローワークで行っている適職を探すプログラムを活用し、本人のスキルを棚卸しして、「こういうこともできる」と自信を持たせるような支援を行っている。(母子家庭等就業・自立支援センター)
- ・事務職に就こうとする場合にはパソコン技術が必須であるため、ハローワークや男女共同参画センター主催の教室も紹介している。(母子家庭等就業・自立支援センター)
- ・就職率アップのためにスキルを身につけたい人には、市で実施しているパソコン、ヘルパー講習などへ参加を勧めている。職業訓練校にも数名が通って、就職率は高い。しかし、訓練に通う間に収入が途絶えることに不安を持つ人が多い。(母子家庭等就業・自立支援センター)
- ・就労支援サイトへの登録制で、提携企業への就労へつなげる活動をやっている。就労経験のない主婦を、服装等の基本的なところから指導するキャリアカウンセリング等も行う。提携企業は、トップがひとり親経験者、あるいはひとり親家庭の子どもといった方であるところが多い。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・母子生活支援施設の入所者が最初に求めるのは安全と安心である。身体的にも精神的にも疲弊して入所してくるので、まず母親の回復とケアを心がける。いきなり就労を勧めるのではなく、まず職員との信頼関係を築き、母親が休養して自分自身を取り戻せるようにする。その中でだんだんと働くエネルギーを蓄えさせていく。(母子生活支援施設)

² 児童扶養手当は、離婚が成立していなくても児童が父親から引き続き1年以上遺棄されていると認められる場合は児童扶養手当を受給できる。

- ・母子生活支援施設では、母子がアパートの一室に居住しているのと同じ形態を取っている。普通の家庭のように、自宅で食事をし、可能であれば母が仕事に行き、子どもたちは保育園や学校に通う。母子で一緒に生活できる空間を保障することで、母子の愛着が湧き、精神の安定が図れ、子どもが健全に成長する、と考えている。(母子生活支援施設)
- ・夫やパートナーから脅された為、または生活費の不足を補う為借金をした、という多重債務者はいる。特定調停の情報提供や、自己破産の申し立て手続きで簡易裁判所に同行する、債権回収会社と交渉し返済計画を立て直す、などの支援を行う。(母子生活支援施設)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・雇用構造が変化しない限り、児童扶養手当の重要性が減ることはない。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・女性全体に対する就労機会の差別がある。パート採用は女性が圧倒的に多く、正規・非正規の選択肢が少ない。また、社会保障の対象になるのを避ける為に、女性の労働時間を月間 120 時間以内等に制限する企業は多い。(母子生活支援施設)
- ・児童扶養手当は、現状でも少ないので、もっと国からの支援が欲しい。また、生活保護や児童扶養手当など金銭的支援を与えるだけでなく、就労に関する講座の受講を義務付けるなど、就労支援の充実も図ってほしい。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・母子家庭においては、高等教育の段階から負担が重くなり、学費の高さもあり子どもが不十分な教育しか受けられなくなる。修学資金の貸し付け等の充実が望ましい。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・DVなどで夫が離婚に応じない場合、児童扶養手当が離婚後でないと受け取れないといった問題がある。(男女共同参画センター)
- ・ハローワークと母子家庭等就業・自立支援センター、就労支援の窓口が二つあることが、対象者の混乱を生む。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・行政側の母子自立支援員は、当施設設置自治体では、全員パート・非常勤である。そういった支援側相談員の身分保障も、改善すべき課題である。(母子生活支援施設)
- ・父子家庭の支援が少ないことが気になる。色々な問題があるのに、そのままになっているのではないか。(マザーズハローワーク)

ウ. 労働問題への対応

(労働団体、労働相談窓口、マザーズハローワーク等)

公的な労働相談窓口では、労働相談や職業訓練及び労働問題等に関するセミナーを行っており、相談者と企業との紛争解決に向けた個別労使紛争の斡旋も行っている。民間の労働相談窓口では、相談者の状況や要望に応じて、相談のみで終了する人や行政の労働相談窓口や労働団体を紹介する人など様々であり、個別の相談内容に対応して支援を

している。労働団体においては、企業との団体交渉を支援するケースもあるが、相談のみで対応したいという相談も多く、その場合は公的機関等を紹介することもある。マザーズハローワークなど、女性の就労支援の場では、本人の就労希望に応じた就労先の斡旋をしているが、母子家庭をぜひといった企業は少ない。母子家庭の場合は保育の確保もあわせて行っている。

支援に当たっての課題としては、同一価値労働同一賃金の原則に基づいてパート労働者等の労働価値を適正に評価する必要性や、派遣社員の派遣が途切れる期間の給与補償の問題、短時間正社員制度やワークシェアリングなどの新たな制度に対する期待などが示された。また、メンタルな問題を抱える人々についての予防策の浸透と社会復帰できる仕組みの検討、保育所や学童保育の充実、女性労働問題に関する民間の相談窓口に対する補助の充実を求める意見があった。

【支援内容の例】

- ・労働相談、職業訓練・労働問題等に関するセミナーの開催、各種調査等を行っている。相談だけでの対応に加えて、相談者と企業側との紛争を両者の同意のもとに斡旋する個別労使紛争解決の機能も有している。(公的労働相談機関)
- ・相談内容によって、話をするだけで済む人はスタッフやフェミニストカウンセリング学会の人が対応をし、解決策が必要であれば、国の行政機関である労働局の総合労働相談窓口や、全国の女性ユニオンを中心とした窓口を紹介する。(女性労働の民間支援団体)
- ・今すぐ法的手段に訴えたいというより、まず話を聞いてもらいたいという相談が多く、上司とどのようにうまくやっていったら良いのか、といったアドバイスを欲しがる。その職場の仲間と共に仕事をして居続けたいと思う人達は、戦うことを選択したくない。どうか、その職場で協調しつつ生き延びたいと思う人が多い。従って、電話相談だけで済む人もいる。(女性労働の民間支援団体)
- ・企業との団体交渉を行うケースもあるが、相談のみで終わるケースも多い。相談者の中には団体交渉するというプロセスを嫌う人もいて、そういう時は公的な労働相談機関を紹介している場合もある。(労働団体)
- ・マザーズハローワークでの相談は、「求職申込書」に就職希望(就業形態、希望する仕事、希望地、希望勤務時間・休日など)を記入してもらったうえで、最初の聞きとりを行う。その後はサービスメニューを提示した上で求職者の希望に応じて、当ハローワークで提示した求人や公開されている求人を見て職業相談を行い、求職者が面接希望先を選択し、当ハローワークから企業に連絡を入れて紹介を行う。(マザーズハローワーク)
- ・母子家庭の母については、助成金があるものの、母子家庭の母を是非ともという企業は少ない。(マザーズハローワーク)
- ・母子家庭の場合は、保育所の確保を就業活動に併せて進める。(マザーズハローワー

ク)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・ユニオンなどに訴えて個別紛争を処理していくことは、企業が行なった結果に対する処理に過ぎないと感じる。本来は職場の状況を改善すべきと思う。労働協約を守っている EU を見習うべきと思う。(女性労働の民間支援団体)
- ・同一価値労働同一賃金の原則を推進すべく、パート労働者の労働価値を適正に評価することが必要であり、パート労働者自身が労働価値に気付くプログラムの開発実施が望まれる。(女性労働の民間支援団体)
- ・派遣社員について、契約期間が満了し次の派遣先が決まるまでの間など困っている期間に何か貸し付けをできるものがあれば良いと思っている。(労働団体)
- ・パート労働法の施行により、正社員転換制度ができたものの、実際の転換はまだ少ない。一方正社員になっても、現状では長時間労働などがあり、労働環境が良くなるわけではない。厚生労働省が推進している短時間正社員制度にも期待。(女性労働の民間支援団体)
- ・労働時間が長く不払い残業等も多いことが問題。労働時間規制だけをしていても実効性は不十分であり、仕事を分け合って労働時間を短くするワークシェアリング等の取組も必要ではないか。(公的労働相談機関)
- ・就職活動時の一時保育施設はあるもの、企業側が「保育所が決まっていること」を採用の条件にするのに対し、保育所側は「就職が決まっていること」を入所の条件にしており、この調整が難しい。このおおもとの原因は保育所不足にある。就職活動中の一時保育施設などを含めた保育所が充実していけば、やりやすくなる。(マザーズハローワーク)
- ・学童保育(小学校)の充実(5時以降の対応も含めた)が急がれる。小学校入学前は保育所が使えたが、小学校入学後に子どもを預ける場所がないと離職する母親も見られる。(マザーズハローワーク)
- ・女性労働問題に関しても民間の相談窓口に対して政府からの補助金が出ればよい。(女性労働の民間支援団体)
- ・メンタルの問題を抱える人々について、その予防策を浸透させると共に、一度不調になった後に社会復帰できるようにそれを支援する仕組みが必要である。たとえ無給であっても休暇を一定期間とれる仕組みが整備されることが必要ではないか。(公的労働相談機関)

エ. 若者の自立支援

(若者自立塾、地域若者サポートステーション等)

自立することが困難なニート等の若者への支援に当たって若者自立塾や地域若者サポートステーションにおいては、まずは自信を取り戻すための支援として、生活技能訓

練、スタッフ同行での就労体験等の機会を持つなどの取組をしている。また、対象者の状況に応じてはクリニックでの服薬治療との組み合わせもしている。家庭環境に問題を抱えた子どもの利用が多い自立援助ホームにおいては、生活の場の提供と再出発に向けて相談援助、生活指導、就労支援等を行っている。他方、全日制高校においては、進路が決まらない生徒への対策として、自分とのつながりを感じながら進路について考えられる機会を持つために、地元企業等と連携した職場見学や労働者の権利についての学習等を含むキャリア教育を推進している。

支援に当たっての課題としては、「就労支援」の枠組みでは支援できない心の問題や発達障害等を抱えた若者が増えており、総合的な支援が必要とされていて支援機関間の連携が課題であること、そして支援に当たっては自己肯定感を回復して対社会的な不安を払拭することを第一に重視すべきとの意見があった。また、「出口」となる就労機会がキャリアアップにつながりにくい非正規雇用が中心となってしまう問題も指摘された。

困難を抱える高校生等への支援をめぐっては、定時制高校の削減に伴って、入学できない生徒が出たり、遠隔地の学校に通学せざるをえない結果、就労時間の削減による収入減で授業料を払えずに最悪の場合中途退学に至ってしまう問題などが課題として指摘された。そのような中、複雑な事情を抱える子どもに対する職業指導やカウンセリング等のソーシャルワーク的な専門的支援の必要性を指摘する意見があった。また、アルバイト等労働者でもある高校生に対する労働相談機能の充実、在学中に妊娠・出産する女子生徒の教育と保育及び仕事の保障、定時制高校の生徒の卒業後のフォローを担う地域ネットワーク等の必要性を指摘する意見があった。また、中卒や高校中退などの15歳から18歳の年齢層の就職が厳しく、この年齢層の就労支援の少なさについて問題提起する意見があった。

【支援内容の例】

- ・自信を取り戻すための生活技能訓練（SST）を重視して取り組んでいる。ニートなどの若者たちは大きな不安を抱え、社会に入れたい状況にあるので、まずはスタッフと一緒に協力事業所においてジョブトレーニング・就労体験をする機会を持ち、現場の人に感謝されたり、声をかけられたりすることで、漠然と抱いていた不安や自信のなさを解消していくようにサポートしている。（若者自立塾、地域若者サポートステーション）
- ・対象者の状況に応じて服薬治療との組み合わせ方を判断している。①健康的なパターンに入っていくことで改善を図る人、②かなりの症状とつらい経験があるために服薬治療と行動療法の組み合わせで改善を図る人、③焦燥感が極めて強いために服薬治療を先に行なって改善を図る人など。ただ全体としては服薬治療でクリニックが問題を抱えすぎであるように感じている。（若者自立塾、地域若者サポートステーション）
- ・来所した相談者には、総合相談・心理相談をしながら本人の状態の把握や課題の整理、

今後の行動計画等を実施している。その後、次のステップとして、ジョブトレーニングというものを紹介しながら、事前準備の話をしていく。その後、ジョブトレーニングの説明会に参加してもらい、どんな事業所があり、自分がどんな仕事ができるのかを面談して決めていく。受け入れ先が決まったら、そこでジョブトレーニングの開始となる。(地域若者サポートステーション)

- ・進路が決まらない生徒が多いことへの対策として、地元企業、近隣大学、県などと協議会を設け、キャリア教育推進のための活動(インターンシップ、職場見学体験など)を行っている。自分との繋がりを感じられないと、キャリア教育も意味がないので、卒業生の働いている職場見学、地元の企業で職場見学体験等を行っている。労働者の権利についても学べるようにしている。(全日制高校)
- ・自立援助ホームにおいては、自立に失敗した児童、自立の見通しが見つからない児童に対して生活の場の提供と再出発に向けて相談援助、生活指導等を行い、社会的に自立ができるように努めている。児童と一緒に目標を立て、児童相談所、福祉事務所、司法関係、公共職業安定所、雇用主等の関係者並びに関係機関とのネットワークを図り、就労の場の開拓等自立に向けた支援を行っている。(自立援助ホーム)
- ・来所した相談者には、総合相談・心理相談をしながら本人の状態の把握や課題の整理、今後の行動計画等を実施している。その後、次のステップとして、ジョブトレーニングというものを紹介しながら、事前準備の話をしていく。その後、ジョブトレーニングの説明会に参加してもらい、どんな事業所があり、自分がどんな仕事ができるのかを面談して決めていく。受け入れ先が決まったら、そこでジョブトレーニングの開始となる。(地域若者サポートステーション)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・ニート等のきっかけは、学校時代にいじめ、ひきこもりなどの挫折体験が多く、漠然と「社会に通用しないのではないか」という不安感を過剰に抱えているケースが多い。支援としては、学校の中だけの指導ではなく、本人が活動するチャンネルを拡げるという意味で、職場体験などをして実際に「通用する」ことを実感し、自己肯定感が持てるようにしていくことが必要。技能の判定、資格などよりも、それ以前にまずは対社会的な不安を払拭することが重要。(若者自立塾、地域若者サポートステーション)
- ・もっとケース会議が他のサポート機関と頻繁に開ける機会があると良い。そうすれば、さまざまタイプの専門家が集中して結論を導き出せるが、実際には一つのケースに関係者が集まって会議をすることなどは時間が取れずなかなか難しい。それを補うために、他の支援機関に引き継ぐ時に(相談者の了解をとった上で)相談者のケース情報を共有するための共通のフォーマットを作成中である。(地域若者サポートステーション)
- ・地域若者サポートステーションでは、「就労支援」の枠組みでは支援できない利用者が増加し、総合支援窓口としての機能が求められている。発達障害を持つ若者等への

継続支援が難しい。また、支援側の体制は整いつつあるが、一度「正規のルート」から外れた若者は「非正規雇用」の「単純作業」が中心の労働から始めるが、キャリアアップに繋がらないといった、「出口の狭さ」をめぐる問題がある。(若者自立塾、地域若者サポートステーション)

- ・定時制高校の削減で、遠い距離を通う生徒は、アルバイトを短縮せざるを得ず、収入が減少して、最悪の場合、授業料を払えず中退する。近隣県では、近くの定時制が廃止になったために交通費を出せずに2時間かけて歩いて遠い定時制に通学する生徒がいる。他の県では、廃止に伴う定数減で定時制に入れられない子どもが出ている。また、特別ニーズ(発達障害等)を抱えた子どもが全日制に進めず、集中的に定時制に集まっている傾向もある中、1校当たり、1クラス当たりの生徒数が増加し、全日制よりも複雑な事情を抱える生徒の細かなケア難しい状況がある。学校を回って職業指導やカウンセリングを専門にやってくれる人がいると良い。(定時制高校)
- ・定時制の女子生徒の妊娠率は、全日制よりも高い傾向がある。その場合には、子どもを生みたいという子が多く、出産した生徒や子どものいる生徒の保育と仕事、教育の保障が課題となっている。(定時制高校)
- ・定時制高校等の困難な状況を抱える生徒の卒業後の就労状況等をフォローし、相談に応じるなどケアができる地域ネットワークが必要。(定時制高校)
- ・スクールカウンセラーは週1, 2回の訪問では活用が難しく、心理的な相談にしか乗れないので、家庭問題などにも対応できるスクールソーシャルワーカーのようなものが必要。教師は家庭に踏み込めないが、そうした立場の人なら職域的にそこまで関わっていい。(全日制高校)
- ・既に多くの高校生が、アルバイト等の形で労働者として市場に出ている現状がある。しかし、このような生徒は、労働基準監督署などには行かない。そのため、こうした機関と連携して、学校の中に労働相談の機能を持てるとよい。キャリアカウンセラー(若者就職支援センター及びハローワーク)は利用しているが、その人が常駐してくれる、あるいは巡回型で定期的に来てくれる等が望ましい。(全日制高校)
- ・最近の景気の悪さから就職先の希望に沿うどころか、10代で採用してくれる事業所が全くといっていいほどなくなっている。職安に行っても求人票には18歳以上(高卒)というものばかり、何とか年齢を考慮してもらい面接までたどりついても採用不可の返事ばかりである。いくら高校進学率が高くなっているとはいえ、数%は中卒者である。ニート、フリーターなど20歳以上の者に対する自立支援・援助については、施策も人材もそろってきているようだが、若年者20歳未満(15歳から20歳未満)に対する支援が整っていない³。特に15歳から18歳未満の就労自立支援についての相

³ 自立援助ホームの利用対象年齢は、義務教育を終了した児童(18歳未満)であったが、平成20年11月に成立した児童福祉法の一部を改正する法律により、20歳未満に引き上げられた(平成21年4月1日施行)。

談機関がないのが現状。児童相談については福祉分野であり、労働分野の就労支援等管轄機関とうまく連動していないと思う。(自立援助ホーム)

オ. 外国人支援

行政からの委託を受ける等して母国語での相談を受け、内容にあわせて行政とも連携した支援をしている。支援の内容は、離婚手続きの支援、DVシェルターでの保護、住居や就業先の確保支援、生活保護申請など非常に多岐に及ぶ。各種の申請手続きに当たっては、日本語のフォローのために同行支援を基本としている団体もある。また、子どもへの支援として、ボランティアスタッフが学校に出向いて子どもの学習補助を行う取組もみられる。

在留外国人への支援に当たっての課題としては、外国人の交流や相談等の支援拠点の必要性、国際相談の体制整備、日本語教育の機会の充実、DV等で保護された外国人女性の生活再建に向けた母国語での支援の必要性についての意見がみられた。外国人の子どもの就学機会の保障や、第二言語としての日本語教育の必要性を指摘する意見もあった。

【支援内容の例】

- ・電話相談の対応までを行政から業務委託を受けており、その後の個別対応（行政機関への同行、DV被害者の夫との話し合い、家探しなど）は必要に応じてボランティアで行っている。(外国人支援の民間機関)
- ・母国語で相談を受け、どんな問題を抱えているかを十分に把握し、内容に合わせて行政側に連絡を取ったり、話し合いの場に通訳を派遣したりしている。相談によっては、相談者が住む地域の保健師に連絡をして、家庭訪問で家庭状況を確認してもらうこともある。(外国人支援の民間機関)
- ・シェルターでDV被害の外国人女性を保護した後は、転居先探しや生活保護申請、仕事探しなどを支援している。(外国人支援の民間機関)
- ・各種申請にはスタッフの同行を基本とし、日本語のフォローや、行政側の説明をやさしい日本語にするなどの支援を行っている。(外国人支援の民間機関)
- ・ボランティアスタッフが学校に出向いて外国人の子どもの学習補助を行う。(外国人支援の民間機関)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・外国人の交流を促進し、相談等の支援を行う拠点が各地域に必要である。また、外国人労働者に対して日本語の理解が進むような教育や情報提供の機会を充実させていくことが重要と考える。(外国人支援の民間機関)
- ・外国人の妻がDV等をきっかけにシェルターで保護され、離婚に至るケースもある。このような場合には、認知や養育費の問題も含めた離婚手続きや、生活再建に向けた各種制度の申請などについて母国語での支援を必要とする。(外国人支援の民間機関)

- ・国際相談を専門として位置づけられてはいないので、現在の機能・人員では国際相談を受ける体制にはない。今後、国際相談の体制をどのように整備していくのが重要。外国人・その他の家族に関わるケースにおいて、多種多様な異文化に対する知識や広い受容力を持つ職員が必要。(男女共同参画センター)
- ・自治体によって支援に対する意識がばらばらで、対応に大きな違いがある。意識の高い自治体の一つでは、外国人妻の来日と同時に地域の保健師が当団体の通訳を連れて家庭訪問をしていた。(外国人支援の民間機関)
- ・在留する外国人の子どもに、第二言語としての日本語(Japanese as a second language)を教育する機会・体制を充実すべきである。(外国人支援の民間機関)
- ・外国人家庭には義務教育への就学の義務が法律上位置づけられていないので、学校へ行っていない子どももいる。よって高校進学や就職もできない状態になっている。(外国人支援の民間機関)

カ. 生活保護受給者等への支援

自立の概念を就労自立だけではなく社会生活や日常生活全般での自立も含めて捉え、NPOや福祉施設等とも連携したボランティア体験の場も活用するなどしながら、個々人の状況に応じた自立支援プログラムを進めている。生活困難の再生産を防ぐために、保護家庭の子どもを対象に高校進学支援の取組を行っているところもある。また生活保護を受給する人々を支援する施設では、疾病管理の支援等も含めた支援が行われている。

支援に当たっての課題としては、相対的に低い学歴、若年の母が子育てしながら学び直すための支援、保護家庭の子どもに対する直接の支援の重要性を指摘する意見があった。また、生活保護制度で若年の失業者から高齢者まで多様なニーズを一つの制度でカバーをすることの困難や、生活保護に来る前の段階で相談・支援できる中間的支援の必要性に関する言及があった。支援を必要とする女性のニーズに応じて当事者本位で必要な支援ができるように施設間や制度間の連携の重要性等について指摘する意見もあった。

【支援内容の例】

- ・最近では自立の概念をより広く捉えて、就労自立だけではなく社会生活や日常生活全般での自立も含めて個々人の状況にあった自立支援プログラムを進めている。従来は、就労自立を最優先し、ハローワークと連携することが中心だったが、地域のNPOや福祉施設等とも連携し、就業体験をしてもらったり、社会生活自立、日常生活自立のためにボランティアを体験させたりしている。(福祉事務所)
- ・貧困の再生産を防ぐと共に、保護家庭の子どもに直接に支援する重要性も考えて、中学3年生を対象に、NPOと連携して高校進学支援プログラム、高校進学希望者学習支援プログラムという勉強会を行っている。普通科高校に進学できる子は少なく職業科高校が多い。受験勉強を機会にして子ども達が孤立化しないような子どもの居場所

を提供している。(福祉事務所)

- ・女性専用の更生施設(要保護者に生活扶助を行う施設)では、様々な生活困窮や疾病、DV被害等の問題を抱えた入所者への支援として、それぞれの生活課題に沿った個別支援を行っている。具体的には、施設内の作業やプログラムへの参加、服薬管理・通院同行、就労支援、金銭管理・債務整理等を行っている。精神疾患を抱えているため一般の就労自立が困難な人も多く、そのような人々に対しては、精神障害者作業所や病院等のデイケアにつなげるなど日中活動の場を確保したり、所内プログラムへの参加を促進したりして、日常生活のリズムを整えることを目指した支援を行っている。また、退所者への支援として、近隣アパートを借り上げたステップハウスでの支援、2年間の通所・訪問事業、OG契約をして随時相談対応に応じる等の支援を行っている。(女性専用の更生施設)
- ・路上生活経験者等も含め、地域での自立した生活が困難な人を対象に住宅保障をする宿泊所で、24時間体制で職員を配置して支援している。入所者が疾患の場合は生活習慣病をはじめ、認知症、精神疾患、難病、感染症などを併せ持っていることが多いため、往診や通院サポートなど個々に合ったケアを行っている。また、宿泊所を出て独立可能な人には、公営住宅やアパートへの移住支援を行っている。(女性専用の宿泊所)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・低学歴、若年の母が再チャレンジできるような支援が十分とはいえない。ひとり親で、かつ実家からの援助も受けられにくい場合に、学び直しや資格取得の機会を持つとしても、子どもの育児や経済的な問題から難しい⁴。(福祉事務所)
- ・貧困の連鎖を断ち切るために、生活保護受給世帯など困窮世帯の子どもの教育機会が確保されるよう、進学支援・学習支援など子どもへの直接の支援を充実させていくことが重要である。このような支援は、困窮家庭の子どもの多様な居場所づくりという点でも役立つ。(福祉事務所)
- ・各種社会保障のセーフティーネットとして生活保護が位置づけられているが、若年の失業者の場合は3ヶ月で立ち直れるかも知れず、疾病や高齢者の場合は死ぬまで保護を受けざるを得ないかもしれない。同じ制度でこれらすべてをカバーするのは無理があり、実態に即したきめ細かな制度の組み分けが必要ではないか。また、生活保護に来る前の段階で相談、支援できる、中間支援的な機関や制度が必要。(福祉事務所)
- ・制度には対象とするニーズを限定してしまう側面があり、狭間のニーズを救いにくい。制度間の連携が必要であると共に、NPO等の行政以外の活動者との連携した共助の仕組みが必要である。(福祉事務所)
- ・女性の福祉に関わる施設として、婦人保護施設、母子生活支援施設、女性専用の更生施設などがあるが、それぞれの施設の根拠法が異なり、十分に連携できていない。対象者のニーズには共通する部分も多いので、支援を必要とする女性のニーズに応じて

⁴ 生活保護受給世帯については、生活保護制度で生業扶助等を適用し、資格取得を支援している。

当事者本位に必要な支援が提供できるように、女性福祉に関わる施設や制度の間の連携がさらに深められるとよい。(女性専用の更生施設)

- ・食事等の生活に必要なものがすべて提供される従来型の施設ではなく、生活の組み立てを自分で考えて徐々に慣れていけることを支援する、自炊もできるようなグループホームのような支援の仕組みが必要ではないか。(女性専用の更生施設)

【先進事例】

生活保護世帯に対する高校進学支援

貧困の再生産を防ぐと共に、保護家庭の子どもに直接に支援する重要性も考えて、中学3年生を対象に、NPOと連携して高校進学支援、学習支援のプログラムを行っている。普通科高校に進学できる子は少ないが、受験勉強を機会にして子ども達が孤立しないような機会を提供しており、不登校の子どもが学習支援の場には来て、友人や支援する大人との信頼関係をつくり、ほとんどが高校進学に至るなどの効果が現われている。

キ. 多重債務者への支援

多重債務の解消と生活再建は、家族・親族の協力体制をつくりながら、貸付、破産手続き支援等を行っている。借金の原因に病気・失業・DV・依存症などがあり、その解消が困難な場合は、債務整理と並行して関係機関との連携を図る。

支援に当たっての課題に関する意見としては、多重債務者支援の体制に自治体による差があること、背景にある問題の裾野が広がっており、関係機関間の連携が必要であること等が指摘された。

【支援内容の例】

- ・多重債務の解消と生活再建は、債務者本人だけの解決を図ることには限界があるので、相談員は、一人で悩んでいる相談者には家族・親族の協力体制づくりと生活再建のための支援を行う。仮に貸付をする場合は、家族を連帯保証人にして、世帯に貸し付ける形を取り、家計全体から返済する計画を立てる。(多重債務整理の民間支援機関)
- ・借金の原因の解消が困難な場合、具体的には病気・失業・DV(配偶者間暴力)、ギャンブル依存症などの場合は、債務整理と並行して関係機関との連携をはかる。(多重債務整理の民間支援機関)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・まだ自治体によって支援体制に差がある。都道府県よりも市町村レベルの差のほうが大きい。人口の少ない村などでは、人・モノ・カネが不足して、なかなか支援体制を作れない。(多重債務整理の民間支援機関)
- ・家族関係、精神的な問題、収入・就労等、背景に抱える問題の裾野が広がってきてい

る。多重債務支援の機関だけでは補いきれない面があり、関係機関との連携が必要である。(多重債務整理の民間支援機関)

ク. 障害者への支援

障害者への支援としては、ホームヘルプサービス等の具体的な支援のほか、同じような障害を持つ者同士が気持ちや体験を共有しあうピアカウンセリングが重視して取り組まれていた。また、障害者の性を大切にするという点で、同性介助を重視して取り組んでいる例もみられた。

障害者に対する支援をめぐるのは、制度が整備されてくることに伴って利用要件が厳格化して支援が行き届かない場面が生じていること、また、利用者が高齢者になって介護保険制度対象となる際にサービス量が減少してしまう問題等が指摘された。また、障害を抱える人が様々な社会的役割を担えるように、子育てのほか、通勤・通学などの家庭内での役割を果たすことや社会参加を支援する柔軟な仕組みとなることを求める意見があった。障害があるとみられるが手帳がないといった人が支援の対象から漏れてしまうなど制度の狭間のニーズを救う必要性を指摘する意見もあった。

【支援内容の例】

- ・障害者に対するホームヘルプサービス等を事業として行っているほか、当事者に対する支援としてピアカウンセリングを行っている。テーマによって集まる人々は様々であるが、お互いに体験や気持ちを話し合い、障害を持ちながら地域で生活していく上での自信を身につける場となっている。ピアカウンセリングの参加者は女性の方が多い。(障害者の自立生活センター)
- ・同性介助を重視して取り組んでいる。小さい頃から施設等で育ち性を大切にされてこなかった障害者が、その性を取り戻す過程が重要であるとの考えに基づく。また、介助者側にとっても介助場面でのセクシュアル・ハラスメントを防ぐ目的がある。(障害者の自立生活センター)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・障害者支援の制度が整備されてくることに伴って、逆に制度の利用要件が厳格化し、生活の中で支援を利用できる場面が限定されてしまったり、支援を行うには資格を必要とされることでボランティアの活動範囲が狭まったりして、支援が行き届かない場面が生じてしまう弊害が生じている。かつてのように多少曖昧な部分が残っていた方がよかった側面もある。(障害者の自立生活センター)
- ・全身性障害などの場合、障害者の制度のもとで月に620時間の支援を得ていたものが、65歳になって介護保険制度に移行するとサービス量が激減してしまうという問題がある。特例も認められるが、命の危険があるなど要件が厳格である。(障害者の自立生活センター)
- ・障害を持つ女性に対する支援として、自分で子どもを育てたいと考える障害女性に対

する子育て支援の充実が必要である。現行の様々な制度は、支援が困難を抱える本人に対するものになりがちであるが、母親としての役割を果たすことについても支援がほしい。同様に、通勤・通学などの社会的役割を担う際の社会参加に対する支援も重要である。(障害者の自立生活センター)

- ・ 障害者手帳に該当していなくても、支援の必要な人はいる。手帳にもとづく公的支援には限界がある。このような狭間にいる人達の支援体制の構築等も課題である。(福祉事務所)